

# 令和 8 年度 環境省 重点施策集

令和 7 年 8 月  
環 境 省



# 令和8年度環境省重点施策集目次

※GXへの投資に係る経費については、予算編成過程において検討する。  
 ※「第1次国土強靱化実施中期計画」の推進が特に必要となる施策に係る経費については、予算編成過程において検討する。

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
<b>&lt;重点施策掲載事業&gt;</b>			
<b>1. 社会課題解決による持続可能な成長の推進 ～時代の要請への対応～</b>			
<b>1-1. 環境政策を通じた経済の持続的成長と豊かな生活環境の実現</b>			
<b>(1) 「新たな成長」を生み出す3つの視点（炭素中立・循環経済・自然再興）からのGXへの投資拡大</b>			
<b>【炭素中立】</b>			
(新) 住宅の脱炭素化促進事業【エネ特】	9,000	0	1
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速【エネ特】	12,463	3,820	4
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業【GX】	6,000	1,200	11
Scope 3 排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業【GX】	3,000	2,000	12
脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）【エネ特】	9,786	2,786	13
(新) データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた環境配慮技術の開発・実証事業【エネ特】	1,770	0	14
コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業【エネ特】	7,000	7,000	15
モビリティの脱炭素化（商用車、建機、ゼロエミ船等）【GX】	52,900	10,200	16
(新) ・商用車等の電動化促進事業	30,000	0	
・ゼロエミッション船等の建造促進事業	22,900	10,200	
洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査事業等【エネ特】	929	930	18
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業【エネ特】	12,866	3,450	19

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援【GX】	5,000	5,020	27
地域における再エネ等由来水素利活用促進事業【エネ特】	3,717	3,774	28
地域脱炭素推進交付金（地域イノベーションモデルを含む）【エネ特+GX】	70,118	38,521	29
株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給【産業投資及び政府保証の合計額】	70,000	60,000	31
・株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等	70,000	60,000	
<b>【循環経済】</b>			
太陽光パネルの再資源化促進のための環境整備【一部エネ特】	1,787の内数	871の内数	32
先進的な資源循環投資促進事業【GX】	20,000	15,000	36
脱炭素型資源循環設備導入・実証（太陽光パネル、リチウム蓄電池等の再資源化設備補助を含む）【エネ特】	13,803	8,280	37
・プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業	10,000	4,280	
・脱炭素型循環経済システム構築促進事業	3,803	4,000	
(新) 資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査・実証事業【一部エネ特】	1,400	0	41
(新) 自動車における再生材市場構築のための産官学連携推進事業費	974	0	44
再資源化事業等高度化法の活用による事業者間連携の推進	451	233	45
・再資源化事業等高度化推進事業	451	233	
<b>【自然再興】</b>			
OECM・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化	655	596	46
・OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業	303	304	
(新) ・ネイチャーポジティブ地域づくり推進事業	55	0	
・独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、地域生物多様性増進活動促進業務）	297	292	

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
<b>(2) グリーンな経済システムの構築に向けた企業価値の向上と消費者・企業の行動変容の促進</b>			
企業の循環性情報開示スキームの開発及び循環経済に関する国際合意形成推進	113	113	49
ネイチャーポジティブの実現に向けたルールメイキングと民間企業への支援	47	31	50
「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) 推進事業【一部エネ特】	3,084	3,174	51
環境教育・ESD推進経費	308	308	52
グリーン購入・契約推進	93	91	53
企業経営のグリーン化(環境・サステナビリティ課題達成)の促進	47	21	54
・企業経営のグリーン化推進事業	21	21	
(新) ・サステナビリティ課題の統合的達成を実現する企業経営促進事業	26	0	
グリーンファイナンスの普及・拡大促進【一部エネ特】	768	768	56
・グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業	700	700	
・金融のグリーン化推進事業	68	68	
温室効果ガスインベントリの管理、GHG算定・報告基盤の整備・活用促進等【一部エネ特】	1,032	1,141	58
・2050年ネット・ゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費のうち温室効果ガスインベントリの管理	433	433	
・温室効果ガス関連情報基盤整備事業のうちGHG算定・報告基盤の整備・活用促進等	599	708	
(新) 中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業【エネ特】	1,901	0	60
<b>1-2. 再エネ・再生材・自然資本等の地域資源の高付加価値化による地方創生2.0の実現</b>			
<b>(1) 持続可能で自立した地域づくりに向けた地域資源を活用した好事例の普遍化</b>			
<b>【炭素中立】</b>			
(新) 中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業【エネ特】(再掲)	1,901	0	60

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
地域脱炭素推進交付金（地域イノベーションモデルを含む）【エネ特+GX】（再掲）	70,118	38,521	29
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援【一部エネ特】	5,000 +事項要求	2,000	65
(新) 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業【エネ特】	2,000	0	66
洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査事業等【エネ特】（再掲）	929	930	18
ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援【GX】（再掲）	5,000	5,020	27
民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業【エネ特】（再掲）	12,866	3,450	19
株式会社脱炭素化支援機構による脱炭素事業への資金供給【産業投資及び政府保証の合計額】（再掲）	70,000	60,000	31
ブルーカーボン等の吸収源対策に係るクレジットの創出・利活用支援、算定方法の確立等	673	47	70
(新) ・ブルーカーボン等によるクレジットの創出・利活用に係る早期社会実装に向けた実証事業	600	0	
・森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費	73	47	
<b>【循環経済】</b>			
資源循環自治体フォーラム開催や地域から排出される資源性廃棄物（金属、プラ等の複合素材等）の再資源化による資源循環ビジネスの促進	1,495	99	72
(新) 資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査・実証事業【一部エネ特】（再掲）	1,400	0	41
地域共生型廃棄物発電等導入促進事業【エネ特】	1,696	1,696	75
リユースの促進、食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環等による循環型社会の実現に向けた支援	1,887	862	76
SAFの供給拡大に向けた資源循環の促進【一部エネ特】	5,698の内数	4,099の内数	81
<b>【自然再興】</b>			
OECD・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化（再掲）	655	596	46

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上	4,539	1,722	86
・国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進	4,426	1,607	
・国民公園等魅力向上推進事業	113	115	
良好な水環境の創出と健全な水循環推進費	126	60	88
<b>【その他】</b>			
地域における主体的・協働的なローカルSDGs事業推進体制の創出・拡大（地域循環共生圏創造事業費）	408	325	89
グリーンファイナンスの普及・拡大促進【一部エネ特】（再掲）	768	768	56
イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援	334	99	90
<b>1－3. 自然資本を基盤とした国土形成と社会資本の価値向上</b>			
<b>（1）自然資本を維持・回復・充実させ利用することによる国土・都市の魅力向上・活性化</b>			
<b>【自然再興】</b>			
OECD・生物多様性保全等の推進を通じた地域活性化（再掲）	655	596	46
希少種保護対策費	765	707	91
豊かさを実感できる海の再生事業	141	141	93
地域の生態系に関する情報基盤の整備・発信	562	527	94
・生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費	562	527	
自然公園等事業費等	9,459 +事項要求	8,234	95
世界自然遺産地域の保全管理対策の強化	1,671	637	96
・世界自然遺産等保全対策費	502	458	
・世界遺産保全管理拠点施設等整備費	1,169	179	

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進・国民公園の魅力向上（再掲）	4,539	1,722	86
生物多様性保全等のための基盤的事業費	116	96	98
<b>【炭素中立】</b>			
(新) 住宅の脱炭素化促進事業【エネ特】（再掲）	9,000	0	1
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速【エネ特】（再掲）	12,463	3,820	4
業務用建築物の脱炭素改修加速化事業【GX】（再掲）	6,000	1,200	11
運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】	1,415	1,415	102
ブルーカーボン等の吸収源対策に係るクレジットの創出・利活用支援、算定方法の確立等（再掲）	673	47	70
気候変動影響評価・適応の推進	611	480	103
・気候変動影響評価・適応推進事業	611	480	
<b>【その他】</b>			
地域における主体的・協働的なローカルSDGs事業推進体制の創出・拡大（地域循環共生圏創造事業費）（再掲）	408	325	89
<b>1-4. 環境を軸とした戦略的な国際協調の推進による国際競争力の強化とグローバルサウスとの更なる連携</b>			
<b>(1) 日本企業の優位性が評価される国際ルール形成・国際標準化</b>			
海洋プラスチックごみ総合対策費	5,228	657	104
・海洋プラスチックごみ総合対策費のうち 海洋ごみに係る削減方策検討・海岸地域対策推進事業	+ 事項要求 4,957	394	
・海洋プラスチックごみ総合対策費のうち 海洋プラスチックごみ調査研究・対策総合検討事業	+ 事項要求 271	263	
企業の循環性情報開示スキームの開発及び循環経済に関する国際合意形成推進（再掲）	113	113	49
生物多様性保全等のための基盤的事業費（再掲）	116	96	98
生物多様性条約拠出金等（国際分担金等経費）	387	388	106

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
ネイチャーポジティブ（N P）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費	150	134	107
(新) 第48回南極条約協議国会議（ATCM48）開催経費	156	0	108
国際的な化学物質管理強化のための拠出金等	165	166	109
化学物質国際対応政策強化事業費	96	88	110
アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備【エネ特】	1,395	1,305	111
<b>(2) グローバルサウスとの更なる連携を通じた環境産業の海外展開</b>			
脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）の推進【一部エネ特】	14,589	14,286	118
(新) ・脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）の推進事業（欧州復興開発銀行（EBRD）拠出金事業）	150	0	
・二国間クレジット制度の構築等事業	65	29	
・脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業	14,374	14,257	
GOSATシリーズによる温室効果ガス排出量データの解析・情報発信強化【一部エネ特】	4,136	3,869	124
・国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、衛星関連事業経費）	1,700	1,556	
・GOSATシリーズによる排出量検証に向けた技術高度化事業等	2,436	2,313	
環境インフラの導入等を通じた途上国・新興国協力の推進（環境国際協力・インフラ戦略推進費）	484	463	126
大気環境に関する国際協力推進費	185	342	127
気候変動影響評価・適応の推進（再掲）	611	480	103
<b>(3) 経済安全保障の確保への対応</b>			
ASEAN等と連携したE-scrap等の国際金属資源循環の構築	708	629	128
・国際資源循環促進事業	708	629	
リチウム蓄電池等の分別回収・再資源化等総合対策【一部エネ特】	1,496の内数	182の内数	129

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
スクラップ等を取扱う不適正なヤード対策の推進	285	179	133
・産業廃棄物等処理対策等推進費	285	179	
先進的な資源循環投資促進事業【GX】（再掲）	20,000	15,000	36
脱炭素型資源循環設備導入・実証【エネ特】（再掲）	13,803	8,280	37
ゼロエミッション船等の建造促進事業【GX】（再掲）	22,900	10,200	17
地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証【エネ特】	1,900	1,900	134
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業【エネ特】	3,700	3,700	135
地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業【エネ特】	4,980	4,980	136
<b>1-5. 「新たな成長」に向けた環境関連の科学技術の開発・実証・社会実装とイノベーションの創出</b>			
<b>(1) 新技術の研究開発・実証と社会実装の推進</b>			
地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業【エネ特】（再掲）	4,980	4,980	136
革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業【エネ特】（再掲）	3,700	3,700	135
地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証【エネ特】（再掲）	1,900	1,900	134
(新) データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた環境配慮技術の開発・実証事業【エネ特】（再掲）	1,770	0	14
地域における再エネ等由来水素利活用促進事業【エネ特】（再掲）	3,717	3,774	28
運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業【エネ特】（再掲）	1,415	1,415	102
温室効果ガスインベントリの管理、GHG算定・報告基盤の整備・活用促進等【一部エネ特】（再掲）	1,032	1,141	58
GOSATシリーズによる温室効果ガス排出量データの解析・情報発信強化【一部エネ特】（再掲）	4,136	3,869	124
環境研究の高度化・オープンデータ化（国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金の一部）	12,250の内数	11,756の内数	137
・国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、環境研究共創拠点）	12,250の内数	11,756の内数	

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
環境研究総合推進費による研究開発・実証と社会実装の推進 ・独立行政法人環境再生保全機構環境保全研究・技術開発勘定運営費交付金	5,663 5,663	5,622 5,622	138
(新) 人工光合成を始めとしたCCUS社会実装・基盤構築事業【エネ特】	2,880	0	139
海底下CCSに係る審査、調査検討等の実施 ・海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費のうちロンドン条約・議定書に係る審査支援及び調査検討事業費	202 202	103 103	140
<b>(2) 環境スタートアップの支援</b>			
スタートアップ企業に対する事業促進支援（地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業の一部）【エネ特】	4,980の内数	4,980の内数	136
イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援（再掲）	334	99	90

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
<b>2. 公害や災害を乗り越え、地域が共生する社会に向けた取組 ～不変の原点の追求～</b>			
<b>2-1. 「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現</b>			
<b>(1) 人の命と環境を守る基盤的な取組</b>			
水俣病総合対策関係経費等	11,009	10,444	141
石綿健康被害対策の推進	778	813	142
子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）の効率的・効果的な推進	6,889	5,525	143
化学物質の人へのばく露総合調査事業費	204	204	144
鳥獣保護管理の推進（クマ類による被害防止に向けた対策含む）	933	654	145
・鳥獣保護管理対策費	933	654	
ニホンジカ・イノシシ・クマ類の対策支援（指定管理鳥獣対策事業費）	3,700 +事項要求	200	146
地方公共団体が実施する外来生物対策への支援及び国内へのヒアリの定着防止等	1,943	614	147
・外来生物対策費	1,943	614	
PFAS総合対策の推進	1,176	239	148
・PFAS対策推進費	1,126	189	
・総PFAS対策等検討事業	50	50	
水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費	152	120	150
海洋プラスチックごみ総合対策費（再掲）	5,228 +事項要求	657	104
石綿飛散防止総合対策費	75	65	151
土壌汚染対策費	260	213	152
国際的な動向を踏まえた化学産業への支援（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費の一部）	612の内数	613の内数	153

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
国民の予防行動の実践につながる熱中症対策の推進	1,000	405	154
・熱中症対策推進事業	1,000	405	
花粉症対策の推進	91	21	155
・環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎調査費	91	21	
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】	52,636 +事項要求	52,636	156
浄化槽の整備【一部エネ特】	10,413 +事項要求	10,413	157
・浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））	8,613 +事項要求	8,613	
・浄化槽システムの脱炭素化推進事業	1,800	1,800	
リチウム蓄電池等の分別回収・再資源化等総合対策【一部エネ特】（再掲）	1,496の内数	182の内数	129
(新) 再資源化事業高度化のための人材育成・確保事業	147	0	159
スクラップ等を取扱う不適正なヤード対策の推進（再掲）	285	179	133
PCB廃棄物の適正な処理の推進等	3,972 +事項要求	1,940	160
<b>(2) 良好な環境の創出、ライフスタイルの変革</b>			
良好な水環境の創出と健全な水循環推進費（再掲）	126	60	88
豊かさを実感できる海の再生事業（再掲）	141	141	93
「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業【一部エネ特】（再掲）	3,084	3,174	51
リユースの促進、食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環等による循環型社会の実現に向けた支援（再掲）	1,887	862	76
動物の愛護及び管理事業	522	406	161

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
<b>2-2. 東日本大震災、能登半島地震からの復興・創生及び今後の大規模災害への備え</b>			
<b>(1) 東日本大震災・原発事故からの復興・創生</b>			
中間貯蔵施設の整備・管理運営及び県外最終処分に向けた除去土壌等の減容技術開発・復興再生利用・理解醸成の推進等【復興特】	99,145	104,494	162
・中間貯蔵関連事業	99,145	104,494	
除去土壌等の適正管理及び原状回復等の実施【復興特】	15,418	15,901	163
・除去土壌等適正管理・原状回復等事業	15,418	15,901	
特定復興再生拠点区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】	7,242	19,943	164
・特定復興再生拠点整備事業	7,242	19,943	
特定帰還居住区域の整備に必要な除染等の実施【復興特】	48,812	61,981	165
・特定帰還居住区域整備事業	48,812	61,981	
放射性物質汚染廃棄物の処理等【復興特】	27,680	41,338	166
・放射性物質汚染廃棄物処理事業	27,680	41,338	
ALPS処理水モニタリング【復興特】	804	816	167
・東日本大震災被災地における環境モニタリング調査	804	816	
放射線健康管理・不安対策	953	995	169
「脱炭素×復興まちづくり」の推進【エネ特】	500	500	170
国立公園満喫プロジェクト等国立公園の保護と利用推進の一部（再掲）	4,539の内数	1,722の内数	86
<b>(2) 能登半島地震からの創造的復興</b>			
(新) 能登半島国立公園施設災害復旧、能登半島の自然資源を活かしたツーリズムとトキをシンボルとした地域づくりの推進	247	0	171
(新) 住宅の脱炭素化促進事業【エネ特】（再掲）	9,000	0	1

事 項	令和8年度 概算要求・要望額 (百万円)	令和7年度 当初予算額 (百万円)	頁
建築物等のZEB化・省CO2化普及加速【エネ特】（再掲）	12,463	3,820	4
石綿飛散防止総合対策費（再掲）	75	65	151
<b>(3) 今後の大規模災害に備えた体制整備</b>			
一般廃棄物処理施設の整備【一部エネ特】（再掲）	52,636 +事項要求	52,636	156
浄化槽の整備【一部エネ特】（再掲）	10,413 +事項要求	10,413	157
大規模災害に備えた廃棄物処理体制の構築	1,433	331	175
・大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討	1,433	331	
自然公園等事業費等（再掲）	9,459 +事項要求	8,234	95
防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援【一部エネ特】（再掲）	5,000 +事項要求	2,000	65



【令和8年度要求額 9,000百万円（新規）】

戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化、既存住宅の断熱リフォームによる脱炭素化を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。

## 2. 事業内容

(1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業

①新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

ZEH※1又はZEH+※2の要件を満たす戸建住宅を新築する者に対する補助

②新築集合住宅のZEH-M化等支援

ZEH-M※3の要件を満たす集合住宅を新築する者に対する補助

③既存住宅のZEH化改修促進支援

既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者及び既存住宅の省エネ診断を行う者に対する補助

(2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業

既存住宅の断熱リフォームを行う者に対する補助

(3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討事業

省エネ住宅に関する課題分析・調査検討業務の委託

※1 ZEHは、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅

※2 ZEH+はZEH以上の更なる省エネと断熱等性能等級6以上の外皮性能を満たした上で、①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす住宅

※3 ZEH-Mは、「ZEH」と同様に年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した集合住宅（住棟）

## 3. 事業スキーム

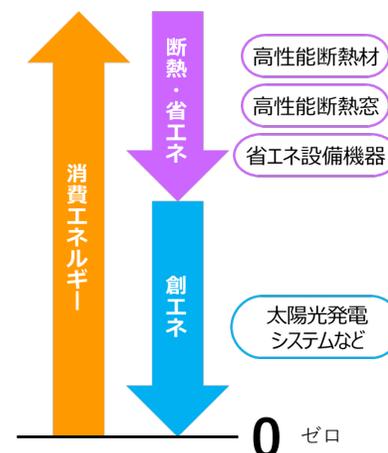
■事業形態 (1) (2) 間接補助事業 (3) 委託事業

■補助対象・委託先 (1) (2) 住宅取得者等 (3) 民間事業者・団体

■実施期間 令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

【ZEHのイメージ】



【補助額/補助率】

	地域区分/階層等	補助額/補助率
戸建住宅 ZEH※1	1～3	55万円/戸
	4～8	45万円/戸
戸建住宅 ZEH+※1	1～3	90万円/戸
	4～8	80万円/戸
集合住宅 ZEH-M※1	低層	40万円/戸※2
	中層	40万円/戸※2
	高層	1/3※3
ZEH化改修促進	戸建・集合	1/3相当※4
	省エネ診断	1/3
断熱リフォーム※1		1/3※4

※1 追加設備等に対する補助あり  
 ※2 LCCO2の算定を行った場合50万円/戸  
 ※3 過去に採択された案件の継続分に限る  
 ※4 補助上限あり



## 戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

### 2. 事業内容

- ① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援
  - 1) ZEH、ZEH+への定額補助  
ZEH：(1～3地域) 55万円/戸、(4～8地域) 45万円/戸  
ZEH+：(1～3地域) 90万円/戸、(4～8地域) 80万円/戸
  - 2) 上記に加え、蓄電システム、CLT(直交集成板)、EV充電設備等に別途補助
- ② 新築集合住宅のZEH-M化等支援
  - 1) 低層ZEH-M(3層以下)、中層ZEH-M(4、5層)への定額補助：40万円/戸※1
  - 2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助(1/3)
  - 3) 上記に加え、蓄電システム※2、CLT(直交集成板)、EV充電設備等に別途補助  
※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸  
※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり
- ③ 既存住宅のZEH化改修促進支援
  - 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助(上限250万円/戸)
  - 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助(1/3)

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅取得者等
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

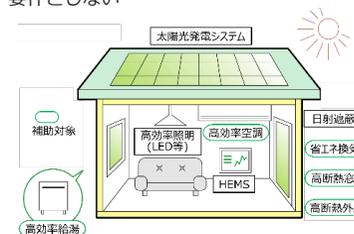
### 4. 補助対象の例

#### 【住宅の省エネ性能】

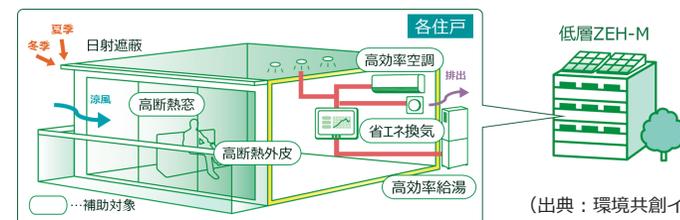
		戸建住宅		集合住宅(ZEH-M)		
		ZEH+※3	ZEH	低層	中層	高層
外皮基準		断熱等性能等級6		断熱等性能等級5		
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上		20%以上		
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上	—

- ※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす  
 ※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上  
 ※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

#### ①、③ZEHの例



#### ②低層ZEH-Mの例



(出典：環境共創イニシアチブ)

## (2) 既存住宅の断熱リフォーム支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



既存住宅の断熱リフォームによる省エネ・省CO2化を支援します。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング/高い生活の質の実現を図る。

### 2. 事業内容

既存住宅の断熱リフォーム（トータル断熱、居間だけ断熱）を行う者に対して1/3補助を実施

- ① トータル断熱  
住宅全体の一次エネルギー消費量のうち、暖冷房エネルギーの削減率が15%以上となるよう、主要居室を中心に断熱材、窓、ガラス等を改修・交換
- ② 居間だけ断熱  
居間（主要居室）の全部の窓を改修  
いずれの場合も、断熱材・窓の断熱改修と同時に実施する玄関ドア、間仕切壁、最上階以外の天井の断熱改修も補助対象

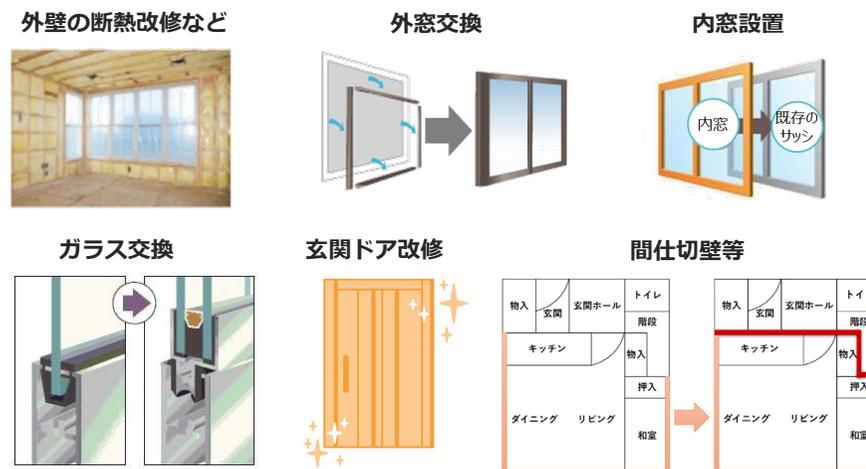
【補助上限額】

- ・既存戸建住宅：上限:120万円/戸
- ・既存集合住宅：上限:15万円/戸（玄関ドアも改修する場合は上限20万円/戸）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 住宅所有者等
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

### 4. 補助対象の例



断熱材・窓と同時に玄関ドア、間仕切壁等の改修も補助



【令和8年度要求額 12,463百万円 (3,820百万円)】

環境省

## 業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング/高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

### 2. 事業内容

#### (1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

#### (2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)

- ①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

#### (3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)

#### (4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)

#### (5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

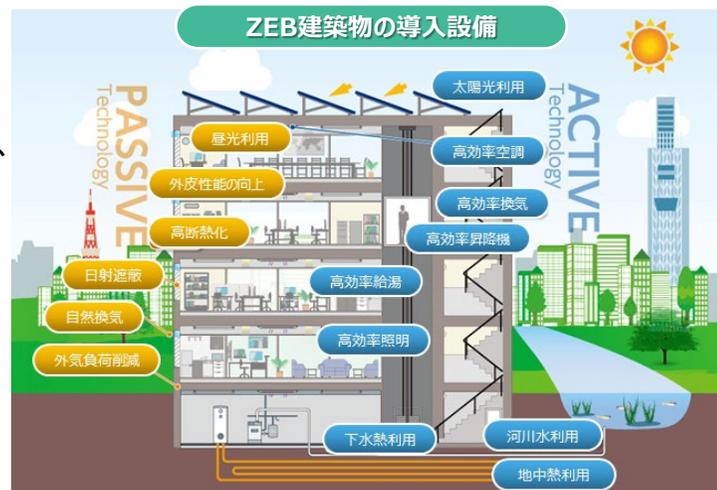
- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

#### (6) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)

### 3. 事業スキーム

- 事業形態
  - 委託先及び補助対象
  - 実施期間
- メニュー別スライドを参照

### 4. 事業イメージ



#### 施設の省CO2化と災害・熱中症対策/サステナブル倉庫普及





業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

## 1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

## 2. 事業内容

### ① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

### ② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆ 補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること等。

◆ 優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業等

◆ 採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業等

### ③ 業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆ 補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/6 (延べ面積に応じて上限3~5億円)

③1/2 (上限100万円))

■ 補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

■ 実施期間 令和5年度~令和10年度

## 4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所 等
2,000㎡ 未満	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	1/2	1/4
	ZEB Ready	対象外	対象外	対象外	対象外
2,000㎡~ 10,000㎡	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
10,000㎡ 以上	『ZEB』	1/2	1/4	2/3	1/3
	Nearly ZEB	1/3	1/5	2/3	1/3
	ZEB Ready	1/4	1/6	2/3	1/3
	ZEB Oriented	1/4	対象外	対象外	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。  
(建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象)

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容

① ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

② 低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。

- ◆補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

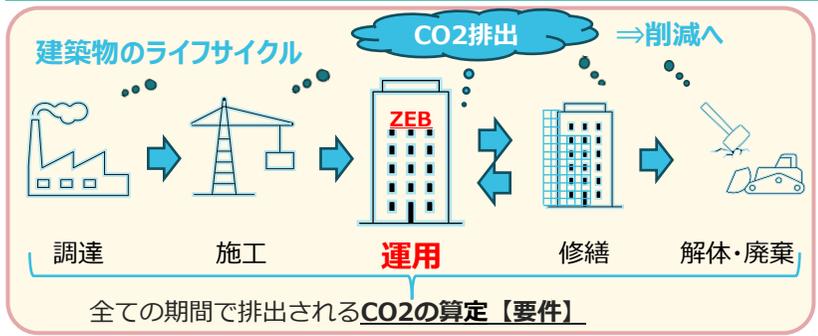
③ ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。  
 ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。  
 ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限る、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。  
 ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。  
 ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。



水インフラ（上下水道・ダム等）における脱炭素化設備の導入支援や更なる再エネ活用に向けた取組を支援します。

### 1. 事業目的

水インフラ（上下水道施設（工業用水道施設、集落排水施設を含む。）、ダム施設等）における脱炭素化設備の導入、再エネポテンシャルの活用、一層の再エネ導入に向けた技術実証を行うことにより、水インフラの脱炭素化の取組を促進する。

### 2. 事業内容

#### ① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業（補助率：1/2、1/3）

水インフラへの一定規模以上の再エネ設備や、高効率設備やインバータ等の省エネ設備の導入※に対して支援を行う。

※省エネ設備の導入は、CO2削減率が15%以上30%未満の場合は補助率1/3、30%以上の場合に補助率1/2

#### ② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業（補助率：1/2）

水インフラで自家消費する以上の水力発電等の再エネポテンシャルを有する場合に、ポテンシャルの最大限の活用のため、民間事業者等が発電事業を行い、周辺地域等に一定量の電力を供給し、電力の地産地消を行うモデル事業に対して支援を行う。

#### ③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業（委託）

水インフラへの再エネの最大限の導入に向けて、上下水道施設の水路上部など、既存の太陽光発電設備の設置が困難な空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を行う。また、その運用面や維持管理面などの評価を行い、導入スキームを含む普及促進に向けた方策の検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業 ③委託事業
- 補助対象及び委託先 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

### 4. 事業イメージ

#### ① 水インフラのCO2削減設備導入支援事業のイメージ



小水力発電設備



太陽光発電設備

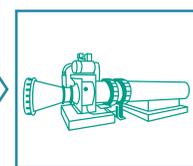


高効率設備

#### ② 水インフラ由来再エネの地産地消モデル事業のイメージ



発電に未利用の放流水等が存在



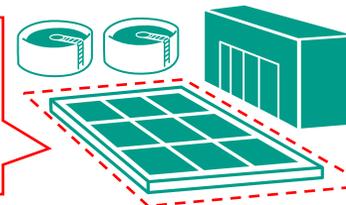
民間事業者が発電設備を設置



周辺地域・企業

電力供給

#### ③ 水インフラの空間ポテンシャル活用型再エネ技術実証事業



上下水道施設の水路上部などで太陽光発電が実施可能な技術などの実証を実施



循環経済 (CE) と炭素中立 (CN) を同時に達成する建築分野における木材再利用の方策等を検証します。

## 1. 事業目的

建築分野における木材の再利用による省CO2効果について検証することにより、木材の多様な再利用を促進するとともに、建築物のライフサイクルカーボンの削減、さらには循環経済 (CE) と炭素中立 (CN) の同時達成を目指す。

## 2. 事業内容

建築物の主要な構成部材の一つである木材は、CO2固定効果を有することから、効果的に再利用することにより、建築物のライフサイクルカーボンの削減に資する可能性がある。このため、建築物に使用されていた木材を解体後に再利用する場合を念頭に、以下の検証を行い、効果的な木材の再利用の方策等を検討する。

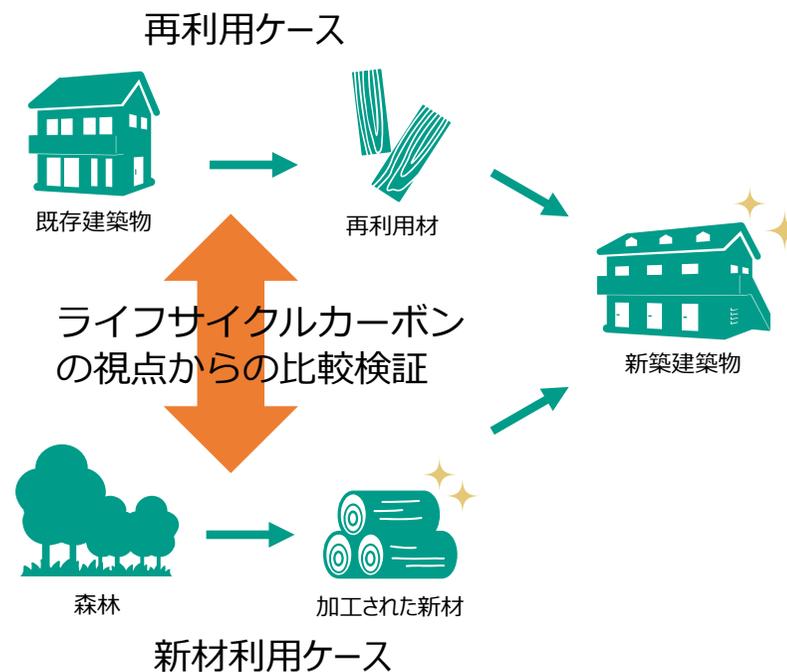
- ・建築物の解体から再利用に至る工程までのCO2排出量の算定
- ・新材を利用する場合とのCO2排出量の比較検証
- ・木材をはじめとした建材における再利用の可能性に関する検討
- ・効果的にCLT等の木材を再利用する手法の確立に向けたモデル実証
- ・普及促進のための関連情報の整理、先進的事例の収集等

※CLT (Cross Laminated Timber : 直交集成板) : ひき板を繊維方向が直行するように積層接着したパネル。コンクリートと比較して、軽量かつ断熱性が高いことから、中高層建築物等の木造化による新たな木造需要の創出に期待されている

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者、団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ





業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

## 1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

## 2. 事業内容

### ① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

#### 1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業

既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。(補助率：1/3、上限：1,000万円)

#### 2. 民間建築物等における省CO2 改修支援事業

高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。(補助率：1/3、上限：3,500万円)

#### 3. テナントビルの省CO2 改修支援事業

オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(補助率：1/3、上限：4,000万円)

#### 4. 空き家等における省CO2 改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(補助率：1/3、上限：1,000万円)

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

### ② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

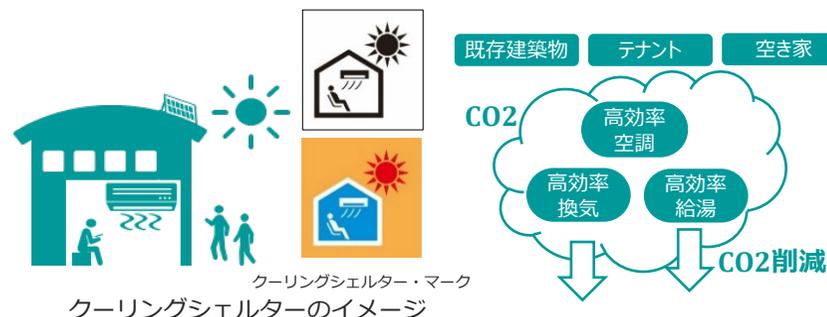
災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。(補助率：1/3) ※コンテナハウス本体等は補助対象外。

## 3. 事業スキーム

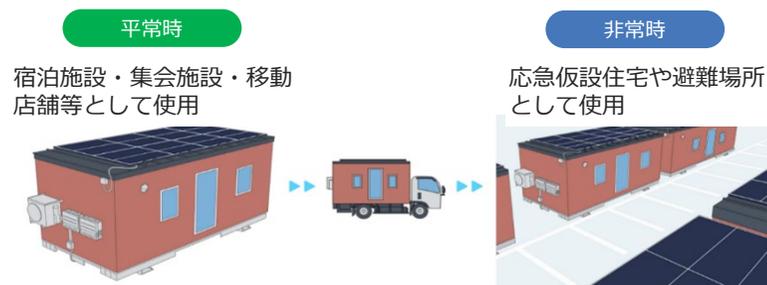
- 事業形態 間接補助事業
- 委託先 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### ① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



### ② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



# 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、 (6) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)



営業倉庫への省CO2型・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

## 1. 事業目的

営業倉庫への省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで、サステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

## 2. 事業内容

省CO2化設備等の導入によるエネルギー消費削減、保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、再エネ設備の導入によるエネルギー供給を行う事業に対して、設備導入コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開する。

◆補助対象設備：  
省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、省CO2化設備

- ◆補助要件：  
倉庫業者が、次の①と②を同時導入すること等
- ① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）
  - ② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2）（上限1億円）
- 委託先 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### ● 補助対象事業のイメージ



### ● 省CO2化・省人化機器等の例





【令和8年度要求額 6,000百万円（1,200百万円）】  
（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）

環境省

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

## 2. 事業内容

### （1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

- 主な要件 : 改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理を行うこと等
- 主な対象設備 : 断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。  
※一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。
- 補助率 : 1/2以内 等

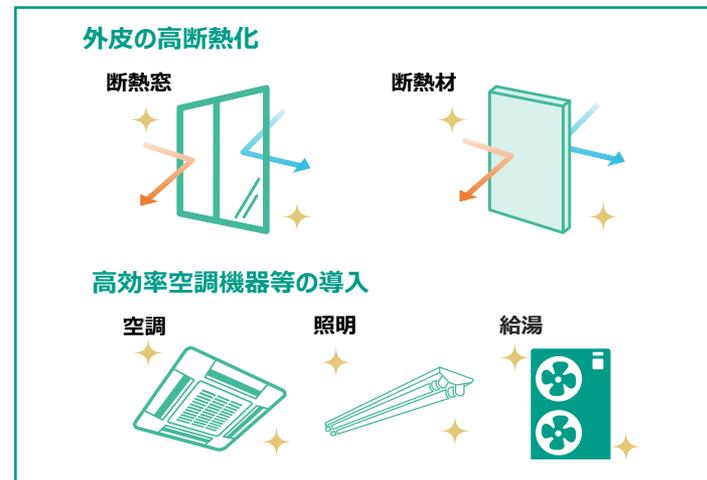
### （2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 : 間接補助事業
- 補助対象 : 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 : 令和5年度～

## 4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

# Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和8年度要求額 3,000百万円（2,000百万円）】

※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担

バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

## 2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2設備の導入を支援する。

### 主な要件：

- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
- 代表企業は連携企業と本事業の合意を締結すること
- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること

**補助対象：**現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備 等

**補助率：**中小企業1/2

大企業 1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

**補助上限額・事業期間：**15億円（1事業者につき）、最大3カ年

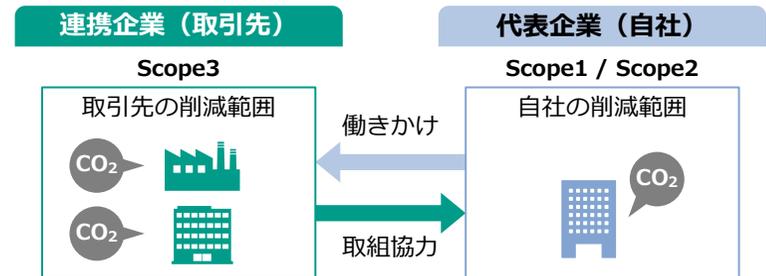
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

## 4. 事業イメージ

### 良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進

▼ Scope3排出量を削減するには取引先の協力が不可欠



### サプライチェーン全体でCO2排出量削減の取組を実施

代表企業における温室効果ガス排出量（Scope1・Scope2）を含め、連携企業の温室効果ガス排出量（Scope3）の削減として省CO2設備の導入等の取組を支援



※○内はScope3の 카테고리を示す

お問合せ先： 環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

# 脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度要求額 9,786百万円（2,786百万円）】

## 中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

### 2. 事業内容

- ① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）**  
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行う民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。  
※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSIに関する単純な高効率化改修は補助対象外  
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む
- ② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）**  
DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。
- ③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）**  
効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

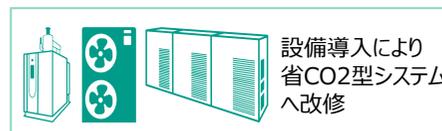
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（補助率:1/3、3/4）、③委託事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ

#### ① 省CO2型システムへの改修支援事業

##### 補助事業の実施



設備導入により  
省CO2型システム  
へ改修

##### 補助事業の効果

- 脱炭素性能の高い機器の導入促進、長期間にわたる省CO2効果を発現
- CO2排出量を毎年度モニタリングすることで省CO2効果を見える化
- CO2排出削減の効果が高い優良事例を広く発信



#### ② DX型CO2削減対策実行支援事業



データにより設備稼働の  
現状・課題を見える化

工場・事業場の運用改善をタイムリーに実施し、CO2削減

データ等を用いて、適正な設備容量への改修計画を策定し、CO2削減

# データセンター等デジタル基盤の脱炭素化に向けた環境配慮技術の開発・実証事業（総務省連携事業）



【令和8年度要求額 1,770百万円（新規）】

## データセンター等のデジタル基盤の省エネ・省CO2化を実現する環境配慮技術の開発・実証を実施します。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、今後、消費電力・CO2排出量の増加が見込まれるデータセンター等のデジタル基盤の省エネ化・省CO2化に資する環境配慮技術等の開発・実証等を行い、その実用化・社会実装を加速する。

### 2. 事業内容

産業競争力強化や、地方分散化による災害リスクの軽減、地域の活性化、人口減少対策、環境保全のためにはデジタル化・生成AI活用等の加速が急務であり、今後、データセンター等の需要拡大に伴う消費電力・CO2排出量の増加が見込まれる。そこで、環境配慮型のデジタル関連技術等の開発・実証等を通じて、その実用化と社会実装を加速する。

#### 1) デジタル基盤の環境配慮技術の開発・実証

データセンター等デジタル基盤の省エネ・省CO2に資する新しい環境配慮技術（冷却技術・システムや最適化技術等）の開発・実証を行う。

#### 2) デジタル基盤の環境配慮技術の活用方策に関する調査・検討

デジタル基盤の省エネ・省CO2に資する環境配慮技術・市場等の調査や、ユースケースの検討を実施し、効果的に社会実装に繋げるための方策を検討する。

### 3. 事業スキーム

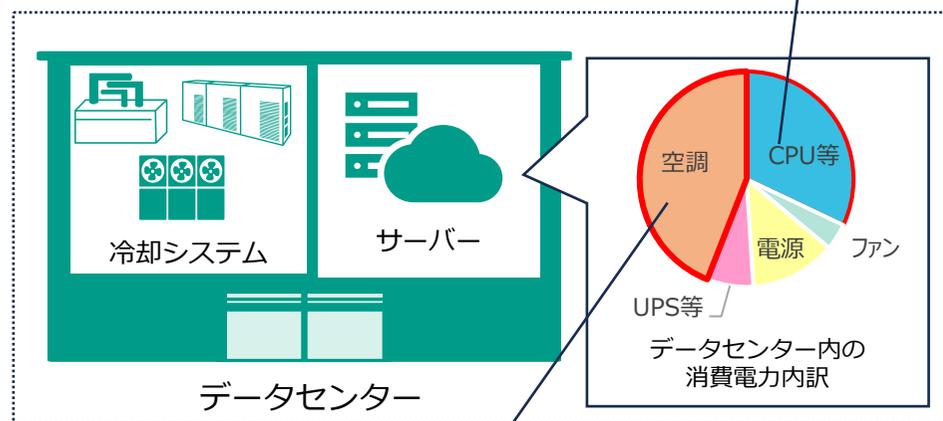
- 事業形態 委託・補助（補助率1/2）
- 委託・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ

データセンター等のデジタル基盤における消費電力低減に資する技術の開発・実証を実施し脱炭素化を推進

低消費電力の実現に資するシステム最適化制御技術等の開発・実証

・負荷に基づくシステム最適制御/システム最適化 等



新たな冷却技術の開発/実証による低消費電力の実現

- ・高度空調システム
- ・液浸/液冷
- ・未利用エネルギーを利用した冷却技術 等

# コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業

(一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 7,000百万円 (7,000百万円)】

コールドチェーンにおける脱炭素型自然冷媒機器の導入を支援するとともに、既設機からのフロン排出抑制方法を検証することで、脱フロン・脱炭素型冷凍冷蔵機器への迅速かつ効率的な移行実現を図ります。

## 1. 事業目的

- ① モントリオール議定書に即した代替フロンの着実な削減の実行のため、代替フロンから自然冷媒への転換を支援
- ② 省エネ、再エネ活用に取り組む事業者への積極的な支援により、コールドチェーンの脱フロン化・脱炭素化を推進
- ③ 一定の需要を生み出すことにより自然冷媒機器の低価格化を促進
- ④ フロン排出抑制法の取組強化と相まった温室効果ガスの大幅削減に向けた検証

## 2. 事業内容

我が国において、温室効果の高い代替フロンの排出量は増加傾向を示しており、2050年カーボンニュートラルの目標達成のために迅速な排出量削減が必要。代替フロンの迅速かつ効率的な排出削減のためには、規制的措置に加えて、脱フロン・脱炭素型の自然冷媒機器への転換の促進、また、過渡期においては、既設機からのフロン排出抑制に取り組む必要があり、それらを推進するために以下の事業を行う。

### (1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業 (間接補助事業)

国民生活に欠かせないコールドチェーンを支える冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、食品小売店舗を営む中小企業等の脱炭素型自然冷媒機器の導入費用に対して補助を行う。

### (2) フロン類対策による省CO2効果等検証事業 (委託事業)

冷媒対策を通じた温室効果ガス削減に係る市場動向や技術動向の調査等を実施し、最新技術等によるエネルギー起源のCO2排出削減効果・代替フロン排出削減効果を分析・検証し、効果を最大化する今後の普及措置を検討する。

## 3. 事業スキーム

### ■ 事業形態

(1) 間接補助事業 補助率：原則 1 / 3

※大企業に関しては、自然冷媒機器への転換に先導的に取り組んでいることを条件とし、かつ、再エネ活用や高水準の省エネ化の取組を評価する。

※自然冷媒機器導入費用に対する補助であり、再エネ設備等の導入費用は補助対象外

(2) 委託事業

### ■ 補助・委託対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

### ■ 実施期間

令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

(1) 脱炭素型自然冷媒機器の導入支援事業



### 脱炭素型自然冷媒機器の例



食品製造ラインのフリーザー



中央方式冷凍冷蔵機器



冷凍冷蔵ショーケース

自然冷媒



省エネ

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室 電話：0570-028-341



【令和8年度要求額 30,000百万円（令和6年度補正予算額 40,000百万円）】

## 2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、トラック・タクシー・バスや建設機械の電動化を支援します。

### 1. 事業目的

- 運輸部門は我が国全体のCO2排出量の約2割を占め、そのうちトラック等商用車からの排出が約4割であり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度温室効果ガス削減目標（2013年度比46%減）の達成に向け、商用車の電動化（BEV、PHEV、FCV等）は必要不可欠である。
- また、産業部門全体のCO2排出量は、日本全体の約35.1%、そのうち建機は約1.7%を占め、建機の電動化も必要不可欠である。
- このため、本事業では商用車（トラック・タクシー・バス）や建機の電動化に対し補助を行い、普及初期の導入加速を支援することにより、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現する。

### 2. 事業内容

商用車（トラック・タクシー・バス）及び建機の電動化（BEV、PHEV、FCV等※）のために、車両、建機及び充電設備の導入に対して補助を行う。

具体的には、省エネ法に基づく「非化石エネルギー転換目標」を踏まえた中長期計画の作成義務化に伴い、BEVやFCVの野心的な導入目標を作成した事業者や、非化石エネルギー転換に伴う影響を受ける事業者等に対して、車両及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※BEV：電気自動車、PHEV：プラグインハイブリッド車、FCV：燃料電池自動車

また、GX建機※の普及状況を踏まえ、今後、公共工事でGX建機の使用を段階的に推進していくことに伴い、GX建機を導入する事業者等に対して、機械及び充電設備の導入費の一部を補助する。

※GX建機：国土交通省の認定を受けた電動建機。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：差額の2/3、本体価格の1/4等）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和5年度～

### 4. 事業イメージ

【トラック】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両  
の例



EVトラック/バン



FCVトラック

【タクシー】補助率：車両本体価格の1/4 等

補助対象車両  
の例



EVタクシー



PHEVタクシー



FCVタクシー

【バス】補助率：標準的燃費水準車両との差額の2/3 等

補助対象車両  
の例



EVバス



FCVバス

【建設機械】補助率：標準的燃費水準機械との差額の2/3 等

補助対象機械  
の例



GX建機



【充電設備】補助率：本体価格の1/2 等

補助対象設備  
の例



充電設備

※本事業において、上述の車両及び建機と一体的に導入するものに限る

# ゼロエミッション船等の建造促進事業（国土交通省連携事業）



【令和8年度要求額 22,900百万円（10,200百万円）】

※5年間で総額15,000百万円の国庫債務負担

## ゼロエミッション船等の建造に必要な生産設備の整備を支援し、その普及を促進します。

### 1. 事業目的

- 我が国の運輸部門からのCO2排出量のうち、船舶は自動車に次いで大きな割合(5.5%)を占め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けては、水素・アンモニア燃料等を使用するゼロエミッション船等の普及が必要不可欠。ゼロエミッション船等の供給基盤構築を行うことにより、それらの船舶の市場導入の促進によるCO2の排出削減を進めるとともに、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。
- 本事業ではゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産基盤の構築・増強及びそれらの設備を搭載（艤装）するための設備整備のための投資等を支援し、ゼロエミッション船等の供給体制の整備を図る。

### 2. 事業内容

今後、新燃料船への代替建造が急速に進むと見込まれることを踏まえ、ゼロエミッション船等の供給基盤確保を推進するため、以下の補助を行う。

- ゼロエミッション船等の建造に必要なエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備の整備・増強
- 上記船用機器等を船舶に搭載（艤装）するための設備等の整備・増強

本事業を通じ、海運分野における脱炭素化促進に資するとともに、ゼロエミッション船等の建造需要を取り込むことにより、我が国船舶産業の国際競争力強化を図る。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～

### 4. 事業イメージ

船用事業者に対しゼロエミッション船等の重要船用機器の生産設備の導入を支援



エンジン



燃料タンク



燃料供給システム等



艤装設備（クレーン）

造船事業者に対しゼロエミッション船等のエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の搭載に必要なクレーン等の艤装設備等の導入を支援

# 環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業（洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査事業含む）



【令和8年度要求額 929百万円（930百万円）】

気候危機と生物多様性損失の「2つの危機」へ統合的に対応するため、再エネ導入に係る景観影響の評価・可視化等により、関係者の理解を深め、ネイチャーポジティブにも貢献する持続可能な地域共生型の再エネ導入の加速化を図ります。

## 1. 事業目的

再エネ導入に係る景観影響の評価による再エネ適地選定、関係者の合意形成、環境影響評価等の合理化・迅速化を図ることを通して、持続可能な再エネ導入を加速し、脱炭素社会実現に貢献する。

また、洋上風力発電の導入促進のため、海域特有の環境影響情報の収集・調査、整備・提供を行うとともに、鳥類衝突のモニタリング手法を確立する。

## 2. 事業内容

再エネ導入に際し、景観上の問題が生じやすい国立公園等における景観影響を解析し、再エネ適地を示す。また、再エネ導入に係るアセスメントデータの活用環境の整備や、再エネの社会的受容性の向上に資するガイドラインの整備等を行う。加えてAI-IoTを活用した連続温泉モニタリングの実施等により、地域共生型の地熱開発や温泉熱利用を推進する。さらに、洋上風力発電に係る海洋環境調査や鳥類衝突モニタリング手法の実証を実施する。

### 1) 再エネ導入加速化に向けた景観影響の可視化等及び社会的受容性向上調査事業

- ①再エネ施設の国立公園等に及ぼす景観影響等の評価と景観適地マップの作成
- ②再エネ施設導入に係る環境アセスメントのデータの活用環境の整備
- ③再エネ施設導入における生態系保全上の社会的受容性の向上に資するガイドラインの整備
- ④地熱開発に係る地域の合意形成の円滑化に向けたAI-IoTを活用した連続温泉モニタリング及び温泉熱利用の推進

### 2) 洋上風力発電の導入に伴う洋上の環境情報の調査・提供事業

洋上風力発電を導入する区域の指定に資する海洋環境調査等の実施

### 3) 洋上風力発電における鳥類衝突モニタリング手法の実証事業

洋上風力発電の特性を踏まえた環境配慮の考え方として稼働後の鳥類衝突（バードストライク）をカメラにより監視し鳥類衝突の実態や種を特定する手法を実証する。

## 3. 事業スキーム

■事業形態 委託事業

■委託先 民間事業者・団体

■実施期間 1) ①～③令和6年度～令和8年度 2) 令和6年度～  
④令和7年度～令和11年度 3) 令和7年度～令和9年度

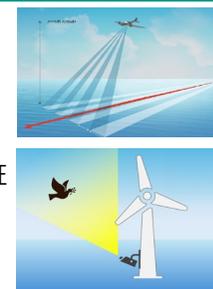
## 4. 事業イメージ

■景観影響の評価による再エネ適地の可視化

■再エネ導入の社会的受容性の向上策の調査やアセス情報の活用環境整備  
⇒地域住民・事業者が信頼できる情報にアクセス可能となる。

■洋上風力の海域調査  
航空機を用いた海域調査のイメージ  
(出典：Waardenburg Ecology社レポート)

■鳥類衝突モニタリング手法の実証  
カメラを用いた鳥類調査のイメージ



事業者ガイドラインの作成

地域共生型再エネ導入の推進

# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

(一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)

デコ活  
くらしの中のエコがけ



【令和8年度要求額 12,866百万円 (3,450百万円)】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、民間企業等が有する工場・施設・営農地等に対して再エネ設備の導入加速と柔軟な需給調整の実現を支援することにより、民間企業や地域の脱炭素化を着実に進めるとともに、分散型電力システムを構築して地域共生型エネルギー社会の加速化を目指す。

## 2. 事業内容

(1) ストレージパリティ\*の達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

\*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業

(3) 離島の脱炭素化推進事業

(4) 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

(5) 新手法による電力融通モデル創出事業

(6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業

## 3. 事業スキーム

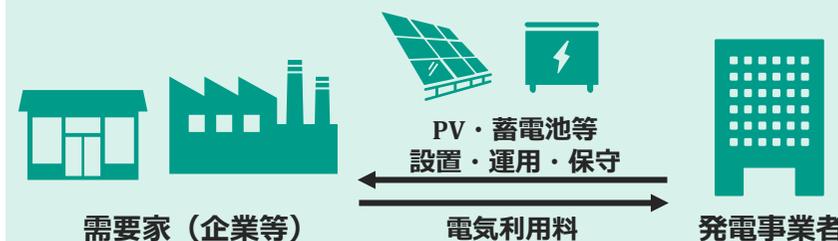
■事業形態 間接補助事業／委託事業 (メニュー別スライドを参照)

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

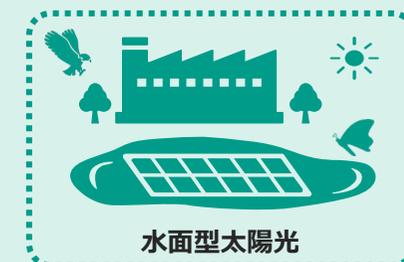
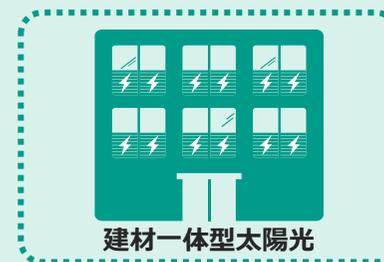
■実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入



設置場所の特性に応じた再エネ導入



お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

## (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（経済産業省連携事業）



初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

### 1. 事業目的

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ\*の達成を目指す。

\*太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

### 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、CO2削減に加え、停電時に電力使用を可能とし、電力系統への負荷も低減できる。蓄電池を活用することで、その効果を高めることもできる。また、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAというサービスも出てきている。

これらを踏まえ、本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じ、ストレージパリティの達成を目指す。

#### ① ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業（補助）

オンサイトPPA等による業務用施設・産業用施設等への自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池もしくは、車載型蓄電池の導入は必須。

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（ただし、戸建住宅は逆潮流可）。

#### ② ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法調査検討事業（委託）

太陽光発電設備・蓄電池の導入加速化や、ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

### 3. 事業スキーム

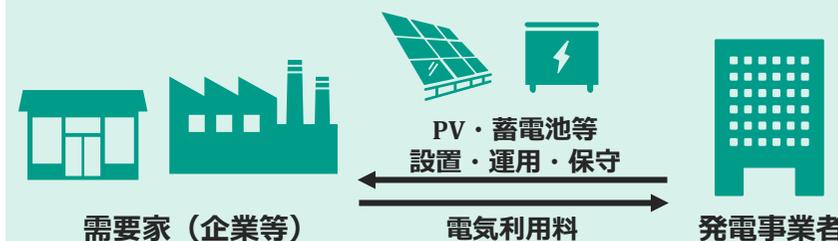
- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））  
②委託事業

- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

- 実施期間 令和6年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ

#### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



#### 太陽光発電設備・蓄電池の補助概要

	太陽光発電設備	定置用蓄電池
PPA リース	5万円/kW	補助対象経費の1/3
購入	4万円/kW	

\*蓄電池併設型で自家消費型の太陽光発電設備であること

\*EV・PHV（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

### 1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

### 2. 事業内容

#### ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）

生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した地域共生型の太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。

※コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

#### ② 駐車場等への太陽光発電設備の導入促進事業（補助額8万円/kW、補助率1/2）

駐車場等を活用した新たな設置手法による太陽光発電設備（ソーラーカーポート、ソーラーロード等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。

#### ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電設備の導入促進事業（補助率3/5、1/2）

窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

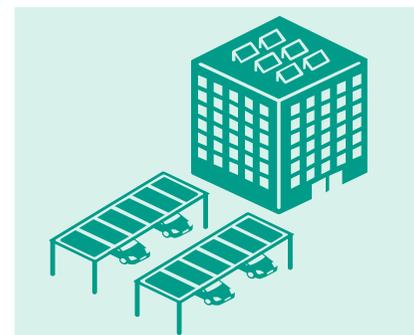
### 3. 事業スキーム

■事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）

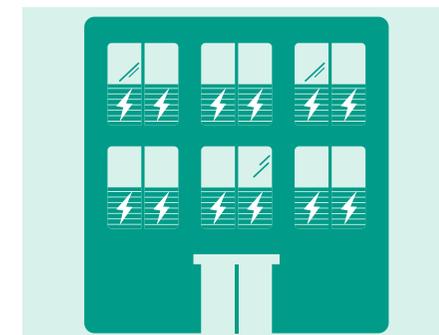
■補助対象 民間事業者・団体等

■実施期間 ①～③令和6年度～令和11年度

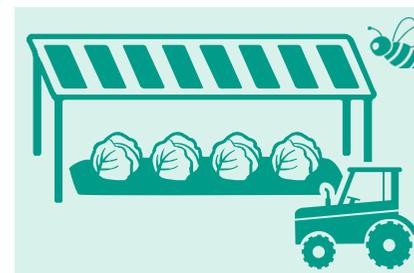
### 4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

## (2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業 (2/2)



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

### 1. 事業目的

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所や地域の特性に応じた太陽光発電設備や再エネ熱利用の支援、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出等を通じて、それらの価格低減を促進しながら、再エネ導入を図る。

### 2. 事業内容

#### ④ 再エネ熱利用・工場廃熱利用等の価格低減促進事業 (補助率1/3、1/2)

地域の特性に応じた(a)再エネ熱利用・自家消費型再エネ発電(太陽光発電除く)、(b)工場廃熱利用のいずれかに該当する取組に対し、コスト要件(※)を満たす場合に設備導入支援等を行う。

##### ※コスト要件

(熱利用) : 当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト(※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく)より一定以上低いものに限る。

(発電) : 本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

#### ⑤ 地域における脱炭素化先行モデル創出事業 (補助率3/4、2/3)

熱分野でのCO2ゼロに向けた複数施設におけるCO2の削減や、地域で熱融通等を推進する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

#### ⑥ 設置場所の特性に応じた再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業 (委託)

設置場所の特性に応じた再エネ導入加速化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ④⑤ 間接補助事業 (計画策定: 3/4 (上限1,000万円)、設備等導入: 1/3、1/2、2/3)  
⑥ 委託事業

- 委託先及び補助対象 地方公共団体(※)・民間事業者・団体等 ※温泉熱のみ

- 実施期間 ④～⑥ 令和6年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ

#### 再エネ熱等の地域資源の例



# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、

## (3) 離島の脱炭素化推進事業



離島での再エネ設備等の群単位での実装により、離島の脱炭素化を図ります。

### 1. 事業目的

離島での再エネ率を向上させるため、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する技術の実装を支援することで、離島の脱炭素化を促進する。

### 2. 事業内容

離島は、電力供給量に占める再エネの割合が低い。電力供給量に占める再エネの割合を高めるためには、調整力も同時に強化していく必要があるが、そのためには、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

本事業では、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高めCO2削減を図る以下の取組に対して支援を行う。

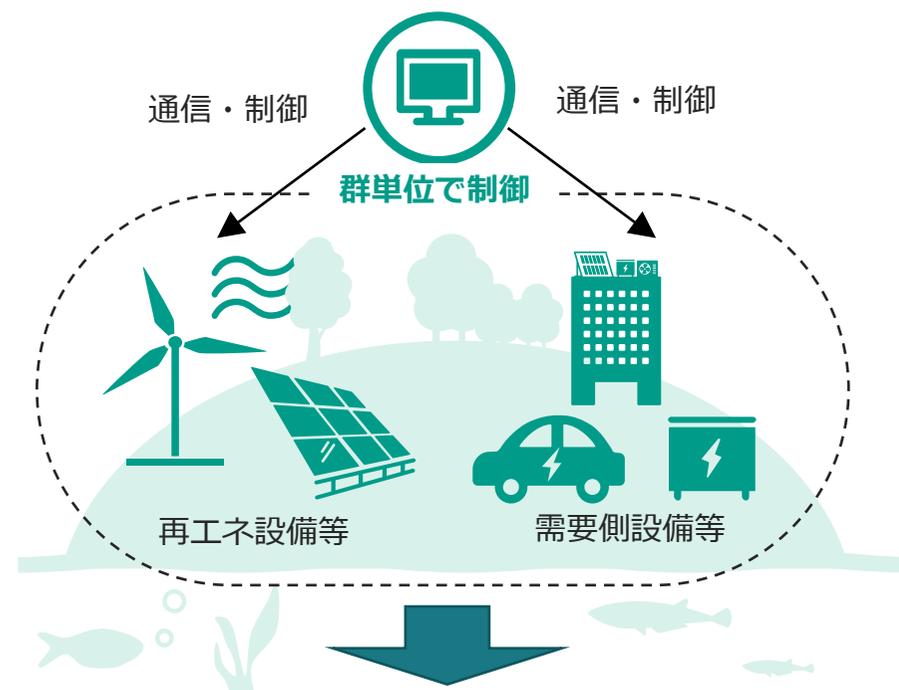
- ① **計画策定** : バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御する計画策定
- ② **設備等導入** : 再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた取組

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ

EMS（遠隔にて群単位で管理・制御）



離島全体での調整力の強化による、  
再エネ自給率の向上、脱炭素化



浮体式洋上風力を用いたエネルギー地産地消のビジネスモデルを構築して、その普及を目指します。

### 1. 事業目的

離島をはじめとした浮体式洋上風力によりエネルギーの地産地消を目指す地域において、その導入に向けた計画策定支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成と社会実装を促進することにより、地産地消型の浮体式洋上風力発電の普及を目指す。

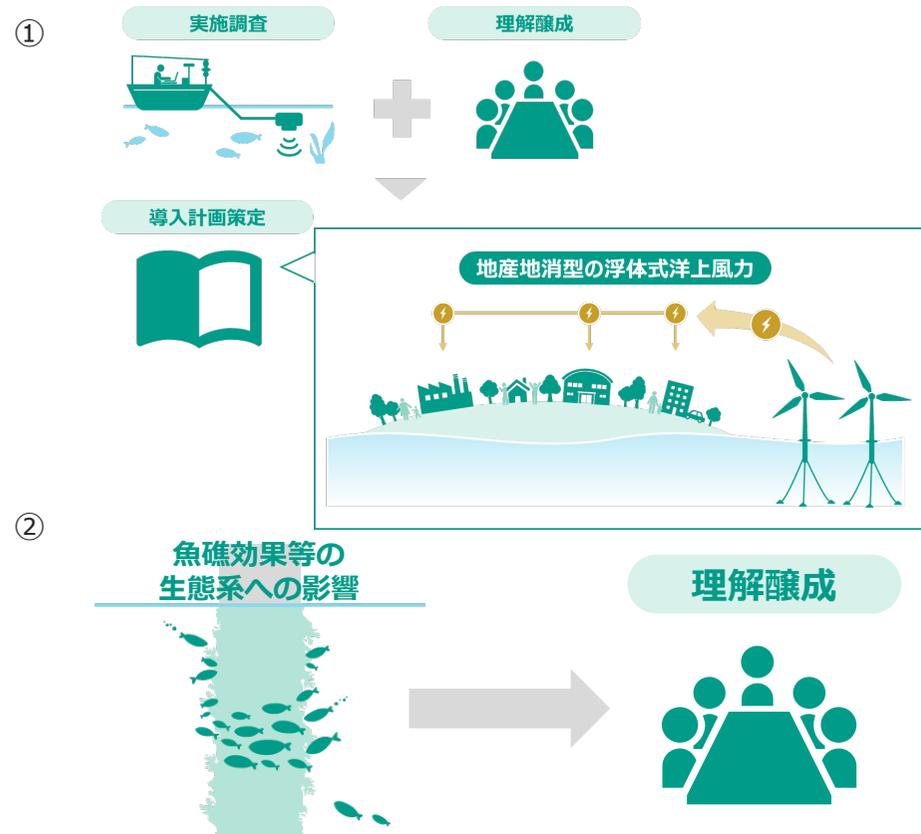
### 2. 事業内容

- ① **エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定支援事業（補助率1/2）**  
エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び導入計画の策定に対する支援を行う。導入計画の策定にあたっては、供給側及び需要側のエネルギー活用方法等を含む実現可能な地域ビジネスのあり方を検討する。
- ② **漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業（委託）**  
浮体式洋上風力の導入において一つの課題となっている地元住民（漁業関係者等）の理解醸成に資する、海洋生態系への影響調査等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①補助事業（1/2） ②委託事業
- 委託先及び補助対象 地方公共団体・民間事業者・団体等
- 実施期間 ①令和8年度～令和10年度 ②令和7年度～令和8年度

### 4. 事業イメージ





### TPO（第三者保有）モデルによる建物間・地域内での電力融通モデルの創出を支援します。

#### 1. 事業目的

TPO（第三者保有）モデルを活用した電力融通モデルの創出・普及促進を支援することで、建物間・地域内での脱炭素化を図る。

#### 2. 事業内容

TPO（Third Party Ownership/第三者保有）モデルとは、需要家以外の第三者が設備を保有することをいい、このモデルを活用した複数の建物間・地域内での電力融通モデルが構築されることで、需要家は初期費用ゼロで設備を導入することが可能となる他、包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで電力の有効活用が推進され、総合的な脱炭素化の加速化が期待できる。

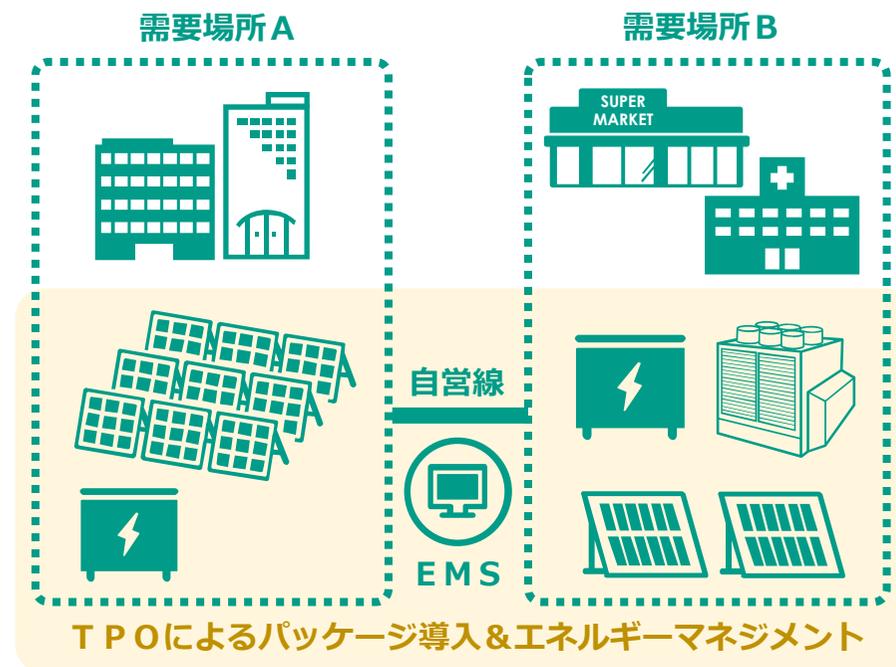
本事業では、TPOモデルを活用した以下の取組に対して支援を行う。

- ① **計画策定**：省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる、建物間電力融通に係る計画策定
- ② **設備等導入**：複数の建物間で電力融通を行い、再エネ発電設備や自営線、EMS等の導入により、平時での省CO2と災害時の避難拠点を両立させる取組

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

#### 4. 事業イメージ



# 民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、 (6) データセンターのゼロエミッション化・地域共生加速化事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・地域共生加速化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

新設・既設・コンテナ型のデータセンターに対する再エネ設備等を支援することにより、データセンターの脱炭素化を図る。

## 2. 事業内容

デジタル化の進行により電力消費量の激増が予見される中、データセンターについて徹底した省エネと再エネの最大限活用が求められる。

### ① データセンターの脱炭素化支援事業（補助率1/3）

データセンターの脱炭素化を推進するため、以下の取組に対して支援を行う。

- (a) 新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入
- (b) 既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修
- (c) 省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターの設備等導入

### ② 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業（委託）

再エネ活用型データセンターの普及方策等の調査・検討を行う。

## 3. 事業スキーム

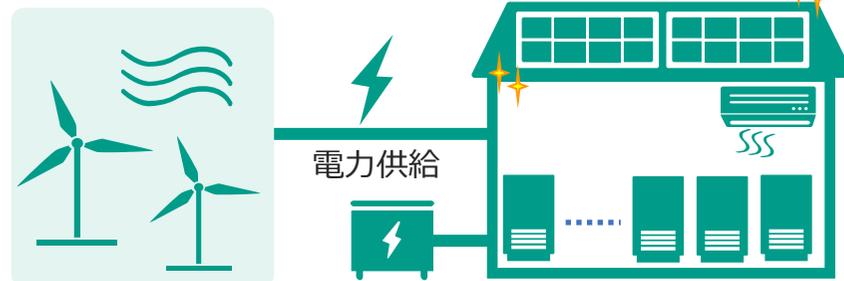
■事業形態 ①間接補助事業（1/3） ②委託事業

■委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

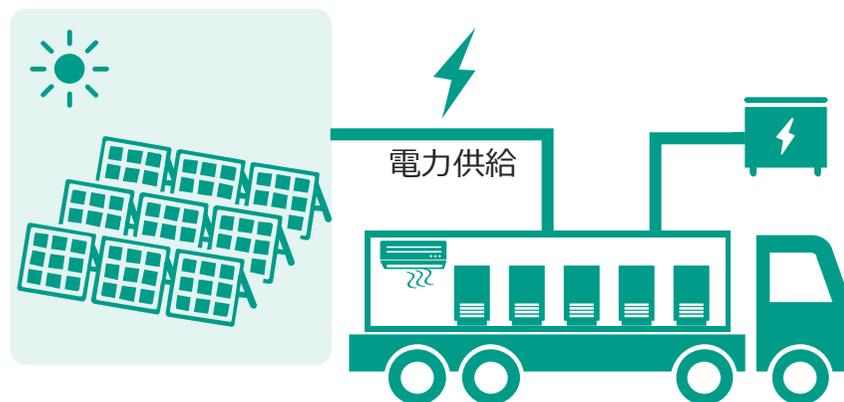
■実施期間 ①②令和6年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### (a)新設 (b)改修

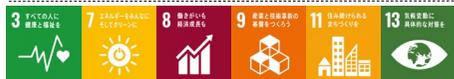


### (c)コンテナ



# ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業

(経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 5,000百万円 (5,020百万円)】

ペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向け、社会実装モデルの創出に貢献する自治体・民間企業を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、軽量・柔軟などの特徴を有するペロブスカイト太陽電池の国内市場立ち上げに向けた導入支援をすることで、導入初期におけるコスト低減と継続的な需要拡大に資する社会実装モデルを創出し、民間企業や地域の脱炭素化を進めるとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

## 2. 事業内容

ペロブスカイト太陽電池は、これまで太陽電池が設置困難であった場所やインフラ施設等にも設置が可能であり、主な原材料であるヨウ素は、我が国が世界シェアの約30%を占めるなど、再生エネルギー導入拡大や強靭なエネルギー供給構造の実現にもつながる次世代技術である。本事業では、ペロブスカイト太陽電池の導入初期における発電コスト低減のため、ペロブスカイト太陽電池の将来の普及フェーズも見据えて、拡張性が高い設置場所へのペロブスカイト太陽電池導入を支援する。

### ①事前調査・導入計画策定

ペロブスカイト太陽電池の導入に向けた事前調査（建物耐荷重の調査や現地確認）や、事前調査を踏まえた構造物単位での導入計画策定を支援し、設備導入につなげる。

### ②設備等導入

従来型の太陽電池では設置が難しかった建物屋根・窓等・インフラ空間における建物屋根等への性能基準を満たすフィルム型・ガラス型ペロブスカイト太陽電池の導入を支援する。

<主な要件>

- ・同種の屋根等がある建物への施工の横展開性が高いこと
- ・導入規模の下限、補助上限価格
- ・施工・導入後の運用に関するデータの提出 等

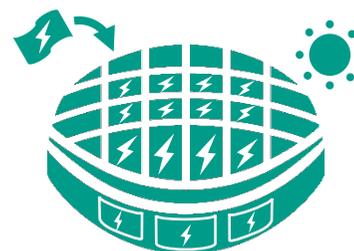
## 3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業（計画策定：定額、設備等導入：2/3、3/4）

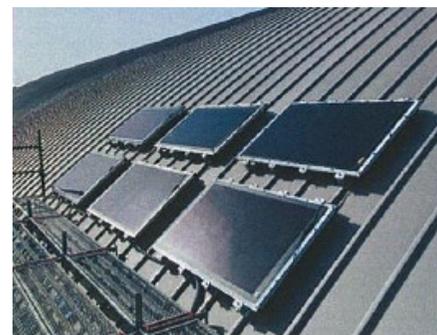
■補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間 令和7年度～

## 4. 事業イメージ



ペロブスカイト太陽電池の導入イメージ



体育館・アーチ屋根



バスシェルター

出典：積水化学工業株式会社

お問合せ先：

環境省 大臣官房 地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

資源エネルギー庁省エネルギー部 新エネルギー部新エネルギー課 電話：03-3501-4031

# 地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）



【令和8年度要求額 3,717百万円（3,774百万円）】



水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素利活用機器の社会実装や水素の需要創出を加速することで、エネルギーの脱炭素化とレジリエンス向上を実現する水素社会の構築を推進する。

## 2. 事業内容

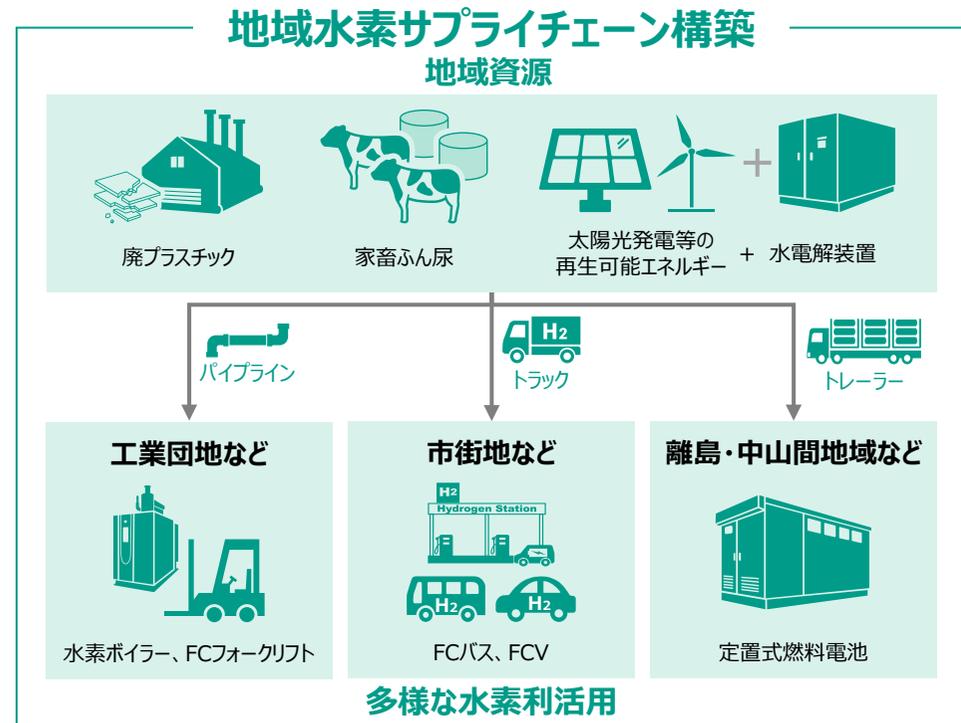
水素社会の実現に向けて、地域における再エネ等由来水素の利活用促進や水素の需要創出等を行う。

- ① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・実証事業  
需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築する実証事業を行うとともに、事業内で導入する水素利活用機器に対する導入支援を行う。
- ② 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業  
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。
- ③ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業  
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。
- ④ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業  
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 : ①④委託事業・①②③補助事業（補助率：1/2、2/3）
- 委託先・補助対象 : 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 : ①令和7～11年度、②令和7～11年度、③令和7～8年度、④令和7～11年度

## 4. 事業イメージ



水素社会の実現へ

お問合せ先 : ①、②、④ 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室  
③ 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室

電話: 0570-028-341  
電話: 03-5521-8301

# 地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和8年度要求額 70,118百万円 (38,521百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)や地球温暖化対策計画(令和7年2月18日閣議決定)等を踏まえ、脱炭素先行地域等での取組により展開してきた地域脱炭素のうねりを更に大きくし、全国展開のための基盤を確固たるものとするため、地域課題や地域特性に応じた創意工夫ある地域脱炭素の取組を高度化・展開していくこと(「地域脱炭素2.0」)等を目的とする。

## 2. 事業内容

### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

#### <地域脱炭素1.0>

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

#### <地域脱炭素2.0>

- ④高度化・展開促進事業【新規】  
脱炭素ドミノの進展に向けて、新たな技術や先進的な技術を地域に導入する取組や、地域の脱炭素化を担う中核的な主体と連携した取組を支援する。

### (2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

## 3. 事業スキーム

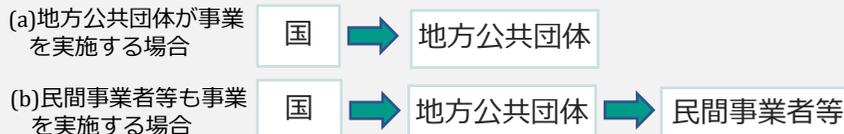
- 事業形態 (1) 交付金 (2) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) 地方公共団体等 (2) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和15年度

## 4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化  
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

#### <参考：(1) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

# 地域脱炭素推進交付金 事業内容

## (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

<p><b>①脱炭素先行地域づくり事業</b></p>	<p>交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等）。</p> <p>対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。</p> <p>交付率：原則 2 / 3 事業期間：概ね 5 年程度</p>
<p><b>②重点対策加速化事業</b></p>	<p>交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。</p> <p>対象事業：屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。</p> <p>交付率：2 / 3 ~ 1 / 3、定額 事業期間：概ね 5 年程度</p>
<p><b>③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）</b></p>	<p>交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること。</p> <p>対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p> <p>交付率：原則 2 / 3 事業期間：概ね 5 年程度</p>
<p><b>④高度化・展開促進事業【新規】 （地域イノベーションモデル）</b></p>	<p>交付要件：ア.新たな技術や先進的な技術（高度なエリアマネジメントや、熱の脱炭素化など）を地域に導入する取組みであること。 イ.地域金融機関や地域エネルギー会社などの地域の脱炭素化の中核を担う主体と連携した取組みであること。</p> <p>対象事業：ア.地域での面的な脱炭素化の更なる拡大に向け、高度なエリアマネジメントによる脱炭素化の取組や、新たな脱炭素技術・製品の初期需要の創出に対し支援する。 イ.地元中小企業等の脱炭素化の推進、地域エネルギー会社の育成、営農型太陽光発電による地域課題解決と併せた脱炭素化の取組など、地域内の様々な主体が連携した脱炭素化の取組に対し支援する。</p> <p>交付率：ア. 原則 2 / 3 イ. 2 / 3 ~ 1 / 3、定額 事業期間：概ね 5 年程度</p>



# 株式会社脱炭素化支援機構（JICN）による資金供給等



【令和8年度要求額70,000百万円（60,000百万円）】 ※産業投資と政府保証の合計額 環境省

株式会社脱炭素化支援機構（JICN）は、脱炭素化・地方創生に資する事業に対して投融資を行います。

## 1. 事業目的

温室効果ガス（GHG）の排出量の削減等を行う事業活動（他者のGHG排出削減等に寄与する事業活動を含む）及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、脱炭素化市場に民間資金を大胆に呼び込み、2050年カーボンニュートラルの実現に寄与する。

## 2. 事業内容

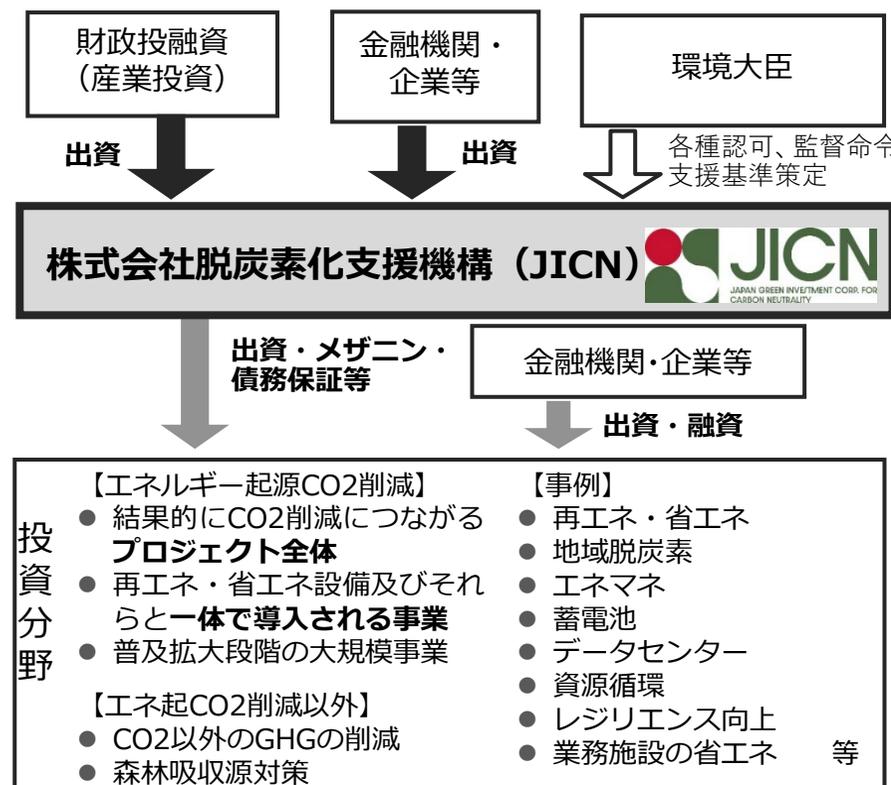
環境大臣が定める以下の支援基準を満たす事業等に対して金融支援を行い、**地球温暖化の防止と地方創生を含む経済社会の発展の統合的な推進**を図る。

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 政策的意義                  | <ul style="list-style-type: none"><li>温室効果ガスの削減効果が高いこと</li><li>経済と環境の好循環の実現を踏まえたものであること</li></ul>                                  |
| (2) 民間事業者等のイニシアチブ          | <ul style="list-style-type: none"><li>脱炭素事業の推進に意欲のある民間事業者等の後押しとなること</li><li>民間事業者等からの出資総額が、機構からの出資額以上であること</li></ul>               |
| (3) 収益性の確保                 | <ul style="list-style-type: none"><li>対象事業者が適切な経営責任を果たすことが認められること</li><li>機構による適切な支援が行われることにより収益確保が認められること</li></ul>               |
| (4) 地域との合意形成、環境の保全及び安全性の確保 | <ul style="list-style-type: none"><li>地方公共団体や地域住民との適切なコミュニケーションを確保すること</li><li>地方公共団体が示した再生可能エネルギー事業に関する環境配慮の考え方に従っていること</li></ul> |

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 国の財政投融資からの出資と民間からの出資を原資としてファンド事業を行う株式会社
- 支援方法 出資、メザニン（優先株、劣後融資）、債務保証等の幅広い方法による資金供給が可能（特別目的会社（SPC）、ファンド、スタートアップ等への出融資を含む）

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109



【令和8年度要求額 1,787百万円の内数 (871百万円の内数)】

## 太陽光パネルのリサイクルを促進するための環境整備を進めます。

### 1. 事業目的

- ①(※) 太陽光パネル等の再エネ関連製品をリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。
- ② 資源循環ネットワークの形成や拠点の戦略的構築を通じた、効率的なリサイクル体制の確保を図る。
- ③ 太陽光パネル等の未利用資源のリサイクルの高度化・効率化のために必要な調査を行うことにより、資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

### 2. 事業内容

- ① 脱炭素型循環経済システム構築促進事業  
太陽光パネルの重量の約6割を占めているガラスについて、動静脈連携を通じた水平リサイクル技術の確立を目的とした実証を行う。
- ② 資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業  
太陽光パネルのリサイクル推進に向けて、再生材供給サプライチェーンの強化を目指すにあたっての課題やニーズの洗い出しを行う。
- ③ リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業  
太陽光発電設備等の大量廃棄に備え、制度的対応を含めた各種対策に必要な調査・検討を行う。

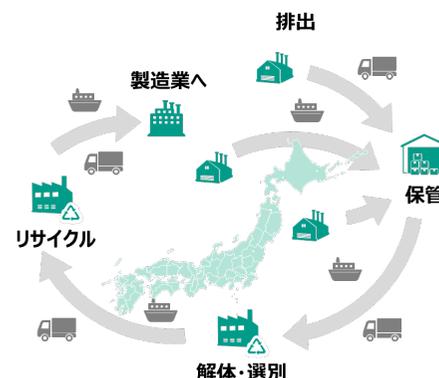
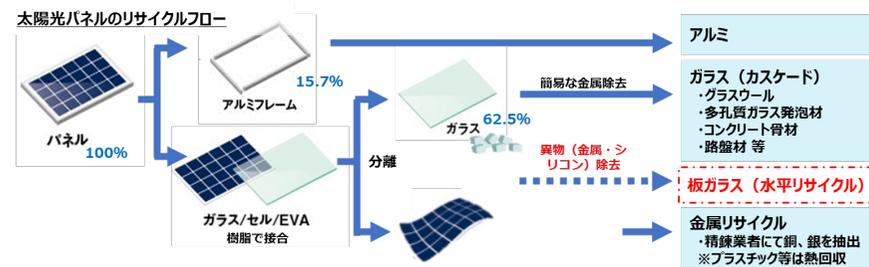
(以下事業を別途計上)

- ※ プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業  
国内資源循環体制構築に向けて、太陽光パネル等の再エネ関連製品の再資源化を行うリサイクル設備等の導入を支援する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業、間接補助事業 (補助率 1 / 3, 1 / 2)
- 請負先・委託先・補助対象 民間事業者・団体、研究機関
- 実施期間 平成19年度～令和9年度 (予定)

### 4. 事業イメージ



資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築



太陽光パネルリサイクル設備



【令和8年度要求額 3,803百万円（4,000百万円）】

脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

## 1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

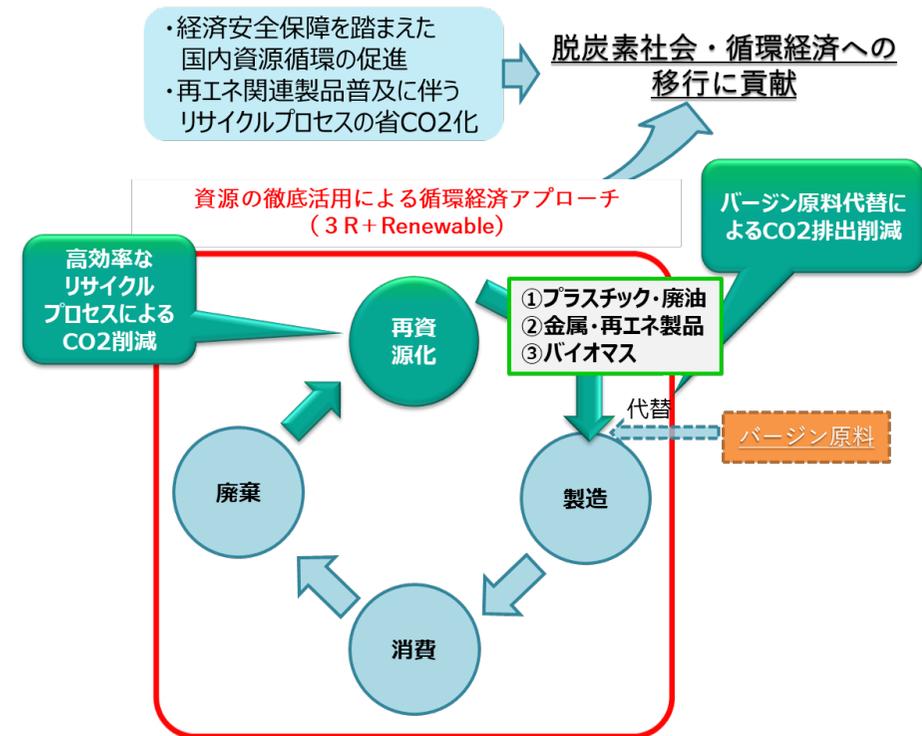
## 2. 事業内容

- 本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- 具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が大きいものの、これまで脱炭素の観点から考慮した資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）やベース素材（金属やガラス等）に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



# 資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業



【令和8年度要求額 400百万円（継続）】

## 再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

### 1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、動静脈物流の分断や、質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。本事業は、再生材供給サプライチェーンの強靱化を目的として、循環資源のリサイクルのためのネットワーク（物流や動静脈連携）形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築に向けた調査や実証を行うものである。

### 2. 事業内容

### 4. 事業イメージ

#### 1.再生材サプライチェーン強靱化戦略の検討

再生材サプライチェーン強靱化に向けて、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための新たな施策の検討や再生材市場拡大による経済面や環境面、社会面における、様々な効果の推計を行う。

#### 2.再生材サプライチェーン強靱化に向けたケーススタディ（9カテゴリー）

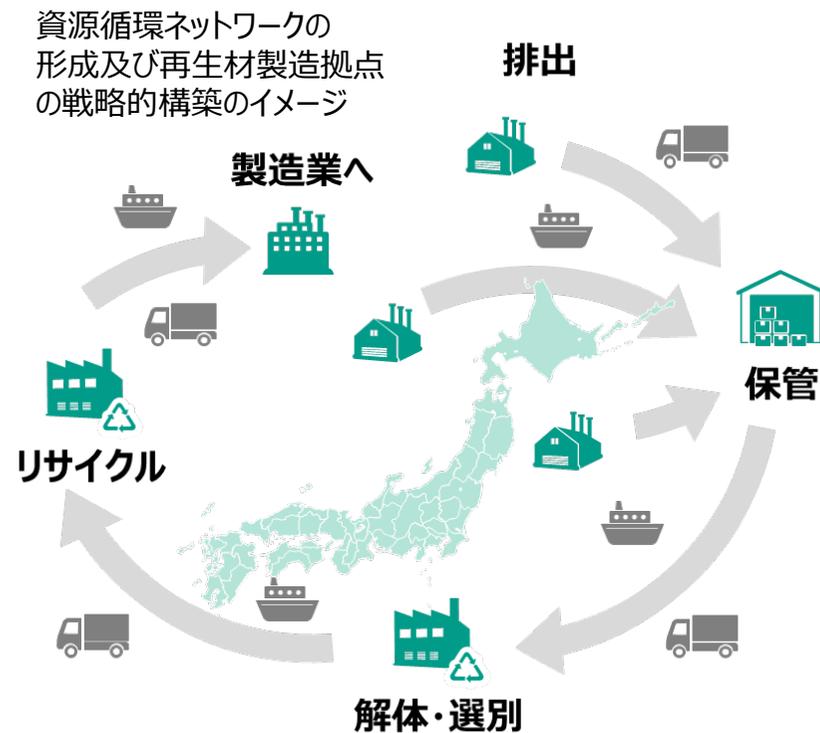
国内において早急に再生材サプライチェーンの構築が必要な循環資源等（9カテゴリー）を対象として、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための課題やニーズの洗い出しを行う。

#### 3.資源循環ビジネスの活性化に向けた調査及びモデル実証

循環資源の有する潜在的な有害性のリスク管理のためのトレーサビリティ確保及び効果的な回収のあり方を検討するモデル実証を行うとともに、本実証の成果を踏まえ、必要な政策について評価・検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度（予定）





「都市鉱山」をはじめ我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

## 1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」をはじめとする我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

## 2. 事業内容

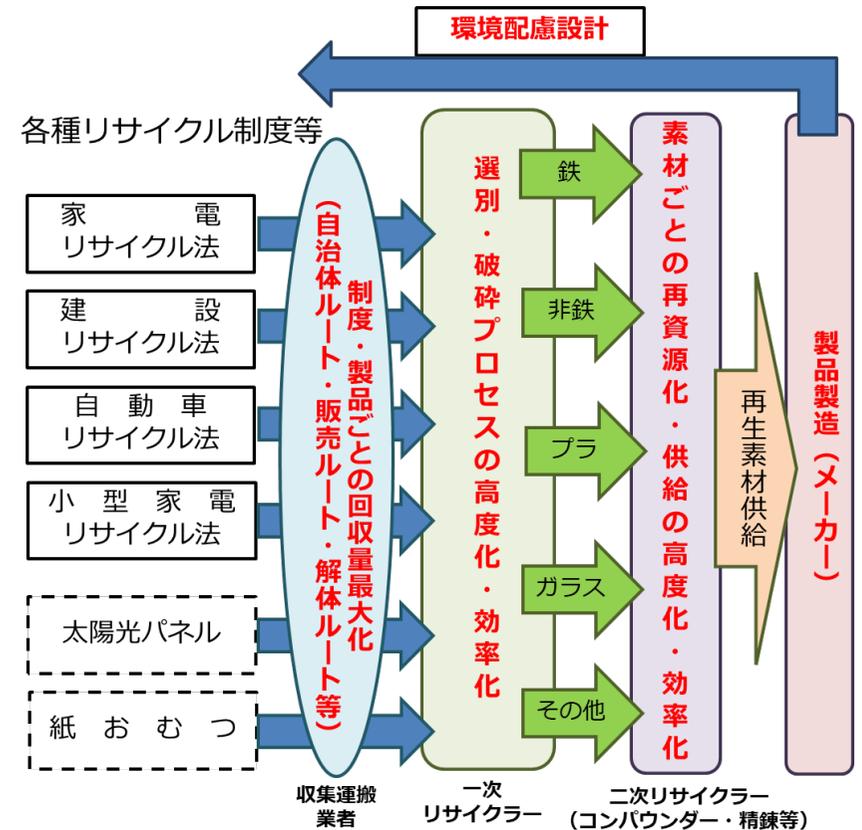
○各種リサイクル制度の特性を活かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設・解体工事からの廃プラ等に係る調査・検討
- ・自動車リサイクルにおけるCN対応3Rの推進・質向上等に向けた調査・検討
- ・太陽光発電設備等の大量廃棄に備えた、制度的対応を含めた必要な調査・検討
- ・紙おむつリサイクルの普及に向けた自治体への伴走支援、調査・検討
- ・個別製品に着目した資源循環促進に向けた調査・検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和8年度（予定）

## 4. 事業イメージ



# 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）



【令和8年度要求額 20,000百万円（15,000百万円）】  
※3年間で総額35,000百万円の国庫債務負担

先進的な資源循環技術・設備の実証・導入支援により、グローバルで通用する資源循環投資を実現します。

## 1. 事業目的

本事業では、①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）における排出削減に大きく貢献する資源循環設備や、②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品を供給するリサイクル設備への投資により、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行と資源循環分野の脱炭素化の両立を推進するとともに、我が国産業のGX実現を支えることを目的とする。

## 2. 事業内容

### ①CO2排出削減が困難な産業の排出削減貢献事業

・本事業では、先進的な資源循環技術・設備に対する実証・導入支援を行い、リサイクルやサーマルリカバリーを実施することで、一足飛びに脱炭素が困難な産業（Hard-to-Abate産業）に再生素材や燃料・エネルギーを供給し、そのGX移行やCO2排出削減に貢献する。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃プラスチックや金属などの大規模で高度な分離回収設備や再資源化設備等に対する実証・導入支援を実施する。

### ②革新的GX製品向け高品質再生品供給事業

・GX移行に必要な革新的な製品（蓄電池など。以下「GX製品」という。）の原材料を供給する資源循環の取組に対して支援を行うことで、国内資源の確保による安定的な生産活動に貢献する。また、再生材使用という付加価値をGX製品に付与することで、製造業の国際的な競争力の確保につなげる。具体的には、サーキュラーエコノミーに関する産官学のパートナーシップへの参画等を通じて、製造業と資源循環産業が連携した資源循環を成立すべく、廃棄されたリチウム蓄電池（Lib）及び廃スクラップ等から非鉄金属の国内での資源確保に貢献するリサイクルシステムについて、必要な実証や設備導入支援を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和6年度～

## 4. 事業イメージ

### ①CO2排出削減が困難な産業（Hard-to-Abate産業）の排出削減に貢献する設備の例



プラ選別・減容成形設備



金属高度選別設備

### ②革新的GX製品の生産に不可欠な高品質再生品供給設備の例



リチウム蓄電池回収設備・再生材精製設備



お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局資源循環課（03-6206-1871）  
資源循環ビジネス推進室（03-6206-1875）、容器包装・プラスチック資源循環室（03-5501-3153）

# プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業



【令和8年度要求額 10,000百万円（4,280百万円）】

脱炭素型のリサイクル設備・再生可能資源由来素材の製造設備等の導入支援を行います。

## 1. 事業目的

- ① プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行されたことを受け、自治体・企業によるプラスチック資源の回収量増加、また再生可能資源由来素材の需要拡大の受け皿を整備する。
- ② 再エネの導入拡大に伴って排出が増加する再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB（リチウム蓄電池）等）や、金属資源及びベース素材等を省CO2で確実にリサイクルする体制を確保し、脱炭素社会と循環経済への移行を推進する。

## 2. 事業内容

### ①省CO2型プラスチック資源循環設備への補助

- ・効率的・安定的なリサイクルのため、プラスチック資源循環の取組全体（メーカー・リテイラー・ユーザー・リサイクラー）を通してリサイクル設備等の導入を支援する。
- ・再生可能資源由来素材の製造設備の導入を支援する。
- ・プラスチック使用量削減に資するリユースに必要な設備の導入を支援する。
- ・複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。
- ・紙おむつ等の複合素材のリサイクル設備の導入を支援する。

### ②再エネ関連製品・金属資源・ベース素材等の省CO2型資源循環高度化設備への補助

- ・資源循環を促進するため、再エネ関連製品（太陽光パネル、LIB等）や、レアメタルを含むe-scrapなどの金属資源及びベース素材の再資源化を行う高度なリサイクル設備の導入を支援する。

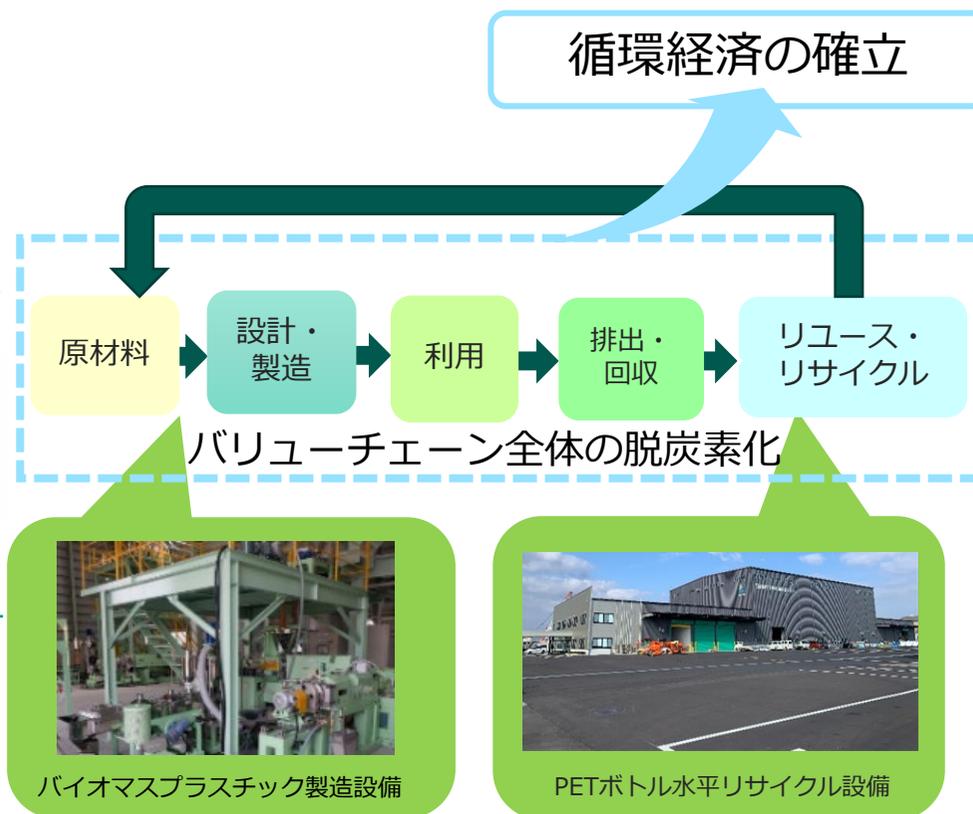


金属破碎・選別設備



太陽光発電設備  
リサイクル設備

## 4. 事業イメージ



## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度



【令和8年度要求額 3,803百万円（4,000百万円）】

脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

## 1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

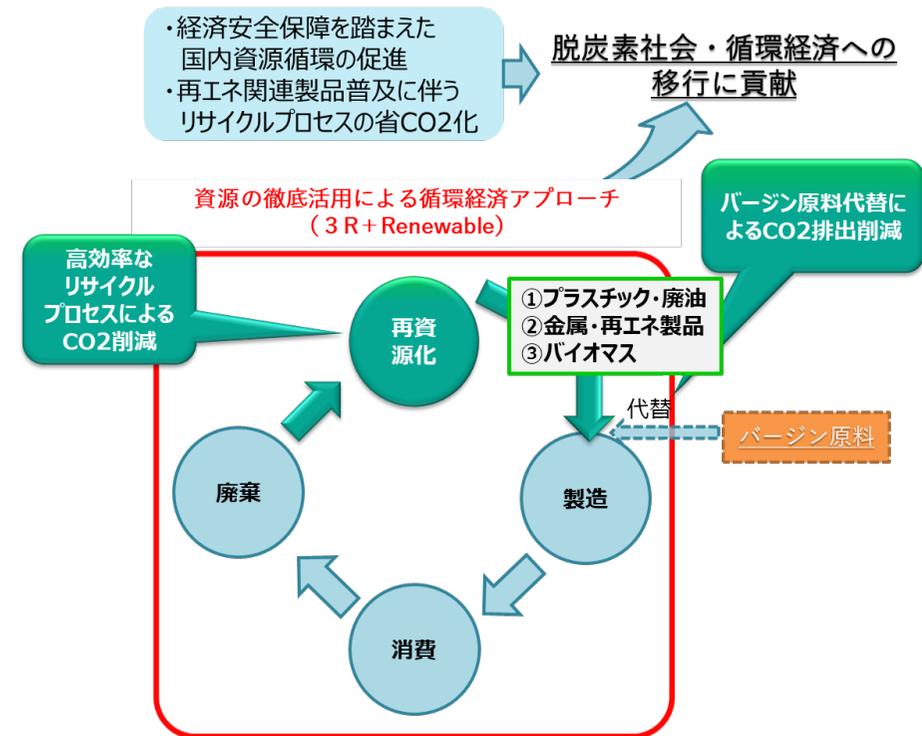
## 2. 事業内容

- 本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- 具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が大きいものの、これまで脱炭素の観点から考慮した資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）やベース素材（金属やガラス等）に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1/3, 1/2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



# 脱炭素型循環経済システム構築促進事業のうち、 (1) プラスチック等資源循環システム構築実証事業（一部農林水産省連携事業）



プラスチック等の化石由来資源から代替素材への転換、リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築の支援により省CO2化を加速します。

## 1. 事業目的

- ① 廃棄物・資源循環分野からの温室効果ガスの排出量の多くを廃プラスチックや廃油の焼却・原燃料利用に伴うCO2が占めている。カーボンニュートラルを実現するためには、化石由来資源が使われているプラスチック製品やプラスチックの使用量の削減、航空燃料等のバイオマス由来等代替素材への転換、複合素材プラスチックや廃油等のリサイクル困難素材のリサイクルが不可欠。
- ② このため、廃プラスチックや廃油等のリサイクルプロセス全体でのエネルギー起源CO2の削減・社会実装化を支援し、脱炭素型資源循環システムの構築を図る。

## 2. 事業内容

- ・これまで一部製品分野における代替素材への転換、単一素材の製品のリサイクルが進んできたところ。
- ・今後国内の廃プラスチック等を可能な限り削減し、徹底したリサイクルを実施するためには、その他多くの製品分野における代替素材への転換、複合素材等のリサイクルの実現が不可欠であることから、スタートアップ企業が行うものを含め以下の事業を実施する。

### ① 化石由来資源からバイオプラスチック等への転換・社会実装化実証事業

従来化石由来資源が使われているプラスチック製品・容器包装、海洋流出が懸念されるマイクロビーズや、航空燃料等について、これらを代替する再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。

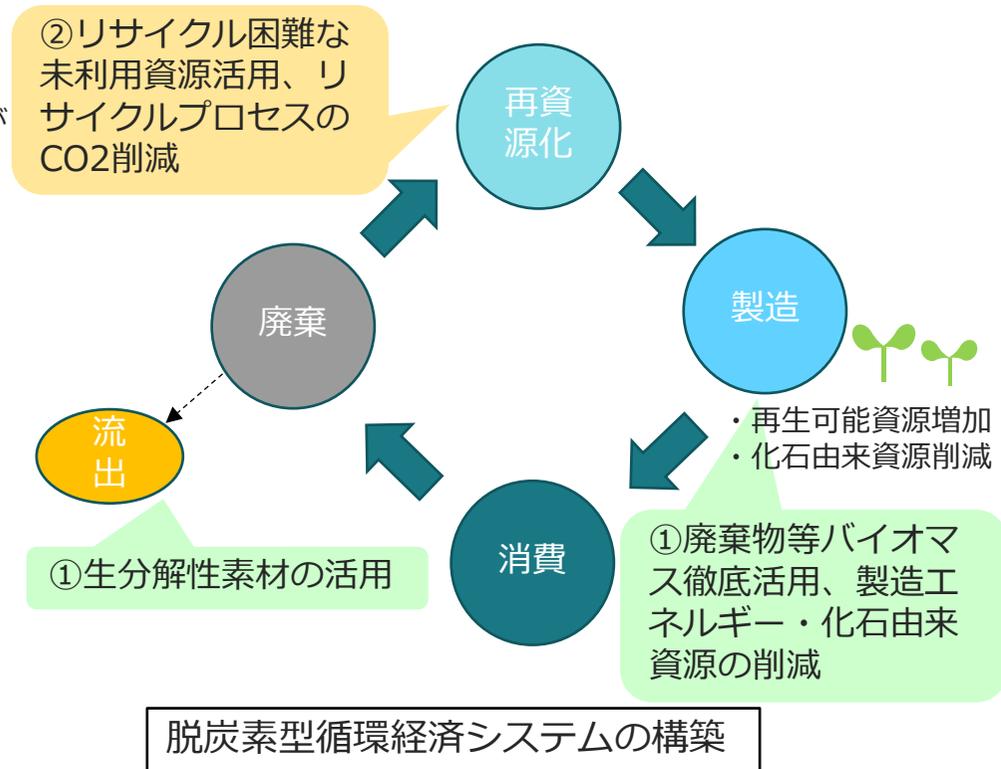
### ② リサイクル困難素材等のリサイクルプロセス構築・省CO2化実証事業

複合素材プラスチック（紙おむつ、衣類等含む）、廃油等のリサイクル困難素材等のリサイクル技術の課題を解決するとともに、リサイクルプロセスの省CO2化を強力に支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3、1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課（03-6205-4903）、容器包装・プラスチック資源循環室（03-5501-3153）、  
水・大気環境局 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室（03-6205-4934）



カーボンニュートラル、国内資源循環に向けたリサイクルの全体最適化のための動静脈連携スキーム構築実証を行います。

## 1. 事業目的

- ① 動静脈連携による太陽光パネル由来のガラスの水平リサイクル技術の確立
- ② 今後大量排出が見込まれる再エネ関連製品の省CO2型リサイクル体制確立
- ③ デジタルを用いた脱炭素・再生材証明の構築による未利用資源の活用体制構築
- ④ 国内資源循環の最適化によるリサイクルビジネスの活性化により、太陽光パネルをはじめとした再エネ関連製品のリサイクル体制構築及び金属資源の倍増を目指す。

## 2. 事業内容

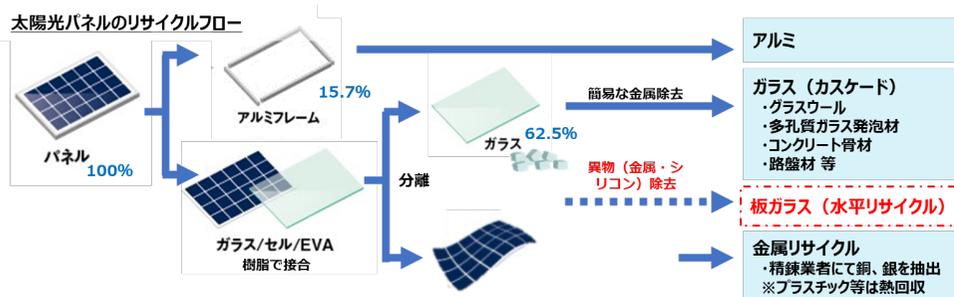
- ・ 今後大量排出が見込まれている太陽光パネルや車載用バッテリー等の再エネ関連製品は、リサイクルに伴うCO2排出量を抑制するための省CO2型リサイクル体制の整備や、確実に国内でリサイクル・適正処理されるためのシステムの構築が必要。経済安全保障の観点も踏まえ、循環経済工程表において、2030年度までに金属のリサイクル原料の処理量倍増という目標が掲げられ、未利用資源の国内循環が急務である。
- ・ 再エネ関連製品等については、省CO2型のリサイクルプロセスが確立されておらず、リサイクル原料の活用においては、製品や素材の排出時の品質にばらつきがあり、忌避物質の混入や品質確保の観点からバージン材からの素材代替が十分に進んでいない。
- ・ 太陽光パネルの重量の約6割を占めているガラスは、高品質なリサイクル材が製造できていない。製造に必要な質のカレット（板ガラスの原料）の十分な供給が実現できていないためであり、動静脈連携を通じたガラスの水平リサイクル技術の確立が重要である。
- ・ 本事業では、再エネ関連製品やベース素材の省CO2型のリサイクル技術向上と、デジタルを用いたトレーサビリティ等確保によるリサイクル原料の品質向上や確実なリサイクル・適正処理を図り、未利用資源の活用体制構築を促進する実証をスタートアップ企業が行うものを含め実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（1/2、1/3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

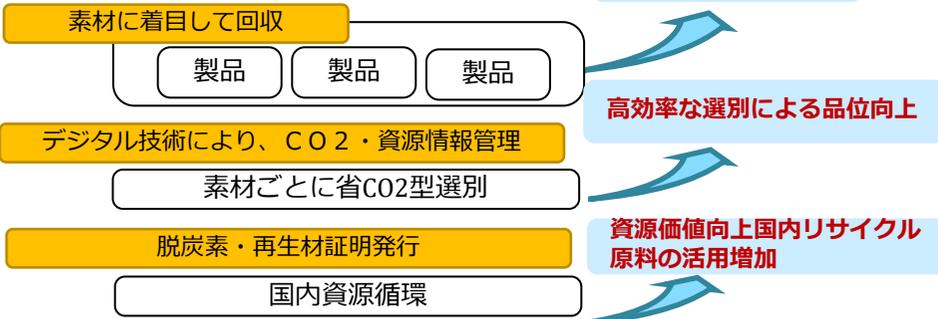
### 事業目的①



### 事業目的②③④



### 実証例





## 再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

### 1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、動静脈物流の分断や、質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、不適正ヤードからの海外流出ルートが存在など公正な競争条件の未整備であることなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。本事業は、再生材供給サプライチェーン強靱化を目的として、循環資源のリサイクルのためのネットワーク（物流や動静脈連携）形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築に向けた調査や実証を行うものである。

### 2. 事業内容

#### ①資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業

- ・ **戦略検討・ケーススタディ**：再生材供給サプライチェーン強靱化のケーススタディ（レアメタル等9カテゴリー）を通じた課題等の洗い出し、新たな施策の検討を行う。
- ・ **資源回収実証**：また、広域的な資源回収における効果的な回収方法及びトレーサビリティ確保による資源やリスク管理のあり方を検討するモデル実証・評価検討を行う。

#### ②製造業・資源循環産業の連携及び高度リサイクルを通じた高品質再生材供給実証事業

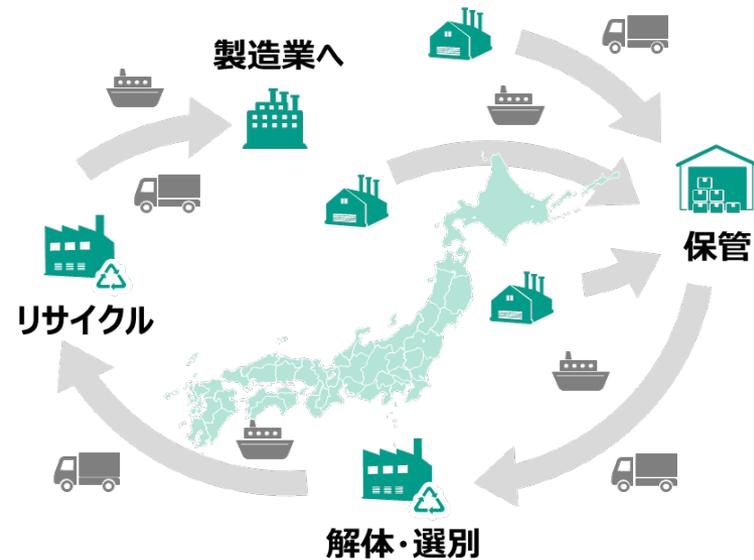
- ・ **高品質再生材製造実証**：製造業・資源循環産業の協業による、すり合わせを通じた、精緻解体や高度選別などの技術的な実証を行う。（Ex.鉄スクラップ）
- ・ **設備の大規模・集約化実証**：複数の循環資源を扱う再生材製造施設の大規模・集約化を通じ、製造業へまとまった量の素材（金属・プラなど）を確保するための実証を行う。また、金属スクラップなど適正ルートでの回収量を拡大するため、有害性を持つ循環資源について、適正処理指針の適用について実証を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度（予定）

### 4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの形成及び再生材製造拠点の戦略的構築のイメージ



# 資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業



【令和8年度要求額 400百万円（継続）】

## 再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

### 1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、動静脈物流の分断や、質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。本事業は、再生材供給サプライチェーンの強靱化を目的として、循環資源のリサイクルのためのネットワーク（物流や動静脈連携）形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築に向けた調査や実証を行うものである。

### 2. 事業内容

#### 1.再生材サプライチェーン強靱化戦略の検討

再生材サプライチェーン強靱化に向けて、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための新たな施策の検討や再生材市場拡大による経済面や環境面、社会面における、様々な効果の推計を行う。

#### 2.再生材サプライチェーン強靱化に向けたケーススタディ（9カテゴリー）

国内において早急に再生材サプライチェーンの構築が必要な循環資源等（9カテゴリー）を対象として、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための課題やニーズの洗い出しを行う。

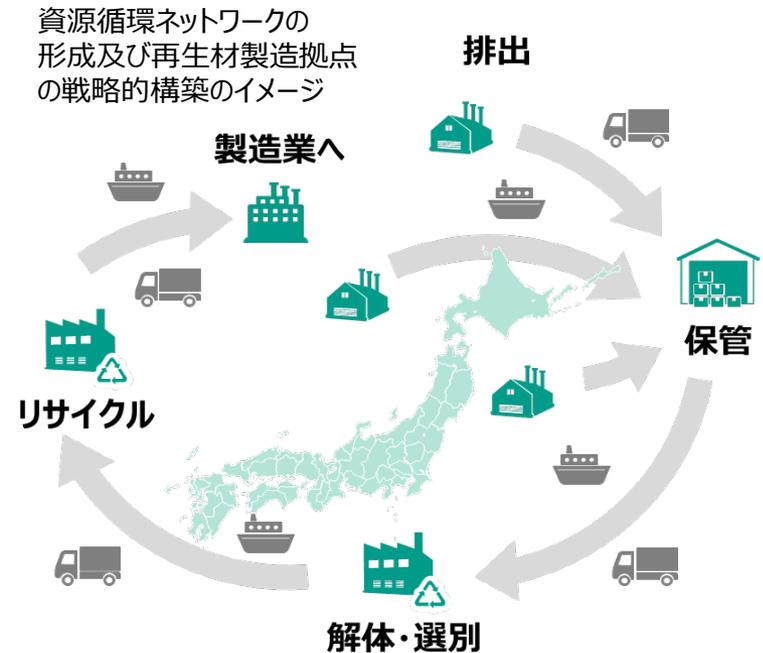
#### 3.資源循環ビジネスの活性化に向けた調査及びモデル実証

循環資源の有する潜在的な有害性のリスク管理のためのトレーサビリティ確保及び効果的な回収のあり方を検討するモデル実証を行うとともに、本実証の成果を踏まえ、必要な政策について評価・検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度（予定）

### 4. 事業イメージ





## 再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

### 1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、製造業・資源循環産業の間で質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、不適正ヤードからの海外流出ルートが存在など公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。そのため本事業では、これらの課題に対し、①高品質な再生材供給に向けた動静脈連携、②リサイクルの大規模集約化・高度化に向けた取組に係る実証・調査をするものである。

### 2. 事業内容

#### 1. 高品質な再生材供給に向けた動静脈連携の実証

資源循環産業において、製造業が使いこなせる質・量の再生材を供給するため、資源循環産業と製造業の動静脈間で、供給される再生材の質・量やそのほか再生材に求める要件などのすり合わせが必要である。そのため、鉄鋼業・鉄スクラップ業の連携を通じて、建築物からの鉄材の精緻解体や鉄含有スクラップの高度選別とリサイクル原料の評価について実証を行う。

#### 2. リサイクルの大規模集約化・高度化に向けた実証

資源循環産業から製造業にまとまった量の素材（金属やプラスチック）を供給するため、複数の循環資源を扱う選別施設の効率的運用や小規模分散化している再生材製造施設の集約化を念頭に、大規模集約化・高度化へのインセンティブ創出に向けた実証・調査を行う。（鉄・アルミ・銅・プラ等）

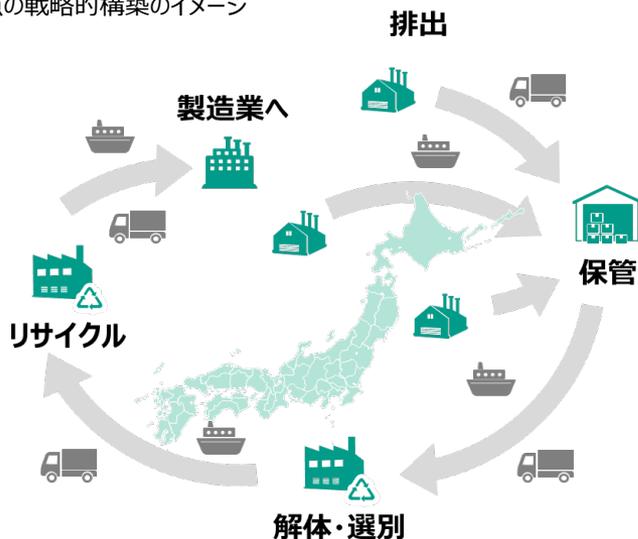
さらに、現状、インフォーマルな取り扱いが懸念されている循環資源（リチウムイオン電池など）の環境上適正なリサイクルの規模を拡大するため、処理プロセスにおける適正処理指針の適用可能性について、実証・調査を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

### 4. 事業イメージ

資源循環ネットワークの形成及び再生材製造拠点の戦略的構築のイメージ





## 循環経済への移行に向け、産官学で一致団結し、国内における再生材市場構築を進めます。

### 1. 事業目的

2023年7月に提案された欧州のELV（廃自動車）規則案、バッテリー規則などの国際的変化に対応しながら、質の高い再生材の供給を拡大していくことは、循環経済への移行を国家戦略として掲げている我が国にとって重要である。本事業では、自動車における再生プラスチックの供給拡大と再生材市場構築に向け、産官学で連携し、サプライチェーンを通じた課題に対応する。

### 2. 事業内容

#### 1. 自動車における再生材市場構築のための産官学連携による調査等

- ① 自動車における再生材（プラ・金属・LiB等含む）市場構築のための調査
- ② 再生プラスチック供給ポテンシャルの評価

#### 2. 廃自動車からのプラスチック回収促進事業

- ③ プラスチック回収量拡大・輸送効率向上のための破碎設備導入支援

#### 3. 高品質な再生材の供給促進事業

- ④ 再生材の品質評価のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入支援

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業
- 請負先・補助対象/ 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度

### 4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 451百万円（233百万円）】

再資源化事業等高度化法に基づき、再生材の質と量を確保し、経済成長、地方創生、経済安全保障につなげます。

## 1. 事業目的

資源循環を進めていくため、再資源化事業等高度化法に基づき、製造側が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるようにするとともに、資源循環産業の発展を目指す。

## 2. 事業内容

### ■ 高度再資源化事業計画等における認定審査等業務

- ① 高度再資源化事業計画等に係る認定審査業務
- ② 廃棄物処分業者等における施行状況調査

### ■ 再資源化情報報告・公表システム維持管理等業務

- ① 再資源化情報報告・公表システムの維持管理等業務
- ② 製造業等と資源循環産業とのマッチングシステムの設計・構築

### ■ 再資源化に係る動静脈連携による資源循環情報活用推進費

- ① 優良産廃処理業者の更なる成長のための情報発信強化
- ② 産業廃棄物処理業の健全でクリーンな成長のための支援事業
- ③ 電子マニフェスト普及啓発事業等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～

## 4. 事業イメージ

- 令和6年3月15日に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律案」について閣議決定し、第213回国会で成立。
- 本法においては、**脱炭素化と再生資源の質と量の確保等**の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設等**の措置を講ずる。

### 基本方針の策定

- ・再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定し公表**するものとする。

### 再資源化の促進（底上げ）

- ・再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
  - ・特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**
- ⇒ 再資源化の高度化に向けた**全体の底上げ**

### 再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保身に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の各種の特例**を設ける。

※認定の種類（イメージ）

＜①事業形態の高度化＞

製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル  
商品名例：PETボトルのリサイクル資源株式会社（PETボトルリサイクル株式会社）

＜②分離・回収技術の高度化＞

**分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル  
商品名例：大阪府環境設備のつくりかた事業に当たっては、環境省の認定を受けた事業者が、使用済みのガラスや金属を回収し、再利用する。

＜③再資源化工程の高度化＞

温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環  
商品名例：産業廃棄物処理会社（AI）を活用した資源循環

# OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業



環境省

【令和8年度要求額 303百万円（304百万円）】



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、OECMを活用した民間・地域の取組を促進します。

## 1. 事業目的

- ①地域生物多様性増進法に基づく自然共生サイト認定を促進するために必要なインセンティブ措置を講じます。
- ②海域OECM等の設定・管理、日本のOECMに関する国際理解の促進、自然再生活動の推進に関する取組を実施します。

自然共生サイト：企業等の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域

## 2. 事業内容

- (1) 自然共生サイト認定制度について認知度の向上を図るとともに、TNFD開示等との連携を強化。自然共生サイトへ民間資金等を誘導する支援証明書制度を運用。日本のOECMの考え方について国際発信。
- (2) 劣化した生態系の考え方や回復手法の検討を加速化。
- (3) 自然共生サイト等への活動に対して交付金による支援を実施。
- (4) 海域OECM等の国の制度に基づくOECMの検討を加速化。
- (5) 自然再生推進法に基づく取組みを促進。

## 3. 事業スキーム

○事業内容	(1)(2)(4)(5)	(3)
■事業形態	請負事業	間接交付事業（1/2又は定額）
■請負先/対象	民間事業者等	協議会、非営利団体、自治体、企業等

## 4. 事業イメージ

OECM：保護地域以外の生物多様性保全に資する区域



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 電話：03-5521-8343



【令和8年度要求額 55百万円（新規）】

ネイチャーポジティブな地域づくりの実現を目指します。

## 1. 事業目的

地域全体で自然の価値を高め、地域の価値向上につなげていくために、自然共生サイトを核に様々な取組を有機的に連携させ、地域全体の取組に発展させます。

自然共生サイト：企業等の取り組みによって生物多様性の保全が図られている区域

## 2. 事業内容

### ①戦略的自然共生サイト認定促進事業

候補地調査・・・ネイチャーポジティブな地域づくりを目指す地域を対象として、自然共生サイトや既存の保護地域の地理的配置状況を踏まえて、生態系ネットワークの構築に重要な場所や、重要里地里山など保全上効果的な場所の実態調査を、地方公共団体と連携して実施（生態系の状況、土地所有者・関係者の状況、管理状況、課題等）し、戦略的な自然共生サイトの認定を促進。  
効果的な管理手法の調整・・・特に候補地が現状劣化している場合には、場の状況に応じた回復手法の検討・提案について専門家と協力しながら実施。

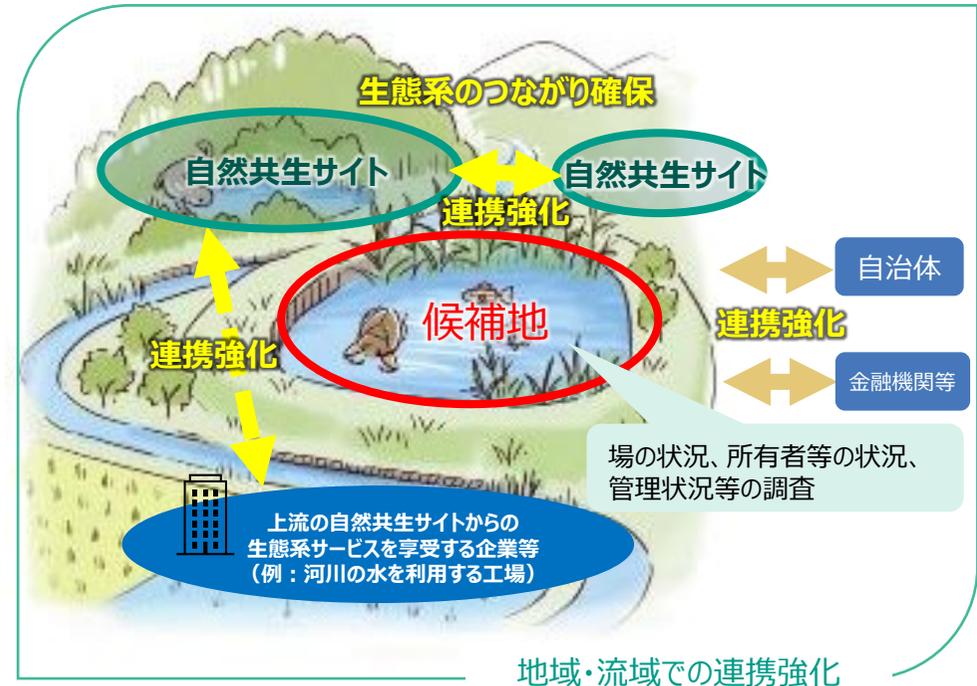
### ②ネイチャーポジティブ地域づくり体制構築事業

体制構築のための会合等開催・・・ネイチャーポジティブな地域づくりを推進するため、地方公共団体、自然共生サイト管理者、自然共生サイトから生じる生態系サービスを利用している事業者、地域の金融機関等の多様な主体による連携体制を構築するための各種会合を開催。  
地域間連携の促進・・・各地方環境事務所の管轄内における地域間での情報共有や意見交換等を通じて、課題や優良事例を学び合う場を提供し、地域間での連携を促進。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負業務
- 対象 民間事業者・団体/非営利団体
- 実施期間 令和8年度～

## 4. 事業イメージ



# 独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金（うち、地域生物多様性増進活動促進業務）



環境省



【令和8年度要求額 297百万円（292百万円）】

2030年ネイチャーポジティブの実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進します。

## 1. 事業目的

- ① 令和6年4月に成立した「地域生物多様性増進法」に基づき、企業等による、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」等の認定事務を実施。
- ② 地域における生物多様性増進活動の質を向上させるとともに、企業等の新たな参画を促すため、活動のフォローアップ、有識者マッチング、現地研修等を実施。

## 2. 事業内容

2030年「ネイチャーポジティブ」の実現と、「30by30」目標の達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山や企業緑地等のOECMの設定促進が必要。

また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物多様性や自然資本の重要性が高まっている。

以上の背景から令和6年4月に成立した「地域生物多様性増進法」に基づき次の事業を実施し、企業等による地域における生物多様性増進活動を促進する。

### <認定事務>

- ・本制度の総合窓口として「増進活動実施計画」等の認定申請に係る相談の受付、助言
- ・「増進活動実施計画」等の予備審査、有識者審査委員会の実施、認定結果の通知等
- ・OECM国際データベース登録用のGISデータ作成 等

### <活動支援・普及啓発>

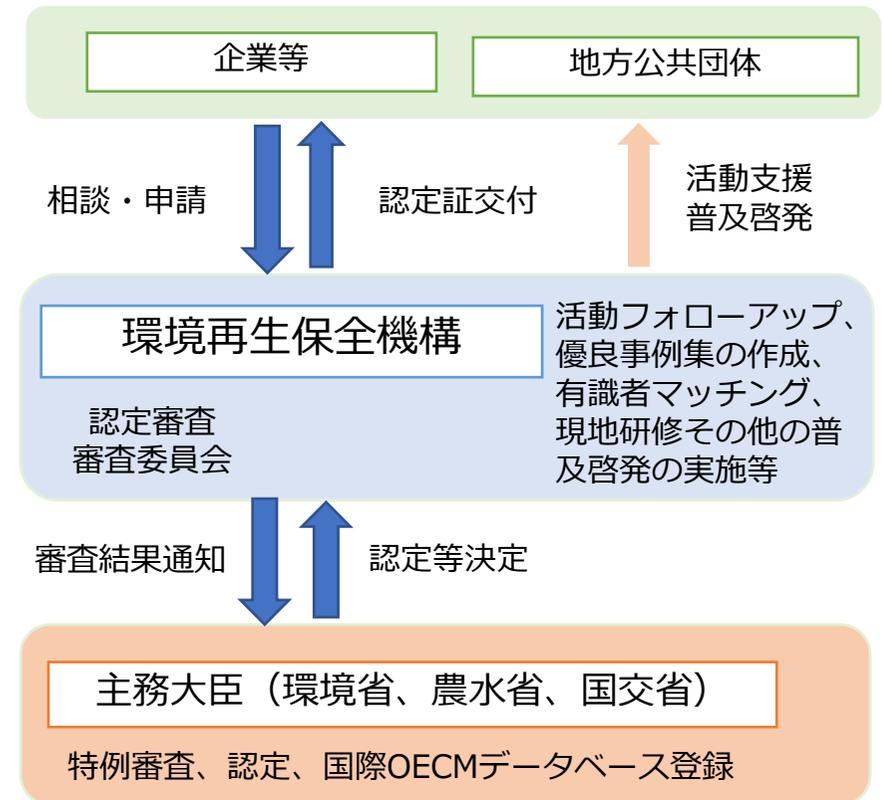
- ・認定された計画に基づく活動状況・結果の確認等のフォローアップ
- ・計画の公表、整理、優良事例集の作成、現地研修の実施
- ・増進活動の手法選択やモニタリングに知見を有する有識者とのマッチング

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 運営費交付金
- 対象 民間事業者・団体/非営利団体/地方公共団体
- 実施期間 令和7年度～

## 4. 事業イメージ

### ○事業スキーム



お問合せ先：

環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ総合政策課、自然環境局自然環境計画課  
電話：03-5521-8228、03-5521-8343



【令和8年度要求額 113百万円（113百万円）】

## 資源循環分野の国際的な議論やルール形成をリードし、循環性情報開示スキームや指標等の国際標準化を進める

### 1. 事業目的

- 資源循環に関する指標や情報開示は、製品・サービスの競争力や企業の評価等に密接に関連するものの、**気候変動のように国際的に確立されたルールが存在しない**。一方、EUを中心に独自に個別の製品の規制や情報開示義務化等が進められており、日本企業もその都度規制対応を迫られるとともに、ルールの乱立も懸念されている。
- G7広島サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則」に基づき、**企業の循環性情報開示スキーム**やそのベースとなる**指標開発を含むグローバル循環プロトコル（GCP）の2025年末までの開発**および**2026年以降のGCPのアップデート**等へ貢献し、G7や国連機関を巻き込み国際標準化を進める。

### 2. 事業内容

#### 1. 国際的な循環経済に関する国際合意形成・ルール形成の推進等

G7、G20、OECD、UNEA（国連環境総会）等の国際的な循環政策やルールに関する議論や合意形成をリードし、我が国の知見の共有及び国益を確保を図る。特に、G7広島サミットで承認された「循環経済及び資源効率性原則」に基づく循環経済の政策的議論を主導しつつ、同原則5に盛り込まれた循環性に関する企業の情報開示や指標の基準策定・国際協力等の議論を、G7やUNEA等を巻き込みつつ推進する。

#### 2. 持続可能な開発のための経済人会議（WBCSD）への拠出金

WBCSDはこれまで企業レベルの循環性指標（Circular Transition Indicators）を開発し、循環経済のISO規格に反映されるなど、循環経済の基準策定に大きな影響力を有する。WBCSDは、民間企業の循環経済の取組を促進するための「グローバル循環プロトコル（GCP）」を2025年末に発出すべくUNEPとともに開発中であり、環境省はGCP開発についてWBCSDと2024年に協力覚書を締結した。環境省は、将来的な循環経済のグローバルスタンダードとすべく、GCPの開発および2026年以降のアップデートや将来的に開発を予定しているセクター向けガイダンスへ貢献するため、WBCSDへ資金拠出し、GCP開発における我が国からのインプットを強化する。

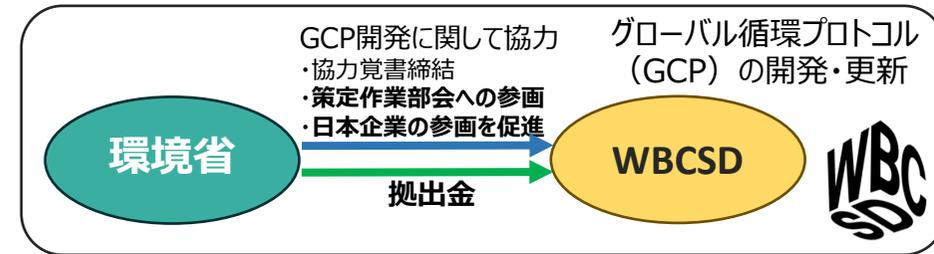
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 1：請負事業 2：拠出金
- 請負先／拠出先 国際機関等
- 実施期間 平成21年度～

### 4. 事業イメージ

#### 現状

資源循環に関する情報開示や指標について、**国際的に確立されたルールが存在しない**



#### 循環性情報開示スキームを含む グローバル循環プロトコルの開発

2025年末までに初版発行予定  
その後、アップデートやセクター別ガイダンスを開発予定

#### 国際場裡における合意形成や活動



グローバルスタンダードの確立  
日本企業の国際競争力の維持・強化



ネイチャーポジティブ経済に向けた企業の取組を支援するとともに、必要な国内対応を実施します。

1. 事業目的

2022年に生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるいわゆるネイチャーポジティブ（Nature Positive（NP）：自然再興）が掲げられた。NPの実現は環境保全のみならず新しいビジネスの創出につながる。このため、NPに関する国際ビジネスルールの動向も把握しながら、とくに調達及びファイナンスについて先行モデルの創出等を進め、日本企業の国際競争力の確保をしつつ、NPの実現を目指す。

2. 事業内容

- ・ **ネイチャーポジティブ経済移行戦略（2024年3月策定）及びロードマップ（2025年7月策定）**を踏まえ、セクター別の自然資本への負荷・影響に関する調査、課題整理等を進めるとともに、日本企業の対応を支援するべく、国際サステナビリティ基準審議会ISSBや自然関連財務情報開示タスクフォースTNFD等の**国際的な枠組みにおける議論の状況の調査・分析**を進める。
- ・ 国内外の企業等の生物多様性保全に資する活動に関する情報収集を行い、NPな取組が企業価値の向上につながるよう、以下の施策を実施する。
  - バリューチェーンにおける生物多様性への影響の把握、負荷低減に資するよう、**企業の調達における持続可能性向上を促進する指針等の検討や、NPバリューチェーン構築の先行モデル創出の支援**に取り組む。
  - NP経営移行により国内外の資金を円滑に呼び込めるよう、**ネイチャーファイナンスの拡大・質向上に向けた指針等の検討や先行モデル創出の支援**に取り組む。
  - **NP経営推進プラットフォームの拡充・強化**を通じ、国内外における**企業の互助・協業によるNP取組を図るマッチングと情報発信**を進める。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先/請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ







【令和8年度要求額 308百万円（308百万円）】

持続可能で脱炭素な社会の構築に向け、環境教育・ESDの実践活動及び国連大学の取組を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 環境教育等促進法の着実な運用及び学校、地域等における環境教育の充実のための実践者育成等の基盤形成。
- ② 地域脱炭素に資するESD推進のための全国的なネットワークの整備・活用により環境教育・ESDの取組強化。
- ③ 国連大学によるESD及びSDGs推進支援に対する協力による、SDGs達成に向けた国際協力の推進。

## 2. 事業内容

### ① 環境教育等促進法の着実な運用、環境教育等の実践者育成等

- ・WEBサイト運用やコンテンツ発信等により、環境教育等の推進に資する情報を発信。
- ・教職員等研修、環境カウンセラー制度の運用等により環境教育の実践者を育成。実践者の負担軽減や質の向上のため、環境教育・ESDの実践に資する優良事例（短編動画）を公募・周知。
- ・環境教育等促進法基本方針の具体的な推進のために必要となる調査・会議等の実施。

### ② ESD推進ネットワークによる、ESD活動の連携支援

- ・地域の取組支援や情報・経験を共有できるESD活動支援センターの体制整備・運営。
- ・地域のハブとなる地方ESD活動支援センターを整備（全国8箇所）し、上記センターとの協働・連携を通じたESD推進ネットワーク構築による環境教育・ESD活動の推進。
- ・上記センターと連携した、地域脱炭素実現に向けた意識・行動変容につながる基盤強化の推進。

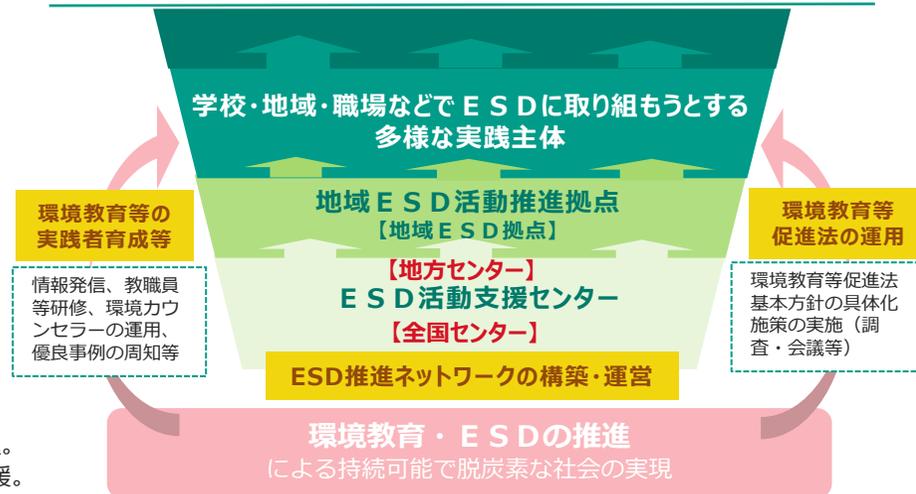
### ③ 国連大学によるESD、SDGs推進支援に対する協力

- ・ESDに関する地域拠点（RCE）活動の促進による各国の脱炭素化等の推進。
- ・環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）の強化を通じた、アジア太平洋地域におけるESDの推進。
- ・SDGsの統合的取組による脱炭素化に向けた、施策動向の調査やガイドライン作成等の政策形成支援。
- ・「パリ協定専攻」における専門家人材の育成に寄与する教育・能力開発カリキュラムの開発・実施。

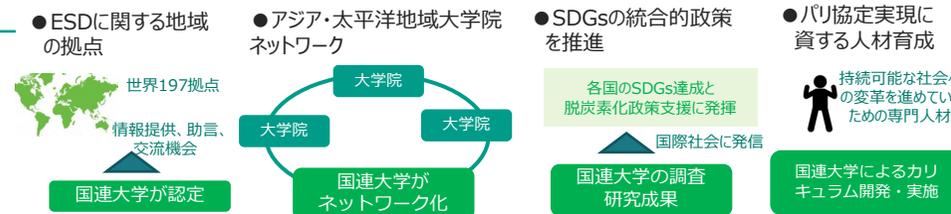
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②請負事業、③拠出金
- 請負先・拠出先 ①②民間事業者・団体、③国連大学
- 実施期間 平成15年度～令和16年度（予定）

## 4. 事業イメージ



### 国連大学によるESD、SDGs推進支援に対する協力





【令和8年度要求額 93百万円（91百万円）】

## グリーン購入及び環境配慮契約の実施を推進します。

### 1. 事業目的

- ① グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない物品等への需要の転換を促進する。
- ② 環境配慮契約法に基づき、国等が排出する温室効果ガス等の効果的な削減を図る。
- ③ 地方公共団体等へ、グリーン購入及び環境配慮契約の取組を普及促進する。

### 2. 事業内容

地球温暖化、廃棄物問題等の環境問題の解決には、国等が自ら率先して環境物品等の調達及び環境配慮契約を実施するとともに、これを呼び水として地方自治体や民間部門へ取組を広げることが重要である。

グリーン購入法及び環境配慮契約法の基本方針について、学識経験者等により構成される検討会を開催し、技術開発の動向や市場の状況等を踏まえてより効果的な見直しを行う。

地方公共団体等へのグリーン購入及び環境配慮契約の普及促進にかかる課題を整理するため、アンケート調査を実施して結果を分析する。また、取組事例等の公開や実務者への支援を行う。

さらに、我が国の優れた環境配慮製品及びグリーン購入制度を海外へ発信していくため、海外への技術支援や事例調査を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

### 4. 事業イメージ

- ① **国等におけるグリーン購入推進**  
・基本方針検討会等の開催、全国説明会開催等
- ② **国等における環境配慮契約推進**  
・基本方針検討会等の開催、全国説明会開催等
- ③ **地公体等のグリーン購入・環境配慮契約推進**  
・アンケート調査、取組事例データベース運用等
- ④ **環境配慮製品の国際展開促進**  
・ASEAN地域等でのグリーン購入制度等の導入支援等
- ⑤ **グリーン購入制度のあり方見直しに関する検討経費**  
・グリーン購入制度のあり方見直し検討、グリーン・ウォッシュ対策を含めた環境物品等の情報提供体制のあり方検討、ガイドラインの見直し検討等

グリーン購入及び環境配慮契約の実施を推進

環境物品等への需要転換

更なる温室効果ガス等の削減



【令和8年度要求額 21百万円（21百万円）】

持続可能な社会の実現に向けて動き出す企業を支援します。

## 1. 事業目的

国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するよう促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進する。

## 2. 事業内容

2050年温室効果ガス排出ネット・ゼロに向けて、気候変動をはじめとする環境課題を経済・社会の課題と統合的に解決するための動きを加速化すべく、企業が特定した環境課題のリスク及び機会を戦略に組み込んだ経営を行い、その情報を公開することを促進する。

### (1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

企業が環境への負の影響を防止・停止・軽減するための世界的に求められている環境デュー・ディリジェンスの普及促進

### (2) 環境報告活用促進事業

環境要素を企業経営等に戦略的に取り込んでいる企業の実例を投資家等や企業に提示できるよう企業選定を実施

### (3) エコアクション21ガイドラインの管理・活用

エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度の運営確認

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負者 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

## 4. 事業イメージ

### (1) 環境経営、環境報告の普及促進事業

- 環境デュー・ディリジェンスに係る企業の取組について、実装支援を実施し、その結果や、国際的な動向も踏まえつつ、検討会を実施し、企業の具体的な取り組みを支援するためのガイダンスを検討する。
- 企業とステークホルダーとの対話に資するコンソーシアムを構築する。
- 実装支援や検討会の結果を踏まえつつ、セミナーを開催し、環境デュー・ディリジェンスの普及促進を行う。

### (2) 環境報告活用促進事業

- ESGファイナンス・アワード・ジャパンの環境サステナブル企業部門で表彰対象となる企業を選定
- 募集にあたっての選定基準等に関する説明会開催



### (3) エコアクション21ガイドラインの管理・活用

- エコアクション21ガイドラインに基づく認証・登録制度の適切な運営を確認するため運営に関する検討委員会を開催





【令和8年度要求額 26百万円（新規）】

## 広く環境課題を統合的に解決する企業経営を実現し、日本企業の競争力向上と環境保全を同時達成する

### 1. 事業目的

カーボンニュートラル（CN）、ネイチャーポジティブ（NP）やサーキュラーエコノミー（CE）を継続して志向しつつ、化学物質管理、気候変動への適応など他の環境課題も網羅し、企業経営、ガバナンス、リスク管理や戦略の測定の在り方について、国際的な動向も考慮しながらガイダンスを策定。効果的かつ効率的に開示対応を進めるため、国内外にある膨大な開示情報等を収集・分析するツールの検討を行う。これらにより我が国の企業の産業競争力強化と持続可能な社会の構築の同時達成を実現する。

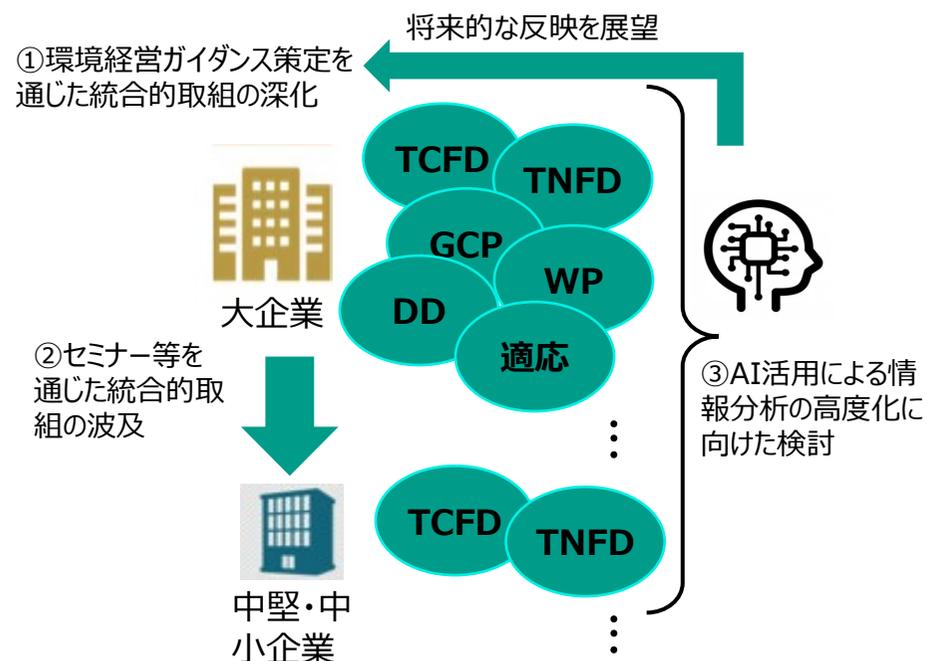
### 2. 事業内容

- 環境課題の効率的かつ効果的な同時解決の方法について、調査・分析を行うとともに、有識者による検討会を開催し、環境課題の統合的解決に資する環境経営のガイダンスを策定する。
- 中堅・中小企業も対象にしつつ、制定したガイダンス等に係るセミナー、ワークショップなどを開催し、企業価値向上とサステナビリティ課題の同時達成に資する企業経営や開示の在り方について、普及・啓発を行う。
- 環境課題の統合的解決に資する企業経営の在り方を調査・分析に資するツール（AI活用）の検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 選択 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和9年度

### 4. 事業イメージ



お問合せ先： 大臣官房環境経済課（03-5521-8324）、自然環境局自然環境計画課 生物多様性主流化室（03-5521-8150）  
水・大気環境局環境管理課（03-5521-8292）、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室（03-5521-8324）  
地球環境局総務課気候変動科学・適応室（03-5521-8242）、環境保健部化学物質安全課（03-5521-8259）

# グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業



【令和8年度要求額 700百万円（700百万円）】

環境省

グリーンファイナンスの健全かつ適切な拡大とESG金融の主流化に向けた取組を推進します。

## 1. 事業目的

2035年度温室効果ガス60%削減、2040年度73%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成に向けた今後10年間で150兆円超の投資実現のために、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大とESG金融の普及・実践を促進する。

## 2. 事業内容

我が国における脱炭素化に向けては、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大と、ESG金融の主流化が必要。本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

- (1) グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）
  - ・国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策検討
  - ・金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進
- (2) グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）
  - ・グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポーターズ制度の運営
  - ・資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助、先進事例の発掘等
- (3) ESG地域金融実践促進事業（委託）
  - ・地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による優良事例創出、普及啓発
- (4) ESG金融主流化事業（委託）
  - ・ESG金融に関する統一的な情報発信や優良事例の展開

## 3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業	■事業形態	間接補助事業（補助率：外部レビュー費用 3/10又は6/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）
■委託先	民間事業者・非営利団体等	■補助対象	民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）
■実施期間	令和5年度～令和9年度	■実施期間	令和5年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240



【令和8年度要求額 68百万円（68百万円）】

我が国におけるESG金融の普及・促進に向けて、取組の質の向上と裾野の拡大を支援する施策を実施します。

## 1. 事業目的

- ① あらゆるアセットクラスにおけるESG要素の考慮を促すことで、多様なESG金融の考え方・手法の確立・普及を図る。
- ② 地域金融機関によるESG地域金融の実践支援を通じて、先進的なモデルケースの創出による知見の蓄積・周知を図る。
- ③ 地域金融機関等に対してESG金融に関するセミナー等を開催し、関連した知識や問題意識の普及・啓発を図る。

## 2. 事業内容

国内のESG金融の主流化に向けて、金融のグリーン化に対する金融機関等への更なる普及・啓発、環境金融市場の整備が必要である。本事業では、環境金融の質の向上と裾野の拡大を支援する。

### (1) 環境投融资促進のための市場拡大支援

資源循環等の環境保全対策に資するグリーンボンド等の資金調達支援、環境情報の開示及び開示情報の適切な利活用推進、新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の創出、普及拡大に向けた調査・検討

### (2) ESG金融の普及促進

環境・社会に対するインパクトの創出、地域の持続可能性の向上等に資する取組を行う地域金融機関等を支援しESG 地域金融実践の先進的な事例を創出

### (3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

金融機関の各業態における環境金融の取組状況に関する調査、地域金融機関等における環境金融の普及・啓発を目的としたセミナー等の開催 等

## 3. 事業スキーム

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ■ 事業形態         | 請負事業・委託事業・補助事業 |
| ■ 請負先・委託先・補助対象 | 民間事業者・団体       |
| ■ 実施期間         | 平成25年度～        |

## 4. 補助対象、支援対象の例、事業イメージ

### (1) 環境投融资促進のための市場拡大支援

- ・グリーンボンド等の外部レビュー費用、フレームワーク策定のためのコンサルティング費用を補助。
- ・新たなグリーンファイナンス手法に関するモデル事例の認定、評価の支援、情報発信を通じた普及啓発 等



### (2) ESG金融の普及促進

- ・地域金融機関に対し、ESGを考慮し、地方創生に資する金融行動をすることができる仕組みや体制作りを、個別のコンサルテーション等を通じて支援する。
- ・令和5年度は8案件（9機関）を採択。  
令和6年度は7案件（9機関）を採択。



### (3) 「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」等の活用充実

- <環境金融に関する調査>
- ・各業態における環境金融に関する取組の実態について、セクター別に調査を実施。
- <環境金融に関するセミナー>
- ・地域金融、保険業務等、テーマ別に分類した5つのWGにより合計12回程度開催予定。





我が国の温室効果ガス排出・吸収量を算定し、精度の高い国内対策推進の基礎情報を整備します。

### 1. 事業目的

- 温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）及び隔年透明性報告書（BTR）等を作成・報告し、パリ協定及び国連気候変動枠組条約を確実に履行する。
- 国際的な透明性の強化を図るとともに、精度の高い国内対策推進の基礎情報を整備する。

### 2. 事業内容

国内対策の基盤となる温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）、国内の対策・施策の状況等を説明した隔年透明性報告書（BTR）及び国別報告書（NC）は、パリ協定や国連気候変動枠組条約に基づき報告が求められており、報告後は国際的評価・審査を受けることとされている。

また、温室効果ガス排出・吸収量の算定方法等は、審査結果等も踏まえ、可能な限り我が国の実態に即した排出・吸収量となるよう精緻化する必要がある。

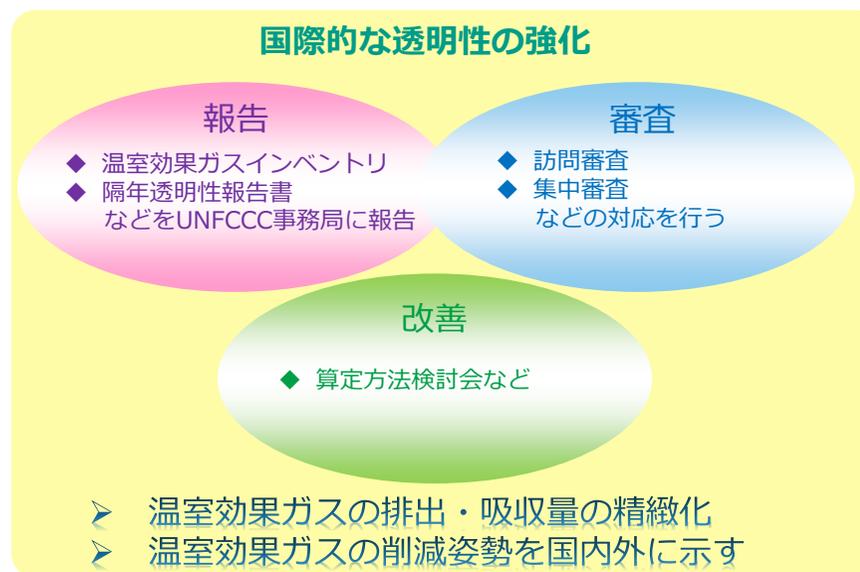
これら条約及び協定を履行するとともに、国際的な透明性の強化を図りつつ、精度の高い国内対策推進の基礎情報を整備するため、以下のような業務を実施する。

- ① インベントリ及びBTR等の作成・報告
- ② 報告したインベントリ及びBTR等に対する審査対応
- ③ 温室効果ガス排出・吸収量算定方法等の改善

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～終了予定なし

### 4. 事業イメージ



# 温室効果ガス関連情報基盤整備事業のうちGHG算定・報告基盤の整備・活用促進等



【令和8年度要求額 599百万円（708百万円）】

地球温暖化対策推進法を確実に運用するため、必要な調査を実施するとともに、関連制度等の運営を行います。

## 1. 事業目的

- ① 事業者が講ずべき排出削減等対策に関して、必要な指針（排出削減等指針）を公表する。
- ② 温室効果ガスの排出者が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告するための基盤を整備・運用する。
- ③ 成長志向型カーボンプライシングの制度設計及び円滑な運営に資するよう、必要な文献調査・定量分析等を実施する。
- ④ J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進し、CO2排出削減と地域経済循環を促進する。

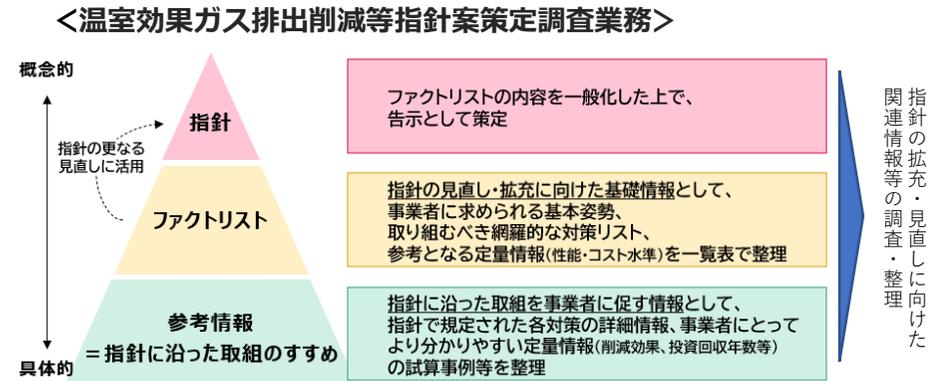
## 2. 事業内容

- (1) 温室効果ガス排出削減等指針案策定調査事業  
・地球温暖化対策推進法（温対法）に基づく指針の見直し・拡充に向けて、先進的な対策リスト及び各対策の効率水準・コスト等のファクトを網羅的に調査・整理するとともに、指針及びその関連情報の活用方策について検討等を行う。
- (2) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業  
・温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の確実な運用と、事業者の更なる自主的取組促進に向けて同制度における算定や公表方法等の見直しを行う。
- (3) カーボンプライシング調査事業  
・「成長志向型カーボンプライシング」について、具体的な制度設計や円滑な運営を進めていく必要があるところ、諸外国の制度に関する事例調査や、既存のカーボンプライシング及び今後導入される施策の政策効果等に関する文献調査・定量分析等を行う。
- (4) J-クレジット制度運営・促進事業  
・J-クレジット制度の運用により、カーボン・オフセットを推進することで、CO2排出削減を行う事業・活動を促進。また、民間事業者等がクレジットを活用することで、クレジットを創出する地域への資金還流を促進する。

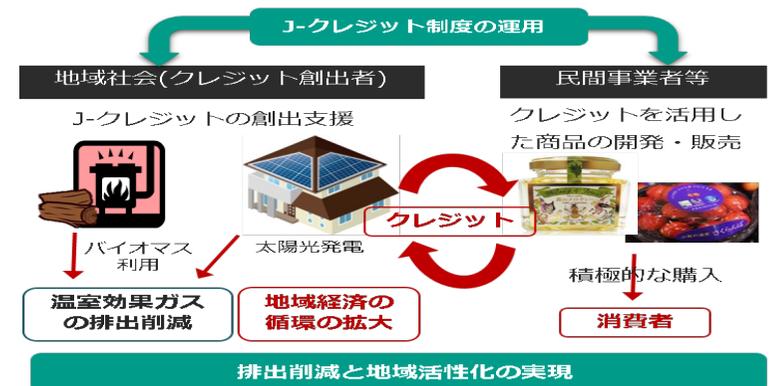
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成16年度～

## 4. 事業イメージ



## ＜J-クレジット制度運営・促進事業＞



お問合せ先： (1) 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341 (2) 地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室 電話：03-6205-8277  
(3),(4) 大臣官房環境経済課市場メカニズム室 電話：03-5521-8324



【令和8年度要求額 1,901百万円（新規）】

モデル事業支援やガイドブック作成により、バリューチェーンでの企業の脱炭素経営を普及・高度化し、脱炭素化と競争力強化を図ります。

## 1. 事業目的

グローバルにESG金融が拡大する中、バリューチェーン全体の排出量が企業価値に影響し得ることから、中小企業を含むバリューチェーン全体での企業の脱炭素経営（気候変動対策の観点を織り込んだ企業経営）を普及・高度化し、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。これにより、国内外からESG金融を呼び込み、我が国における「経済と環境の好循環」の実現を目指す。

## 2. 事業内容

以下の事業を有機的に連携させながら実施し、脱炭素経営の取組を中小企業を含むバリューチェーン全体の企業の経営や実務に落とし込むとともに、その取組が評価されるために必要な環境整備を行う。

### （1）バリューチェーンの脱炭素化促進事業

- ① バリューチェーン全体での脱炭素化促進情報発信支援事業
- ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業
- ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

### （2）中小企業向け脱炭素経営実践促進事業

- ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業
- ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

### （3）排出量算定・データ共有の基盤整備事業

- ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

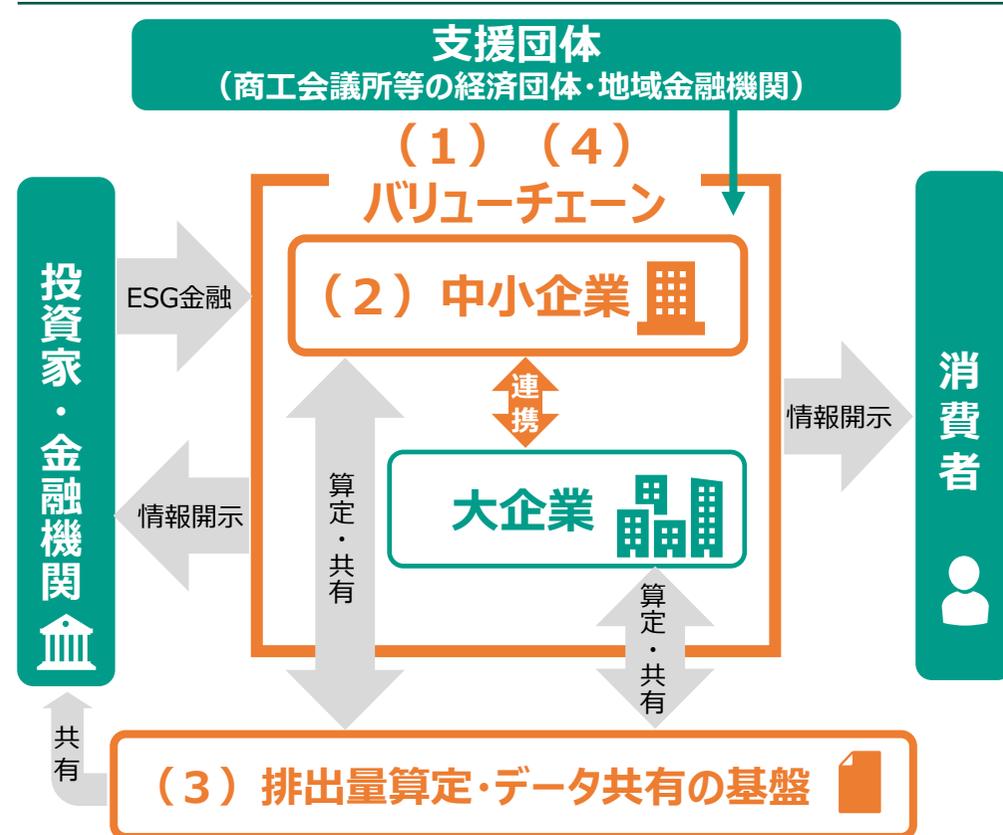
### （4）バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

- ① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業
- ② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ



# 中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (1) バリューチェーンの脱炭素化促進事業



モデル事業支援やガイドブック拡充、情報発信により、バリューチェーンにおける企業の脱炭素化への支援を図ります。

## 1. 事業目的

バリューチェーン全体の脱炭素化に向けて、自社以外の排出削減努力を自社の排出量に反映できる1次データの活用、製品・サービス単位での排出量算定・表示方法の検討・普及、及び国内外の取組状況に関する情報提供が必要。また、脱炭素化実現に向け、環境課題と関連の深いサステナビリティ課題の統合的解決を実現する企業経営も求められている。このため、国内外の動向調査や情報発信、1次データ活用に関するガイドブック等の拡充、モデル事業による業界ルール整備及び人材育成の促進、グリーン製品・サービスの需要創出の取組等を通して、バリューチェーンの全体の脱炭素化を促進し、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

## 2. 事業内容

### ① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援事業

バリューチェーンにおける自社以外の削減努力を自社の排出量に反映できる、1次データを活用したScope3排出量の算定方法を検討・拡充し、1次データを活用した算定・開示の普及を促進するとともに、バリューチェーン全体での脱炭素化促進に向け、各種事業の取組成果や、各国、他省庁や民間の取組を含めた幅広い情報発信を行う。

### ② 製品・サービスの排出量見える化・削減支援事業

国民が脱炭素に資する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、製品・サービス単位での排出量（カーボンフットプリント：CFP）を算定・表示するモデル事業を実施し、業界のルール整備、地域の人材育成等を通して、CFP算定・表示の普及を目指す。また企業の脱炭素投資促進のため、デコ活とも連携の上、デマンドサイド（消費者・官民）に対するグリーン製品・サービスの需要創出に向けた取組を行う。

### ③ 脱炭素経営の戦略策定・情報開示等支援事業

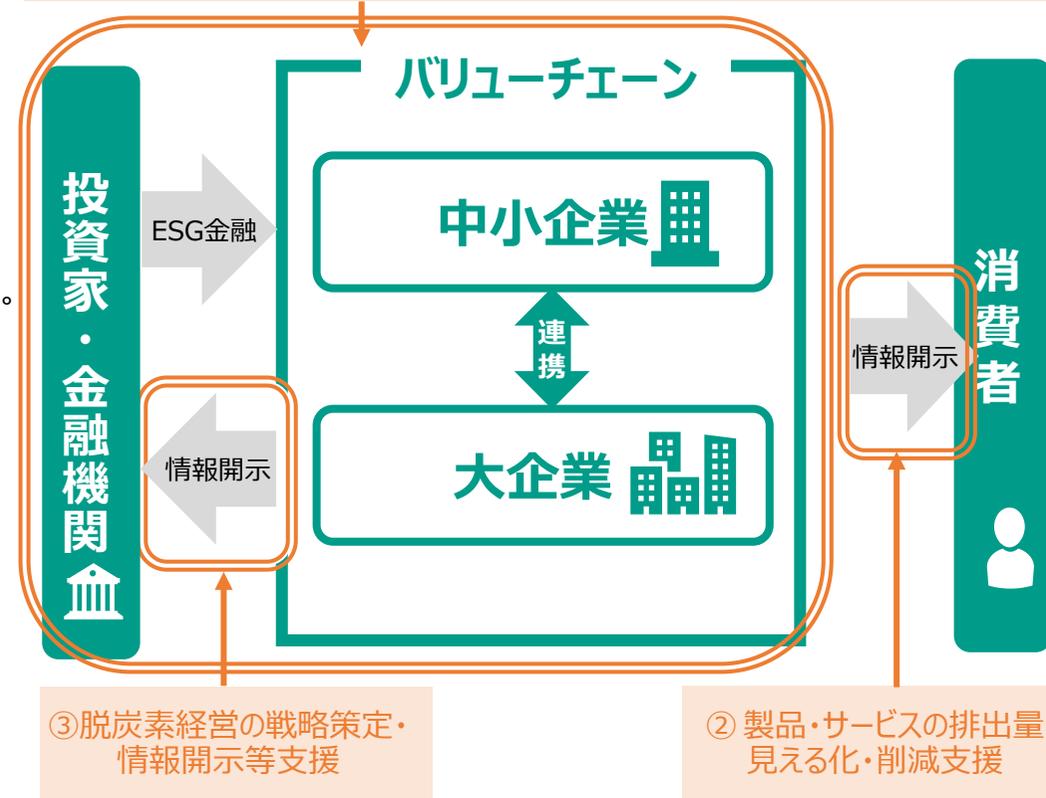
継続的な脱炭素取組に向け、環境三分野等の統合的解決を実現するためにガバナンス、リスク管理や戦略策定等のあり方について、国内外動向及び事例調査やモデル事業等を実施し、その知見や成果を踏まえたガイドブック等を拡充する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### ① バリューチェーン全体での脱炭素経営促進情報発信支援



# 中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (2) 中小企業向け脱炭素経営実践促進事業



中小企業との接点を持つ事業者及び支援機関向けにモデル事業による支援を行い、バリューチェーン全体及び地域ぐるみでの脱炭素化を図ります。

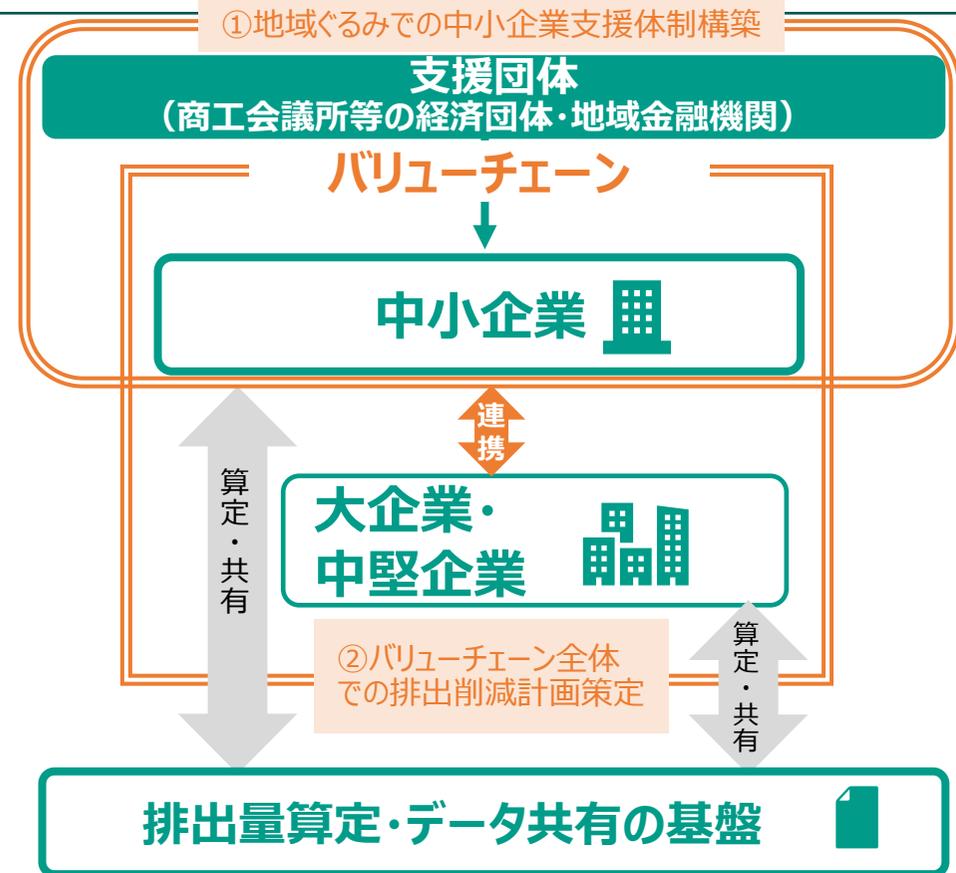
## 1. 事業目的

中小企業にも脱炭素経営が求められる中、中小企業個社では脱炭素化の意義・メリットや具体的に取り組むべき内容が分からない、取組についてどこに相談したら良いか分からない、といった企業が多数存在。このため、地域ぐるみでの中小企業支援体制構築による地域全体の機運醸成、脱炭素経営取組支援や人材育成とその横展開、あるいはバリューチェーンを構成する取引先企業へのエンゲージメントの推進や業界共通ガイダンス等の整備を通じて、「知る」「測る」「減らす」の3ステップに沿った、企業の脱炭素化による競争力強化を図る。

## 2. 事業内容

## 4. 事業イメージ

①地域ぐるみでの中小企業支援体制構築



### ① 地域ぐるみの中小企業支援体制構築事業

普段から中小企業との接点を持っている地域金融機関・商工会議所等の経済団体等と地方公共団体が連携し、地域内中小企業の脱炭素経営普及を目指す。地域ぐるみでの脱炭素経営支援体制の構築に際し、各地域で主体的に取り組を進めるための基盤整備や、支援体制の横展開を進めるため、体制構築を支援する地域の取組への支援、横展開取組への伴走支援、過年度に支援した地域のフォローアップ、脱炭素支援に関する資格制度の運用等を通じて、各地域の中小企業の脱炭素化を先導する地域人材の育成や体制構築の更なる促進を図る。

### ② バリューチェーン全体の排出削減計画策定支援事業

自社とその取引先企業が連携して行う取組（エンゲージメント）に関するモデル事業を通じ、業界共通のScope3算定・1次データ取得ルールや、エンゲージメント方針等のガイダンスの整備を進める。また簡易なScope3算定や、バリューチェーン上でのデータ連携のための基盤整備を進め、取引先企業と連携した削減計画策定及び、削減取組検討に向けた支援を促進する。これらを踏まえて、バリューチェーン全体で排出削減を進める上での技術的なポイントや事例をまとめたガイドブックを改定する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

お問合せ先：地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277  
大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 03-5521-8229

# 中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (3) 排出量算定・データ共有の基盤整備事業



算定報告公表対象外事業者も含めて使用できるよう機能追加により、使用者の利用価値を向上させた基盤整備改修を図ります。

## 1. 事業目的

排出量情報を共有するためのプラットフォームや共通フォーマットがなく、企業間で排出量情報を共有するのに手間がかかっている。このため、排出量算定及びデータ共有・報告のための基盤を整備し民間の算定ツールとの連携を行い、大企業・中小企業ともに排出量算定及びデータ共有・報告がしやすい環境を整備する。また、企業価値創造に繋げるため、削減に貢献した取り組み、国際認証の取得状況、サステナビリティ開示等の取組状況を掲載する。

## 2. 事業内容

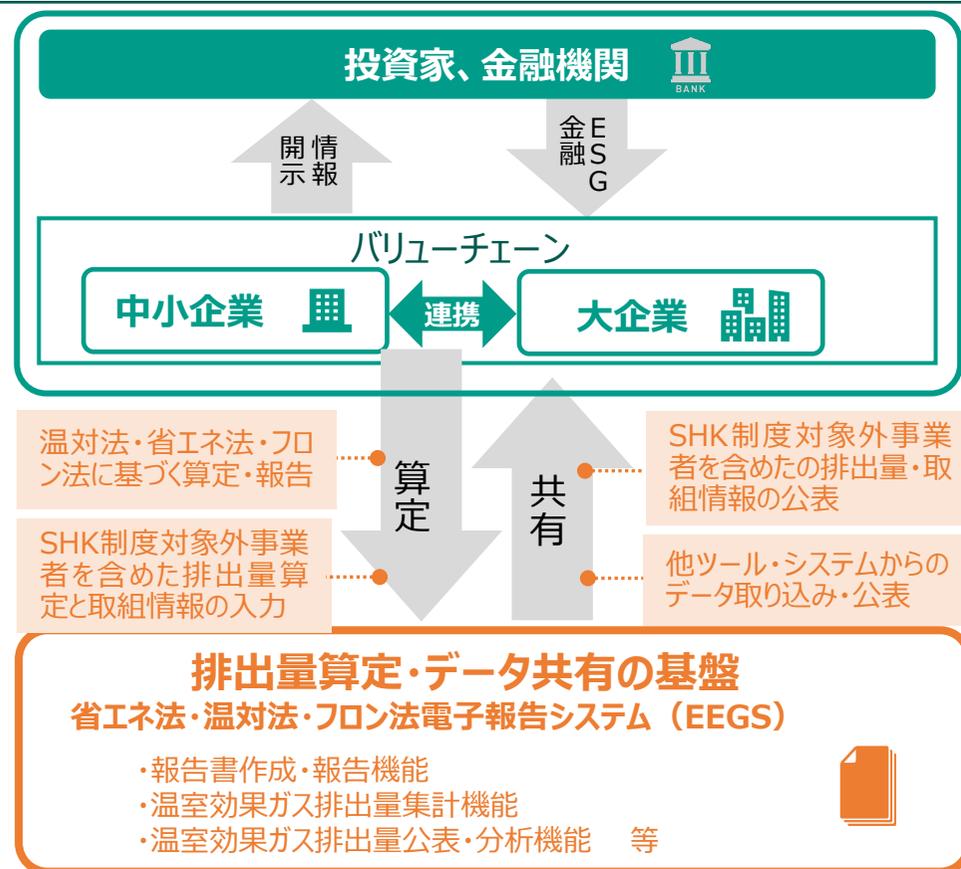
### ① 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」保守運用・改修等事業

- 温対法等に基づく報告と温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とする「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム」(EEGS)について、保守・運用や問合せ対応を行う。
- 排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、以下の改修を行う。  
「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」(SHK制度)の見直しを受けたアルゴリズムの変更・追加EEGS外のGX関連システム及び各種算定ツール・システムを用いて算定した排出量等のデータをEEGSに取り込み、EEGS上でそれらを公表する機能の追加等を行う。
- 企業・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行う。
- 中小企業の報告件数と任意報告の件数の増加に向けて、EEGS機能の認知拡大に加え、事業者のニーズも踏まえた、取り組みの見える化に向けたEEGSの改修、データ関係拡大等を進める。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先：地球環境局 地球温暖化対策課 03-3581-3351  
地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277

# 中小企業を含むバリューチェーン全体の脱炭素経営高度化事業のうち、 (4) バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業



バリューチェーン上の大企業と中小企業の連携による再エネ導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図ります。

## 1. 事業目的

従来のPPA事業では、一定の事業規模や長期の与信を必要とすることが多く、中小企業において自社の温室効果ガス削減対策として再エネを活用するにあたり課題となっている。このため、バリューチェーン上の大企業と中小企業との連携により、規模や与信等の事業上の課題を解消し、PPA事業による再エネ導入を加速化する新たな導入モデルを構築し、バリューチェーンの脱炭素化を図る。

## 2. 事業内容

### ① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築事業

大企業が自社のバリューチェーン上の中小企業を多数束ね、PPA事業者とともに一括で事業化することで規模の課題を解消するとともに、よりエンゲージメントを深め、脱炭素投資として資金拠出することで与信の課題を解消し再エネを最大限導入する新たなモデルを構築する。

### ② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

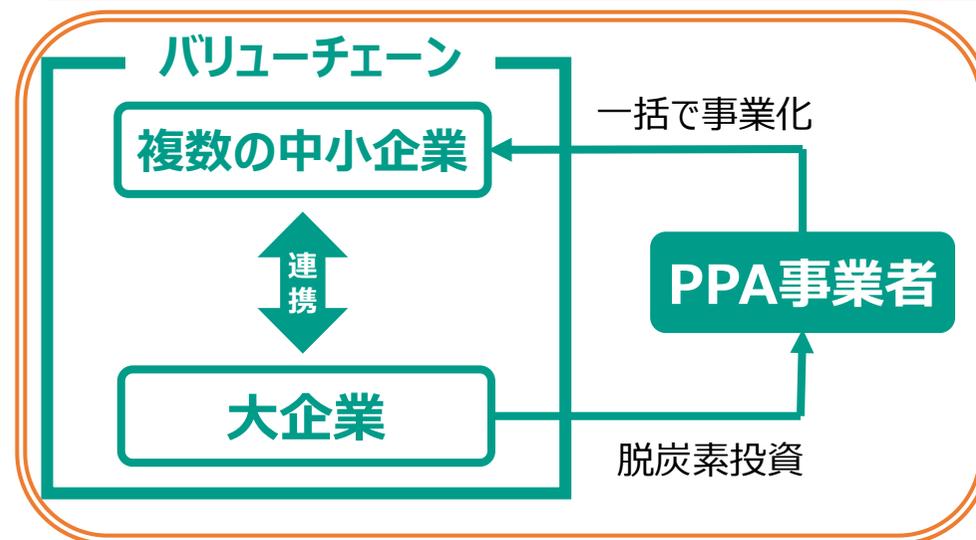
①で得られた成果から、新たな再エネ導入モデルとして広く普及させていくにあたり必要となる項目（バリューチェーン全体での与信の見極め、大企業による資金拠出の在り方等）を分析し、新たな事業モデルとして水平展開するための方法論を取りまとめる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ

### ① バリューチェーンの脱炭素化に資する新たな再エネ導入モデル構築



### ② 新たな事業モデルの水平展開に向けた方法論整備

お問合せ先：地球環境局 地球温暖化対策課 03-3581-3351  
地球環境局 地球温暖化対策課 脱炭素ビジネス推進室 03-6205-8277



【令和8年度要求額 5,000百万円+事項要求 (2,000百万円)】

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

## 2. 事業内容

公共施設等※<sup>1</sup>への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※<sup>2</sup>、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。

※<sup>1</sup> 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※<sup>2</sup> 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

## 3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）

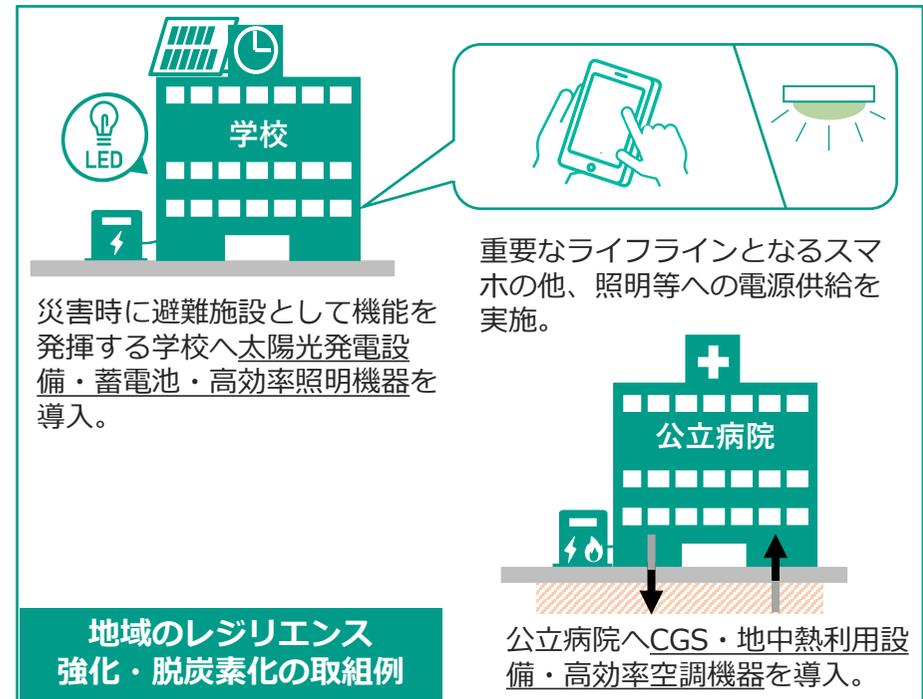
■実施期間 令和3年度～

## 4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等



- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備 等



# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業



【令和8年度要求額 2,000百万円（新規）】

「宣言から実行へ」。地域脱炭素の実現に向けて、具体的な脱炭素施策の検討・実施、地域人材の育成等を支援します。

## 1. 事業目的

地球温暖化対策推進法、地球温暖化対策計画、GX2040ビジョン等に基づき行う地域脱炭素の取組は、我が国の2050年ネット・ゼロの実現及びこれと整合的で野心的な温室効果ガス削減目標の達成に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資することが求められている。地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、自らの事務及び事業の脱炭素化や区域内の脱炭素化に向けた具体的な施策を検討・実施すること、地域共生・地域裨益型の再エネを導入すること、地域中核人材の活用・育成・連携等を行うことが不可欠であり、そのための支援を全国的・集中的に実施する。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による、公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施、風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング、地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成、地域脱炭素実現に向けた地域中核人材の活用・育成・連携等に対する支援を行う。併せて、地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討を行う。

### (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援

- ①公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援
- ②主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援
- ③地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

### (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援

- ①風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援
- ②地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

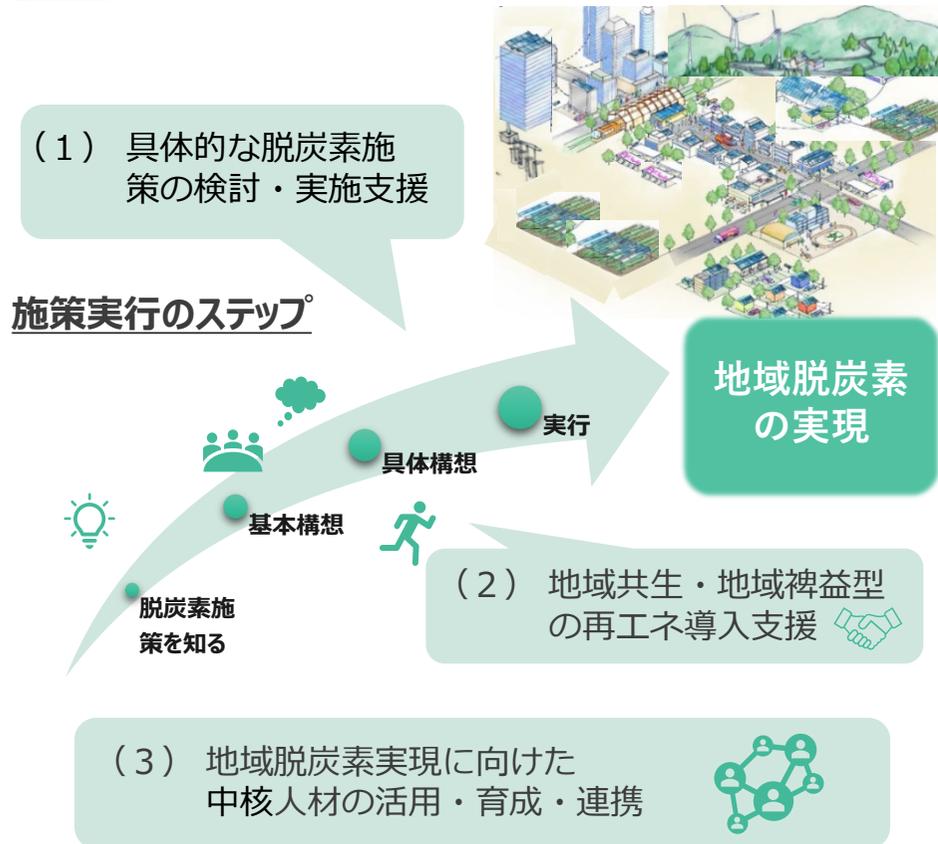
### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業

- ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談
- ②地域における中核人材育成研修
- ③地域の実情に応じた官民連携強化

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)①(2)① 間接補助事業（定率、上限設定あり）  
(1)②(3)(2)②(3) 委託事業
- 補助・委託 (1)① 民間事業者・団体等（ただし地方公共団体との共同実施に限る） (2)① 地方公共団体  
(1)②③、(2)②、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



## お問合せ先：

- (1) (2) 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109
- (3) 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (1) 具体的な脱炭素施策の検討・実施支援



公共施設等への再エネ導入計画策定、主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施を支援します。

## 1. 事業目的

地域脱炭素を実現するためには、地方公共団体が主導となり、ゼロカーボンシティ宣言や地方公共団体実行計画の策定等にとどまらず、具体的な脱炭素施策の「実行」に移すことが求められる。これを後押しするため、公共施設への太陽光発電設備の導入等による自らの事務及び事業の脱炭素化や、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえた区域内の脱炭素化について、その具体的な施策の検討・実施を支援する必要がある。

## 2. 事業内容

### ① 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援

民間事業者・団体等との協働による公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、再エネ設備の導入に向けた計画策定を支援する。

### ② 主体ごとの役割を踏まえた脱炭素施策の検討・実施支援

地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する。

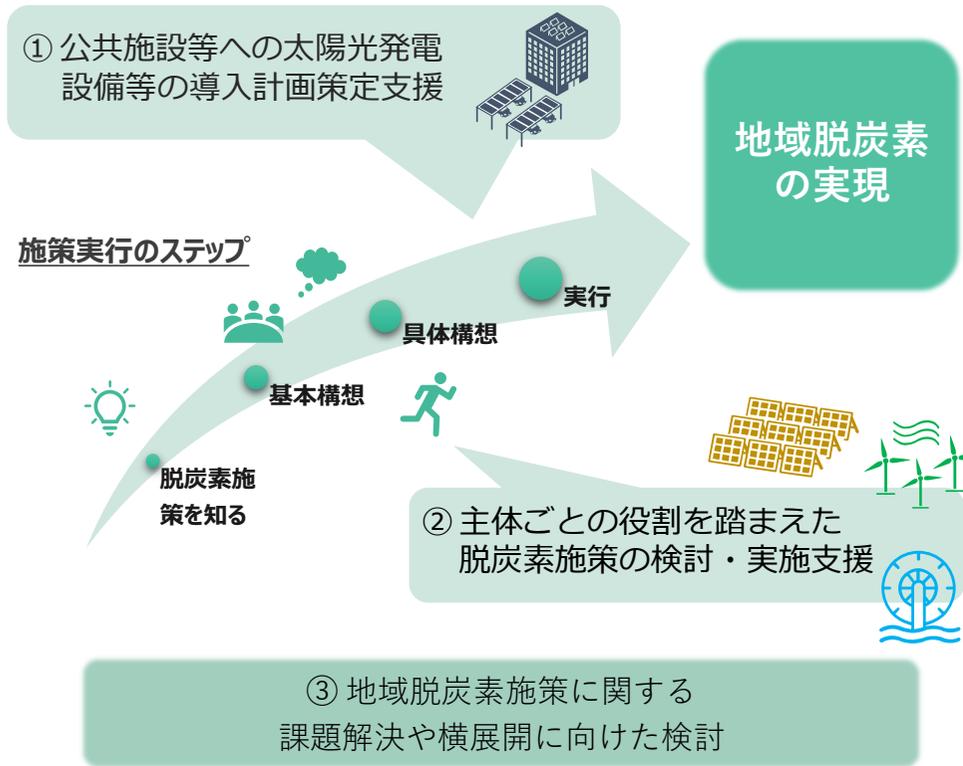
### ③ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直し等を踏まえ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助 1 / 2 (上限1,000万円) ②③ 委託事業
- 補助・委託 ① 民間事業者・団体等 (ただし地方公共団体との共同実施に限る) ②③ 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (2) 地域共生・地域裨益型の再エネ導入支援



地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援や計画実行支援等を行います。

## 1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に対して適正に配慮した再エネの導入を最大限推進するため、再エネ促進区域等の設定に係るゾーニング等への資金面での支援を行うとともに、具体的な案件形成を見据え、自治体・事業者・地域が再エネによる地域裨益策の検討ができるよう理解醸成等に係る支援を行う。

## 2. 事業内容

### ① 風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援

自治体による風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成等）に対する支援を行う。

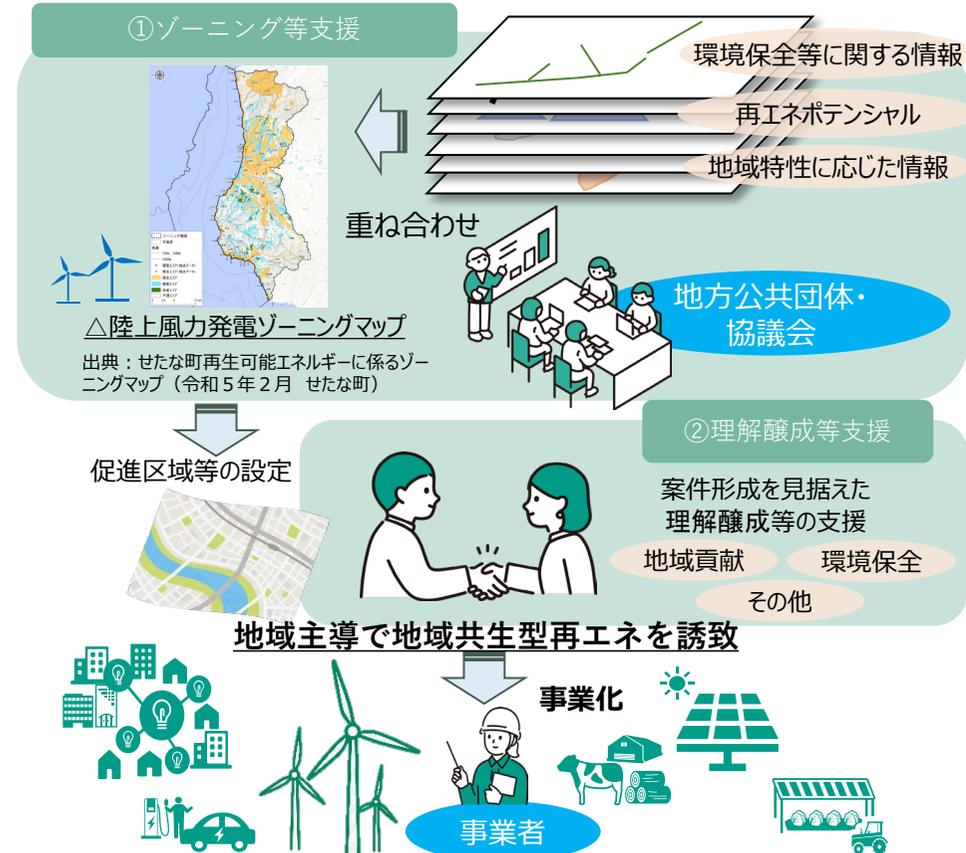
### ② 地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成等に係る支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の実施に係る伴走支援を行う。また、自治体・事業者・地域が再エネによる具体的な地域共生・地域裨益の取組を検討し、計画策定・実行できるよう、理解醸成（地域裨益の取組に係る自治体からの相談対応や情報提供、地域における勉強会の開催）等に係る支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ① 間接補助 3 / 4（上限2,500万円） ② 委託事業
- 補助・委託 ① 地方公共団体 ② 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の活用・育成・連携事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を育成し、活用と連携を促進します。

## 1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

## 2. 事業内容

### ①脱炭素まちづくりアドバイザー派遣・相談

地方公共団体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣する。また、多様な相談を一元的に受け付け、潜在的・包括的な課題を掘り起こし、活用可能な支援制度等に繋げる機能を設けることで、特に取組初期段階の地方公共団体の底上げを図る。

### ②地域における中核人材育成研修

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

### ③地域の実情に応じた官民連携強化

各地域の官民連携強化策として、地方公共団体と地域企業等との協業促進のためのネットワークワーキング機会を創出。各地方で開催し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行う。

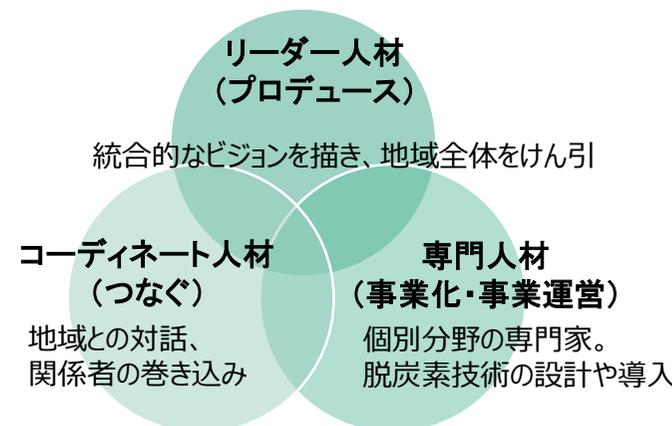
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

### 育成する地域中核人材イメージ

地域に利益をもたらす再エネ事業を進めるために必要となる「地域での合意形成」「行政内部での調整」「ビジョン・ビジネスモデルの構築」など、直面するさまざまな課題に挑戦する「地域中核人材」を育成する



# ブルーカーボン等によるクレジットの創出・利活用に係る早期社会実装に向けた実証事業



【令和8年度要求額 600百万円（新規）】環境省



## ブルーカーボン等の取組によるクレジット創出及び利活用を推進するための仕組みを検証する。

### 1. 事業目的

2050年ネット・ゼロの実現に向け、ブルーカーボン等の大規模な吸収源対策技術の早期社会実装により、大幅な吸収量の確保が急務となっている。また、民間企業を中心としてブルーカーボン等に係る技術の開発が進められており、当該技術を活用した吸収・除去量のクレジット化のニーズが高まってきている。このため、クレジット創出やその円滑な流通のための基盤整備等を支援することで、ブルーカーボン等によるクレジットの初期需要を創出する。

### 2. 事業内容

ブルーカーボン等に係る技術の早期社会実装に向け、クレジット創出やその円滑な流通の基盤整備等を支援することで、ブルーカーボン等によるクレジットの初期需要を創出するため、以下の取組を実施する。

#### <事業構成>

#### ①クレジットの円滑な流通のための取引基盤整備

- ブルーカーボン等によるクレジットのGX-ETSへの適格性確保
- 低コストなブルーカーボン等のクレジット化の方法論、認証スキームの開発
- 大規模増殖技術等によるコストダウンの検討・整理
- クレジットの円滑な流通に向けたクレジット創出者と需要者のマッチングの仕組みの構築
- クレジット需要者の開拓・支援

#### ②大規模実証プロジェクトの立上げ支援

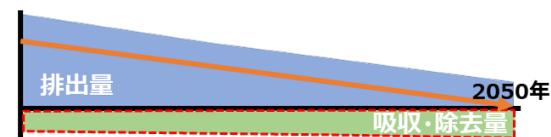
- 大規模実証プロジェクト実施に向けた概念実証
- 大規模プロジェクトの実施によるクレジットの創出

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・直接補助事業（補助率 定額（1/3相当））
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和10年度（予定）

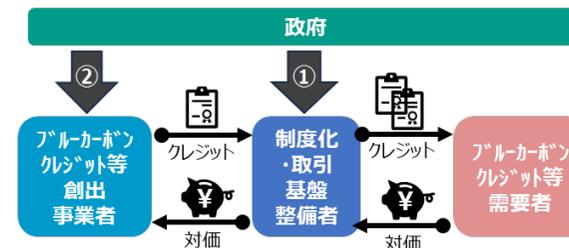
### 4. 事業イメージ

#### <政府目標：2050年ネット・ゼロの実現>



2050年ネット・ゼロ実現のためには大幅なGHGの吸収・除去量が必要

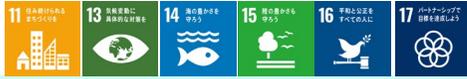
#### <事業スキーム>



#### <早期社会実装を目指すCDR技術例>



# 森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費



【令和8年度要求額 73百万円（47百万円）】

## 森林等の排出・吸収量を継続的に把握し、ブルーカーボン等新たな吸収源の適切な評価を実施する。

### 1. 事業目的

- ① 2030年度目標達成及び2050年ネット・ゼロ実現のため、パリ協定下での吸収源評価を適切に実施する。
- ② ブルーカーボン等の新たな吸収源について情報整理、評価・検証を強化し、吸収量の適切な評価と取組の促進を図る。
- ③ 大規模なブルーカーボンの取組を推進するために、技術・制度・資金等の課題に対して官民連携で取組む。

### 2. 事業内容

2030年度目標達成及び2050年ネット・ゼロ実現のため、温室効果ガスインベントリにおける吸収量の継続的な評価は必要不可欠である。特にネット・ゼロ実現にあたり、二酸化炭素の排出が避けられない分野も引き続き存在することから、**新たな吸収源の検討・評価の重要性は高まっている**。その中でも、**ブルーカーボンについては、ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミーとの統合的推進に関する象徴的な取組であり、特筆して評価・推進が必要**である。以上を踏まえ、引き続き吸収源分野におけるインベントリの作成・評価を適切に実施し、**ブルーカーボン等新たな吸収源の評価・推進に資する調査事業**を実施するとともに、**大規模なブルーカーボンの取組を推進**する。

#### <事業構成>

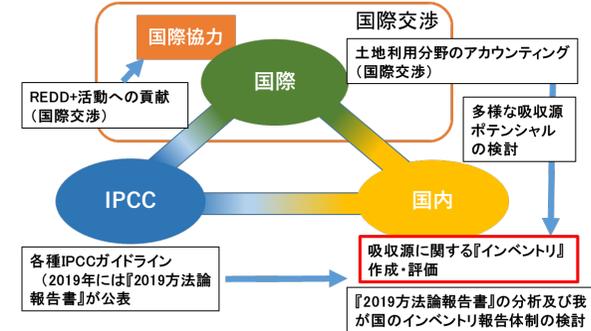
1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応
2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等
3. 新たな吸収源による吸収量評価・検証等調査
4. ブルーカーボン推進官民協議会設立・運営等業務

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成11年度～

### 4. 事業イメージ

#### 1. パリ協定の実施に向けた検討及び国際交渉等への対応



#### 2. 吸収源に関する温室効果ガスインベントリの作成・評価等

温室効果ガスインベントリ（毎年）、隔年透明性報告書（R5年以降、隔年）、国別報告書（4年ごと）をUNFCCCへの提出・審査対応



#### 3. 新たな吸収源による吸収量評価・検証等調査

- ① 関係省庁を巻き込んだ新たな吸収源対策に係る検討体制の確保
- ② 新たな吸収源による吸収量の新規算定及び改善



#### 4. ブルーカーボン推進官民協議会の設立・運営

- ① 基盤技術開発や技術実証に関する検討
- ② 海域利用の在り方やインベントリ・クレジット算定等の事業環境整備に関する検討
- ③ 資金調達や収益化の仕組みに関する検討
- ④ 意見交換会の開催

お問合せ先： 環境省 地球環境局 総務課 脱炭素社会移行推進室 電話：03-5521-8244

# 資源循環自治体フォーラム開催や地域から排出される資源性廃棄物（金属、プラ等の複合素材等）の再資源化による資源循環ビジネスの促進



【令和8年度要求額 1,495百万円（99百万円）】

地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体取組のビジョンから事業化までの包括的な支援と再資源化困難物の循環利用を支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

全国7地域で開催する「資源循環自治体フォーラム」等を通じて、関係主体の連携・交流の促進を図り、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。地域での事業化を志向する自治体には、先進事例に取り組みマスターが資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、地域特性に応じたビジョンの作成、モデル実証事業の実施、創出されたビジネスの実装に向けたフォローアップを通じて伴走支援を行うとともに、中核人材の育成も図る。

また、地域資源の活用を促進するため、地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）、廃油、建設廃棄物、SAF原料などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化のための技術実証や設備投資を支援し、全国的な循環経済への移行を促進する。

## 1. 事業目的

## 2. 事業内容

### <地域の資源循環促進支援事業>

#### ① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援

「資源循環自治体フォーラム」全国7地域での開催と、平時においては地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。

#### ② 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援

マスターが参画し、アンケートやデータから再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環のポテンシャル等を診断。診断結果から地域特性に応じた有望分野・施策を特定、地域メリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成。作成後は新規実証事業化に向けたフォローアップを行う。

#### ③ 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援

マスターが参画し、地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施。実証後は、事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けた、フォローアップを行う。

### <地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業>

#### ④ 再資源化困難物の循環利用に向けた調査・モデル実証事業

廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系等の再資源化が困難な物について、地域特性に応じた資源循環ルート構築を目指し、技術導入や再資源化に係る技術的可能性や事業性の調査、試行的な販売実証等を支援する。

#### ⑤ 再資源化困難物の循環利用に向けた回収・選別・再資源化のための技術実証・設備導入支援

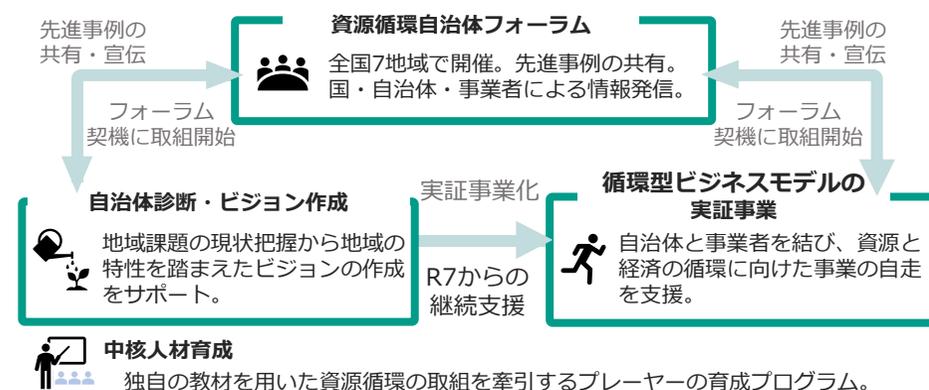
焼却・埋立てされる再資源化困難物について、製造・小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域に一定量供給する重点分野に対し、技術実証や選別・再資源化設備の導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②③請負事業、④⑤請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 請負先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③令和7年度～令和9年度、④⑤令和8年度～

## 4. 事業イメージ

### <地域の資源循環促進支援事業>



### <地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業>

#### 重点分野の再資源化困難物

複合系・土石系・化石系・バイオマス系



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 電話：①②③ 03-6206-1874、④⑤03-6206-1871



地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体の取組をビジョンから事業化までを包括的に支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

## 1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、全国7地域で「資源循環自治体フォーラム」を開催し、平時は地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。さらに、地域での事業化を志向する自治体に対し、先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、ビジョンの作成やモデル実証事業の支援を行うとともに、創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施する。あわせて、こうした取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進する。

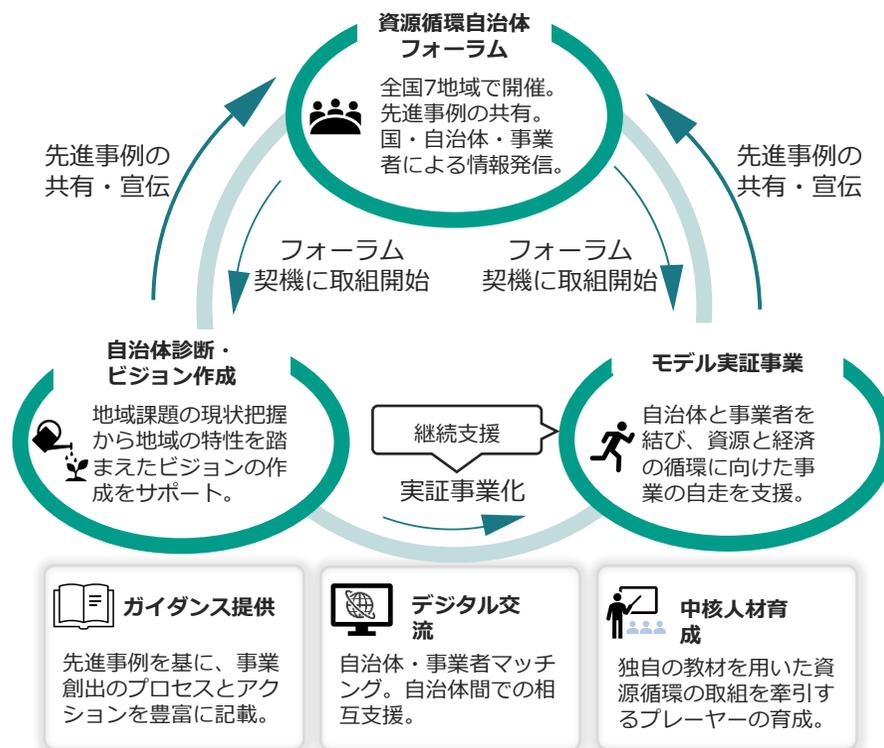
## 2. 事業内容

- ① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援**  
各地域の資源循環の取組情報を発信する「資源循環自治体フォーラム」全国7地域での開催と、平時においては地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。
- ② 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援**  
マイスターが参画し、アンケートやデータから、再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環に関するポテンシャル等を診断する。診断結果を基に、地域の特性に応じた有望分野や施策を特定して、地域へのメリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成。作成後は、新規実証事業化に向けた継続的なフォローアップを行う。
- ③ 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援**  
マイスターが参画し、地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施。実証後は事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けたフォローアップを行う。
- ④ 資源循環の取組を伴走支援するツールの提供と改善**  
ビジョン作成や実証の実施、フォローアップで得られた知見を踏まえ、資源循環推進に向けた事業創出プロセスやアクションを整理・体系化したガイダンスを適宜ブラッシュアップを行い、実践的な支援ツールとして提供する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ





地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

## 1. 事業目的

地域資源の活用を促進するため、地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）、廃油、建設廃棄物、SAF原料などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援し、地域循環経済への移行と地域経済の活性化を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

複合素材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化困難物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。重点分野として、廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系を想定し、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援し、地域連携を促進する。

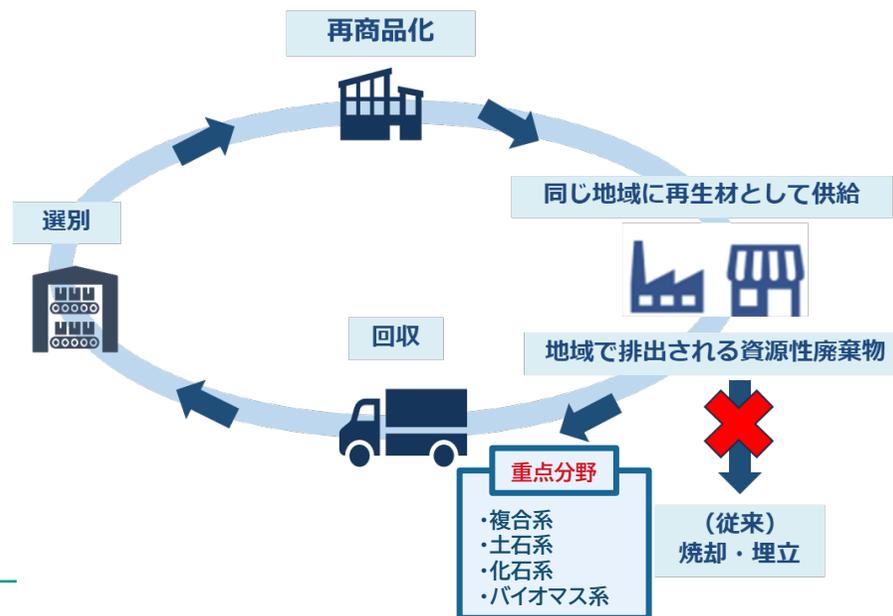
### ② 地域資源の活用に向けた回収・選別・再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 請負先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～

## 4. 事業イメージ



# 地域共生型廃棄物発電等導入促進事業



【令和8年度要求額 1,696百万円 (1,696百万円)】

地域の廃棄物を地域エネルギーとして利活用することで、地域の脱炭素化及び地域貢献を推進します。

## 1. 事業目的

- 再生利用が困難な廃棄物について、廃棄物発電や廃棄物由来の燃料製造等によりエネルギーを創出・利活用する事業を推進する。
- PCBを含有した変圧器等を高効率製品に交換にすることによるCO2削減推進、脱炭素化を推進する。

## 2. 事業内容

### (1) 地域の廃棄物を活用した地域エネルギー創出事業

再生利用が困難な廃棄物からの熱回収等によりエネルギーを創出・活用し、かつ、災害廃棄物受入等による地元自治体との協力体制の構築等を行う事業を支援し、**創出したエネルギーの地域内での利活用を促すとともに、地域・くらしの安全・安心、防災力の向上を目指す。**

本事業では、地域貢献等の要件を満たす事業の廃熱を高効率で熱回収する設備（熱や電気等を施設外でも利用すること）及び廃棄物から燃料を製造する設備（燃料が地域内産業で使用されること）の費用の一部を補助する。

※設備補助は高効率や高度化事業に資する改修・更新の場合も対象。

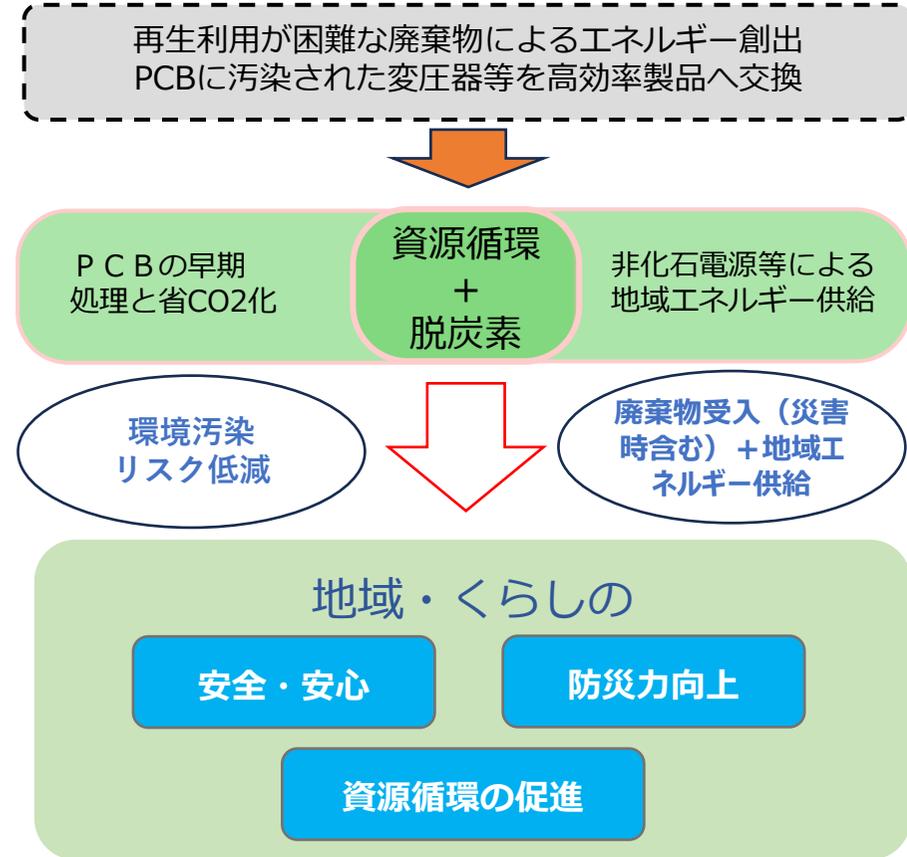
### (2) PCBを含有した変圧器等の高効率化によるCO2削減推進事業

高効率変圧器等の導入によるエネルギー起源CO2の排出削減、**交換により発生するPCB廃棄物の早期処理による災害時の環境汚染リスク低減等の政策目的の同時達成を図るため**、変圧器等のPCB含有の有無の調査及びPCBを含有した変圧器等の高効率製品への交換（リースによる導入も対象）に要する費用の一部を補助する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (間接補助)
  - (1) 熱回収事業 補助率 1/3 (上限1.5億円 但し、発電能力2MW以上は3億円)
  - 燃料製造事業 補助率 1/3 (上限1億円 但し、高度化設備導入の場合は1.5億円)
  - (2) 補助率 1/3 (上限100万円)、1/10
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 (1) 令和7年度～令和11年度、(2) 令和7年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



# リユースの促進、食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環等による循環型社会の実現に向けた支援



【令和8年度要求額 1,887百万円（862百万円）】

環境省

食品ロス削減、サステナブル・ファッション、使用済紙おむつ、プラスチック等の資源循環、リユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援を行います。

## 1. 事業目的

- ①各種リサイクル制度の特性を活かしつつ、「都市鉱山」等の我が国の未利用資源の有効活用の最大化と施策展開の効率化を図る。
- ②プラスチックの資源循環を総合的に推進する。
- ③食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援する。
- ④循環型ファッションや廃棄前段階において消費者が利用しやすくなるようなリユース等の取組の促進を図る。

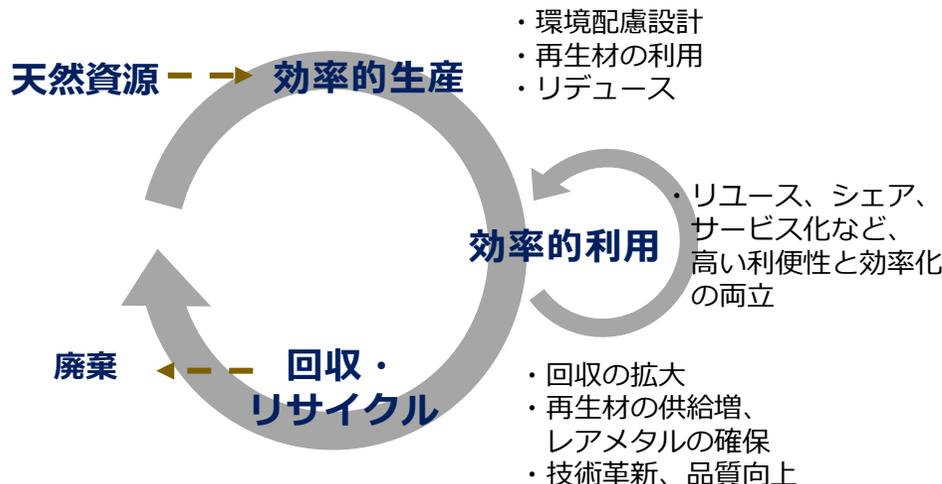
## 2. 事業内容

- ①リサイクルシステム統合強化による循環資源利用高度化促進事業
  - ・各種リサイクル制度の特徴を生かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化
- ②プラスチック資源循環等推進事業
  - ・再生プラスチックの動静脈連携事業
  - ・プラスチック資源循環の促進に係る先進的実装支援事業
  - ・プラスチック資源循環に係る調査及びプラスチック資源循環法等の課題検討
  - ・容器包装リサイクル推進事業
- ③食品ロス削減及び食品廃棄物等の3R推進事業費
  - ・地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化、消費者等の行動変容の促進
  - ・食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進
- ④使用済み製品等のリユース及びサステナブル・ファッション促進事業
  - ・リユース品の利用促進のための自治体や事業者等によるモデル事業の実施
  - ・自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討
  - ・循環型ファッションの推進方策に関する調査検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～

## 4. 事業イメージ





「都市鉱山」をはじめ我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図ります。

## 1. 事業目的

各種リサイクル制度（家電・建設・自動車・小型家電等）の特性を活かしつつ、横断的に効率化・高付加価値化できる部分は共通の取組を進めることにより、「都市鉱山」をはじめとする我が国の未利用資源の有効利用の最大化と施策展開の効率化を図る。

## 2. 事業内容

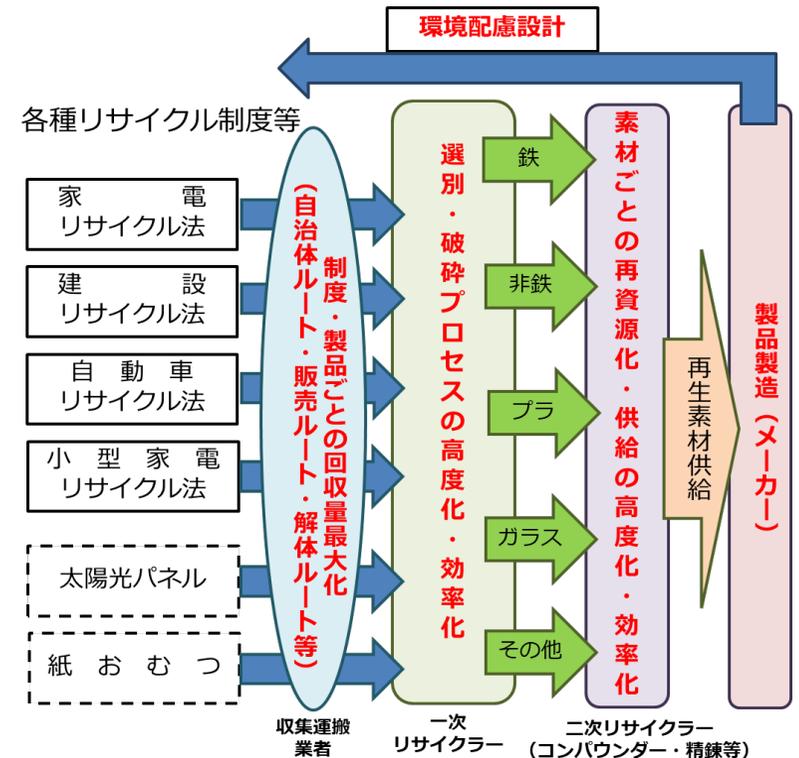
○各種リサイクル制度の特性を活かした取組及びリサイクルプロセスの横断的高度化・効率化

- ・家電／小型家電等、自治体／小売／建設現場における回収量最大化とルート開拓、違法な廃棄物回収業者対策
- ・建設・解体工事からの廃プラ等に係る調査・検討
- ・自動車リサイクルにおけるCN対応3Rの推進・質向上に向けた調査・検討
- ・太陽光発電設備等の大量廃棄に備えた、制度的対応を含めた必要な調査・検討
- ・紙おむつリサイクルの普及に向けた自治体への伴走支援、調査・検討
- ・素材・製品に着目した資源循環促進に向けた調査・検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～令和8年度（予定）

## 4. 事業イメージ





## プラスチックの資源循環を総合的に推進します。

### 1. 事業目的

- ・プラスチック資源循環の促進に係る社会実装支援
- ・プラスチック資源循環に係る調査・検討及びプラスチック資源循環法等の課題検討
- ・自治体、事業者、消費者等の関係主体に向けたプラスチック資源循環に係る普及啓発

### 2. 事業内容

#### 1. プラスチック資源循環推進事業

- (1) プラスチック資源循環の促進に係る社会実装支援事業
  - ・プラスチック使用製品廃棄物の回収量の拡大、リサイクルコストの低減、マッチング等、プラスチック資源循環に資する社会実装一步手前の取組に対して、自治体・事業者等による実証事業を支援する
- (2) プラスチック資源循環に係る調査・検討及びプラスチック資源循環法等の課題検討
  - ・プラスチック資源循環法の施行状況やプラスチック資源循環戦略の進捗の調査・把握等を行うとともに、プラスチック資源循環法等の課題を検討する。
- (3) プラスチック資源循環に係る普及啓発事業
  - ・万博の機会を通じた関係主体の理解促進に資する普及啓発を行う。

#### 2. 容器包装リサイクル推進事業

- ・容器包装廃棄物排出実態等調査を継続的に実施し、課題分析を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成18年度～令和17年度（予定）

### 4. 事業イメージ





## 食品廃棄物等の発生抑制と食品循環資源の再生利用等の地域実装を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 現行の食品ロス削減目標（2030年までに2000年比半減）の早期達成を目指し、自治体における対策や計画策定等の支援等を通して、地域力を活かした対策を強化する。
- ② 自治体や食品関連事業者等の関係主体と連携し、家庭系食品ロスの発生要因に応じた対策の地域実装・効果検証と横展開を通して、消費者等の行動変容を促進する。
- ③ 登録再生利用事業者等への指導等を通して、特に小売・外食の再生利用等実施率の向上等を図る。

### 2. 事業内容

#### 1. 地域力を活かした食品ロス削減等の対策強化

- 自治体による食品ロス削減推進計画策定と実効性向上の支援
- 自治体における食品ロス削減の取組状況の開示の充実等
- 自治体における食品ロス量実態把握・発生要因の分析・調査支援

#### 2. 消費者等の行動変容の促進

- 家庭系食品ロス削減に関する取組の地域実装支援と効果検証
- mottECO導入拡大に向けた伴走支援
- 食品ロスポータルサイトの拡充

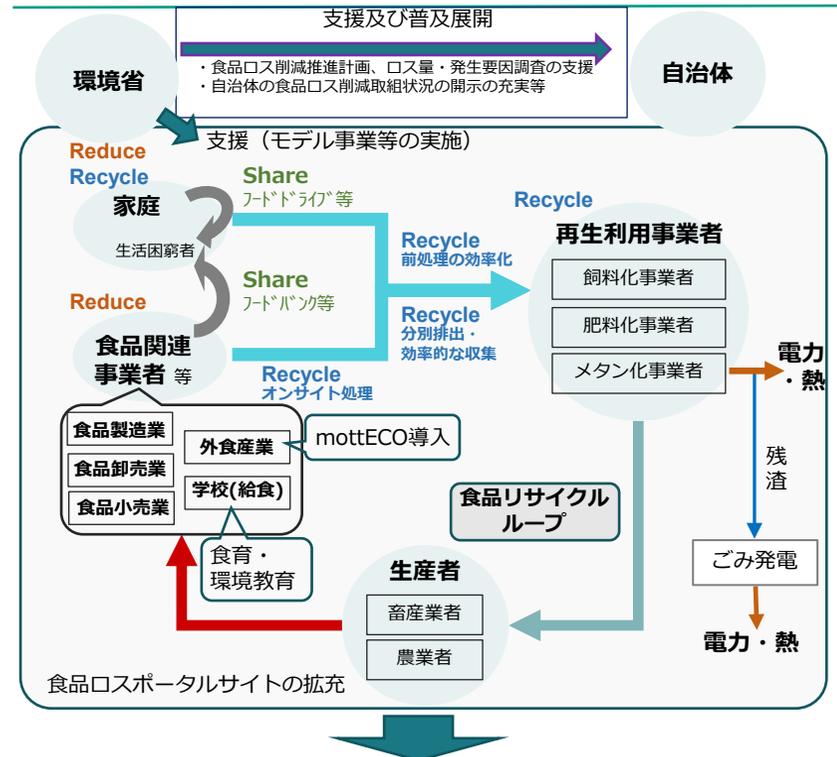
#### 3. 食品リサイクル法に基づく安全・安心な3Rの推進

- 効率的な食品リサイクル等に関する調査・検討
- 食品関連事業者、登録再生利用事業者等への指導
- 食品循環資源の再生利用等実施率向上に向けた支援と効果検証

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成19年度～

### 4. 事業イメージ



食品ロス半減目標の達成と再生利用等実施率の向上



適正なリユースの促進や衣類の排出ルートが多様化に向け、自治体や事業者が連携した取組を支援します。

## 1. 事業目的

① ② リユース促進に関するロードマップ（令和7年度策定予定）を踏まえ、リユースに取り組む事業者・自治体等の支援や適正なリユース促進に向けた方策検討等を通じて、新たなビジネスモデル創出や適正なリユース市場の環境整備等に取り組む。

## 2. 事業内容

③ 特に環境負荷が高い産業とされる衣類については、循環型ファッションを推進するための、消費者に対して行動変容を促すための情報発信等の取組を行う。

## 4. 事業イメージ

### ①. 自治体や事業者等によるモデル事業の実施

- ・新たな売り方や付加価値をつけるような形で、リユースのビジネスや、リユースに関連した製品の長期使用を促進する取組をモデル事業として支援
- ・衣類については、事業性を確保し回収後の資源活用も見据えた取組をモデル事業として支援

### ②. 自治体及び事業者の連携方策を始めとしたリユース促進方策の検討

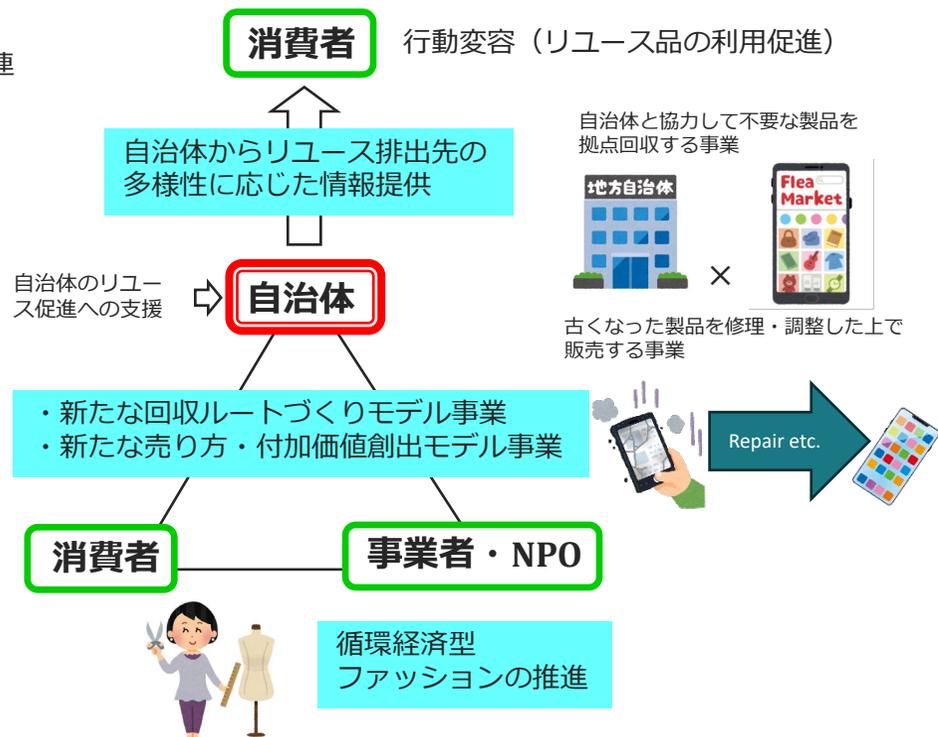
- ・優良リユース事業者を後押しする支援策の調査検討
- ・自治体及び事業者が連携したリユースに関する取組の調査及び情報発信
- ・消費者によるリユース取組の強化に向けた情報発信事業の実施等
- ・適正なリユースに向け、違法な廃棄物回収業者対策のためのセミナーを開催

### ③. 循環型ファッションの推進方策に関する調査検討

- ・排出量の把握及びトレーサビリティに関する調査
- ・衣料品業者の実態や、衣類の高度な選別・リサイクルに関する技術開発等の事例収集
- ・サステナブル製品等の効果的なラベリングの具体的枠組み作り 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成13年度～



# SAFの供給拡大に向けた資源循環の促進



【令和8年度要求額 5,698百万円の内数（4,099百万円の内数）】

## SAF（持続可能な航空燃料）をはじめとしたバイオ燃料を促進するため、原料回収等の総合的な対策を実施します

### 1. 事業目的

近年、ネット・ゼロの実現に資するバイオ燃料のニーズが航空業界等で高まっているが、国内の供給力は十分ではなく、その原料となりえるバイオマス廃棄物等も十分に回収・利用されていない。廃棄物由来のバイオ燃料を促進するため、原料回収や技術面における課題解消のための実証事業や事業支援を実施。

### 2. 事業内容

#### 調査・実証事業

【脱炭素型循環経済システム構築促進事業】

SAFやBDFといったバイオ燃料について、省CO2型生産インフラの技術実証を強かに支援【資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業】

廃食用油の回収にあたって、トレーサビリティを確保しつつ、効果的な回収のあり方を検討するモデル実証を行う。

#### 原料回収に係る促進事業

【地域の資源循環促進支援事業】

地域の廃棄物の資源化を目的とした循環型ビジネスモデル構築実証事業等を実施。

【地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業】

SAF原料等のバイオマス系も含めた地域で未利用資源廃棄物について、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援

#### 燃料化に係る実証事業

【地域資源の徹底活用に向けた資源循環加速化事業】

バイオマス系廃棄物も含めた地域の未利用資源廃棄物について、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業、委託事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～

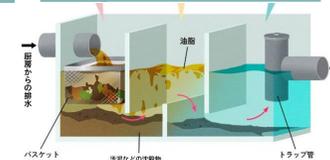
### 4. 事業イメージ

例：廃食用油の場合

【事業調査・促進】



回収BOX（出典：佐賀市）



排水捕集設備からの油分回収

※ 特別交付税措置も延長要求

【技術実証・補助】

燃料化



国内バイオ燃料製造事業

SAF等のバイオ燃料





## 脱炭素化に資する資源を徹底活用する技術の社会実装に向けた実証事業を行います。

### 1. 事業目的

廃棄物・資源循環分野の脱炭素化を進めるために重点的に取り組むべき使用済み製品・素材について、省CO2型リサイクルプロセスの社会実証等に取り組み、循環経済（サーキュラーエコノミー）アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する。

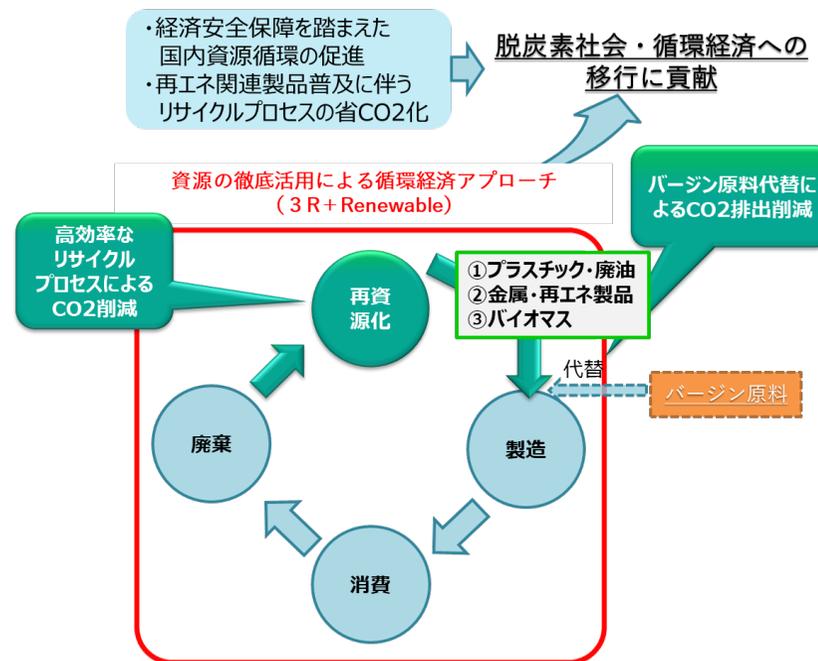
### 2. 事業内容

- ・本事業では、化石由来資源プラスチックを代替するバイオプラスチック等の再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）への転換・社会実装化のための技術実証等を行う。
- ・具体的には、活用可能性があり循環経済への寄与度が高いものの、これまで脱炭素の観点から考慮した資源の活用が十分に進んでいない、①複合素材プラスチック・廃油、②再エネ関連製品（太陽光パネル・リチウム蓄電池等）やベース素材（金属やガラス等）に着目し、これら資源の徹底活用に向けて、循環経済アプローチを通じたカーボンニュートラルの実現に貢献する技術の社会実装に向けた実証を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率 1 / 3, 1 / 2）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体、大学、研究機関等
- 実施期間 令和5年度～令和9年度

### 4. 事業イメージ



# 資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業



【令和8年度要求額 400百万円（継続）】

## 再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

### 1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、動静脈物流の分断や、質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。本事業は、再生材供給サプライチェーンの強靱化を目的として、循環資源のリサイクルのためのネットワーク（物流や動静脈連携）形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築に向けた調査や実証を行うものである。

### 2. 事業内容

#### 1.再生材サプライチェーン強靱化戦略の検討

再生材サプライチェーン強靱化に向けて、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための新たな施策の検討や再生材市場拡大による経済面や環境面、社会面における、様々な効果の推計を行う。

#### 2.再生材サプライチェーン強靱化に向けたケーススタディ（9カテゴリー）

国内において早急に再生材サプライチェーンの構築が必要な循環資源等（9カテゴリー）を対象として、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための課題やニーズの洗い出しを行う。

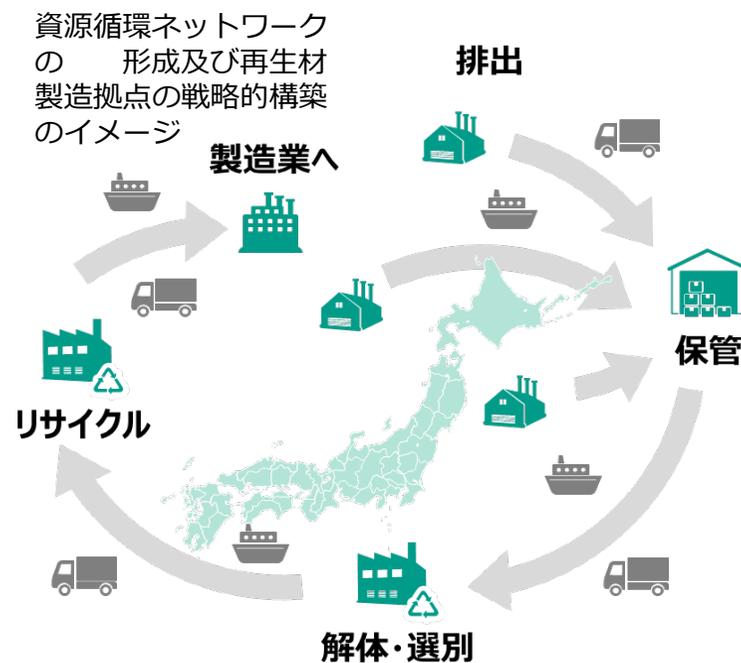
#### 3.資源循環ビジネスの活性化に向けた調査及びモデル実証

循環資源の有する潜在的な有害性のリスク管理のためのトレーサビリティ確保及び効果的な回収のあり方を検討するモデル実証を行うとともに、本実証の成果を踏まえ、必要な政策について評価・検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度（予定）

### 4. 事業イメージ





地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体の取組をビジョンから事業化までを包括的に支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

## 1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、全国7地域で「資源循環自治体フォーラム」を開催し、平時は地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。さらに、地域での事業化を志向する自治体に対し、先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、ビジョンの作成やモデル実証事業の支援を行うとともに、創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施する。あわせて、こうした取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進する。

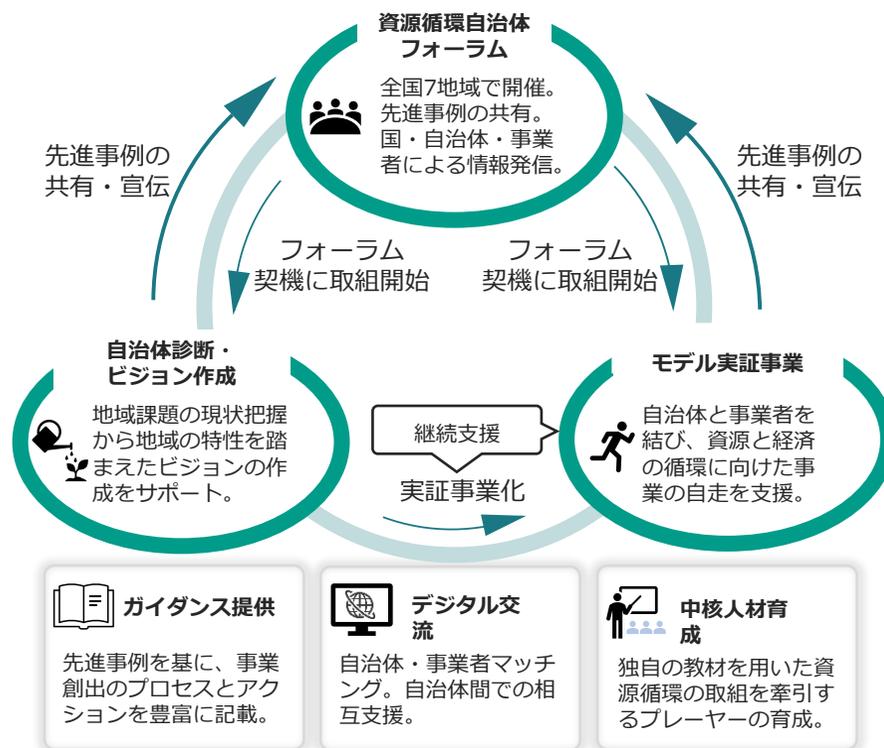
## 2. 事業内容

- ① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援**  
各地域の資源循環の取組情報を発信する「資源循環自治体フォーラム」全国7地域での開催と、平時においては地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。
- ② 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援**  
マイスターが参画し、アンケートやデータから、再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環に関するポテンシャル等を診断する。診断結果を基に、地域の特性に応じた有望分野や施策を特定して、地域へのメリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成。作成後は、新規実証事業化に向けた継続的なフォローアップを行う。
- ③ 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援**  
マイスターが参画し、地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施。実証後は事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けたフォローアップを行う。
- ④ 資源循環の取組を伴走支援するツールの提供と改善**  
ビジョン作成や実証の実施、フォローアップで得られた知見を踏まえ、資源循環推進に向けた事業創出プロセスやアクションを整理・体系化したガイダンスを適宜ブラッシュアップを行い、実践的な支援ツールとして提供する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ





地域資源を活用した再生材の地域への供給を強化することで、新たな付加価値創出・地域経済活性化を図ります。

## 1. 事業目的

地域資源の活用を促進するため、地域で排出され、焼却・埋立てされている複合素材（金属・木材・プラスチック等）、廃油、建設廃棄物、SAF原料などの資源性廃棄物について、回収・選別・再資源化の取組を支援し、地域循環経済への移行と地域経済の活性化を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域資源の活用に向けた調査・モデル実証事業

複合素材や焼却灰、建設廃棄物、バイオマスなどの再資源化困難物について、地域特性に応じた資源循環ルートの構築を目指し、実施可能性調査やモデル実証を支援する。重点分野として、廃家具等の複合系、建設廃棄物等の土石系、カーオイル等の化石系、SAF原料等のバイオマス系を想定し、技術導入や再資源化に係る技術面での実施可能性や事業性の調査分析、試行的な販売実証等を支援し、地域連携を促進する。

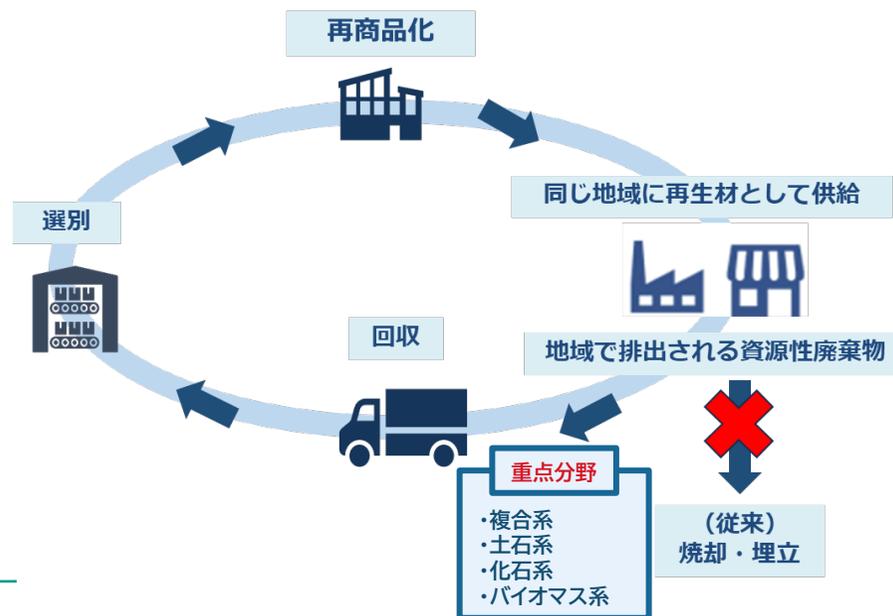
### ② 地域資源の活用に向けた回収・選別・再資源化のための技術実証・設備導入支援

焼却・埋立てされている再資源化困難物について、製造業や小売業とリサイクル事業者等の連携により再資源化を図り、再生材を地域内に一定量供給する重点分野の取組に対し、技術実証や選別・再資源化設備等の導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業（補助率1/3、1/2）
- 請負先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～

## 4. 事業イメージ





高付加価値観光の推進等の国立公園等の魅力向上とあわせて管理強化等を行い、保護と利用の好循環を図ります。

## 1. 事業目的

- 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる高付加価値観光を推進。広範な関係者と連携し、「保護と利用の好循環」を実現する。
- 国立公園等の保護地域の拡張と管理の質の向上を図ることにより、優れた自然の風景地を保全し、健全な生態系を確保する。保護管理施策や管理体制の充実を図り、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施する。

## 2. 事業内容

- 国立公園満喫プロジェクト推進事業をはじめとして、国立公園等の魅力向上・利用促進や、ロングトレイル、高付加価値観光等を推進するとともに、利用者負担の仕組み作りやオーバーツーリズム対策を実施する。各事業の実施に当たっては、地域協議会等の場を通して広範な関係者と連携し、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現する。
- あわせて、国立公園等の保護地域の拡張等により、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する30by30目標を達成し、優れた自然の風景地を保全し、健全な生態系を確保する。
- 登山道の管理強化及び維持・補修、シカによる食害対策等、保護管理施策や管理体制の充実を図り、法令等に基づく適切な保全・管理を着実に実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助事業、交付金
- 請負先 民間事業者・団体／地域協議会
- 実施期間 平成13年度～

## 4. 事業イメージ



■ 国立公園満喫プロジェクトの推進



■ 地域との連携（地域協議会）



■ 登山道の維持・補修



■ 利用者負担の仕組みづくり



旧皇室苑地として国民公園等が持つ魅力を最大限活用し、利用者の増加及び満足度向上に資する取組を実施します。

## 1. 事業目的

- ① 各国民公園等が持つポテンシャルを引き出し、一層の魅力向上を図る。
- ② 新宿御苑において、魅力的な資源を活用した施設運営を通じた利用者の満足度の向上やキャッシュレス対応等の利便性の確保を図る。

## 2. 事業内容

国民公園等は多くの文化財や歴史資源を有するとともに、旧皇室苑地としての上質な庭園環境が守られていることなどから、近年、外国人観光客の注目が高まっており、国内外から多くの来園者を迎えている。このため、それぞれの国民公園等が持つポテンシャルを更に引き出し、一層の魅力向上につながる取組を推進している。

具体的には、新宿御苑において、旧洋館御休所（国の重要文化財）、新宿御苑ミュージアム、大木戸御殿等の魅力的な施設の運営に加え、利用者のキャッシュレス決済への対応等の利便性を確保することで、更なる来園者数の増加と満足度の向上を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和2年度～

## 4. 事業イメージ



キャッシュレス設備導入



新宿御苑ミュージアムの運営

年度	事業概要
R 5	新宿御苑魅力向上推進事業(継続) 皇居外苑魅力向上推進事業(継続)
R 6	新宿御苑魅力向上推進事業(継続)
R 7	新宿御苑魅力向上推進事業(継続) 皇居外苑魅力向上推進事業(継続)
R 8	新宿御苑魅力向上推進事業(継続)



【令和8年度要求額 126百万円（60百万円）】

水環境の保全と活用により地方創生2.0を加速するため、良好な水環境・水循環等の確保に資する施策を総合的に推進します。

## 1. 事業目的

水環境を、水質のみではなく、生きものの豊かさ、景観、文化、地場産業や観光への活用などの観点も取り入れ、水環境の多面的な価値を評価し、水環境の保全と活用により地方創生2.0を実現する、新たな水環境の制度を構築・実装するために、

- ・良好な水環境等の創出モデル事業と水辺の環境活動プラットフォームの運営による地方創生2.0の加速化。
- ・新しい水環境保全制度構築に関する調査・検討を実施。

## 2. 事業内容

### ①良好な水環境等の創出モデル事業

- ・豊かな水辺等の良好な環境の保全と活用による観光や地場産業の振興、藻場・干潟の保全・再生・創出と地域資源を活用する里海づくりの活動を促進。
- ・近年指摘されている水環境保全上の課題に対応し、付加価値創出型の新しい地方経済の創生といった地方創生2.0に繋げ、地方創生を加速化する事業を展開。

### ②水辺の環境活動プラットフォームの運営

- ・構築したモデルの横展開や、地域のニーズと企業のビジネスや団体の活動のマッチング等を促すプラットフォームを運営し、地方創生2.0を加速化。

### ③水環境の保全・活用に関する新たな制度の構築

- ・国民ニーズの変化を踏まえ、汚濁対策を重点に進めてきた水環境保全施策に、生きものの豊かさ、景観、文化、地場産業や観光への活用などの観点を新たに盛り込むための調査検討を実施し、良好な水環境の創出を推進する制度を構築。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和11年度

## 4. 事業イメージ

### 良好な水環境の保全・活用



関係者協働の環境活動による水辺の価値向上



生物多様性豊かな里海の形成



子ども参加の身近な水辺の調査



良好な水環境の活用による地場産業の振興



地域外からの資金の獲得



高校、農家と連携した米のブランディング化

モデル事業の実施、プラットフォームの運営、新たな水環境制度の構築により、**良好な水環境の保全と活用による地方創生2.0を加速**



【令和8年度要求額 408百万円（325百万円）】 環境省

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

## 1. 事業目的

- ① 地域トランジションモデル形成
- ② 地域循環共生圏づくり支援体制構築
- ③ 地域間ネットワーク強化・情報発信
- ④ 官民連携コミュニティ（地域循環共生圏の創造基盤）の創設

## 2. 事業内容

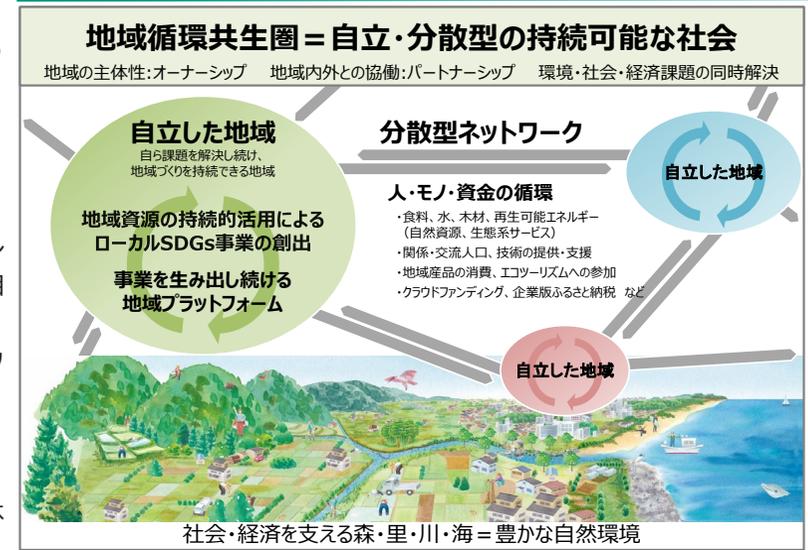
地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方は、「第五次環境基本計画（平成30年閣議決定）」で提唱され、「第六次環境基本計画」（令和6年閣議決定）においても、計画の最上位の目的である「Well-being/高い生活の質」を将来にわたってもたらす「新たな成長」の実践・実装の場とされた。本事業では、地域循環共生圏実現の基盤となる、ローカルSDGs事業（地域資源を活用し環境・経済・社会課題の同時解決／価値創造をする事業・取組）を生み出し続ける地域プラットフォームを各地域で実装すべく以下の取組を実施する。

- ① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方にに基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。
- ② 中間支援機能を有する団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、支援体制を強化しながら、地域循環共生圏の創造を推進する。
- ③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場等を設ける。
- ④ 地域循環共生圏の構築を全国で推進する官民連携コミュニティを創出し、企業等の様々な主体と連携して地域循環共生圏づくりを発展的に創造するプロジェクトを実施する。

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態	共同実施／請負事業
■ 共同実施先・請負先	地方公共団体／民間事業者・団体
■ 実施期間	令和6年度～令和10年度（予定）

## 4. 事業イメージ



地域循環共生圏（2018年、第5次環境基本計画※）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。

地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。

※第6次環境基本計画（2024年閣議決定）では「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられた。

# イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業



【令和8年度要求額 334百万円（99百万円）】

## 環境スタートアップの研究開発・事業化を支援し、持続可能な社会の実現に向けたイノベーションを創出します

### 1. 事業目的

- ① 環境スタートアップの研究開発から事業化までを切れ目なく支援することでイノベーションの創出を図るとともに、環境ビジネスの創出・拡大及び雇用の増加に貢献する。
- ② 地方創生にも繋がる地域脱炭素の推進と実証実験の場を提供することで、イノベーションを通じた地域課題の解決を図る。

### 2. 事業内容

#### (1) 環境スタートアップ特化型の研究開発支援

優れた技術シーズを持つ環境スタートアップの研究開発をF/S、PoCで幅広く支援しつつ、有望案件を絞り込んでR&Dで集中的・継続的に支援することで切れ目のない支援を実施。

#### (2) 事業機会創出に向けた側面支援

##### ① ピッチイベント等による事業機会創出及び事業化に向けた伴走支援

環境スタートアップを対象とするピッチイベントを開催し、優秀者の表彰、PRの強化等を実施することにより、事業機会の創出を支援。

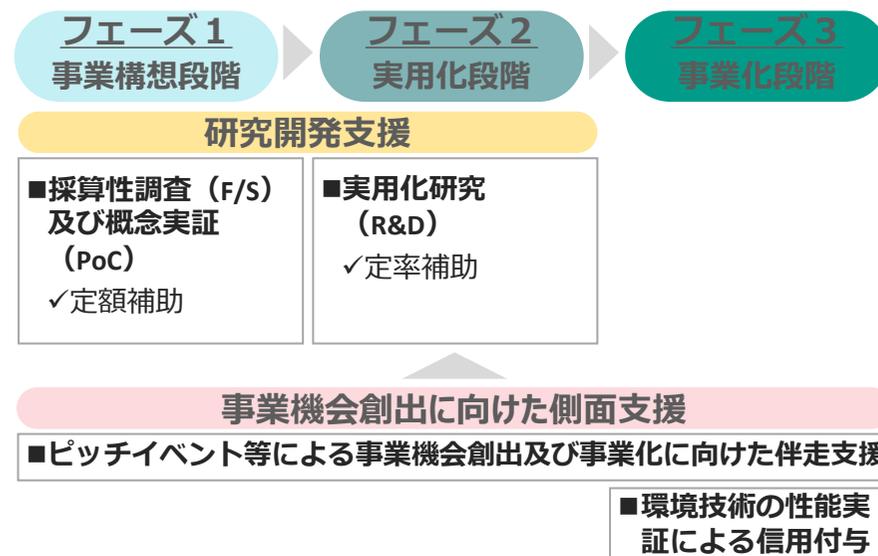
##### ② 環境技術の性能実証による信用付与

先進的な環境技術の環境保全効果等を第三者機関が客観的に実証。その性能への信用付与により、環境技術の普及を促すとともに、事業拡大を支援。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 補助事業 (2) 請負事業  
民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

### 4.



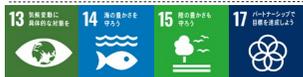
※本予算は、SBIR制度に基づく府省庁等横断の統一プログラムに該当する予算である。



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

電話：03-6205-8276

# 希少種保護対策費



【令和8年度要求額 765百万円 (707百万円)】  
うち、本省要求額 513百万円 (455百万円)  
うち、地方要求額 252百万円 (252百万円)

環境省

環境省レッドリスト改定と国内希少野生動植物種の追加指定等を進め、多様な主体と連携した保護を推進します。優先度が特に高い希少種については保護増殖事業等を実施し、種の絶滅を回避し、健全な状態に改善します。

## 【本省予算】

### 1. 事業目的

- ① 絶滅のおそれの評価等を行い、特に対処が必要な種について法令による規制や保全策をとることで、種の絶滅を回避
- ② 保護増殖事業等の取組を進め、生息・生育状況を長期的に健全な状態まで改善

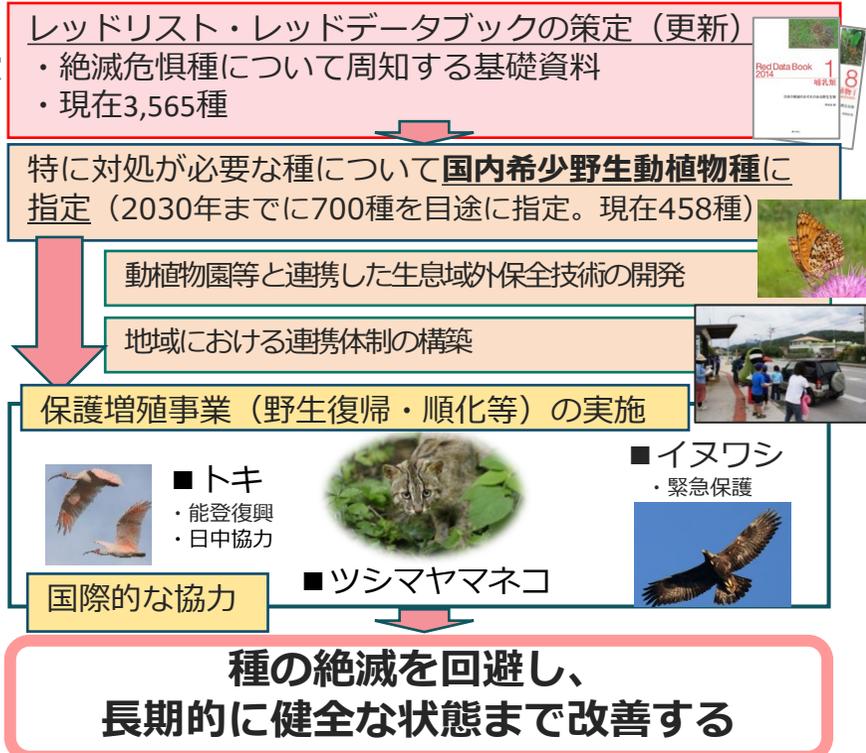
### 2. 事業内容

- ① 絶滅危惧種の選定及び国内希少野生動植物種の指定等  
・第5次レッドリスト策定に向けた調査・検討、国内希少野生動植物種の追加指定  
・動植物園等における生息域外保全の実施方針の検討、域外保全技術の開発 等
- ② 国内希少野生動植物種等の保全に対する地域体制の構築等
- ③ 地方公共団体への委託による、地域の知見を生かした保護増殖事業の実施  
・飼育下繁殖、野生個体への給餌等種に応じた対策 (トキ、タンチョウ等)
- ④ 野生復帰に向けた順化等事業の実施  
・野生復帰計画の策定、順化訓練、モニタリングの実施等
- ⑤ トキをシンボルとした地域づくり推進事業
- ⑥ 日中共同トキ保護計画に基づくトキ保護推進協力事業
- ⑦ イヌワシ緊急保護対策事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 請負先 地方公共団体、民間事業者・団体、非営利団体
- 実施期間 平成5年度～

### 4. 事業イメージ



## 【地方予算】

### 1. 事業目的

- ① 国内希少野生動植物種のうち、特に優先度が高いものについて地域の実態に即した保護増殖事業を実施。
- ② 種の保存法に基づく生息地等保護区について、既指定10箇所の維持管理、新規指定のための調査を実施。
- ③ ①②の取組を通して、種の絶滅の回避、生息・生育状況の改善を図る。

### 2. 事業内容

#### ①各地域における保護増殖事業の実施

- ・積極的に保護増殖を図る必要があるとして保護増殖事業計画が策定された種について、計画に基づき生息状況の調査、生息環境の整備、生息を脅かす要因の排除（密猟、交通事故対策など）、飼育繁殖、野生復帰、普及啓発、これらに係る専門家等との検討会などの実施。
- ・対象種ごとに、生息数及び生息環境についての定量的目標設定など、保護増殖事業の完了に向けた検討。

#### ②生息地等保護区の維持管理、新規指定に向けた調査検討

- ・巡視、生息状況把握調査、維持保全作業、制札等の整備、違法捕獲等防止柵の設置等の維持管理の実施。
- ・生息状況把握調査、関係者との調整、図面作成等、新規指定の調査検討。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間団体等
- 実施期間 平成18年度～

### 4. 事業イメージ

#### 保護増殖事業（79種）

種ごとに地域実情に応じた事業実施

- <ほ乳類> ツシマヤマネコ、イリオモテヤマネコなど4種
- <鳥類> イヌワシ、ライチョウ、ヤンバルクイナなど14種
- <両生類> アベサンショウウオ1種
- <魚類> ミヤコタナゴ、アユモドキなど4種
- <昆虫類> ベッコウトンボ、オガサワラシジミなど10種
- <貝類> 小笠原陸産貝類20種
- <植物> キタダケソウ、レブンアツモリソウなど16種



ライチョウ



イタセンバラ

生息状況の調査、生息地の環境整備、外来種駆除、野生復帰、飼育繁殖、密猟対策、普及啓発等

#### 生息地等保護区（7種10箇所）

国内希少野生動植物種のうち生息・生育地を厳重に保全する必要がある場合に指定。  
・開発行為の規制  
・生息・生育環境の保全

■ 維持管理



巡視

■ 新規指定の調査



制札等の整備



関係者との調整

種の絶滅を回避し、  
長期的に健全な状態まで改善する

「豊かな海」の確保の観点から、海域ごとの実情に応じた海域管理の実現に向けた取組を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 瀬戸内海環境保全特別措置法の令和3年度の改正により栄養塩類管理制度が追加されたことを踏まえ、近接する湾・灘ごとの栄養塩類の影響の把握や、栄養塩類管理と生物多様性及び生物生産性の関係把握のための調査等を実施することにより「きれいで豊かな海」を確保する。
- ② 水質等の改善のみならず、炭素固定機能として着目されるなど、豊かな海づくりに欠かせない藻場・干潟について、閉鎖性海域における分布状況把握のための調査や炭素固定の状況把握調査（ブルーカーボンによる炭素吸収量等の把握と地域の取組推進の検討）を実施し、里海づくり活動への還元を図る。

## 2. 事業内容

### ① 地域における豊かな海づくりの促進

- (1) 栄養塩類管理の課題が入り組んだ海域間の影響等の把握調査・検討
- (2) 栄養塩類管理の生物多様性・生物生産性確保に対する効果等の検証（令和9年の改正瀬戸法施行状況の点検に向けた対応）

### ② 閉鎖性海域における炭素吸収量等の調査等

- (1) 藻場・干潟分布状況調査（主要な閉鎖性海域を対象とした分布状況の把握）
- (2) 閉鎖性海域における炭素固定の状況把握調査（ブルーカーボンによる炭素吸収量等の把握と地域の取組推進の検討）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

## 4. 事業イメージ



「きれいで豊かな」海を実現し、全国の閉鎖性海域へ取組を拡大！

# 生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費



【令和8年度要求額 562百万円（527百万円）】



生物多様性情報の収集・整備、提供・利活用促進等を通じ、生物多様性保全の取組を支える基盤整備を行います。

## 1. 事業目的

我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用に係る効果的な取組に寄与するため、生物多様性国家戦略に基づき、各種施策に結びつく科学的な基盤情報や基礎的データの収集と整備、情報提供・利活用促進、普及啓発等を行い、もって、生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進につなげます。

## 2. 事業内容

- (1) 生物多様性センター維持運営、整備  
標本資料等の収集管理、情報提供・利活用促進、普及啓発等。
- (2) 自然環境保全基礎調査  
全国的な観点から自然環境の現状と変化を空間的に把握し、基盤情報を整備する自然環境保全基礎調査を実施。自然共生サイトにおけるモニタリングの技術支援を実施。
- (3) 地球規模生物多様性モニタリング推進事業  
各生態系の調査サイトにおいて、生物多様性の現状と変化を定量的・質的に時系列で把握する調査（モニタリングサイト1000）を実施。
- (4) 地球規模生物多様性情報システム整備推進  
上記(1)～(3)で収集・整備した情報を、インターネットを介し国内外へ広く提供する「生物多様性情報システム（J-IBIS）」を構築・管理運営。データのアクセサビリティの向上のためデータの標準化の推進。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・請負事業
- 請負先、委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和48年度～

## 4. 事業イメージ

- (1) 生物多様性センター維持運営
- (2) 自然環境保全基礎調査
- (3) モニタリング1000

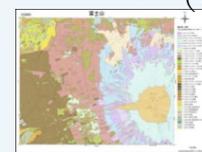


動植物標本等の収集・保管・活用、普及啓発等

全国の生物多様性調査  
モニタリング



- (4) 生物多様性情報システム



データ集約・提供



## 国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

### 1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③ 自然公園等施設における災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④ 頻発化する自然災害により被災した自然公園等施設の迅速な復旧
- ⑤ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
- ⑥ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

### 2. 事業内容

国立公園等の優れた自然風景地の保護と利用を推進するため、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施するとともに、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- ・ 自然公園等施設における防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然災害で被災した施設の地方公共団体が実施する復旧の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援（交付金）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園1/2 国立公園以外45/100等）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

### 4. 事業イメージ

#### 事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



#### 事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



#### 事例3：国立公園施設の強靱化





【令和8年度要求額 502百万円（458百万円）】  
うち、本省要求額 270百万円（271百万円）  
うち、地方要求額 232百万円（187百万円）

## 世界自然遺産等の管理水準を向上させ、将来に渡ってその顕著で普遍的な価値を維持します

### 1. 事業目的

- ① 世界自然遺産地域等の重要な自然環境において順応的保全管理を推進する
- ② 外来種対策等を進め、核心的な価値である生態系や生物多様性の価値を将来に渡って維持する
- ③ 地域資源として国内外から多くの観光客を呼び込むとともに、適正な利用を推進し、持続的な地域振興に貢献する

### 2. 事業内容

2021年の奄美・沖縄の登録により、国内の候補地のすべてが世界自然遺産に登録された。今後は、条約により義務付けられている各地域の将来に渡る保護・管理水準を向上させつつ、外来種等の新たに生じた課題に適切に対処する必要がある。このため、科学委員会等の運営により、長期のモニタリングや最新の科学的知見に基づく順応的保全管理を地域関係者と合意形成を図りながら推進し、世界遺産委員会から勧告・奨励されている外来種対策や観光管理、気候変動への対応等を進める。特に、生態系や生物多様性といった遺産の核心的な価値に横断的に影響を与える外来種や密猟対策を強化し、希少種をはじめ地域資源の価値を保全する。また、国内外から多数の観光客を呼び込む一方、密猟対策や希少種の交通事故対策といった適正な利用のコントロールを行い、持続的な地域振興に貢献する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成15年度～終了予定なし

### 4. 事業イメージ

国内5つの世界自然遺産地域



- ・ 科学的知見に基づく順応的保全管理
- ・ 外来種、密猟対策、希少種保全
- ・ 普及啓発 / 利用のコントロール 等

管理水準の向上により、世界自然遺産地域の顕著で普遍的な価値を将来に渡って維持し、持続的な地域振興に寄与



【令和8年度要求額 1,169百万円（179百万円）】

世界自然遺産や野生生物の生息地等の保全・適正利用を推進し、持続可能な地域振興に貢献します。

## 1. 事業目的

- ① IUCN（国際自然保護連合）からも指摘された世界自然遺産保全管理拠点の整備により、適切な観光管理を図る。
- ② 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター等の整備・改修・老朽化施設の撤去等を行い、国際的に重要な野生生物の生息地等の保全や適正利用を推進する。

## 2. 事業内容

国内外から多くの観光客が訪れる世界自然遺産においては、世界遺産条約に基づき最高水準の保全管理が求められている。このため、持続可能で適正な観光利用を推進しながら、オーバーユースを防止し、適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整える必要がある。

このような背景を踏まえ、世界自然遺産やラムサール条約湿地といった国際的に重要な野生生物のホット・スポットにおいて、適切な保護管理及び利用者対応のための普及啓発体制を整え、オーバーユースを防止するための保全管理施設等の整備等を実施するとともに、既存施設の機能の維持増進を図る。また、訪れるインバウンドを含む多人数の観光客が自然の価値を享受できる施設とし、公開・拡充の取組を推進することで、持続可能な地域振興に貢献する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 終了予定なし

## 4. 事業イメージ

○保全管理拠点等の整備



＜機能の例＞

- ・普及啓発
- ・立入手続
- ・レクチャー
- ・展示、調査研究等

世界遺産やラムサール条約湿地等の我が国の傑出した自然環境や野生生物の生息地等を保全するとともに、適正な利用を推進し、地域の持続可能な観光振興に寄与



【令和8年度要求額 116百万円（96百万円）】

ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の変革を実現するため、多様な主体を巻き込んだ取組を推進します。

## 1. 事業目的

- 我が国の主張が国際的なルールメイキングの中に適切に反映されるよう、条約関連会合等において主導的な役割を果たす。
- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施措置の強化や、地域の取組の技術的支援・伴走支援を実施する。
- 様々なステークホルダーと連携し、社会経済における生物多様性の主流化の促進に取り組む。

## 2. 事業内容

ネイチャーポジティブを実現するため、昆明・モンリオール生物多様性枠組を踏まえ2023年3月に閣議決定された生物多様性国家戦略2023-2030に関する施策を推進する。

### (1) 生物多様性国家戦略推進費

- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の点検・評価、生物多様性及び生態系サービスの総合評価の実施
- ネイチャーポジティブに資する自治体の目標・指標設定の技術的支援・伴走支援
- 生物多様性に関する国際議論において主導的な役割を果たす

### (2) 自然資本投資に向けた環境整備費

- 自然の価値評価の手法の確立と自然資本投資を促す革新的な資金メカニズムとなる価値取引制度等の社会経済的な仕組み作り

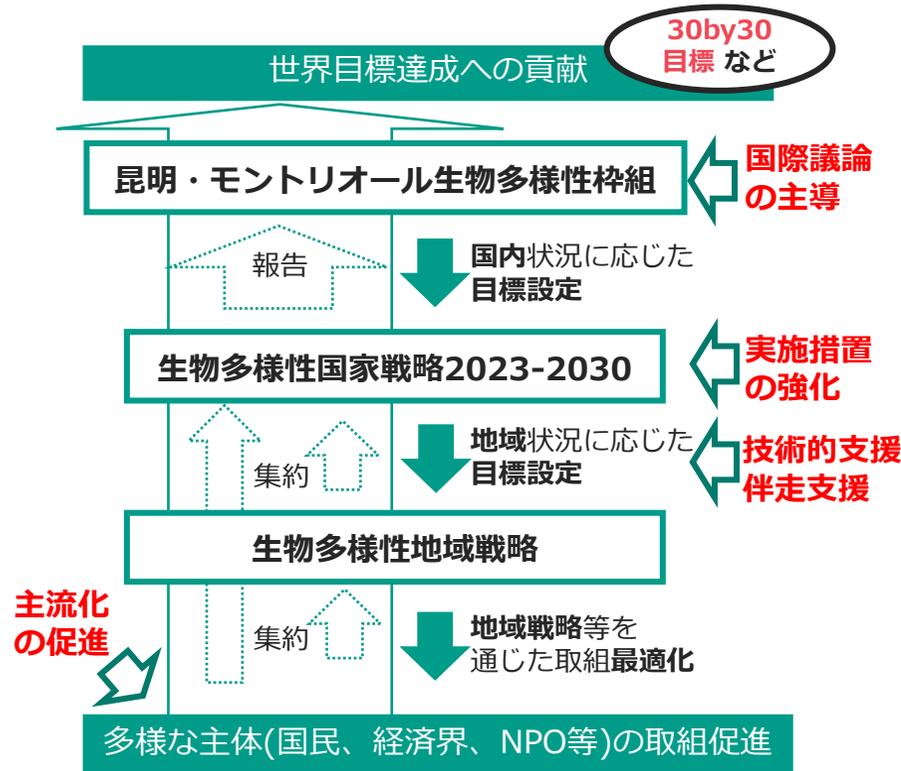
### (3) 生物多様性主流化推進事業費

- 生物多様性の主流化に向けた各主体の取組の推進及び連携・協働を促す産官学民のステークホルダーによるプラットフォームの運営

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等（メニュー別スライドを参照）
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ



# 生物多様性保全等のための基盤的事業費のうち、

## (1) 生物多様性国家戦略推進費



【令和8年度要求額 72百万円（52百万円）】環境省

生物多様性国家戦略の実施や地域への実装と、国際議論主導を戦略的に一体的に推進します。

### 1. 事業目的

- ① 生物多様性国家戦略の個別目標の実施状況や生物多様性及び生態系サービスの状況についての分析・評価等を行う。
- ② 自治体による、生物多様性国家戦略2023-2030に整合した地域レベルの目標・指標設定を支援する。
- ③ 我が国の取組が国際的にも適切に評価されるよう、国際ルールメイキングの主導的な役割を果たす。

### 2. 事業内容

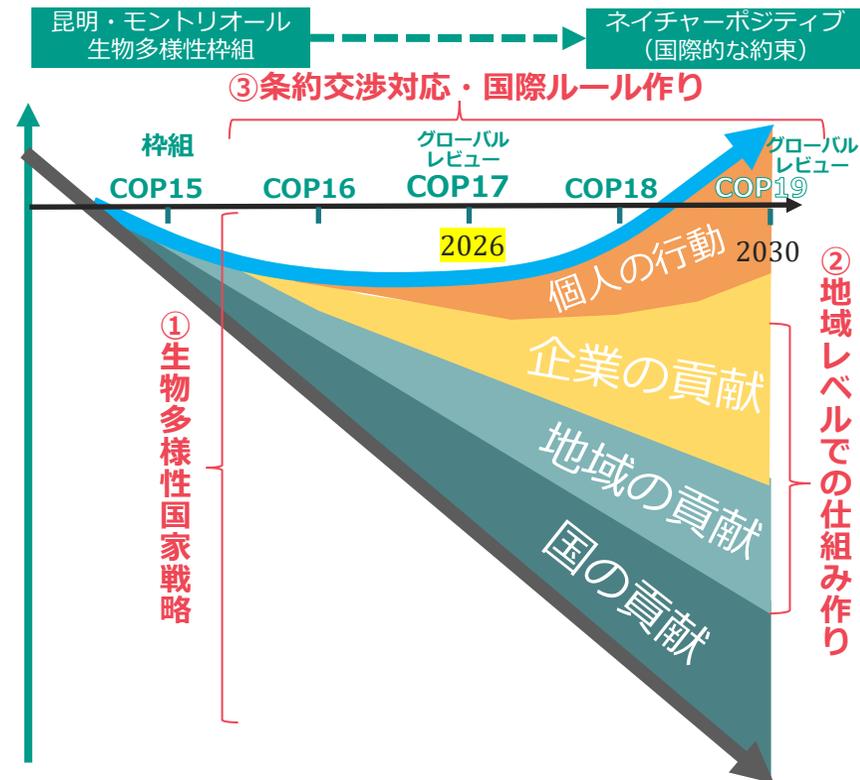
昆明・モンリオール生物多様性枠組で掲げるいわゆるネイチャーポジティブ（NP）の世界的な達成に向けて、生物多様性国家戦略2023-2030の実施や地域レベルの目標・指標設定と、戦略的な国際議論主導を一体的に推進します。

- 生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の点検・評価や、生物多様性及び生態系サービスについて科学的に分析し総合評価を実施する。
- ネイチャーポジティブに資する、地域ごとの目標・指標設定を、専門家派遣等により技術的に支援し、伴走支援により幅広い地域への取組の拡大と社会課題の解決に取組む。
- 我が国の主張が国際的なルールメイキングにおいて適切に反映されるよう、国際的な議論の動向把握・分析を行うとともに、サイドイベント開催等により我が国の取組の発信や各国との連携強化を図り、戦略的に国際議論を主導する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／研究機関等
- 実施期間 平成20年度～

### 4. 事業イメージ



お問合せ先：

環境省自然環境局自然環境計画課 電話：03-5521-8274

環境省自然環境局自然環境計画課地域ネイチャーポジティブ推進室 電話：03-5521-8343

環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 電話：03-5521-8273

# 生物多様性保全等のための基盤的事業費のうち、 (2) 自然資本投資に向けた環境整備費



【令和8年度要求額 30百万円（30百万円）】

## 自然資本投資を促す生物多様性の価値評価手法の確立を目指します

### 1. 事業目的

我々の生活や企業の事業活動を支える自然資本や、統合的で費用対効果の高いNbSへの投資を促進する価値取引制度等の実現を見据え、生物多様性の価値評価手法の確立に取り組む。

### 2. 事業内容

ネイチャーポジティブの達成には、我々の生活や企業の事業活動を支える自然資本や、統合的で費用対効果の高いNbSへの投資を促進する革新的資金メカニズムの実現が重要である。

一方で、自然そのものの価値や自然がもたらす恵みの価値の定量的評価等の客観的に比較可能な指標がないことが課題となっている。

よって本事業では、自然資本にかかる投資を促進するため、将来的な価値取引制度等の実現を見据え、我が国の自然の特徴を踏まえた生物多様性の価値評価の手法を確立する。

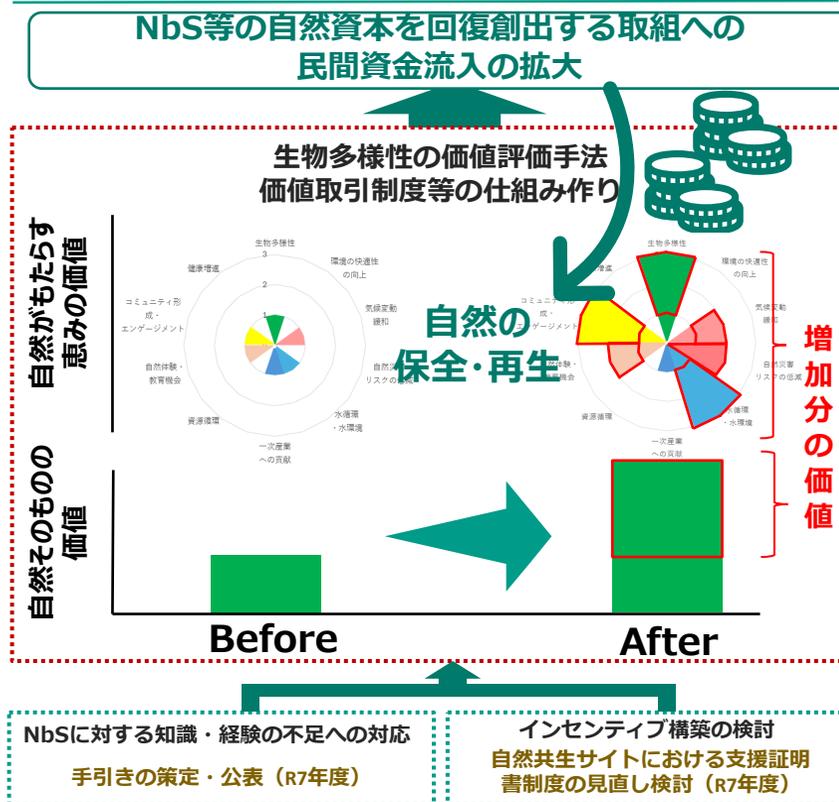
これにより、中長期的には、現在は公的資金負担が中心となっている生物多様性保全の取組について、投資の観点から民間による主体的な取組が進むような社会経済的な仕組み作りを進める。

- ①価値取引制度等の実現を見据えた生物多様性の価値評価手法の検討
- ②モデル地域での実証事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者等
- 実施期間 令和4年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 15百万円（15百万円）】

様々なステークホルダーと連携し、社会経済における生物多様性の主流化の促進に取り組みます。

### 1. 事業目的

企業・団体、自治体等の様々な主体による生物多様性保全の取組の推進と各主体の連携・協働を図る。

### 2. 事業内容

各界に発信力・影響力を持つ団体から構成される産官学民プラットフォームの運営により、企業・団体、自治体等の様々な主体による生物多様性保全の取組の推進と連携・協働の支援等を実施し、社会経済における生物多様性の主流化の推進を図ります。

- ①国民、経済界、NGO・NPO、自治体などによる産官学民のマルチステークホルダー型のプラットフォーム（2030生物多様性枠組実現日本会議／略称：J-GBF）の運営
- ②生物多様性国家戦略等を踏まえたネイチャーポジティブ宣言呼びかけ、ステークホルダー別の行動計画の実施及び各取組の連携支援
- ③フォーラム等の開催による生物多様性の主流化促進に関する知見・事例の共有、地域や経済界等における協働事例の創出支援
- ④国民の理解に関する現状把握のための生物多様性への認知度等に関する調査の実施

### 3. 事業スキーム

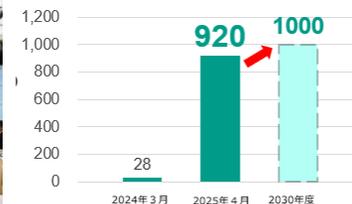
- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～

### 4. 事業イメージ

活動①の例：環境大臣、経団連会長が出席するJ-GBF総会の開催



活動②：ネイチャーポジティブ宣言発出推移



活動③の例：協働事例の創出支援（ビジネスマッチングイベント）



活動④：ネイチャーポジティブ行動計画



年度	事業概要
R8	①プラットフォームの運営②ネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ、行動計画の実施支援③フォーラム等の開催④生物多様性認知度等に関する調査

# 運輸部門等の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業 (一部 農林水産省、国土交通省連携事業)



【令和8年度要求額 1,415百万円 (1,415百万円)】



運輸部門を始めとするモビリティの脱炭素化に不可欠な先進的システムを実証し、社会実装を前提とした脱炭素輸送モデルの構築等を図ります。

## 1. 事業目的

- 電動化を始めとする運輸分野の脱炭素化に向けた技術の進展（基礎研究や製品開発）は動きが速いものの、関係者間の連携や社会受容性を高めるための取組が十分ではなく、社会実装が進まないことが課題となっている。
- そのため本事業では、社会的な課題等を踏まえ優先的に取り組むべきと国が定めた分野について、先進的な技術やシステム等を導入し、環境負荷削減効果を把握・検証するとともに、社会実装する上で課題となる障害等の解決策を検討する。これにより、有望な要素技術の社会実装を促進する脱炭素輸送モデルを構築し、運輸部門を始めとしたモビリティの脱炭素化の加速化を図る。

## 2. 事業内容

### (1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業

車両の電動化に付随して開発されてきた様々な先端技術・システム等を実社会へ導入するためのモデル実証や、電動化を支える技術・システム上の課題解決のためのモデル実証を実施する。  
例えば、商用車におけるエネマネ、車載型太陽光パネル、非接触給電、バッテリー（LiB）の統一的に評価するための閾値の整理等の実証を想定。

### (2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

重量車両等の電動化困難領域における脱炭素化や物流効率化に必要な技術的課題に対応する、革新的な取組（水素内燃機関、ドローン配送、自動搬送車両等）のモデル的な実証を行う。

### (3) 農業機械の電動化促進事業

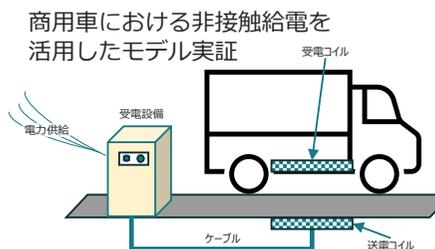
多様な現場において電動農機の利用及び生産性向上のモデルケースを形成する実証を行い、今後の電動農機の普及・使途拡大につなげる。

## 3. 事業スキーム

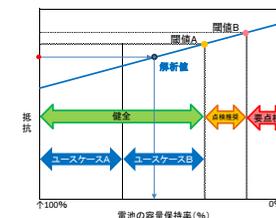
- 事業形態 委託(1)~(3)、直接補助事業（補助率：1/2）(1),(2)、間接補助事業（補助率：2/3）(3)
- 委託先及び補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 (1) ~ (2) 令和6年度~令和10年度、(3) 令和7年度~令和9年度

## 4. 事業イメージ

### (1) 先端技術・システム等を活用した商用車の電動化促進事業



劣化状況に応じた性能目標（閾値）の整理



### (2) 次世代燃料・物流効率化による物流脱炭素化促進事業

共同輸配送+ドローン配送によるラストワンマイル配送



### (3) 農業機械の電動化促進事業

多様な現場でのモデルケースの構築

小型トラクタ 草刈り機



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室 電話：03-5521-8301



【令和8年度要求額 611百万円（480百万円）】

気候変動影響への適応取組を強化し、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。

## 1. 事業目的

気候変動の影響は国内外で既に現れており、さらに深刻化する可能性がある。そのためパリ協定等により、各国とも気候変動による被害の防止・軽減を図る適応の取組が求められている。日本では、平成30年6月に気候変動適応法が成立し、適応策の推進は、骨太の方針等にも盛り込まれている政府の重要課題である。これらを踏まえ、気候変動適応法に基づき、適応策を推進することで、健康影響の防止による生活の安定、農林水産業などの健全な発展、国土の強靱化などを総合的に目指す。

## 2. 事業内容

### (1) 気候変動影響評価・気候変動適応計画の進捗管理

気候変動適応法に基づく気候変動影響評価・気候変動適応計画の進捗把握を効果的・効率的に実行する。また、計画の改定に向け、戦略を検討する。

### (2) 地方自治体適応策の支援

地域特性を加味した気候変動影響評価手法の検討などにより、地域における適応を推進する。また、地域創生につながる適応策を、地域コミュニティと連携して行う活動を支援する。

### (3) 民間企業、国民等の適応策の支援

気候変動をビジネス機会と捉えることを促進する。また、気温上昇が1.5℃を超える可能性があることから、その場合の適応策を検討し、それらを分かりやすく情報発信する。

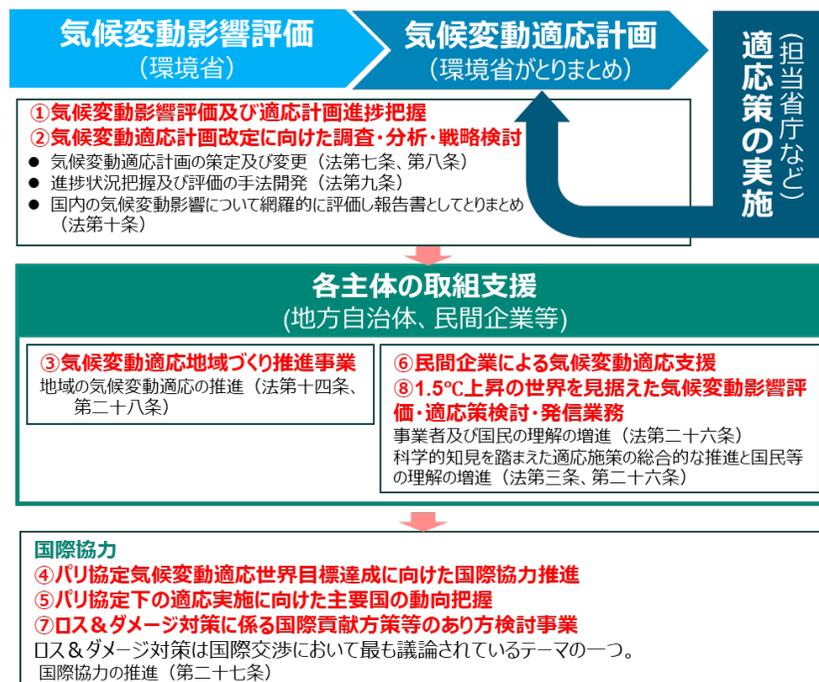
### (4) 適応策の国際協力

途上国に対し、早期警戒システムなどの適応策を官民連携して支援する。また、途上国を含む各国動向の情報を収集し、国際交渉で戦略的に対応する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成18年度～

## 4. 事業イメージ



# 海洋プラスチックごみ総合対策費のうち 海洋ごみに係る削減方策検討・海岸地域対策推進事業



【令和8年度要求額 4,957百万円+事項要求 (394百万円)】  
 【令和6年度補正予算額 3,525百万円】

プラスチックを含む海洋ごみの総合的な回収・処理や発生抑制対策を推進のため、実効性のあるプラスチック汚染対策条約のルールづくりを主導し、地方自治体・民間事業者等の連携強化、国際協力を促進します。

## 1. 事業目的

- ① 実効性のあるプラスチック汚染対策条約の策定等国際的な枠組みを活用し対策実施の加速を目指す。
- ② 地方自治体、研究機関、企業等の関係者間で連携・協力を強化することで、回収・処理や発生抑制対策を推進する。
- ③ 都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り海洋環境保全に資する。
- ④ 我が国の取組状況等も踏まえつつ、広域的・地域的な枠組み（二国間協力含む）における国際連携・協力を戦略的に進める。

## 2. 事業内容

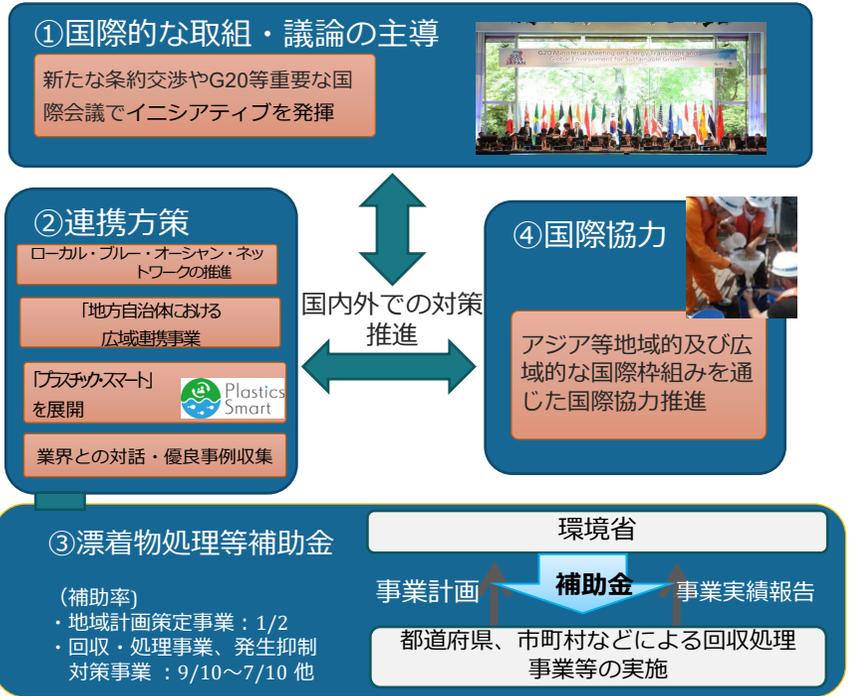
- ① **プラスチック汚染対策条約関連会合への対応検討**  
 ・条約策定に向けた政府間交渉委員会 (INC) 等に加え、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンを共有したG20等関連会合等で議論を主導する方策を検討。
- ② **海洋ごみ等の削減に向けた連携方策の検討 <※で5百万円増>**  
 ・地方自治体や事業者による流出抑制対策支援（ローカル・ブルー・オーシャン・ネットワーク推進事業※、地方公共団体における広域連携事業、プラスチックとの賢い付き合い方を推進する「プラスチック・スマート」サイト運営、業界との対話・優良事例の促進、マイクロプラスチック流出対策検討事業）
- ③ **海岸漂着物等地域対策推進事業 <4,358百万円増>**  
 ・地方公共団体が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施。
- ④ **アジア等地域的及び広域的な国際枠組みを通じた国際協力推進 <200百万円増>**  
 ・広域的な国際枠組みへの参加等を通じ、我が国の知見・成果をインプット。  
 ・主要排出源であるアジア域を中心に、海洋ごみ調査の人材育成のための招へい研修プログラムや、実態把握に向けた共同調査の実施。

<海洋プラスチックごみナレッジ・センター運営支援拠出金 200百万円>  
 (※地球環境局より要求所管換え)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業①②④、拠出金①④、補助金③
- 請負先 民間事業者・団体等
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成19年度～（③は平成27年度～、①及び②の一部令和2年度～）

## 4. 事業イメージ





プラスチックを含む海洋ごみの総合的な回収・処理や発生抑制対策を推進のため、海洋ごみのモニタリング調査等科学的基盤の整備を行います。

## 1. 事業目的

海洋プラスチックごみ対策検討において活用するため、プラスチックを含む海洋ごみの環境中流出量等実態把握（データ収集、モニタリング手法の調和・高度化）、生物生態系影響等の科学的知見の整備・共有を行う。

## 2. 事業内容

### 1. 海洋・河川等における実態把握事業

- ・プラスチック汚染対策に係る包括的な計画策定について検討<5百万円増>
- ・国内/日本近海の海洋・河川等における継続的なモニタリング調査、ガイドラインの策定・改定

### 2. プラスチックの環境中流出に関するインベントリ検討事業

- ・国内の流出量を把握するための算定式・推計方法を整備し、対策の効果検証への活用を検討
- ・世界共通の環境中流出量把握のためのガイドライン策定

### 3. 世界的なモニタリング手法の調和・データ活用検討

モニタリング手法の調和、データベース(AOMI: Atlas of Ocean Microplastic)の利用拡大、世界的なデータ集約に向けた国際連携の推進、集約されたデータの活用推進

### 4. プラスチック汚染による生物生態系影響等の把握事業<3百万円増>

モニタリングデータの分析や文献調査を通じた、プラスチック汚染による生物生態影響、社会経済影響等に関する科学的知見の蓄積、曝露と有害性影響双方の観点を入れての定量的なリスク評価手法の検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体、大学等
- 実施期間 令和2年度～（1.の一部は平成19年度～）

## 4. 事業イメージ

プラスチックを含む海洋ごみに関する科学的知見の集積・共有、対策検討での活用



- ・排出経路、微細化劣化過程、ホットスポットの把握
- ・主要な排出源の把握（関係省庁・専門家との協働）
- ・経年変化の把握
- ・対策効果検証

# 生物多様性条約拠出金等（国際分担金等経費）



【令和8年度要求額 387百万円（388百万円）】 環境省



生物多様性条約拠出金（生物多様性日本基金）の増資や「SATOYAMAイニシアティブ」を進める国連大学等への拠出を通じ、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の実施を支援します。

## 1. 事業目的

- ①「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の実施に貢献するため、生物多様性日本基金を増資し「SATOYAMAイニシアティブ」の考え方を適用した生物多様性国家戦略の改定に関する途上国の能力開発及びプロジェクト実施を支援する。
- ②日本発のイニシアティブである「SATOYAMAイニシアティブ」を推進し、国際的な取組の推進・強化を図る。
- ③科学と政策のつながりを強化し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する国際合意・各国施策の策定に貢献する。

## 2. 事業内容

生物多様性条約COP15で採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」（以下、「枠組」という）を踏まえ、各国は生物多様性国家戦略を見直し、枠組を実施することが求められている。このため、生物多様性日本基金の増資や国連大学等への拠出を通じ、「SATOYAMAイニシアティブ」による生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進及び同イニシアティブが採用するランドスケープ・アプローチを踏まえた途上国支援等により、枠組の実施に貢献する。

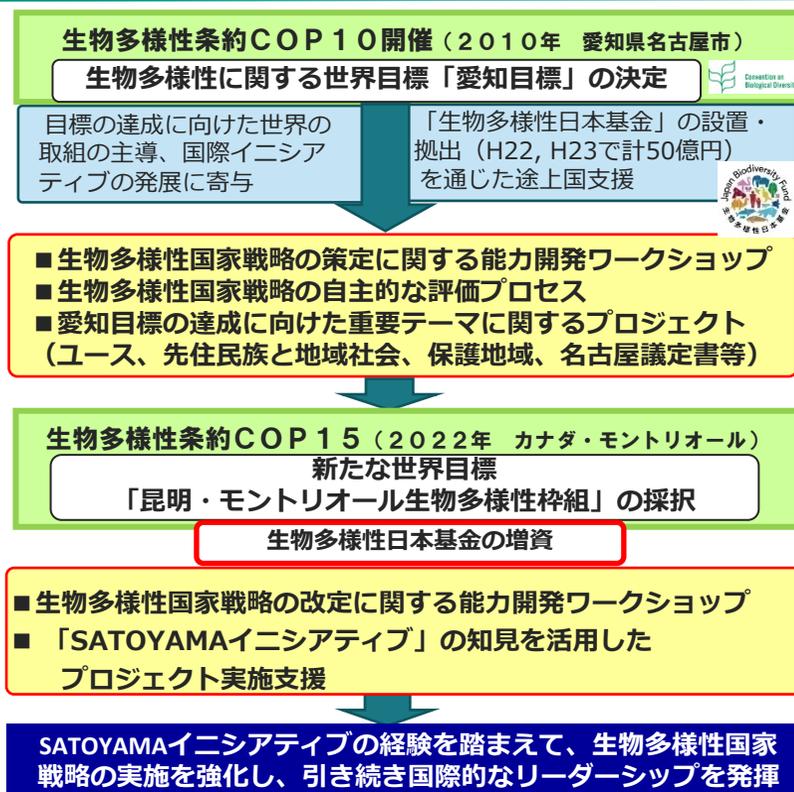
また、国際的な生物多様性科学政策プラットフォーム（IPBES）を支援し、生物多様性分野での国際貢献を主導する。

- ・生物多様性国家戦略の改定及び実施に関する途上国の能力開発事業の実施
- ・「SATOYAMAイニシアティブ」の推進及び国際パートナーシップ（IPSI）の運営
- ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）の支援
- ・国際自然保護連合による生物多様性保全プロジェクト、ラムサール条約の実施支援 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 生物多様性条約関連国際機関、国連大学等
- 実施期間 平成20年度～

## 4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 150百万円（134百万円）】

## 生物多様性に関する国際枠組に積極的に貢献するとともに、必要な国内対応を実施します。

### 1. 事業目的

2022年に生物多様性条約（CBD）第15回締約国会議COP15において採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2030年までに生物多様性の損失を食い止め回復に転じさせるいわゆるネイチャーポジティブ（Nature Positive（NP）：自然再興）が掲げられた。NPの実現は環境保全のみならず新しいビジネスの創出につながる。このため、各種国際分野におけるルールメイキングを日本が先導して関連市場における国際競争力の確保をしつつ、NPの実現を目指す。

### 2. 事業内容

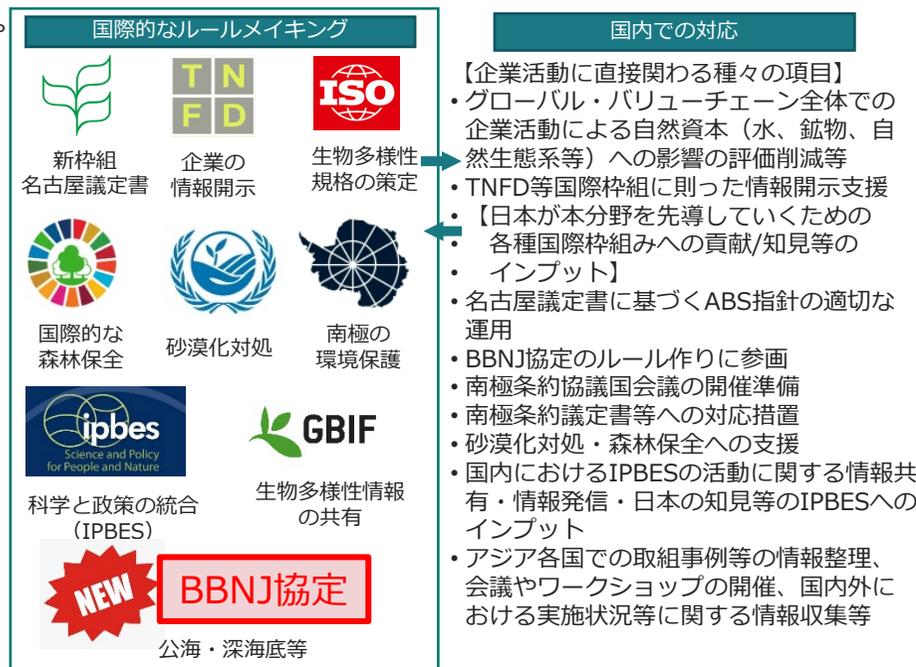
- 新たな国際動向（例：自然関連財務情報開示TNFDによる移行計画の提言、国際サステナビリティ基準審議会ISSBの自然資本リサーチ）を踏まえ、こうしたルールメイキングに参画し、国際標準化に対する国内企業の対応支援をする。また、NP取組を通じた企業価値向上に向けて、投融資や調達におけるNPへの配慮の行動指針を提示した上で、官民連携によってモデル事例を創出する。
- 遺伝資源の利用と利益配分（ABS）について定めた名古屋議定書の実施、公海等における海洋生物多様性（BBNJ）協定のルール作りの主導、南極条約協議国会議の日本開催及び南極環境保護法の運用、地球上の砂漠化対処・森林保全の支援、生物多様性等に関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）やアジア保護地域パートナーシップ（APAP）に関して、日本からの専門家派遣、国内外での情報発信等の取組を実施。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先/請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 事業イメージ

国内外の対応を統合し、国際的なルールメイキングと日本のプレゼンスの発揮の同時達成を目指す



# 第48回南極条約協議国会議（ATCM48）開催経費



【令和8年度要求額 156百万円（新規）】



世界と協力して南極の自然環境を保全します。

## 1. 事業目的

第48回南極条約協議国会議（令和8年5月頃、広島市）を成功裏に開催し、南極条約協議国としての責任を果たす。

## 2. 事業内容

我が国は、南極地域における平和の維持、科学的調査の自由の保障とそのため国際協力等の点で重要な役割を果たしている南極条約を1960年に批准するとともに、南極地域の包括的な環境保護の措置を求める環境保護に関する南極条約議定書（以下「議定書」という。）を批准している。

南極条約協議国会議（ATCM）は、情報交換し、共通の利害関係のある事項について協議することを目的として、環境保護委員会（CEP）は、議定書の規定及び実施に関するATCMへの助言を行うことを目的として、それぞれ南極条約事務局により設置されている。

ATCM及びCEPは毎年開催され、両会議の主催については、協議国がアルファベット順に持ち回ることが慣例となっているところ、令和8年度に日本が32年ぶりに開催国を務めるものである。会議は5月頃に約2週間、広島市での開催を予定しており、南極条約協議国29か国の代表、非協議国の代表、国際機関の関係者等約400名が参加する見込み。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 委託先/請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度（単年度）

## 4. 事業イメージ

**ATCM・CEPの開催運営支援等（外務省、文部科学省及び環境省の3省が均等に開催経費を分担して実施）**  
各種会場手配、会場設営、会場警備、ウェブサイトの作成、オンライン配信、宿舍の手配、機器システムの手配、会食の手配、参加者の接遇等といった会議運営業務、CEP/南極海洋生物資源科学委員会（SC-CAMLR）合同ワークショップの開催支援、専門家派遣及び職員による会議対応



お問合せ先： 環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室

電話：03-5521-8273



【令和8年度要求額 165百万円（166百万円）】

## 地球規模での化学物質の適正管理の枠組みに積極関与し、国際的なルールメイキングを主導します。

### 1. 事業目的

- 2023年に採択された新たな国際枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み」（GFC）や「化学物質等に関する政府間科学・政策パネル」（ISP-CWP）事務局への戦略的拠出を通じ、関係会合等の議論・活動を主導し、国際的な化学物質管理における我が国のプレゼンスの向上と、ISP-CWPの将来的な下部組織の我が国への誘致等による波及効果を目指す。
- 条約事務局、国際機関への拠出金・分担金を通じ、地球規模での化学物質の適正管理の枠組みに貢献する。

### 2. 事業内容

#### （1）GFCに係るUNEPへの拠出

GFCのアジア・太平洋地域のフォーカルポイント及び進捗管理指標会合議長の職務を円滑に遂行するための拠出を行う。具体的にはアジア・太平洋地域の開催の一部を支援する等により、各国の化学物質管理に関する課題・改善策に関する議論及び我が国の取組発信の機会とする。

#### （2）ISP-CWPに係るUNEPへの拠出

ISP-CWPの円滑な活動開始に主導的に貢献し、将来的な下部組織誘致等、本活動の我が国への波及効果拡大を目指す。そのために、日本人専門家の派遣等によるパネル事務局支援のための拠出を行う。

#### （3）その他条約事務局・国際機関への拠出金・分担金

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国際機関
- 実施期間 令和5年度～（組み替え）

### 4. 事業イメージ

#### 新たな国際化学物質管理枠組みの2つの柱

##### 化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）

→多様な分野、多様な主体による自主的取組として、条約でカバーされない幅広い化学物質管理の課題に対応

##### 化学物質等に関する科学・政策パネル（ISP-CWP）

→複雑な化学物質汚染の現状に対して、科学的知見を集約した懸念課題の特定、評価、対応オプションを提示

戦略的拠出

波及効果拡大

#### 【我が国への波及効果（例）】

- ・ 国際化学物質管理における我が国のプレゼンス向上
- ・ 我が国の化学物質管理制度に整合した国際指標の制定
- ・ 国内の先進事例（実施計画等）の国際的評価獲得
- ・ 将来的なISP-CWP下部組織の誘致 等



【令和8年度要求額 96百万円（88百万円）】

地球規模での化学物質の適正管理に我が国の知見を反映させ、国際的動向と協調した国内施策を推進します。

## 1. 事業目的

- ・2023年に採択された新たな国際枠組み「化学物質に関するグローバル枠組み」（GFC）の我が国での実施に積極的に貢献するとともに、GFC国内実施計画の実施を通じ、国内の化学物質管理政策に適切に反映する。
- ・国連による「化学物質等に関する政府間科学・政策パネル」（ISP-CWP）の活動に積極的に貢献するとともに、パネルの活動を通じて国内の学識経験者・政策担当者間の協調を深めることで、国内の総合的な化学物質管理能力の向上にも資する。

## 2. 事業内容

### (1) GFC及びGFCが定める懸念課題等への対応

- ① GFC国内実施計画の実施、関係主体との連携
- ② GFCに基づく進捗管理・評価、懸念課題対応への知見の提供による貢献
- ③ セミナー開催等によるアジア・太平洋地域の化学物質管理能力向上支援

### (2) 化学物質等に関する政府間科学・政策パネルへの貢献・活用

- ① 専門家派遣、知見のインプット等によるパネル活動等への積極貢献
- ② 国内の科学・政策連携基盤の設置・運営（インプット内容の検討等）

### (3) 化学物質管理の視点からのネイチャーポジティブの推進

→生物多様性枠組みにおける化学物質関連目標へ知見の提供による貢献

### (4) OECDの化学品・バイオ技術委員会等への貢献

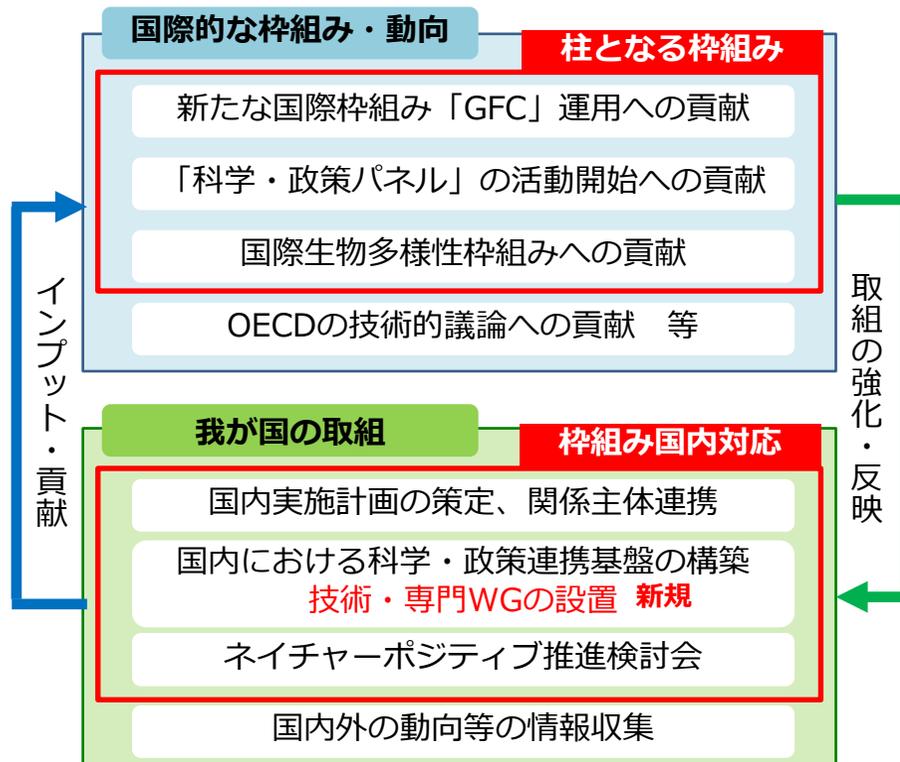
→PFASの技術的議論への知見やデータの提供等による対応を含む貢献

### (5) 化学物質のGHS分類の着実な実施

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成3年度～

## 4. 事業イメージ



# アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業



【令和8年度要求額 1,395百万円（1,305百万円）】

## アジアを中心とした途上国の脱炭素化のための「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」を実施します。

### 1. 事業目的

GX推進戦略に地域・くらしの国際戦略として都市間連携、JCMパートナー国の更なる拡大や実施体制強化が位置づけられた。「アジア・ゼロエミッション共同体」構想の実現等に貢献するため、途上国等における法制度整備、案件形成、事業資金支援等包括的に支援し、「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標へ貢献する。

### 2. 事業内容

#### (1) 長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援

途上国・新興国において、長期戦略の策定及びそれに伴う国家温室効果ガス（GHG）インベントリの整備、PaSTIを通じた民間セクターでのGHG排出量把握・情報開示等の透明性向上の推進を支援し、我が国の優れた脱炭素技術等の普及する。

#### (2) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業

二国間クレジット制度（JCM）を含むパリ協定6条（市場メカニズム）への理解醸成と実施促進の国際支援を実施する

#### (3) 脱炭素都市間連携推進等事業

日本の自治体と民間企業が連携し、パートナー都市において脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行うほか、案件形成支援を行う。また日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例等を共有し、日本の先行的な取組を世界に展開する。

#### (4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業

資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国が抱える環境問題の解決とJCMを通じたCO2排出削減の促進を図る。

#### (5) シナジー型JCM創出事業

脱炭素だけでなく、大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。

#### (6) 脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進

アジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を「ASEAN-日本 GSTレポート」として取りまとめ、COP33のGSTの成果に反映し、国際的に位置づけることにより各国NDCに反映させ、日本の技術の世界全体への導入を促進する。

### 3. 事業スキーム

■ 事業形態 委託事業、間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）

■ 委託先・補助対象 民間事業者・団体等

■ 実施期間 (1) (4) 平成29年度～令和12年度 (2) 令和5年度～令和12年度 (3) 平成26年度～令和12年度  
(5) 令和7年度～令和9年度 (6) 令和8年度～令和10年度

### 4. 事業イメージ

#### 「脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援」

##### I. 長期戦略策定及びGHG排出量の透明性向上支援

(1) 脱炭素移行に関する長期戦略策定及び温室効果ガス排出量の透明性向上支援事業  
(6) 脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進

##### II. 事業環境整備・案件形成支援

(2) 市場メカニズムの世界的拡大に向けた体制構築支援事業

(3) 脱炭素都市間連携推進等事業

##### III. 事業資金支援

※JCM促進事業にて対応

##### IV. CO2排出削減と他の環境課題の同時解決支援

(4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業  
(5) シナジー型JCM創出事業

### お問合せ先:

環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室 電話: 03-5521-8248

国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室、地球環境局地球温暖化対策フロン対策室、環境再生・資源循環局総務課循環型社会推進室、水・大気環境局環境管理課/国際協力推進チーム



途上国・新興国における、パリ協定に基づく長期戦略の策定及びGHG排出量の透明性向上を支援します。

### 1. 事業目的

パリ協定の目標達成には、各国が長期戦略で1.5℃目標に向けた道筋を示し、国や事業者のGHG排出状況を把握しながら排出削減を推進する必要がある。また、サプライチェーン全体にわたるGHG排出の可視化は、アジアゼロエミッション共同体（AZEC）首脳会合でも求められているところ。本事業では、JCMによる脱炭素技術等の導入促進の基盤となる、途上国及び新興国における①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行の道筋に関する長期戦略等の策定及び②国や企業のGHG排出量の透明性向上を支援する。

### 2. 事業内容

今後の温室効果ガス排出量の増加が予測される東南アジア諸国等が脱炭素社会へ移行できるよう、制度基盤を形成するための脱炭素政策形成支援を実施する。

#### ①脱炭素社会への実現可能かつ着実な移行に関する長期戦略等の策定支援

温室効果ガス排出削減対策技術の導入や政策オプションによる削減効果を科学的に評価するAIMモデルを活用して長期戦略やNDCの策定を支援する。これにより、東南アジア諸国等の脱炭素政策導入や案件形成につなげる。

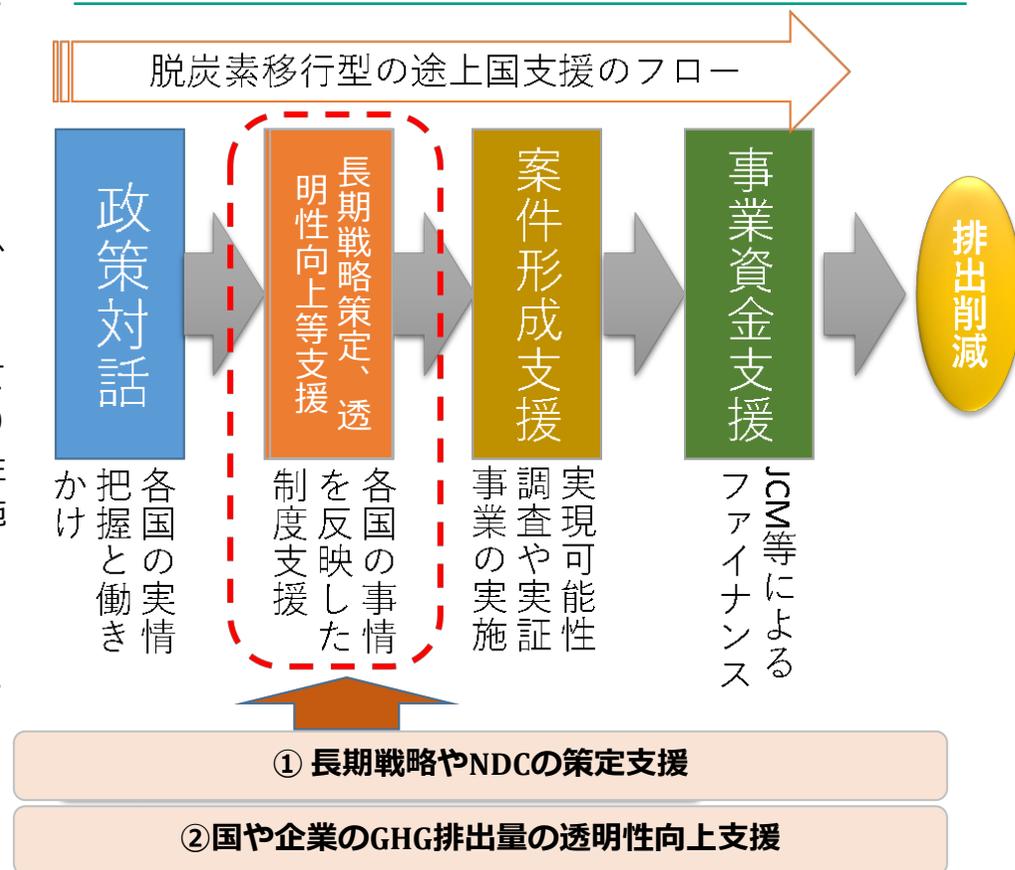
#### ②国や企業のGHG排出量の透明性向上支援

我が国に強みのある、事業者単位での報告制度の実績を活かし、途上国において企業等の温室効果ガス排出量の透明性向上の制度構築を支援する。本制度により企業の温室効果ガス排出量削減を促す。また、各国のインベントリ・隔年透明性報告書（BTR）の作成を支援し、東南アジア諸国等のGHG排出削減の着実な実施を進めていく。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ





## 二国間クレジット制度 (JCM) を含むパリ協定 6 条 (市場メカニズム) への理解醸成と実施促進の国際支援

### 1. 事業目的

- 二国間クレジット制度 (JCM) を含むパリ協定 6 条 (市場メカニズム) 実施に向け、実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を行う、「パリ協定 6 条実施パートナーシップ」の運営を行う事業。当該パートナーシップはCOP27にて日本主導により立ち上げ、2023年G7札幌会合を契機に「同パートナーシップセンター」を設立。パートナーシップには、現在86の国・200以上の機関が参加 (2025年3月時点)。
- センターの活動を通じJCMがより拡大・促進できる環境を醸成し、国が決定する貢献 (NDC) 達成へ貢献する (※)。  
※2030年度までの累積 1 億t-CO2程度、2040年度までの累積 2 億t-CO2程度の排出削減・吸収量の確保 (温暖化対策計画(令和 7 年 2 月閣議決定))

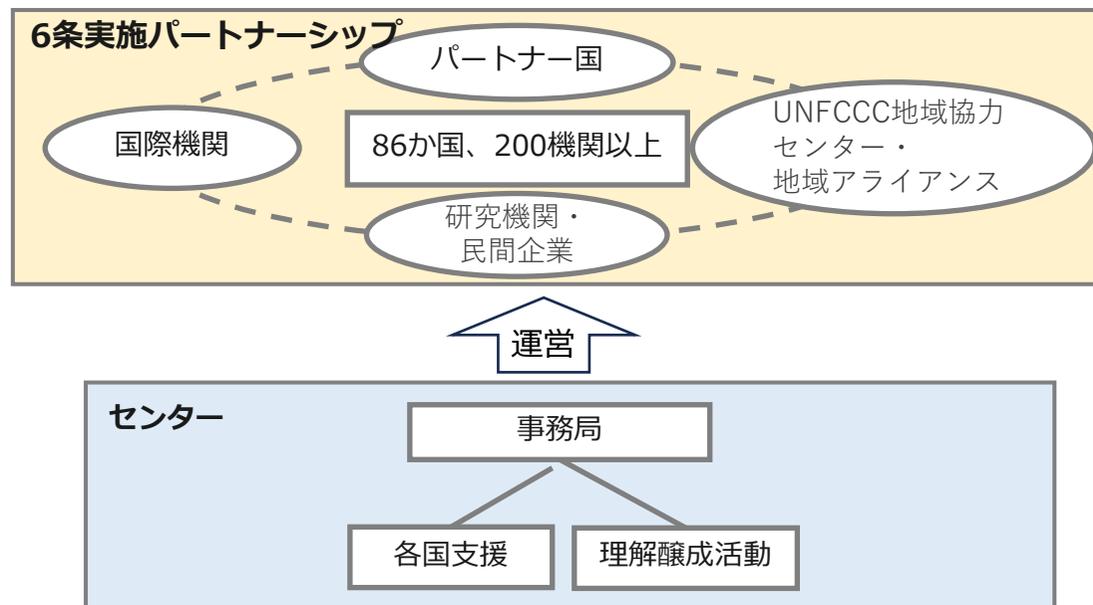
### 2. 事業内容

- 本事業では、パリ協定 6 条の完全運用化が2024年11月に合意されたことも踏まえ、国連気候変動枠組条約事務局や世界銀行等と更に連携し、「パリ協定 6 条実施パートナーシップセンター」が下記の活動を行う。
  - ◆ JCMパートナー国を含む各国の6条実施体制構築及び手続実施支援 (6条戦略策定、政府承認、報告、クレジット管理等)
  - ◆ パリ協定 6 条の理解醸成活動
  - ◆ パートナーシップの運営 等
- これらの実施体制の整備や具体的な案件における手続支援等を踏まえ、JCMをはじめとするパリ協定 6 条の取組への理解醸成を図り、支援国にとっても国際協力を活用した排出削減の取組が加速されるような手続整備支援を行うことも含め、世界的な排出削減を進める。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和 5 年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



## (3) 脱炭素都市間連携推進等事業



途上国・新興国の都市の脱炭素化を促進し、国内の「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げます。

### 1. 事業目的

脱炭素社会実現のためには、様々なセクターを統合し、地域の経済・特性に応じた計画立案・対策を実施可能な都市の取組促進が必要不可欠。G7札幌コミュニケには、G7として、国際的な都市間連携及び知識共有の促進等を通じ、地方政府と緊密に協働していく旨が明記された。途上国・新興国の脱炭素移行促進の一環として、国内で創出に取り組む「脱炭素ドミノ」の輪を海外にも広げ、脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクトの創出につなげる。

### 2. 事業内容

#### 脱炭素都市間連携事業

日本の自治体が脱炭素社会形成に関する技術、経験、ノウハウ等を活用して、民間企業等と連携し、脱炭素化を推進するための制度構築支援や能力開発等を行う。これを通じ、JCM資金支援事業を活用した公共施設・工業団地等における再エネ・省エネ設備等の導入に貢献する。これを通じ、日本の自治体が脱炭素化に向けたパートナー都市の野心向上と政策実行を後押しし、国際的な脱炭素ドミノの輪を広げていく。

#### 国際セミナーにおける発信

脱炭素社会実現のための都市間連携セミナーなど国内外におけるイベント開催等を通じて、日本の都市の脱炭素先行地域等の先進事例、都市間連携の成果事例を共有し、都市間連携等を一層促進する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成26年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



脱炭素社会実現のための都市間連携セミナー2025



MoU締結式（沖縄県浦添市・パラオアイライ州）



高効率ポンプ（ベトナム）



調光調色型高効率LED照明（ベトナム）



屋根置き太陽光（チリ）

## (4) 資源循環分野の脱炭素化促進事業



循環経済への移行によって、途上国・新興国の資源循環分野の脱炭素化を促進します。

### 1. 事業目的

生産・廃棄段階のCO2排出を削減するためには、世界全体で循環経済移行を推進することが不可欠。資源循環分野における優れた脱炭素技術・インフラ（廃棄物発電等）の海外展開を推進し、途上国・新興国におけるJCMを通じたCO2排出削減を促進する。

### 2. 事業内容

#### ① PPPスキームの適正化に向けた各種ガイダンス整備（委託）

廃棄物発電事業の入札条件・ルールを適正化するため、国際機関と連携して作成する廃棄物発電のPPPツールキットを用いて、東南アジア各国の実情に応じたガイダンスを整備する。また、各国政府と協力し、作成したガイダンスをベースに実際の事業の入札に適用し、入札環境を改善する。

#### ② 廃棄物インフラ案件の形成に向けた発注支援（委託）

PPPスキームを活用した廃棄物発電等事業の実施に当たり、発電効率や安定性等の質の高さが確実に評価されるよう、発注・契約に関する助言や、準備段階の実現可能性調査の支援等を実施する。

#### ③ 廃棄物管理・リサイクル事業の実現可能性調査支援（補助）

廃棄物管理インフラを海外展開する事業計画について、民間事業者が実施する廃棄物の現状調査や事業性評価等の実現可能性調査を補助する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①、②委託事業 ③間接補助事業（補助率:大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成29年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ



## (5) シナジー型JCM創出事業



JCMパートナー国における相乗的アプローチによるシナジー型JCMの創出により脱炭素社会を実現します。

### 1. 事業目的

脱炭素だけではなく、大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題等も同時改善・解決を目指す案件形成を実施する。その事業の実現に向けて、JCMパートナー国での実現可能性調査及び技術実証を実施し、シナジー型JCMプロジェクトの実現につなげる。また、本事業で得られたシナジー型プロジェクトの知見はJCM全体の進め方の改善に活用する。

### 2. 事業内容

2024年4月のG7気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケでは、冷媒の選択、特に漏洩防止や廃棄時の管理等のフロンライフサイクル管理などが求められた。また、経済発展や人口増加・都市化が著しい発展途上国においては、大気汚染等の問題も目下喫緊の課題となっており、これらの環境問題等を解決するとともに、脱炭素社会への道筋をつけることで気候変動と環境問題等の同時解決を目指すシナジー型のアプローチの追及が重要である。

これらの課題を解決するため、本事業ではJCMを活用した我が国の脱炭素と大気汚染やオゾン層破壊等の環境課題・社会課題を同時に解決するシナジー型プロジェクトの支援を行う。

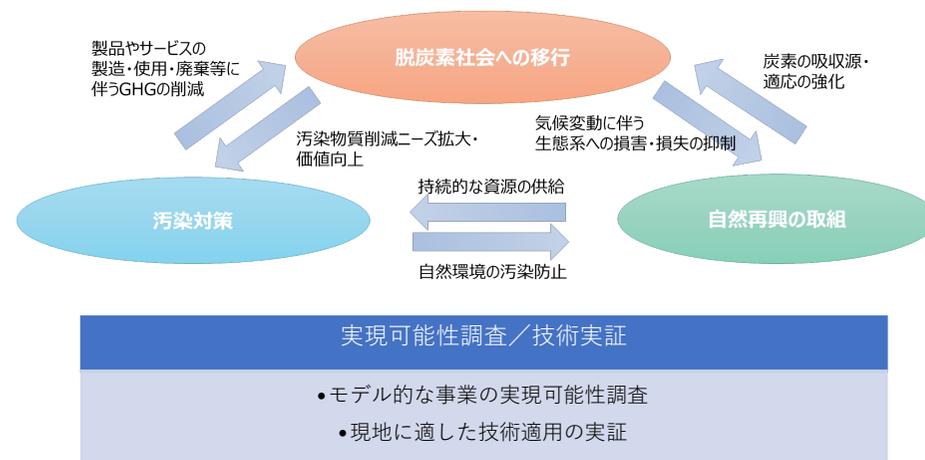
具体的には、多国間協定や二国間協力覚書等を踏まえ、JCMパートナー国において、脱炭素と大気汚染、オゾン層破壊等の他の環境課題・社会課題とを相乗的に解決に向けてモデル的なJCM事業の実現可能性調査及びJCM事業の案件形成に向けた技術実証を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 実現可能性調査：委託事業  
技術実証：間接補助事業（補助率：大企業1/2・中小企業2/3）
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和7年度～令和9年度

### 4. 事業イメージ

相乗的アプローチによるシナジー型JCM案件の創出のイメージ



## (6) 脱炭素化に向けたアジア型経済成長モデルの促進事業



ASEANの脱炭素と経済成長の同時実現のモデルを促進、国際発信し、JCM等のプロジェクト形成を進めます。

### 1. 事業目的

気候変動対策は喫緊の課題であり、パリ協定の1.5℃目標の実現に向けて、締約国が一致団結して、世界全体で更なる脱炭素に向けた取組を着実に進めていく必要がある。特にアジアは経済成長著しい中で、経済成長と脱炭素を同時に実現していくことが重要。このような中、アジアゼロエミッション共同体 (AZEC) 首脳会合の合意文書で示されている「一つの目標、多様な道筋」といったアジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を気候変動枠組条約第33回締約国会合 (COP33) で予定されているグローバル・ストックテイク (GST) の成果に反映し、国際的に位置づけるとともに、JCM等のプロジェクト形成につなげる。

### 2. 事業内容

アジア型の脱炭素を通じた経済成長モデルの考え方を、日本とASEANが協力をして「ASEAN-日本 GSTレポート」として取りまとめ、COP33のGSTの成果に反映し、国際的に位置づけることを目指す。これにより、各国の温室効果ガス削減目標 (NDC) などの脱炭素の計画に反映し、JCM等のプロジェクト形成により日本の得意とする技術のアジア、更には世界全体への導入を促進し、我が国の経済成長につなげる。

- ・日ASEAN各国のNDC及び隔年透明性報告書 (BTR) を含む脱炭素政策を分析し、各国の政策の優良事例を共有する相互学習を実施。
  - ・日ASEANの地域協力や、具体的な脱炭素プロジェクトへの形成について検討
  - ・ASEAN-日本 GSTレポート」のドラフティングを行うワークショップを開催。
  - ・COPで共同イベントを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」の発表、アウトリーチ、2028年のCOP33でのGSTへの反映を目指し、日ASEANで協調。
- ※NDC/長期戦略、企業の透明性向上、BTR/インベントリを含む脱炭素政策形成支援と連携し、本事業を実施する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和10年度

### 4. 事業イメージ

活動	R8	R9	R10
分析・相互学習	日ASEANの NDC 及びBTRを含む脱炭素政策の分析	各国の政策の優良事例の共有と、相互学習の実施	「ASEAN-日本 GSTレポート」を踏まえた、各国への政策へ反映の検討
意見交換/案件形成検討	1.5℃目標に向け、日ASEANの課題について意見交換	日ASEANの地域協力の検討	具体的な脱炭素プロジェクトの形成の検討
GSTレポート作成	ワークショップを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」の項目作成	「ASEAN-日本 GSTレポート」のドラフティング	「ASEAN-日本 GSTレポート」のGSTへの反映に向けた働きかけ
国際協調	COP31で共同イベントを開催し、GSTに向けた日ASEAN連携を発信	COP32で共同イベントを開催し、「ASEAN-日本 GSTレポート」を発表	COP33で共同イベントを開催し、GSTを踏まえて日ASEANの共同行動について発信



【令和8年度要求額 150百万円（新規）】

優れた脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により途上国の脱炭素社会への移行等を支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。EBRDを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を支援。

## 2. 事業内容

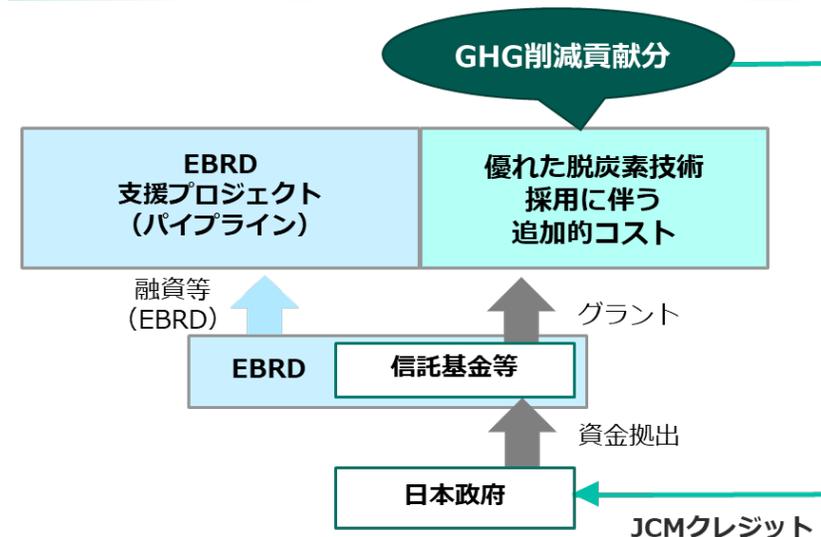
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをEBRDの基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、東ヨーロッパ、コーカサス、中央アジア地域等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 欧州復興開発銀行（EBRD）
- 実施期間 令和6年度～

## 4. 事業イメージ



＜具体的な脱炭素技術等の事例＞

- 高効率送電線
- スマートビルディング
- 水力発電
- 等



【令和8年度要求額 65百万円（29百万円）】

## 二国間クレジット制度（JCM）を推進するための事業を行います。

### 1. 事業目的

・パリ協定6条（市場メカニズム）に位置づけられるJCMを「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO2程度、2040年度までの累積2億t-CO2程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標等を踏まえ、JCMをCOP26で決定したパリ協定6条ルールに沿って実施し、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指します。目標達成のため、従来の再エネ・省エネ分野に加え、削減ポテンシャルの高い農業分野などの非エネルギー分野の案件発掘、案件形成及びプロジェクト推進が不可欠である。本事業では、非エネルギー分野の世界的な動向について情報収集・普及を行うと同時に、組成された案件のMRV実施を促進し、着実なクレジット獲得につなげる。

### 2. 事業内容

#### (1) MRV実施促進（委託）

- メタン排出削減、代替フロンの回収・破壊、森林保全、水田中干し等の非エネルギー分野のJCMプロジェクトに係る方法論構築・PDD作成、モニタリングレポートの作成、妥当性確認及び検証等のMRV手続きの実施を支援し、クレジット発行を進める。

#### (2) 情報収集・普及（請負）

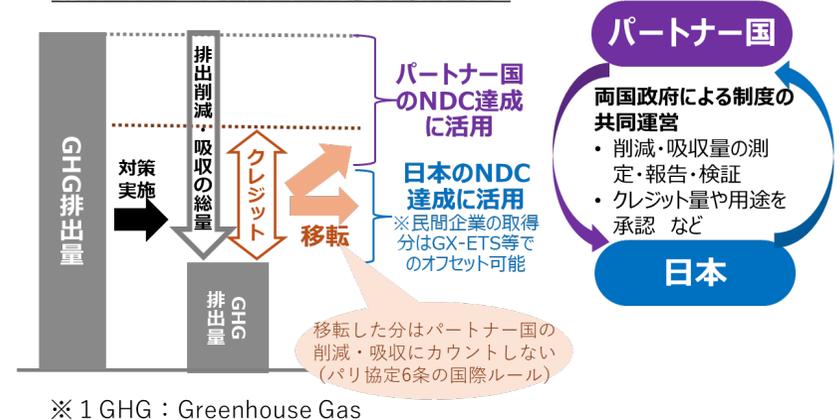
- 途上国ごとの情報や国連での議論・結論に関する最新情報及び日本政府による支援策に関する情報等を広く発信すると共に、非エネルギー分野の世界的動向やパートナー国での最新の情報を把握するための調査を実施。
- 民間企業等からの相談に応じる窓口を設置。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 委託事業、(2) 請負事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 平成16年度～令和12年度（予定）

### 4. 事業イメージ

#### 削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



#### 非エネルギー分野JCMの例



フロン



農業



森林



## JCMを通じた脱炭素技術の導入等により、脱炭素社会への実現を支援します。

### 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づく2030年度までの累積1億t-CO<sub>2</sub>程度、2040年度までの累積2億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保目標等を踏まえ、JCMをCOP26で決定したパリ協定6条ルールに沿って実施し、我が国のNDC（温室効果ガス（GHG）の2030年度排出削減目標（2013年度比▲46%））達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化の実現及びパリ協定の目標・目的の達成を目指す。

### 2. 事業内容

「地球温暖化対策計画」等のJCM関係目標達成のため、JCMの構築・実施を通じて、我が国のNDC達成に活用するとともに、地球規模の脱炭素化を推進。

#### ● 資金支援事業（設備補助事業等・ADB拠出）

一般的に導入コストが高く、途上国への普及に困難が伴う脱炭素技術・製品について、資金支援等を通じて普及を促進しつつ、排出削減への日本の貢献を定量的に評価し、獲得したクレジットを我が国のNDC達成に活用する。

#### ● 運営等推進事業

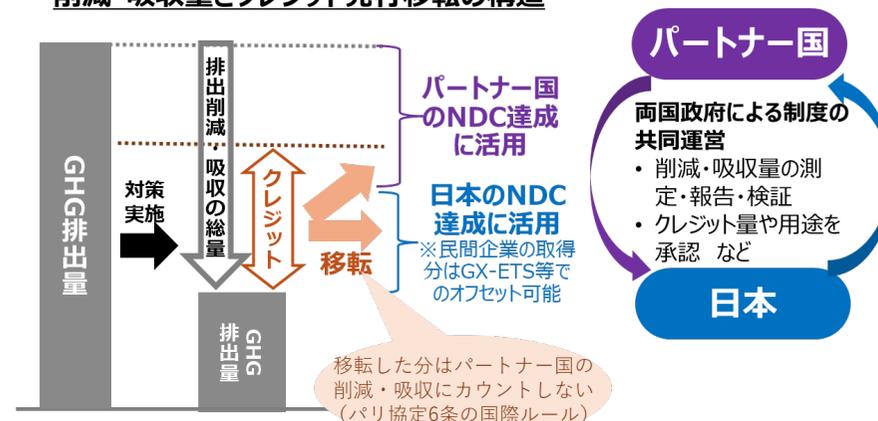
民間JCMを含む効果的・効率的なJCMの実施には、適切な案件形成、制度構築・運用、信頼性確保に重要なMRV（測定・報告・検証）の促進等が不可欠。改正温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を中心に、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催や、MRV実施や新JCM登録簿開発・運営など信頼性の高いJCMの制度の効率的な運営を行う。また、環境インフラ海外展開戦略を踏まえ、新規JCMプロジェクト形成を目指した魅力ある街づくりの海外展開に向けた検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：1/2以内、2/3以内）、拠出金、委託事業
- 補助対象、拠出先、委託先：補助・委託：民間事業者・団体等、拠出：アジア開発銀行信託基金
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ

#### 削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



※ 1 GHG：Greenhouse Gas

- パートナー国への脱炭素技術の導入等を通じ、パートナー国のNDC達成及び持続可能な開発に貢献。
- パートナー国で実施される緩和行動を通じて、日本からのGHG排出削減又は吸収への貢献を定量的に適切に評価し、それらの排出削減又は吸収によって日本及びパートナー国の排出削減目標の達成に貢献。
- パリ協定第6条に沿って実施し、地球規模での温室効果ガス排出削減・吸収行動を促進することにより、国連気候変動枠組条約の究極的な目的の達成に貢献。



JCMパートナー国への優れた脱炭素設備等の導入、再エネ水素利活用等の促進を支援することにより、途上国の脱炭素社会への移行に向けたJCMプロジェクト等を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」等に基づき、脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。
- ② JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入を促進し、JCMプロジェクト化を後押し。

## 2. 事業内容

### ① JCM設備補助事業

令和4年以降増加している新規JCMパートナー国を含め、JCMパートナー国に脱炭素設備等を導入するJCMプロジェクトに対する資金支援等により、「地球温暖化対策計画」に基づく2030年度までの累積1億トン、2040年度までの累積2億t-CO2程度削減量・吸収量の確保目標の達成を実現し、我が国のNDC達成に活用するとともに、パートナー国の脱炭素社会への移行等に貢献。

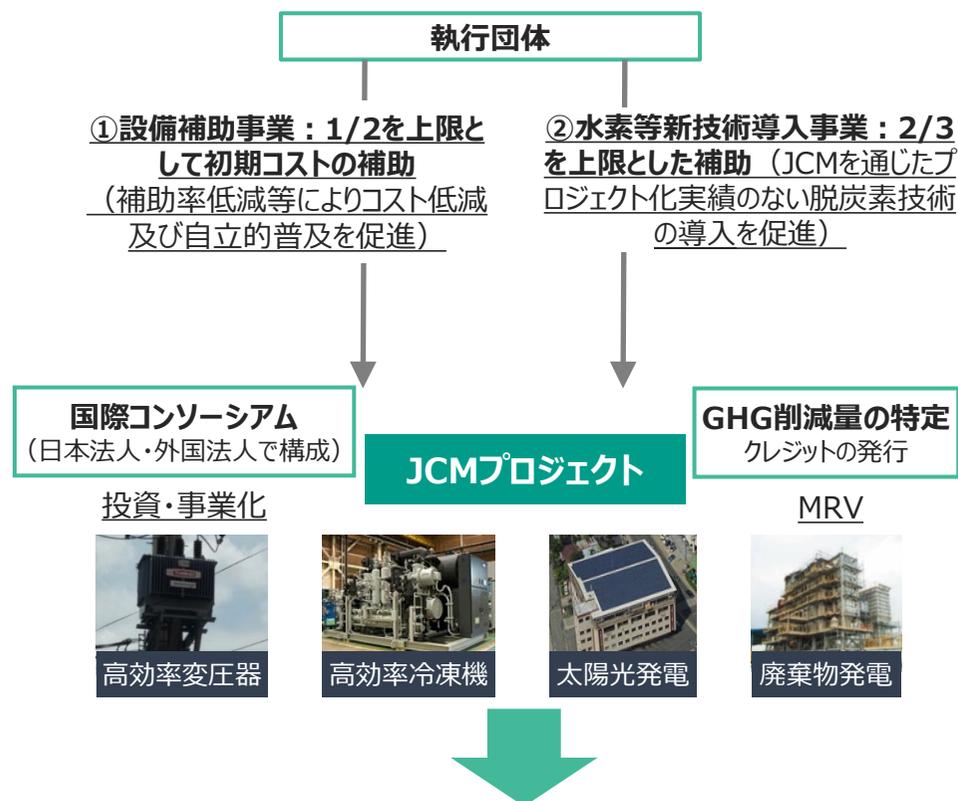
### ② 水素等新技术導入事業

JCMの対象技術の拡大及び持続可能な発展のため、JCMパートナー国（特に新規パートナー国）における新たな脱炭素技術の導入促進のための事業を実施。（令和8年度は継続案件のみ）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率：①1/2以内、②2/3以内）
- 補助対象：民間事業者・団体等
- 実施期間：①平成25年度～令和12年度、②令和5年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



「地球温暖化対策計画」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」のJCM関係目標（累積1億トン削減量）の達成

# 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業のうち、 （2）二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業（ADB拠出）



脱炭素技術等の導入及び調達プロセスの能力構築により、アジア諸国の脱炭素社会への移行を支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援する。ADBを通じて、GHG排出削減プロジェクトへの資金支援を実施するとともに、JCMの国際的な認知度や信用の向上、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成等を図り、導入コスト高から進んでこなかった我が国企業が有する脱炭素技術等の導入を支援。アジア諸国等における脱炭素社会への移行による、脱炭素技術等の市場拡大・普及展開を進めることで、我が国企業が有する環境インフラの海外展開の促進につなげる。また、その貢献に応じたJCMクレジットの早期獲得を目指す。

## 2. 事業内容

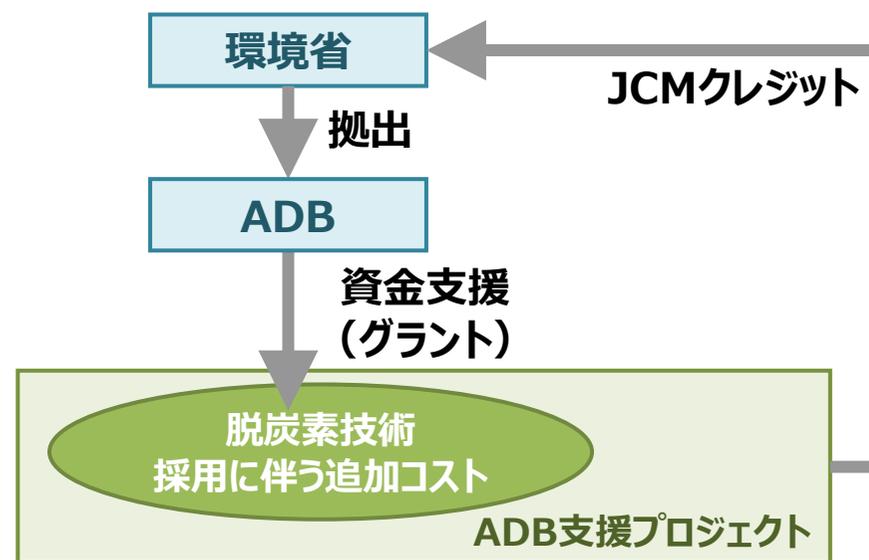
「地球温暖化対策計画（令和7年2月閣議決定）」に基づき、国際機関と連携して、JCMを活用した個別プロジェクトを支援。脱炭素技術等をパートナー国に導入することで、CO2排出削減を実現し、我が国の2030年度、2040年度削減目標達成に活用するとともに、地球規模での排出削減にも貢献。

特に、これまで導入コスト高から導入が進んでこなかった脱炭素技術等の採用に伴う追加コストをADBの信託基金により支援することで、各国の脱炭素社会への移行につなげ、削減分についてJCMクレジット化を図る。また、調達プロセスにおいてライフサイクルコスト等による評価手法を開発・導入することで、各国の能力構築による炭素市場メカニズムの形成を図り、アジア地域における市場拡大・普及展開につなげる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：拠出金
- 拠出先：アジア開発銀行信託基金
- 実施期間：平成26年度～令和12年度

## 4. 具体的なイメージ



- ※クレジットは、プロジェクト実施国と資金貢献の割合に応じて分配
- ※ADBが融資するプロジェクトの一部費用に対して資金支援を実施



信頼性の高いJCM制度の運営に向けて、必要なプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）等を実施します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策計画」等に基づく2030年度までの累積1億t-CO<sub>2</sub>程度、2040年度までの累積2億t-CO<sub>2</sub>程度の国際的な排出削減・吸収量の確保に向けて民間JCMを含めたJCMプロジェクトからのクレジットの着実な発行が不可欠。改正地球温暖化対策推進法に基づく指定法人制度を中心に、民間JCMを含むJCMプロジェクト実施によるCO<sub>2</sub>排出削減量の特定及びクレジット化のMRV（測定・報告・検証）、プロジェクト登録、クレジット発行等をパートナー国政府と行う合同委員会の開催、登録簿開発・運営等により、費用対効果の優れたプロジェクトを推進し、効果的・効率的な目標達成を促進する。

## 2. 事業内容

- JCMパートナー国の増加や民間JCMによるJCMプロジェクトの増加を見据えた効果的・効率的なJCMの実施には、適切な制度構築・運用、費用対効果の優れたプロジェクトの発掘、信頼性確保に重要なMRVの促進等が重要。本事業ではそのための基盤的業務を実施する。
- 具体的には、指定法人制度を中心に、JCMの実施に必要な制度構築やパートナー国との合同委員会開催のための事務局の運営や各JCMプロジェクトのMRV（測定・報告・検証）、新JCM登録簿システムの開発・運営やJCMクレジット取引市場の整備等を効率的に実施するほか、JCM活用の課題抽出及び対応策の検討、費用対効果の優れたプロジェクト候補の発掘を行う。
- また、改訂された環境インフラ海外展開戦略を踏まえて、二国間クレジット制度（JCM）における新たなプロジェクト形成の観点から、日本が強みを有する公共交通機関を軸に据えた魅力ある緑の街の海外展開に向けた検討を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態：委託事業
- 委託先：民間事業者・団体等
- 実施期間：平成16年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ

### JCMの制度構築・運用／MRV実施・案件発掘

#### 【合同委員会の開催】



#### 【JCMプロジェクトサイクル】



※1 PIN(Project Idea Note):クレジット配分を含むJCMプロジェクトとしての事業概要資料  
※2 PDD(Project Design Document):排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書

お問合せ先：

環境省 地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 電話：03-5521-8246

国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室

# 国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、衛星関連事業経費）



【令和8年度要求額 1,700百万円（1,556百万円）】

「GOSATシリーズ」から送られるデータを処理、各国の政府機関・研究者等に提供することにより、2050年カーボンニュートラルやパリ協定／グローバルストックテイクに貢献します。

## 1. 事業目的

- ① GOSATシリーズの観測データから温室効果ガスの濃度等の高次プロダクトを定常的に作成する。
- ② 作成されたGOSATシリーズのプロダクトの長期保存や各国のインベントリ担当者／研究者への提供を行う。

## 2. 事業内容

温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）シリーズは、環境省・宇宙航空研究開発機構（JAXA）・国立環境研究所（NIES）の共同プロジェクトです。1号機（GOSAT「愛称：いぶき」、平成21年打上げ）・2号機（GOSAT-2、平成30年打上げ）の16年以上にわたる地球全体の温室効果ガスデータはIPCCの第6次評価報告書や各国の温室効果ガス排出量の検証に用いられており、我が国の2050年カーボンニュートラルやパリ協定への重要な貢献といえます。また令和7年6月には3号機（GOSAT-GW）を打ち上げました。

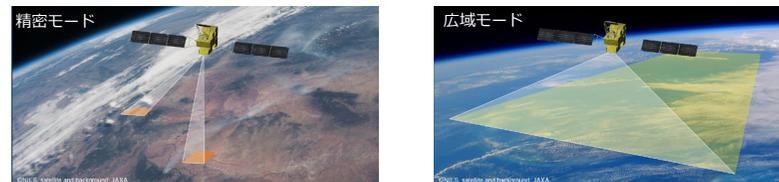
本事業ではGOSATシリーズのデータから温室効果ガスの濃度などのプロダクトを定常的に作成し、各国の担当者・研究者に提供するための地上データ処理システムの開発や運用を行います。特に令和8年度には1号機・2号機用システムの定常的な運用／維持管理と合わせて3号機用システムの定常的な運用を開始します。また、2号機・3号機について、耐用年数を超過した機材の更新等を実施します。

## 3. 事業スキーム

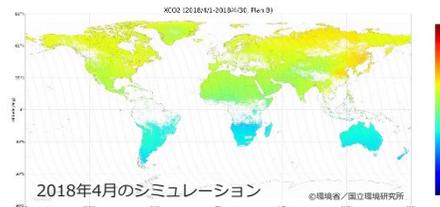
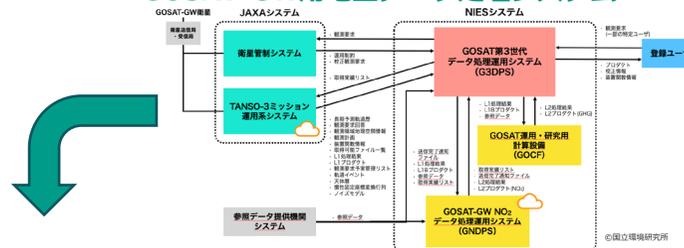
- 事業形態 交付金
- 交付対象 研究機関（国立環境研究所）
- 実施期間 平成16年度～

## 4. 事業イメージ

### GOSAT-GWによる温室効果ガス濃度のマッピング



### GOSAT-GW用地上データ処理システム



GOSAT-GWの全球マッピング

2009～2024年の  
GOSATと  
GOSAT-2 データ

GOSAT、GOSAT-2の長期データ



【令和8年度要求額 2,436百万円 (2,313百万円)】

温室効果ガス観測技術衛星GOSATシリーズによる世界の温室効果ガス排出源の特定と排出量の把握を目指します。

## 1. 事業目的

- ① GOSATシリーズを適切に運用し、その観測データ品質の維持を図ることで、世界の温室効果ガス(GHG)濃度の分布状況とその時間的変動を継続的に監視する体制を維持・強化する
- ② パリ協定に基づき各国が算出するインベントリ報告値とは独立した客観性の高い排出量検証手法を高度化する
- ③ 世界各国がGOSATシリーズの観測データを利活用することで、排出量削減目標に関する政策などに貢献する

## 2. 事業内容

### 1. GOSATシリーズによる継続観測

- 世界初のGHG観測専用衛星GOSAT(2009年打上げ)、そのミッションを発展的に継承したGOSAT-2(2018年打上げ)及び2025年6月に打上げに成功した世界でも先駆的なGOSAT-GWの運用とデータ活用を着実に実施する。

### 2. GHG濃度算出と人為起源排出量の推計・検証

- 衛星データから高次プロダクト算出に利用するアルゴリズムの高度化と地上・船舶・航空機観測によるプロダクト検証を実施するとともに、GHG排出量推計手法の高度化・国際標準化を進め、その国際展開やCOPでの広報を推進する。

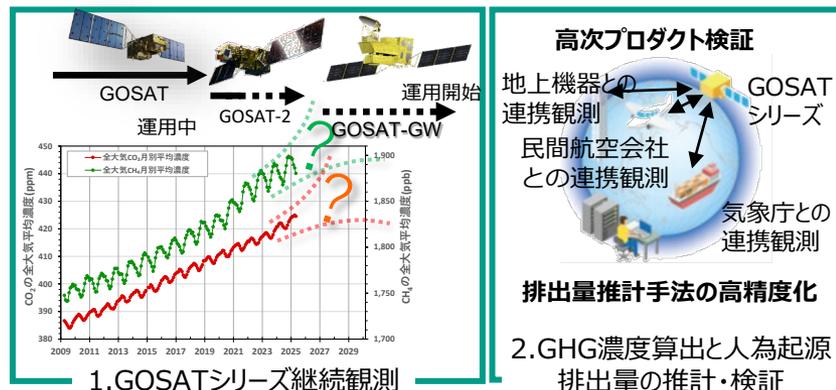
### 3. 将来のGHG観測ミッションの実現性検討

- 2030年代前半の打上げを見据えて、今後採用する可能性のあるGHG観測方法の仕様(時間・空間分解能、測定方式、必要開発期間等)を、技術的難易度やコストも踏まえて選定し、シミュレーション等を通して、実現に向けた課題の特定と仕様の具体化を進める。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業、請負事業
- 委託請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成26年度～

## 4. 事業イメージ



我が国のこれまでの経験と技術を活かし、途上国・新興国の環境改善とともに、環境インフラの海外展開を支援。

## 1. 事業目的

- ① 持続可能な開発目標(SDGs)の実施のため、具体的な技術協力等を進めるとともに、二国間、日中韓、ASEAN等の枠組みを活用し、途上国の環境問題解決と我が国の外交の戦略的推進に貢献する。
- ② インフラシステム海外展開戦略2030に基づき、官民連携体制を構築するとともに、環境インフラ海外展開を促進する。

## 2. 事業内容

- 環境インフラの海外展開等の促進
  - ・環境インフラ海外展開プラットフォームを活用した官民連携
  - ・途上国・新興国に対する制度構築からファイナンスまでのパッケージ支援
  - ・環境インフラ技術セミナー・ビジネスマッチングイベントなど「ジャパン環境ウィーク」の開催
- 日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM) 及びTEMMプロジェクトの推進
  - ・地域及び地球規模の環境問題に関する日中韓協力の強化
- 環境協力覚書に基づく二国間協力等の戦略的な推進
  - ・包括的な環境協力覚書の活動の実施、政策対話の開催
- 都市変革による気候行動推進
  - 都市の変革による気候行動の推進のため、世界有数の国際研究機関である国際応用システム分析研究所(IIASA)と、気候変動に関する都市の役割等について共同研究を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業・委託事業・拠出金
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成10年度～

## 4. 活用事例

### 事例1：日本・フィリピン環境ウィーク



令和7年1月にフィリピン天然資源環境省とともに「日フィリ環境ウィーク」をフィリピン・マニラで開催。環境政策対話、セミナー、技術展示・ビジネスマッチングを一体的に実施。

### 事例2：第25回日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM25)



令和6年9月にTEMM25を開催。各国の主要な環境政策について意見交換し、日中韓三カ国共同行動計画（2021～2025年）の進捗状況等について確認し、三大臣により共同コミュニケに署名。



【令和8年度要求額 185百万円（342百万円）】

## 東アジア地域の大气環境改善のための国際協力を推進します。

### 1. 事業目的

アジア地域を始め途上国において依然として深刻な課題である大気汚染への対策のため、大気環境の保全に関する我が国の知見・経験の共有、技術的支援、能力構築等を実施することにより、国際協力を推進する。

### 2. 事業内容

(1) 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の推進  
国連環境総会(UNEA)決議を受け、東アジア13カ国が加盟するEANETの活動により、モニタリング強化、データ活用、能力構築等の地域協力を進める。  
EANETの稼働から25周年の節目となる令和8年度の政府間会合等を日本で開催し、これまでの成果の発信と今後の推進に向けた議論を加速させる。

(2) 日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)の下での大気環境改善  
日中韓サミットを受けて、TEMMの下での大気環境改善の取組として、日中韓大気環境政策対話と、日中韓にモンゴルを加えた黄砂の共同研究を行う。  
3カ国共通の課題である光化学オキシダント等について、我が国の知識・経験を共有し、越境大気汚染対策を促進する。

(3) 持続可能な窒素管理  
持続可能な窒素管理に関する行動計画に基づく取組を促進するとともに、我が国の知見・経験の国際展開等により、アジア諸国の窒素管理に貢献する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①請負業務、拠出金 ②③請負業務
- 請負先等 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成14年度～

### 4. 事業イメージ



東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)



レーザーレーダーによる黄砂の観測



【令和8年度要求額 708百万円（629百万円）】

## 循環産業の国際展開や国際資源循環等の推進により、循環経済移行を促進します

### 1. 事業目的

不適切な廃棄物処理が課題となっているASEAN等途上国において、当該国における適正な廃棄物管理の強化のための制度・技術・人材育成・プロジェクト形成等の協力により、我が国循環産業の国際展開・循環インフラ輸出を推進する。加えて、ASEAN等におけるE-waste等の適正処理・リサイクルの協力を通じ、国際金属資源循環を構築し、国際的な循環経済移行を促進する。

### 2. 事業内容

#### 1. 我が国の循環産業の国際展開・循環インフラ輸出の促進

ASEAN等インド太平洋地域の途上国に対し、我が国の優れた廃棄物処理・リサイクル等に係る制度・技術・経験をベースに、制度・技術・人材育成等をパッケージで支援し、適切な廃棄物管理や循環インフラ整備につなげ、我が国循環産業の国際展開を推進する。

#### 2. 国際金属資源循環の促進

ASEAN等において、重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等を回収・処理し、国内の環境上・技術上優位性のある精錬施設等でリサイクルし、バリューチェーンで再利用する国際金属資源循環を構築するため、対象国においてE-waste等の回収・リサイクルに関する制度構築・能力開発及び日本企業との協働促進等を行う。

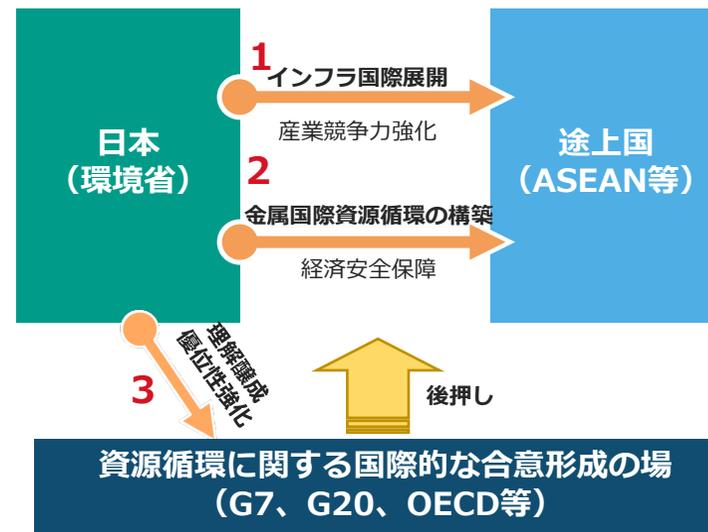
#### 3. 国際循環政策に係る合意形成を通じた国際資源循環・廃棄物管理の推進及び我が国循環政策の強化

G7、G20、OECD等において、国際的な循環政策に関する交渉や合意形成、ルールメイキングをリードし、我が国の知見の共有及び国益を確保する。また我が国が主導する国際的なプラットフォームを活用し、循環産業の国際展開・インフラ輸出につなげる。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 1・2：請負事業 3：請負事業及び拠出金
- 請負先／拠出先 民間事業者・団体／国際機関等
- 実施期間 平成21年度～

### 4. 事業イメージ



# リチウム蓄電池等の分別回収・再資源化等総合対策



【令和8年度要求額 1,496百万円の内数（182百万円の内数）】

## リチウム蓄電池等の廃棄時の火災事故を防止するため、分別回収・再資源化等の総合的な対策を実施します

### 1. 事業目的

近年、廃棄物処理施設等でリチウム蓄電池等に起因する火災事故等が頻繁に発生（令和5年度：21,751件）。こうした中、リチウム蓄電池等の分別回収・再資源化等を推進することにより適正な処理ルートへの排出を促進し、火災事故防止と資源循環の両立する総合的な対策を実施する。

### 2. 事業内容

リチウム蓄電池等の分別回収・再資源化等を推進するため、ボトルネックとなっている分別回収や再資源化における課題解消のための事業を実施する。

- ①リチウム蓄電池等処理困難物適正処理及び再資源化促進に向けた検討業務  
国、都道府県、市町村等が連携した広域収集体制構築や安全な回収方法等に関する検討、幅広い世代・ライフスタイルの国民への普及啓発を実施
- ②資源循環ネットワーク形成及び拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業  
資源循環産業の大規模集約化を通じた再生材サプライチェーン強靱化に向けた新たな施策のあり方の検討や循環経済関連ビジネスの市場拡大に向けた調査等を実施
- ③地域の資源循環促進支援事業  
全国7地域で開催する「資源循環自治体フォーラム」等を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、普及啓発や資源循環のビジネス創出支援を実施

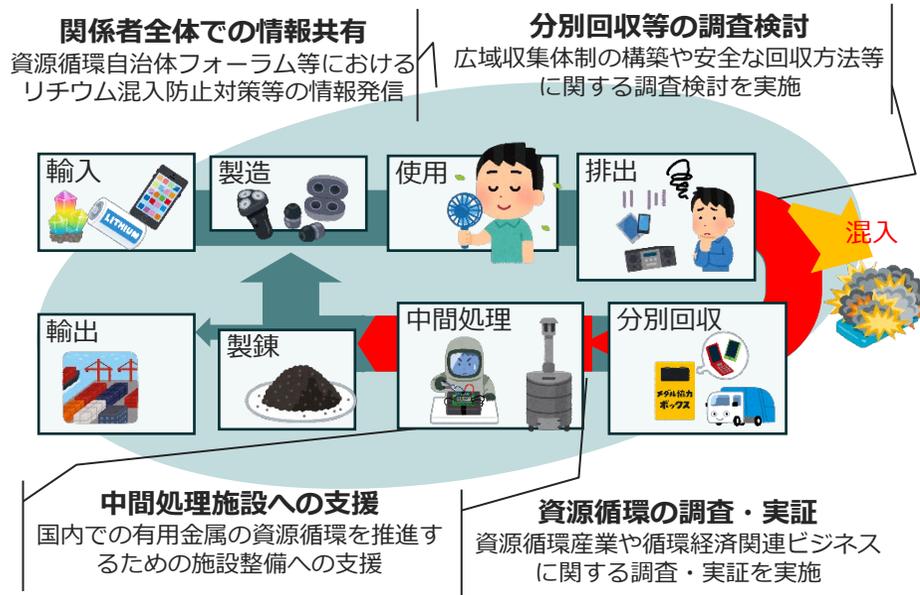
（以下事業を別途計上）

※プラスチック資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業  
有用金属を含むリチウム蓄電池等の再資源化設備等の導入を支援

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、間接補助事業
- 請負先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～

### 4. 事業イメージ





## 小型リチウム蓄電池等を適正に処理し資源循環できる体制を構築します。

### 1. 事業目的

近年、廃棄物処理施設等でリチウム蓄電池等に起因する火災事故等が頻繁に発生（令和5年度：21,751件）。こうした中、市区町村及び製造事業者等において、リチウム蓄電池等の分別回収が進んでおらず、電池に含まれるレアメタルの再資源化の観点からも課題である。自治体、関係省庁、関係業界と協力し火災事故防止及びリチウムを含むレアメタルの資源循環体制の構築を目指す。

### 2. 事業内容

#### ①国、都道府県、市区町村等が連携した広域処理体制構築に向けた検討業務

全国を10に分けてブロックごとの回収・処分に係る実態調査や実証事業等を実施し、技術的・制度的な課題を抽出して対応策を検討して取りまとめる。実証事業では、製造・販売事業者、公共施設等での回収拠点の拡大及び相談センターを通じたブロック内の市区町村が連携した広域的な回収体制を構築することで、回収量の確保及び処理の効率化を図り、同時に処理業者等における採算性の向上を目指す。

#### ②膨張・劣化及び海外製リチウム蓄電池等の適正処理に関する対策検討業務

膨張・劣化及び海外製のリチウム蓄電池等の回収・処理状況について実態調査を実施する。その上で、安全性の観点から、回収、保管、処分方法等について検討を行い、安全な処理方法に関する方針を取りまとめる。

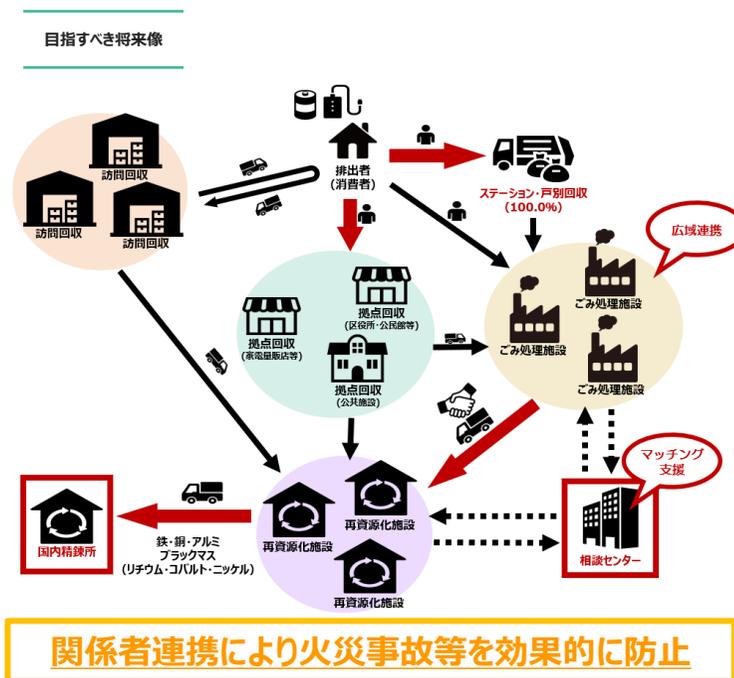
#### ③幅広い世代・ライフスタイルの市民に対する関係団体と連携した普及啓発強化

自治体、関係省庁、関係業界と連携したポータルサイトによる一元化した情報の発信等を行うため、実証事業等を実施し、全国規模の展開に向けて課題を抽出し解決策を検討する。また、引き続き、関係機関と連携した火災事故防止月間等を実施することで、広く国民へリチウム蓄電池の適切な捨て方を周知していく。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～令和9年度（予定）

### 4. 事業イメージ



# 資源循環ネットワーク形成及び再生材製造拠点の戦略的構築に関する調査及び実証事業



【令和8年度要求額 400百万円（継続）】

## 再生材供給のサプライチェーン強靱化を通じた再生材の高品質化・供給量の安定化を目指します。

### 1. 事業目的

小規模分散化している国内の資源循環産業においては、動静脈物流の分断や、質・量両面での再生材の需給の調整が進んでいないこと、公正な競争条件が未整備なことなどから、大規模・集約化へのインセンティブが十分に働いていない。本事業は、再生材供給サプライチェーンの強靱化を目的として、循環資源のリサイクルのためのネットワーク（物流や動静脈連携）形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築に向けた調査や実証を行うものである。

### 2. 事業内容

#### 1.再生材サプライチェーン強靱化戦略の検討

再生材サプライチェーン強靱化に向けて、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための新たな施策の検討や再生材市場拡大による経済面や環境面、社会面における、様々な効果の推計を行う。

#### 2.再生材サプライチェーン強靱化に向けたケーススタディ（9カテゴリー）

国内において早急に再生材サプライチェーンの構築が必要な循環資源等（9カテゴリー）を対象として、リサイクルのためのネットワーク形成及び大規模・集約的な再生材製造施設の構築のための課題やニーズの洗い出しを行う。

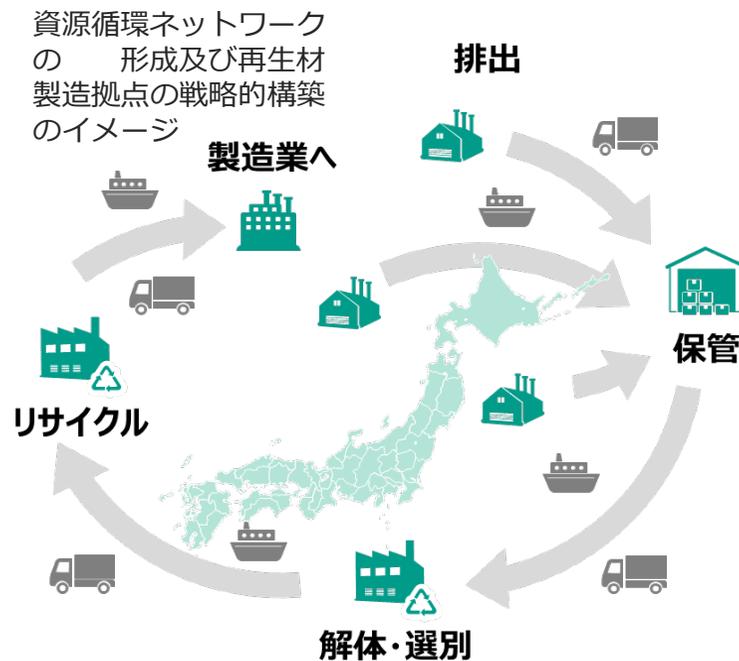
#### 3.資源循環ビジネスの活性化に向けた調査及びモデル実証

循環資源の有する潜在的な有害性のリスク管理のためのトレーサビリティ確保及び効果的な回収のあり方を検討するモデル実証を行うとともに、本実証の成果を踏まえ、必要な政策について評価・検討を行う。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度（予定）

### 4. 事業イメージ





地域の循環資源を活かした持続可能な経済・社会の形成に向け、資源循環に係る自治体の取組をビジョンから事業化までを包括的に支援し、地域発の循環型ビジネスの創出と全国展開を促進します。

## 1. 事業目的

地域の特性を活かした新たな資源循環による地域経済の活性化の流れを生み出すため、全国7地域で「資源循環自治体フォーラム」を開催し、平時は地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、関係主体の連携・交流を促進することにより、地域の資源循環の基盤強化と事業創出に向けた機運を醸成する。さらに、地域での事業化を志向する自治体に対し、先進事例に取り組むマイスターによる資源循環に関する現状評価やポテンシャル診断を行い、ビジョンの作成やモデル実証事業の支援を行うとともに、創出されたビジネスの実装に向け、自治体、地元企業、地域住民が連携した体制構築と継続的なフォローアップを実施する。あわせて、こうした取組を先導する中核人材の育成を推進し、全国的な循環経済への移行を促進する。

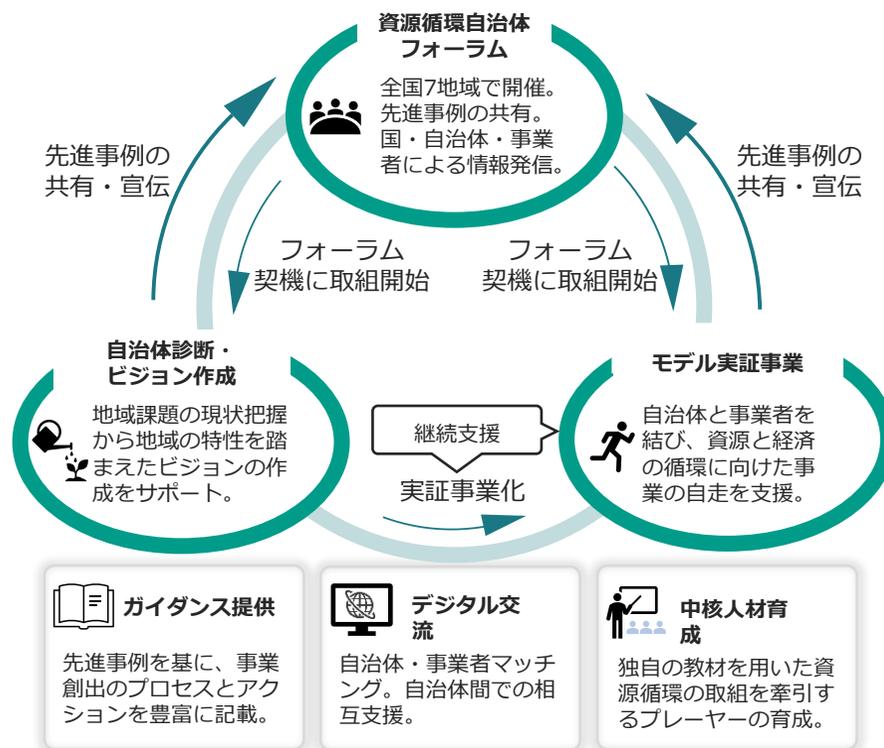
## 2. 事業内容

- ① 資源循環自治体フォーラム等を通じた資源循環のビジネス創出支援**  
各地域の資源循環の取組情報を発信する「資源循環自治体フォーラム」全国7地域での開催と、平時においては地方環境事務所による支援やデジタル環境の活用を通じて、国・自治体・企業・スタートアップ等の関係主体が連携・交流する機会を創出し、地域の課題に即した意見交換、事業者紹介、マッチング、事業化支援等を実施する。
- ② 自治体資源循環診断、ビジョンの作成及びフォローアップ支援**  
マイスターが参画し、アンケートやデータから、再生可能資源の実態や推進体制等を把握し、資源循環に関するポテンシャル等を診断する。診断結果を基に、地域の特性に応じた有望分野や施策を特定して、地域へのメリットを提示し、地域課題解決に資源循環を取り入れたビジョンを作成。作成後は、新規実証事業化に向けた継続的なフォローアップを行う。
- ③ 循環型ビジネスモデル実証事業の実施及びフォローアップ支援**  
マイスターが参画し、地域の廃棄物の資源化を目的として、全国7地域で4類型（地域経済型・地域コミュニティ型・地域資源活用型・廃棄物処理コスト削減型）の実証事業を実施。実証後は事業の持続的な運営を見据え、モデルの定着・拡大に向けたフォローアップを行う。
- ④ 資源循環の取組を伴走支援するツールの提供と改善**  
ビジョン作成や実証の実施、フォローアップで得られた知見を踏まえ、資源循環推進に向けた事業創出プロセスやアクションを整理・体系化したガイダンスを適宜ブラッシュアップを行い、実践的な支援ツールとして提供する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ





## 産業廃棄物の適正かつ効率的な処理を促進するための調査・検討及び基準設定等を行う。

### 1. 事業目的

- ① 産業廃棄物や残留性有機汚染物質（POPs）廃棄物の適正処理に係る調査、感染性廃棄物や石綿廃棄物等の適正処理不適正ヤードへの規制強化に向けた制度構築
- ② 産業廃棄物の排出や処理状況の調査、有害物質等の検定方法の検討、合理的な規制のあり方の検討
- ③ 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業の推進

### 2. 事業内容

廃棄物をめぐる周辺状況や社会の考え方は変化し続けており、廃棄物の質や量、排出や処理の状況、処理技術等の変化に的確に対応した基準の設定等を行う。

#### ① 廃棄物処分基準等設定費

産業廃棄物の適正処理に係る実態調査、POPs廃棄物の適正処理のための調査、感染性廃棄物等の適正処理体制の構築、石綿廃棄物等の適正処理、不適正ヤードへの規制強化に向けた制度構築

#### ② 産業廃棄物等処理対策推進事業

産業廃棄物の処理状況調査、現地調査、再生利用推進対策、規制合理化に向けた調査検討

#### ③ 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業

認定事業の推進による石綿含有廃棄物等の適正かつ円滑な処理

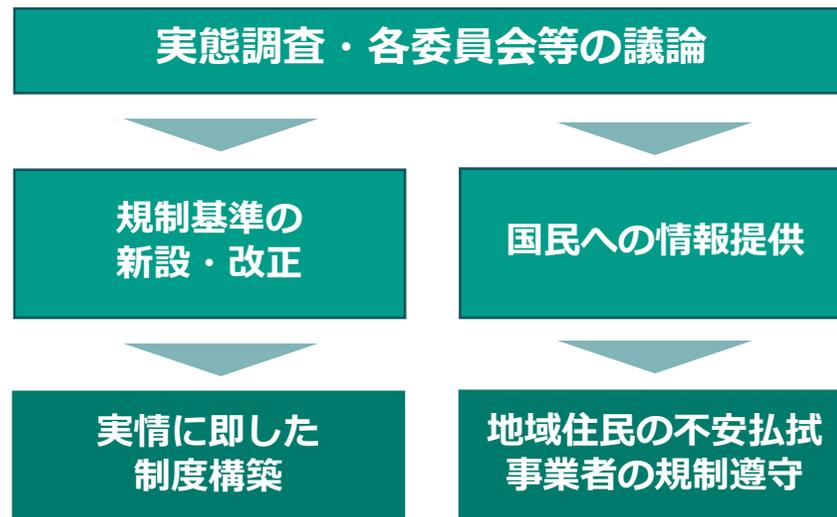
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者等
- 実施期間 平成2年度～

### 4. 事業イメージ

実態調査や各委員会等での議論を踏まえ、規制基準の新設及び改正を検討し、実情に即した制度構築を図る。

また、調査結果等を事業関係者を含めた国民へ情報提供することで、廃棄物処理に係る実態を周知し、地域住民への不安払拭や事業者の遵法意識の向上につなげる。





【令和8年度要求額 1,900百万円（1,900百万円）】

## 脱炭素社会と地域資源循環を実現する革新的な多元素触媒技術の開発とその実証事業を行います。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域資源である廃プラスチックやバイオマス等の活用・循環を可能とする高性能かつ安価で革新的な触媒技術の開発と実証事業を行い、大幅なCO2削減とサーキュラーエコノミーの実現を目指す。

### 2. 事業内容

#### ① 革新的な触媒の開発と触媒反応の高度化・省エネ化

量子技術イノベーション戦略等を踏まえて、材料創製インフォマティクスにより触媒探索を加速し、革新的な多元素触媒材料を導出する。また、触媒の潜在能力を最大限に引き出す非在来型触媒プロセス等を活用し、触媒反応を高度化・省エネ化する。

#### ② 地域の資源循環に資する触媒技術の実証

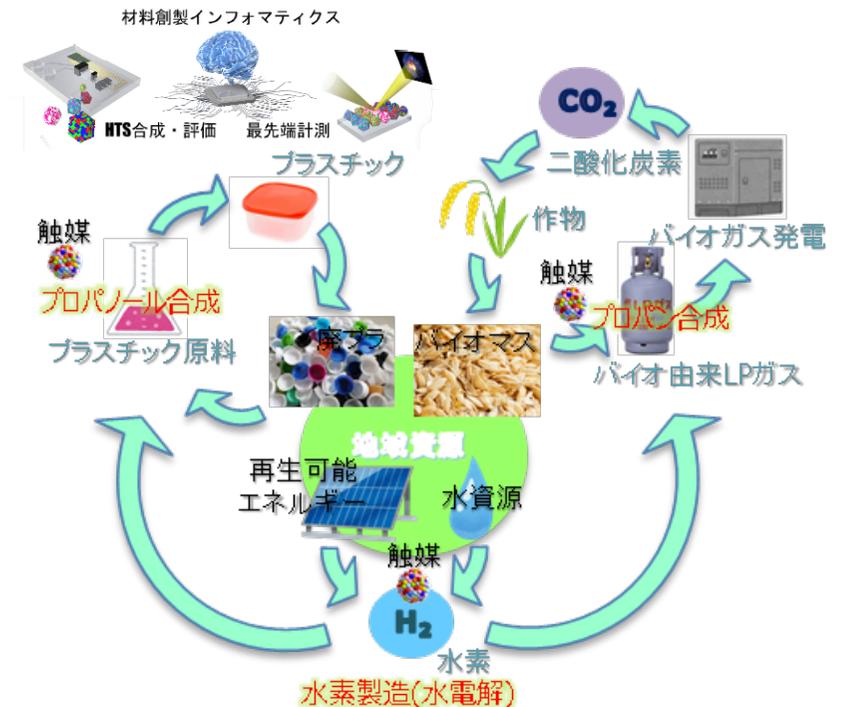
①で開発した触媒技術について、以下の系での活用を念頭に、地域の資源循環に資する触媒・プロセスに係る技術実証を行う。

- ・ 農業系バイオマスを活用して有用ガスを製造・利用する循環系
- ・ 廃プラ等をガス化し再度プラスチック製品として利用する循環系
- ・ 上記の循環系に資する水素製造

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体、大学・研究機関等
- 実施期間 令和4年度～令和11年度

### 4. 事業イメージ



本事業による地域資源循環イメージ



【令和8年度要求額 3,700百万円（3,700百万円）】

## 省CO2性能の高い革新的な部材（GaN）や素材（CNF）の社会実装に向けた取組を支援します。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、省CO2性能の高い革新的な部材（窒化ガリウム（GaN））や素材（セルロースナノファイバー（CNF））を活用した製品の早期商用化に向けたイノベーションを支援することで、AIやIoTを活用したデジタル化の加速化と産業のエネルギー需給構造転換の両立のための徹底した省エネ化や、地域資源の活用・循環と炭素中立型の経済社会の実現を目指す。

### 2. 事業内容

省CO2性能の高い革新的な部材・素材であるGaN及びCNFの早期実用化に向けた開発・実証事業を実施する。

#### (1) GaN活用製品の開発・実証

GaNの種結晶の作製から、ウエハ、デバイス、EV向けインバーター等のGaN技術を適用した各種アプリケーションまでの開発・実証を行う。

#### (2) CNF製品の市場化支援

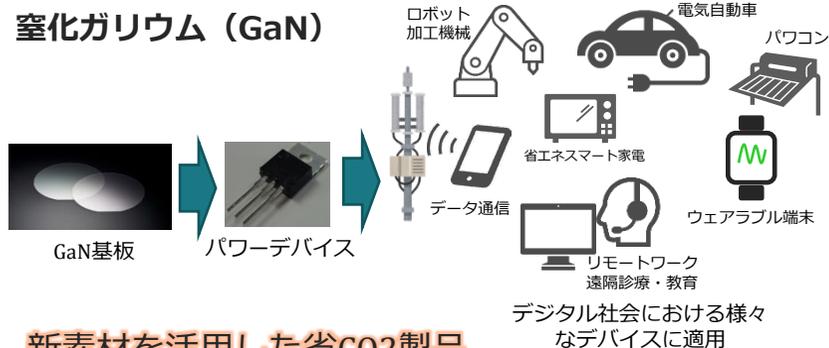
CNF複合樹脂等の作製からモビリティ分野、流通分野等への適用までのCNF製品の商用化に向けた開発・実証を行う。

### 3. 事業スキーム

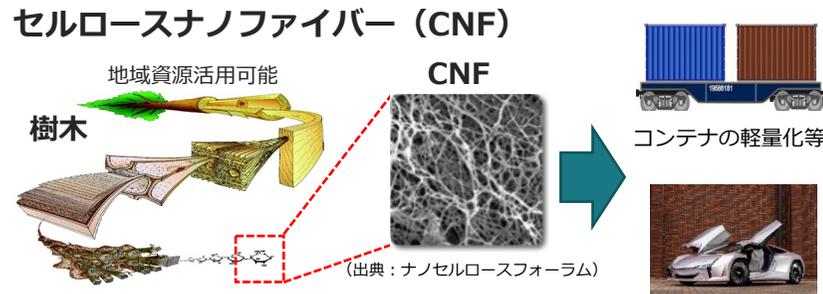
■ 事業形態	委託事業
■ 委託先	民間事業者・団体等
■ 実施期間	令和2年度～令和12年度

### 4. 事業イメージ

#### 大電流・高耐圧パワーデバイスを活用した省CO2製品



#### 新素材を活用した省CO2製品



（出典：M. Mitov in Soft Matter 2013, 13, 4176-4206 the original artwork by Mark Harrington, Copyright University of Canterbury, 1996）



【令和8年度要求額 4,980百万円（4,980百万円）】

分野やステークホルダーの垣根を超えた地域共創による脱炭素技術の開発・実証を支援します。

### 1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、地域に根差し、かつ、分野やステークホルダーの垣根を超えて脱炭素社会の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を実施することにより、脱炭素かつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を構築する。

### 2. 事業内容

- ① 地域・省庁間連携によるセクター横断型脱炭素技術の開発・実証**  
 様々なステークホルダーがイノベーションのパートナーとして参画できるよう、脱炭素化に取り組む地方公共団体や関係省庁との連携により、地域脱炭素化の実現に資するセクター横断的な脱炭素技術の開発・実証事業を実施する。
- ② 技術シーズ・ボトムアップ型の技術開発・実証**  
 CO2削減効果が相対的に大きいものの、民間の自主的な取組だけでは十分に進展しない脱炭素技術について、開発・実証事業を実施する。
- ③ スタートアップ企業に対する事業促進支援（スタートアップ枠）**  
 創造的・革新的な脱炭素技術を有する事業者を支援することで、2030年度目標等の達成に資する新規産業の創出・成長を図る。

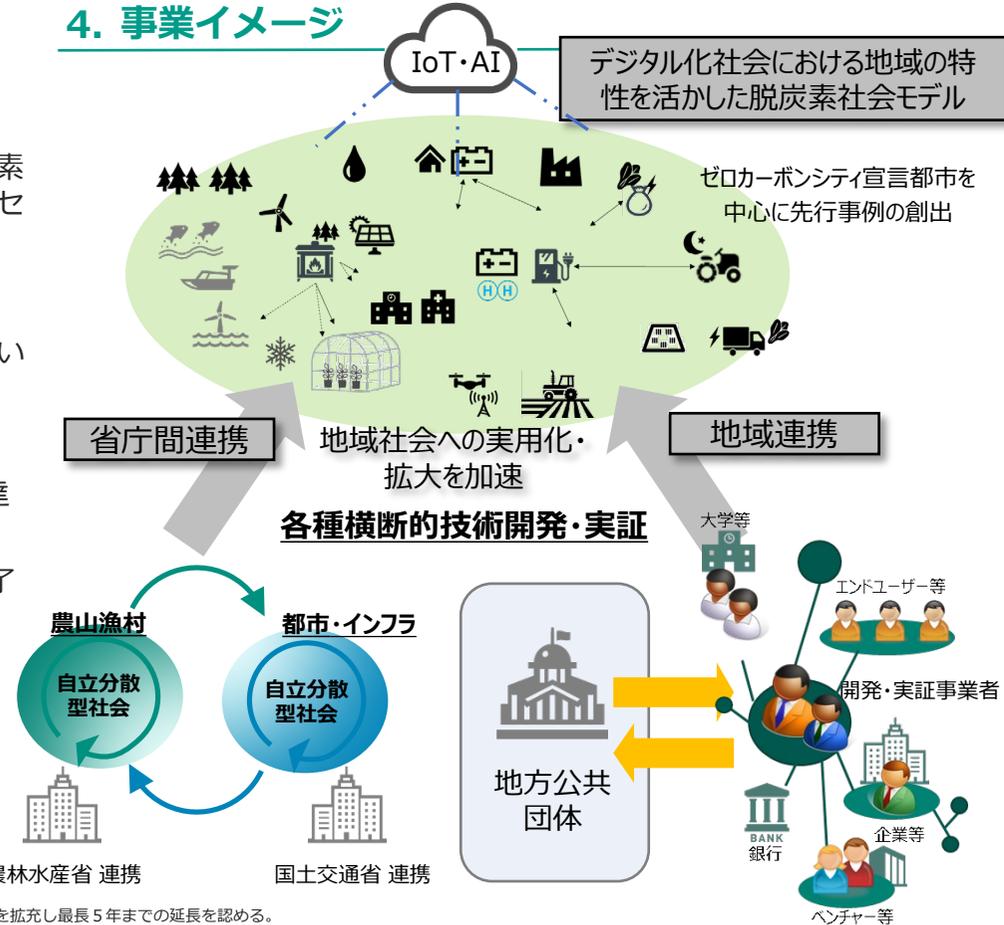
併せて、上述の取組による実用化や普及の成功率の向上のため、事業開始前から事業終了後に至るまで事業者の伴走型支援や評価・フォローアップ等の側面支援を実施する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業(1/2、定額)・委託事業
- 委託・補助対象 民間事業者・団体・大学・研究機関等
- 実施期間 令和4年度～令和10年度※

※各課題における実施期間は原則3年。中間評価等により低評価の課題は事業の中止、高評価の課題は実施体制を拡充し最長5年までの延長を認める。

### 4. 事業イメージ



# 国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金（うち、環境研究共創拠点）



【令和8年度要求額 12,250百万円の内数（11,756百万円の内数）】

**環境研究共創拠点の拡充：新たな情報基盤上での環境データの集約・連携により、環境データのハブとしてニーズに沿った形で社会へ受け渡す役割を果たし、データの複合的な活用により環境課題の解決を加速化します。**

## 1. 事業目的

国立環境研究所における統合的な環境情報基盤を整備し、その基盤上で環境データの集約・連携等を進め、環境データのハブとして、データを活用した先端的な環境研究を推進する。これにより、行政や産学と連携しながら複合的な環境目標（脱炭素、循環経済、自然再興等）の実現を目指す。

## 2. 事業内容

**課題** 国立環境研究所をはじめ様々な機関で、環境分野の全域にわたりモニタリングデータや研究成果データを大量に保有している。しかし専門的なデータは一般の国民・企業には理解・解釈が難しく、研究者にとっても既知の個別データ利用に留まる。異分野のデータも活用した統合的な解析やツール開発ができる環境がなく、気候変動と生物多様性保全等の複合的な課題への対応が難しい状況にある。

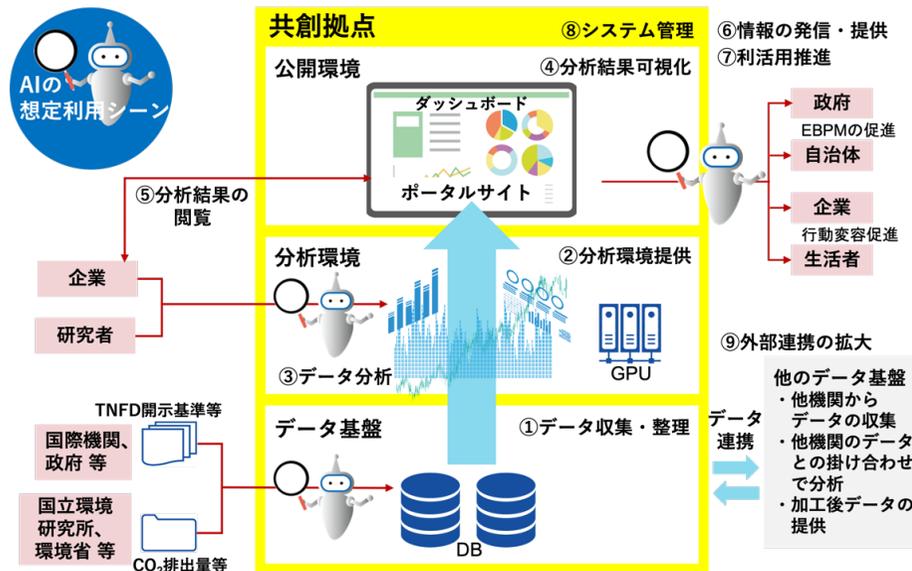
**ソリューション** これまで個別に管理・公開していた多分野のデータを情報基盤上に集約し、AI活用・データサイエンス研究に即した形で構造化し、安全に蓄積・保管する。これにより、大量のデータを解析・処理・可視化し、ユーザビリティや価値を高めた上で、利用者ニーズに沿った形で提供することが可能となる。

**期待される効果** 研究者や企業、一般国民が自らの欲しいデータをカスタマイズして取り出し利用することができるようになる。企業については、昨今グローバル市場において求められる様々なサステナビリティ対応へのハードルを下げ、中小企業の参画を促進、新規マーケットの獲得・創出につながる。自治体でも、信頼性の高いデータを元に持続可能な地域経営を進めることができるようになり、地域のブランド力向上・地方創生につながる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 研究機関（国立環境研究所）
- 実施期間 令和8年度～

## 4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 5,663百万円（5,622百万円）】

## - 環境研究総合推進費 - 環境政策の推進に不可欠な研究開発を促進します。

### 1. 事業目的

気候変動問題への対応、循環型社会の実現、自然環境との共生、環境リスク管理等による安全の確保など、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施（エネルギー起源CO2排出削減に直接資する研究開発等は対象外）。

### 2. 事業内容

環境研究総合推進費は、環境省の行政ニーズを提示して公募を行い、産学官の研究者から提案を募り、審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的研究費です。「環境研究・環境技術開発の推進戦略」「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等を踏まえ、環境政策への貢献・反映に立脚した戦略的な研究開発、Society 5.0実現に向けた研究開発を強力に推進します。



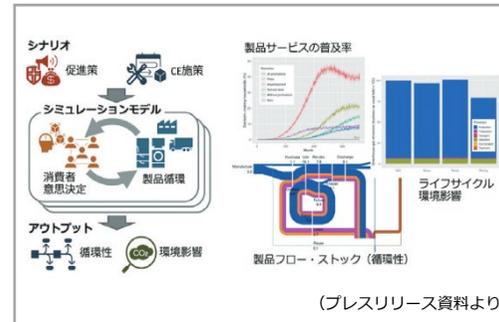
※ERCA：（独）環境再生保全機構

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 競争的研究費制度による交付（配分機関：ERCA）
- 選択 大学／研究機関／民間事業者・団体／地方公共団体一般
- 実施期間 平成29年度～

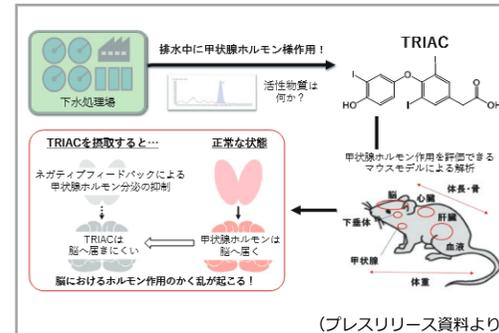
### 4. 研究開発成果の例

#### サーキュラーエコノミー（循環経済）の取り組みを事前評価する消費者行動シミュレーションモデルを開発



このシミュレーションモデルは、脱炭素・循環型かつ消費者にも受け入れられる製品やサービスの設計と、これを後押しする政策の立案に役立てることができるものとなっています。コンピューター上のシミュレーション実験によって、CEの促進策やボトルネックとなる事項などを、定量的に推計・検討できるようになりました。

#### 甲状腺ホルモンアナログ TRIAC に注意 —新たな機序を介した内分泌かく乱作用を発見—



甲状腺ホルモン作用を評価できる新たなマウスモデルを開発し、TRIACは脳に移行し難い点でT3と異なることを突き止めました。今回の発見により、TRIACに着目した環境研究の進展が期待されるだけでなく、甲状腺疾患の治療へTRIACを用いることへの警鐘となると考えられます。



# 海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費のうち ロンドン条約・議定書に係る審査支援及び調査検討事業費



【令和8年度要求額 202百万円（103百万円）】



船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び海底下CCS（二酸化炭素の海底下貯留）について、国内制度の適正な運用、国際動向を踏まえた海洋環境保全のための制度のあり方の検討を行います。

## 1. 事業目的

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び海底下CCSが環境と調和した上で実施されるよう、海洋汚染等防止法に基づく審査を適切に実施するとともに、CCS事業法に基づく海底下CCSの今後の制度の検討及び海洋環境保全のための調査を行う。

## 2. 事業内容

船舶からの廃棄物の海洋投入処分及び海底下CCS（carbon dioxide capture and storage）については、ロンドン議定書により規制されている。海洋投入処分については、海洋汚染等防止法（海防法）により、環境大臣の許可の下で実施可能である。CCSについては、令和6年通常国会でCCS事業法が成立し、今後拡大が見込まれるCCSが海洋環境の保全と調和して進められるよう以下の事業を行う。

### (1) 海洋投入処分に係る対応

- ・海防法に基づく船舶からの廃棄物の海洋投入処分に係る審査等を行う。
- ・海洋地球工学に係る国際動向を調査し、国内対応の検討を行う。

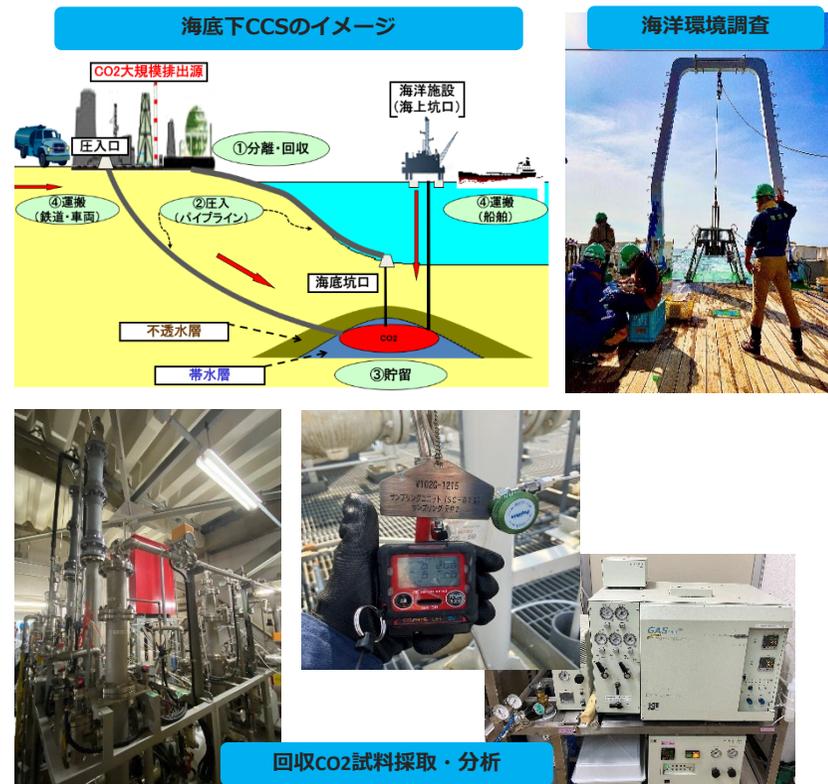
### (2) 海底下CCSに係る対応

- ・海底下CCSに係る各国の動向や最新の科学的知見を収集し、CCS事業法に係る制度検討及び適正な許認可等の審査を行うとともに、CO<sub>2</sub>に含まれる不純物等の分析・検討等を行う。
- ・海底下CCS事業候補地において海洋環境調査を行い、知見の充実を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成16年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 水・大気環境局 海洋環境課 電話：03-5521-9023



【令和8年度要求額 11,009百万円（10,444百万円）】

## すべての水俣病患者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直しの推進、教訓の伝達・継承を行います

### 1. 事業目的

- ① 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（以下、「法」という。）」に基づく救済措置等の円滑な実施に向け必要な措置を講ずる。
- ② すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、医療と地域福祉を連携させた取組を進めるほか、環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進する。
- ③ 水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信する。

### 2. 事業内容

1. 水俣病被害者の救済のための措置  
「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」に基づく救済措置の方針に従い、円滑に救済策を実施するために必要な措置及び医療費・療養手当の支給、健康不安者への検診等の事業を行う。
2. 医療・福祉及びもやい直し・地域振興に関する施策  
水俣病発生地域における医療・福祉対策、地域再生・融和（もやい直し）、地域振興・活性化を目指す多彩な活動を推進する。
3. 水俣病に関する総合的研究  
メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査研究を実施することにより水俣病問題の解決に資する。
4. その他  
以下の事業を引き続き実施する。  
(1) 公害医療研究事業 (2) 水俣病検診機器整備事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 直接・間接補助（補助率8/10等）、委託事業、請負事業
- 対象 地方自治体（補助、委託）、民間団体（請負）
- 実施期間 昭和46年度～

### 4. 令和8年度に取り組む主な事業

1. 水俣病国際貢献推進事業  
水俣病の経験と教訓について国内外に広く情報発信を推進  
・国際的シンポジウムの開催・普及啓発資料の制作・発信
2. 水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（法36条1項）  
水俣病被害者、家族、地域住民が安心して暮らしていけるよう、地域の医療・福祉対策を推進  
・リハビリテーション事業の推進  
・福祉対策の推進、胎児性水俣病患者等の生活支援（相談窓口の設置、社会活動・在宅支援等）
3. 水俣病発生地域再生・融和推進事業（法36条1項）  
水俣病の発生により疲弊した地域社会の絆を修復、水俣病の経験と教訓を継承、環境学習を推進  
・もやい直しの推進（火のまつり、もやい祭り等）  
・水俣病公式確認70年事業、環境学習、情報発信等の推進
4. 「環境首都水俣」創造事業（法35条）  
地域の振興と活性化を図るため「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」を推進  
・護岸整備に伴う生態系に配慮した渚造成等整備
5. 水俣病に関する健康調査（法37条）  
令和7年度の実施可能性を確認する調査で抽出された課題を踏まえ、水俣病被害者特措法に基づく健康調査を実施

## 石綿による健康被害に係る被害者等で労災補償等の対象とならない者について迅速な救済を図ります。

### 1. 事業目的

石綿健康被害救済制度に係る医学的判定及び給付事務を実施すること、また、石綿健康被害に関する知見収集や医療従事者育成等の事業により適切かつ効果的な医学的判定を推進すること等により、石綿による被害者等の迅速な救済を図る。

### 2. 事業内容

クボタショックを受けて、平成18年に「隙間のない救済」という方針のもと、石綿による健康被害の迅速な救済を図るため石綿健康被害救済制度が制定された。

審議会等で適切かつ効率的な医学的判定を実施（①）するとともに、制度の検証の議論に役立てるための諸外国の石綿健康被害の実態や対応・施策の知見の収集（②）、自治体の石綿読影の精度向上に向けた知見の収集（③）、石綿関連疾患の正確かつ迅速な診断に資する調査研究・医療従事者の育成（④）、認定された中皮腫患者の医学情報の集積及び幅広い情報提供（⑤）、肺がんの医学的判定に用いられる石綿繊維計測の精度管理（⑥）を実施し、石綿による健康被害の迅速な救済につなげる。

また、石綿健康被害救済事業（認定及び救済給付の支給等）を確実に実施するため、石綿健康被害救済法第32条に基づく費用を独立行政法人環境再生保全機構に交付（⑦）する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 直接実施①／請負事業②③④⑤⑥／委託事業③／交付金⑦
- 相手先 民間事業者・団体等②③④⑤⑥⑦／地方公共団体③
- 実施期間 平成18年度～

### 4. 事業イメージ

①石綿健康被害対策室関係経費

②海外動向調査事業

③石綿読影の精度確保等調査事業

④医学的所見の解析調査・診断支援事業

⑤中皮腫登録事業

⑥石綿繊維計測体制整備事業

⑦石綿健康被害救済事業交付金



医療従事者を対象とした講習会を開催

- ③石綿読影の精度に係る調査読影講習会
- ④中皮腫の診断精度向上のための講習会

石綿による健康被害の迅速な救済

# 子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)



【令和8年度要求額 6,889百万円（5,525百万円）】うち、国立環境研究所運営費交付金 6,795百万円（5,421百万円） 環境省

化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための、長期的・大規模な追跡調査を行います。

## 1. 事業目的

- 10万組の大規模コホート調査として、参加者（親子）の血液等の生体試料を採取・保存・分析するとともに、質問票等による追跡調査を行い、子どもの健康に影響を与える環境要因を明らかにする。
- 適切な情報提供を通じて、環境リスク評価や、事業者の自主的取組への反映、化学物質の規制強化など、リスク管理体制の構築を推進し、結果として、次世代育成に係る健やかな環境の実現を図る。

## 2. 事業内容

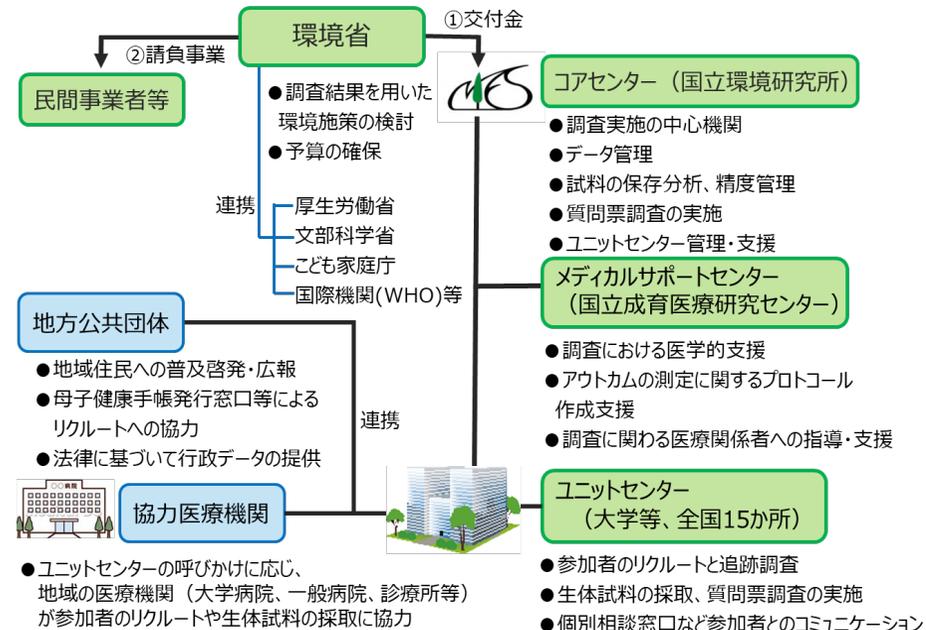
追跡調査を継続するとともに、令和8年度は、子どもの成長過程における化学物質ばく露や健康状態を評価するための「学童期検査」を引き続き実施する。また、参加者から得られた560万検体以上にも及ぶ膨大な生体試料を引き続き計画的かつ着実に分析するとともに、データ及び生体試料の利活用の推進のための取組を進める。(①国立環境研究所運営費交付金)

本調査の円滑な実施のため、ホームページ等による情報発信やシンポジウムの開催など、国民、国内外の関係者と連携・コミュニケーションを図り、調査や成果について理解を深める取組を実施するとともに、調査の実施状況を把握し、企画評価を行う。(②請負事業)

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①交付金：研究機関（国立環境研究所）  
②請負事業：民間事業者・団体
- 実施期間 平成22年度～

## 4. 事業イメージ



人が普段の生活において、どのような化学物質にどれだけばく露されているか実態を把握し、適切な化学物質管理に活用します。

## 1. 事業目的

- ① 人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質について、人体へのばく露状況を把握する。
- ② これらの情報を、化学物質管理施策の有効性評価やリスク評価及びリスク管理施策立案のための基礎情報として活用する。

## 2. 事業内容

- ・人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質について、生体試料（血液、尿、髪の毛）のモニタリング調査により、人体へのばく露状況を把握する。
- ・全国の人の平均的なばく露状況を把握するために、令和8年度は、全国50地域程度（合計で成人1000人程度）において調査を行う。
- ・採取した試料中の化学物質をそれぞれ適切な方法で分析し、その結果の解析を行う。
- ・得られたデータは化学物質管理施策等に活用可能なよう整理と管理を行う。
- ・専門家の意見をふまえつつ、化学物質をとりまく社会的状況に合わせた調査計画の検討を行う。
- ・将来の分析のため、試料の一部や情報の保管管理を行う。

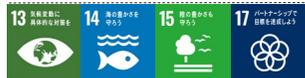
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度～

## 4. 事業イメージ

- 分析対象化学物質
  - ・有機フッ素化合物（PFAS）、ダイオキシン類、金属類、可塑剤、農薬等から、専門家の意見を聴取して選定
- 調査手順・実施方法
  - ・1期3カ年とし、令和7年度からモニタリング調査対象を拡大
  - ・調査協力者のリクルート
  - ・同意取得
  - ・生体試料等採取
  - ・化学物質分析
  - ・統計解析
- 成果目標
  - ・化学物質管理のための基礎情報の取得
  - ・リスク評価・管理を行うべき物質の特定
  - ・施策の効果の確認（血中ダイオキシン濃度の低減等）
  - ・水銀条約、POPs条約等の有効性評価に活用





## 鳥獣の保護・管理の強化に向けた総合的な対策を推進します。

### 1. 事業目的

① クマ等の鳥獣の保護・管理の強化に向けた調査や管理の方針の検討、鳥獣保護管理の担い手の確保・育成の推進等の改正鳥獣保護管理法の着実な施行。

### 2. 事業内容

② 国立公園等の二ホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。

③ 鳥類の生態や移動経路の把握。

#### (1) 鳥獣保護管理強化事業

- 鳥獣保護管理の人材確保・育成、特定鳥獣の調査検討・広域管理、希少鳥獣の保護管理、クマ出没対応、クマ保護管理強化、鳥類の鉛汚染対策、カワウ管理強化、水鳥救護研修センターの運営、国指定鳥獣保護区の管理（地方予算）などの改正鳥獣保護管理法の着実な施行

#### (2) 国立公園等シカ管理対策事業

- 国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策、シカ管理対策に係る専門家活用 など

#### (3) 野生鳥獣情報整備事業費（鳥類標識調査）

- 鳥類の生態や移動経路を把握するため鳥類標識調査の実施

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、委託事業
- 請負先・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 昭和46年度～

### 4. 事業イメージ

#### (1) 鳥獣保護管理強化事業

##### ■ クマ類の総合対策推進事業

令和8年度要求額 211百万円

- クマ類を指定管理鳥獣に指定（令和6年4月）
- 「クマ被害対策施策パッケージ」を策定（令和6年4月）
- 鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月）



**クマ類による人身被害防止のための総合的な対策を実施**



- ① 改正鳥獣保護管理法を踏まえた基本指針の改定
- ② 自治体向け市街地等におけるクマ類出没対応の訓練の実施
- ③ 市街地等における出没対応のための捕獲技術者等研修
- ④ 絶滅のおそれのある四国の個体群の保全



都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

## 1. 事業目的

- 指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

## 2. 事業内容

### (1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 【既存メニューと統合、拡充】
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置（都道府県での専門人材雇用）【新規】
- ③緊急銃猟実施対応実務者の育成（市町村職員や銃猟実施者への研修会等）
- ④緊急銃猟実施対応実務者の配置（市町村での専門人材雇用）【新規】
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築（出没対応訓練等）【既存メニューを拡充】

### (2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

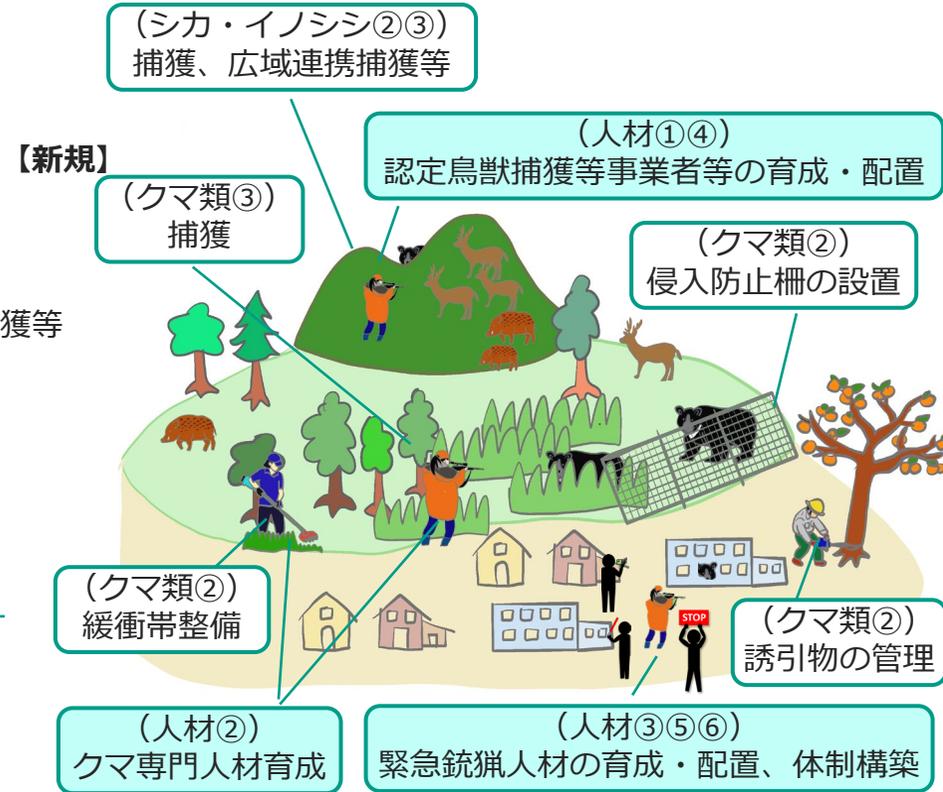
### (3) クマ類総合対策事業

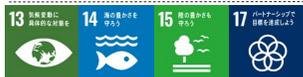
- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）
- ③クマ類の捕獲等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会
- 実施期間 平成26年度～

## 4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 1,943百万円(614百万円)】  
うち、本省要求額 1,627百万円(298百万円)  
うち、地方要求額 316百万円(316百万円)

法改正や新目標等を踏まえ、侵略的外来種の水際対策や地方公共団体への支援、国際的な議論への貢献等を行うとともに、優先度に応じた外来生物の防除を実施し、生態系等への被害を防止します。

## 1. 事業目的

外来生物法に基づく規制等を適切に運用するとともに、各種事業により以下の目的を達成する。

- ① 侵略的外来種による、**生態系等に係る被害の防止・分布拡大の抑制・根絶を実現**する。
- ② 昆明・モンリオール生物多様性枠組の「2030年までに侵略的外来種の導入率・定着率を半減」の**目標達成**。

## 2. 事業内容

### (1) 特定外来生物等の水際対策等

- ・ヒアリ侵入時の周辺調査及び緊急防除、定着の危険性が高い港湾における広域調査及び防除、**ヒアリ類の調査効率の飛躍的向上を目指した新規技術の開発【拡充】**

### (2) 法改正や新世界目標の達成に向けた外来種対策強化にかかる調査・検討

- ・ビジネスセクターにおける取組検討・社会実装の推進

### (3) 地方公共団体が行う防除等への支援(交付金)【拡充】

- ・特定外来生物防除事業(交付率1/2以内)
- ・特定外来生物早期防除計画策定事業、外来種対策戦略検討等事業(定額※)  
※上限250万円、これを超える事業費分は1/2以内

### (4) 生物多様性保全上重要な地域における防除事業

- ・国立・国定公園等でのシロアゴガエルやツマアカスズメバチの直轄防除等

### (5) 水際での輸入管理事務費

- ・税関における物品等の検査、任意放棄個体引取処分、種同定作業に必要な体制の確保

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (3) 交付金、(3) 以外 請負事業
- 請負先・交付対象 (3) 地方公共団体等、(3) 以外 民間事業者・団体
- 実施期間 (3) 平成31年度～、(3) 以外 平成30年度～

## 4. 事業イメージ

国、地方公共団体、民間企業等が役割分担し、総合的に我が国の外来生物対策を推進

### 特定外来生物の指定



### ヒアリ類の水際対策



- ・港湾等における緊急防除及び広域調査等
- ・ヒアリ類調査に関する新規技術の開発【拡充】

### 地方公共団体が行う防除等への財政的支援【拡充】



クビアカ  
ツヤカミキリ



ナガエツルノゲイトウ



ツマアカスズメバチ

特定外来生物による被害の防止  
分布拡大の抑制・根絶



【令和8年度要求額 1,126百万円（189百万円）】

【令和6年度補正予算額 886百万円】

## PFASの科学的知見を充実させつつ、汚染拡大対策の支援等を進めます。

### 1. 事業目的

- ・環境部局・水道部局連携の下での実態把握・対策による水道水源の保全
- ・PFOS等の濃度低減のための対策手法、環境中の存在状況、有害性等に関する知見の充実を通じた更なる対策の検討
- ・正確かつ分かりやすい情報発信による不安解消

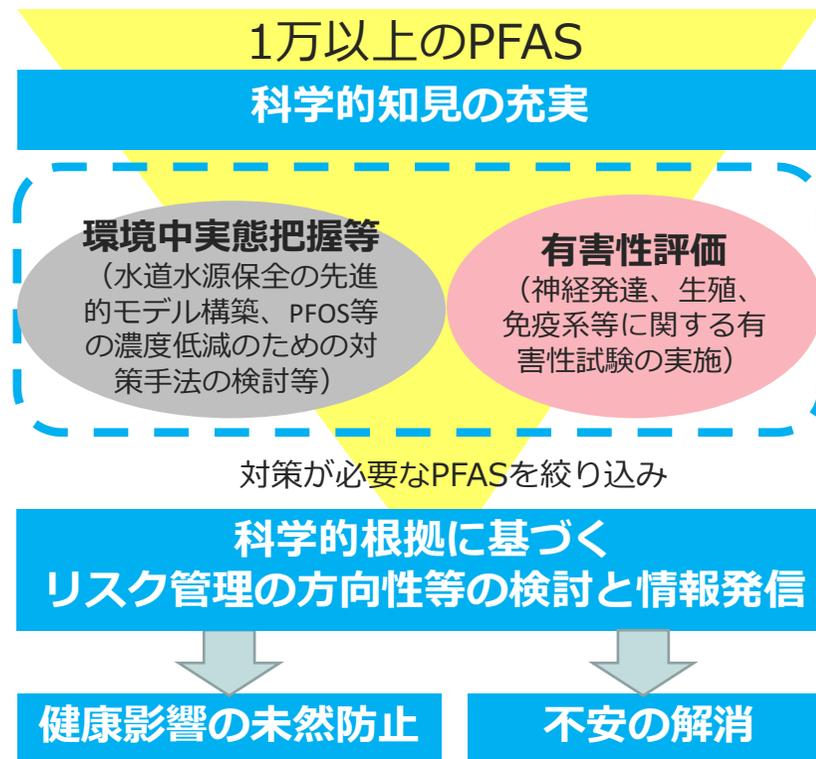
### 2. 事業内容

- PFASの環境中実態把握・汚染拡大防止対策支援：  
環境部局・水道部局が連携した水道水源保全の先進的モデルの構築、PFOS等の濃度低減のための対策手法の検討、環境中への流出・拡散等に関する科学的知見の収集により、更なるリスク管理手法の検討を行う。
- PFASの有害性評価：  
様々なPFASについて、神経発達、生殖、免疫系に対する影響、発がん性等に関する試験を実施し、それらの知見から有害性を評価する。
- PFAS対策の総合的な検討：  
①・②の情報や国内外の動向等を踏まえ、リスク管理の方向性等を検討する。また、PFASに関する正確で分かりやすい情報発信を強化する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託（①・②）・請負（①・③）
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～8年度（②第I期）、令和8年度～10年度（①・③）

### 4. 事業イメージ



諸外国の動向なども参考に、PFASの性状・用途に応じた排出抑制等の適正管理の在り方等を検討します。

## 1. 事業目的

- ① 欧米をはじめとする諸外国のPFASに係る規制や管理方策等の動向や、PFASに関連する国際的な知見の蓄積・議論の動向などについて情報収集を強化し、我が国の規制・適正管理の在り方について検討する。
- ② PFASの中でも、既に化審法で製造・輸入が禁止されているPFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、在庫量把握の取組を広く展開し、適正管理や代替を促進することで、PFASによる環境汚染を防止する。

## 2. 事業内容

令和5年7月に「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」にて取りまとめられた「PFASに関する今後の対応の方向性」を踏まえ、我が国においても優先順位を付けつつ、PFASに喫緊に対応する必要がある。

### 【国外調査による情報収集】

- ・ 欧州REACHや米国規制の動向をはじめ、諸外国のPFASに係る規制や管理方策等について情報収集する。
- ・ ストックホルム条約の枠組みにおけるPFASのリスク評価に係る新しい知見の蓄積や議論の動向、それらを踏まえた対応のために必要な情報を収集する。

### 【PFASの適正管理の在り方検討】

- ・ PFOS、PFOA等を含有する泡消火薬剤について、令和7年度の在庫量把握方法に係る検討成果を活用して実態把握の取組を広く展開するとともに、適正管理や代替の促進に向けて、その実態や各種施策を踏まえた効果的な取組を検討・実施する。

## 3. 事業スキーム

- |          |                |
|----------|----------------|
| ■ 事業形態   | 請負事業           |
| ■ 委託・請負先 | 民間事業者・団体/研究機関等 |
| ■ 実施期間   | 令和6年度～         |

## 4. 事業イメージ

【国外調査による情報収集】  
欧米や国際的な規制・管理方策の動向等について、必要な情報収集を強化



【PFASの適正管理のあり方検討】  
PFOS等含有泡消火薬剤の在庫量把握の取組の展開等



泡消火薬剤の在庫量把握方法に係る検討成果をもとに、実態把握を促進



在庫量把握、適正管理の必要性の周知、代替促進などに繋げる



【令和8年度要求額 152百万円（120百万円）】

水道水質・衛生行政の移管を受けて、水源から蛇口まで一体的に管理し、水道に対する安全・安心を向上させます。

## 1. 事業目的

一般環境中の水の環境基準等の設定等を通じて培ってきた環境省の持つ科学的知見及び専門的な能力を最大限活用し、水道水源から蛇口までの水質を一体的にリスク管理し、国民の水道に対する安全・安心をより高める。

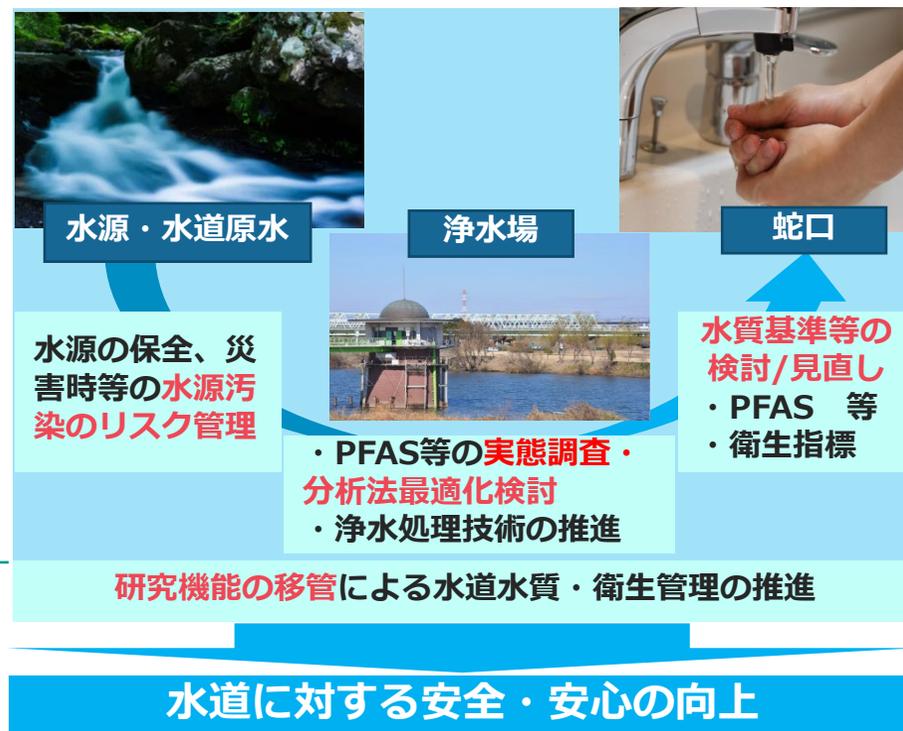
## 2. 事業内容

- ① 水道水質基準等の策定（PFASの目標値含む）や、水道水の病原微生物等に対する衛生上の措置について検討するとともに、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院が担ってきた水道関係の研究・研修機能を適切に引き継ぎ、将来にわたり継続的に水道水質基準等の見直し等を実施する。
- ② 災害・事故に伴う廃棄物処理場や化学工場等から水域への化学物質の漏洩による水道水源等の汚染や、水道原水や水道水で懸念があると考えられるPFAS等の化学物質、病原性微生物等の衛生指標について、事例・科学的知見の収集、各関係者への情報共有、リスク管理の在り方の検討等、水道水源から蛇口の水までの化学物質等の安全対策の強化について検討する。特に、令和8年4月より水道水の要検討項目に位置づけられるPFASについて、実態把握及び検査方法の検討を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

## 4. 事業イメージ





土壌汚染対策法の点検・見直しを行うとともに、土壌汚染対策の着実な実施を図るため、各種事業を実施します。

## 1. 事業目的

- 令和5年度末に改正土壌汚染対策法施行から5年が経過したことを踏まえ、その点検・見直しに係る審議内容を踏まえた措置を講じるための検討等を行い、土壌汚染に伴う健康リスクに応じた的確な管理を図る。
- 土壌汚染対策法の着実な施行のための各種業務、効果的な情報発信や普及啓発等を行い、特定有害物質による土壌汚染から国民の健康を保護する。

## 2. 事業内容

平成31年4月に施行された改正土壌汚染対策法について、施行後5年を経過したことを受け、令和6年度より中央環境審議会で実施している制度の点検・見直しに係る審議内容を踏まえた措置を講じるための検討等を行う。

### 【法の点検、見直し等】

- 関係者における土壌汚染対策の実施状況や土壌汚染対策に関する技術的基準等に関する調査、対応の検討
- 各種ガイドライン、手引き等の整理、改訂等に向けた検討 等

### 【法の着実な施行等】

- 技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施
- 低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術の実証試験・評価 等

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先等 民間事業者・団体
- 実施期間 平成14年度～

## 4. 事業イメージ

### 法の点検、見直し等

- 中央環境審議会において法の点検・見直しを実施
  - ・法の点検・見直しに係る検討に必要な施行状況等の基礎データの収集・整理
  - ▶ 点検結果から見出した見直し事項に係る **技術的事項等の検討**
  - ・複数に分冊化されたガイドライン・手引き等（約2,000頁）の関係整理と改訂等の検討

### 土壌汚染対策法の着実な施行

事業	対象	想定する効果
技術管理者試験、技術管理者更新講習の実施	指定調査機関	法律全体の理解促進 技術的能力の確保・向上
低コスト・低負荷型の土壌汚染調査・対策技術の実証試験	調査・対策実施事業者等	低コスト・低負荷型の技術の開発・普及
電子管理票の認知拡大・普及に向けた啓発資料の作成等	処理事業者等	法律全体の理解促進 適正処理の推進 事業の透明性向上

# 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費



【令和8年度要求額 612百万円（613百万円）】

化審法の厳格な施行により、化学物質のリスク管理を推進し、環境リスクの低減を図ります。

## 1. 事業目的

- ① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）に基づき、化学物質の製造・輸入・使用について必要な規制、リスク評価等を確実・適切に実施する。
- ② 今後の化学物質管理の在り方等について、国際発信・国際整合を図りつつ検討し、取組を強化することで、化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの低減を目指す。

## 2. 事業内容

### 【審査・評価・管理業務】

- ・化審法に基づく新規化学物質の生態毒性等に係る審査の実施
- ・化審法に基づく化学物質のリスク評価等の実施、技術的な課題の検討・改善等
- ・環境影響の懸念が高い化学物質の調査等、規制要否の検討に必要な情報収集
- ・国際的に信頼性あるGLP（優良試験所基準）適合試験施設・円滑な運用を確保

### 【化学物質情報業務】

- ・化学物質に関する情報をウェブ上で情報発信する情報基盤システムを活用し、一般に広く利用されるよう円滑に運用

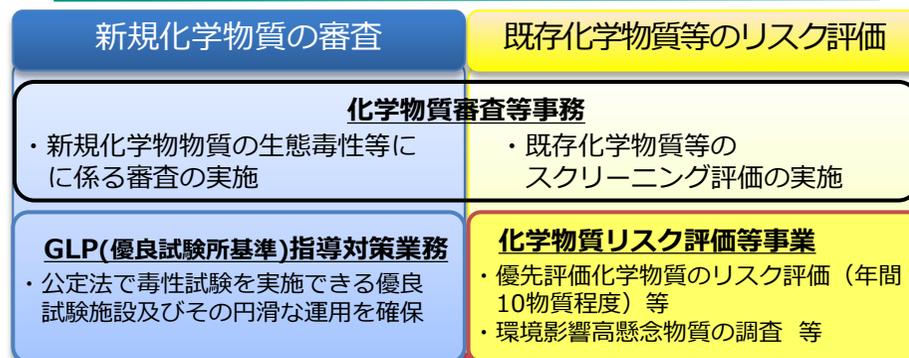
### 【ライフサイクル全体を通じた環境リスク低減、化学物質対策の国際連携の推進】

- ・化学物質のライフサイクル全体の管理制度の在り方、ESG金融、国際的な評価手法、今後の総PFAS対策等の検討
- ・OECD、日中韓等における化学物質の技術的事項に係る国際連携の推進

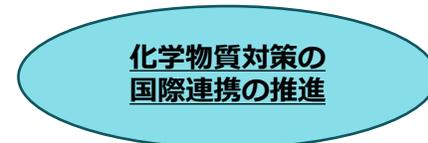
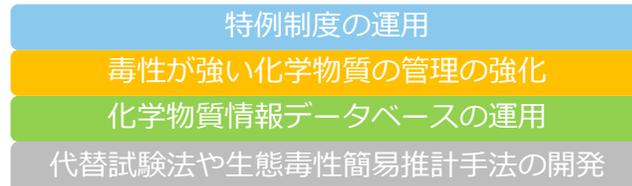
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/委託事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体/研究機関等
- 実施期間 平成16年度～

## 4. 事業イメージ



＜化審法の円滑な運用＞



お問合せ先： 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室 電話：03-5521-8253



【令和8年度要求額 1,000百万円（405百万円）】  
（独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金 306百万円（286百万円）を含む）

国民の命を守るため、国、地方公共団体、事業者等が行う効果的な熱中症対策を推進します。

## 1. 事業目的

- 熱中症対策実行計画で掲げる「2030年熱中症死亡者半減」達成に向け、これまで同計画に基づき実施した熱中症対策や普及啓発事業の効果検証等の分析を行い、分析結果を踏まえた対策の強化・加速化に取り組む。
- 命と健康を守るための実際の行動変容につなげるため、アウトリーチ活動や既存技術の活用を取り入れた取組を支援するとともに、新機能製品の開発・実装試験を行う。

## 2. 事業内容

- 改正気候変動適応法や熱中症対策実行計画に基づく熱中症対策の効果、国民に熱中症対策を促す普及啓発の手法や媒体等の有効性を検証し、熱中症対策実行計画の見直しを見据えた更なる対策の方向性を検討する。
- 熱中症死亡者の8割以上が高齢者で、その8割以上がエアコン不使用であったというデータ※を踏まえ、命と健康を守るための実際の行動変容につなげるため、高齢者等への多様な主体によるアウトリーチ活動や既存技術（例：WBGT計）の活用を取り入れた地域モデル事業、新機能製品（例：熱中症警戒アラートに応じたエアコン起動システム）の開発・実装試験を行う。 ※東京都監察医務院のデータ
- 独立行政法人環境再生保全機構が、地域における熱中症対策に取り組む地方公共団体等に対し、熱中症対策に取り組む情報を収集・展開するとともに、地方公共団体職員等を対象とした熱中症対策に係る研修を実施する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業 + 運営費交付金
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 平成24年度～

## 4. 事業イメージ

### ■ 普及啓発事業の効果検証



### ■ 地域における熱中症対策の強化



(例) 7月12日山形会場



(例) 佐野市役所



【令和8年度要求額 91百万円（21百万円）】

花粉症の健康影響に関する最新の知見を収集し、情報を提供することで、国民の花粉症予防行動を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 令和5年に閣議決定された「花粉症の全体像」に基づき、国民が適切な花粉症の予防行動をとれるよう、花粉に関する情報の提供を継続して行う。
- ② 環境中の微量な化学物質及び電磁界、紫外線、黄砂等による健康影響について知見の収集を行い、啓発資料の作成を検討する。

## 2. 事業内容

### 1. 花粉に関する影響評価事業

- ・花粉飛散状況等の情報を提供する目的で、スギ・ヒノキ科花粉の飛散状況に関する調査（スギ雄花花芽（着花量）調査、スギ・ヒノキ花粉実測調査）を実施する。
- ・花粉飛散状況等の調査は観測に技術力を要するため、観測者の高齢化による後継者不足が喫緊の課題。観測を継続して実施するため、様々な状態の花粉画像の収集及び画像処理による測定技術の開発を行う。
- ・花粉の飛散に伴う経済への影響について、最新の知見や統計情報を収集し、関係省庁と試算・検討・評価を実施する。

### 2. その他の環境中の因子による健康影響に関する基礎的調査研究

- ・環境中の因子による健康影響に関する最新の知見を収集するとともに、啓発資料の作成・更新を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成21年度～

## 4. 事業イメージ

### ■ スギ雄花花芽（着花量）調査

双眼鏡を活用し、スギ林の雄花の着花状態を調査



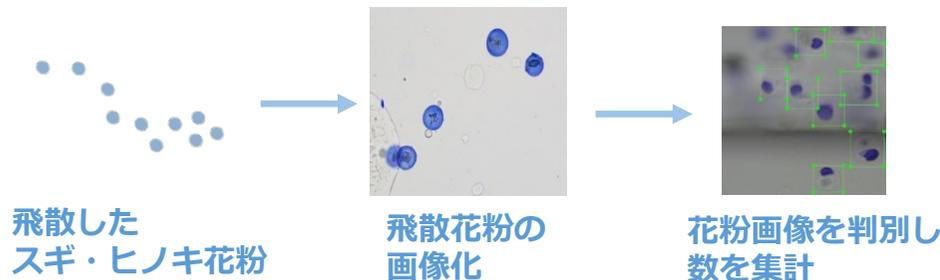
### ■ スギ・ヒノキ花粉実測調査

顕微鏡を活用し、スギ・ヒノキの花粉飛散数を調査



### ■ 画像処理による測定技術の開発

飛散花粉を画像化させ、自動で測定を行える技術開発を行う



# 一般廃棄物処理施設の整備



環境省



【令和8年度要求額 52,636百万円+ 事項要求 (52,636百万円)】

## 一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

### 1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

### 2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

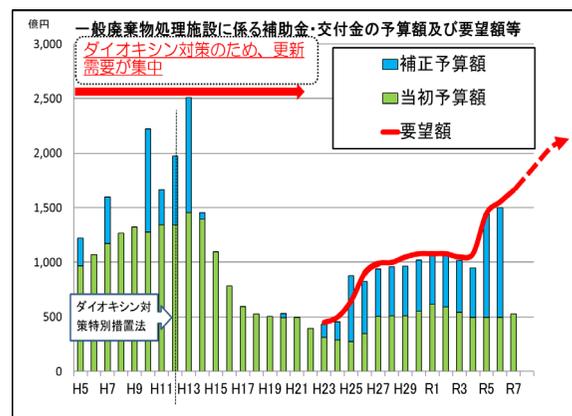
具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2等）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

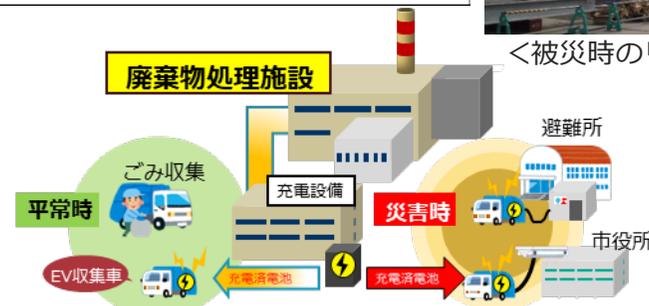
### 4. 予算額の推移、補助対象の例



<老朽化施設等の更新>



<被災時のリスク対策>



例 EV収集車による収集運搬の脱炭素化

廃棄物発電電力を災害時の非常用電源として有効活用

# 浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金等（浄化槽分））※廃棄物処理施設整備交付金を含む。



【令和8年度要求額 8,613百万円+事項要求（8,613百万円）】

## 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や維持管理の向上等を支援します。

### 1. 事業目的

- ・現在でも全国で未だに約830万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況。
- ・令和8年度の汚水処理施設の概成目標の達成のため、単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換を促進する必要。特に、生活環境等に重大な障壁が生じるおそれのある「特定既存単独処理浄化槽」の転換に向けた指導等を強化するとともに、対象となる高齢世帯における経済的負担の軽減に向けた支援が必要。あわせて、適正な維持管理を徹底するため、浄化槽台帳の整備や少人数高齢世帯の維持管理費を支援。
- ・災害対応・強靱化のため、老朽化した合併処理浄化槽の更新とともに浄化槽の被災状況の迅速な把握と早期復旧を図る台帳システム整備を支援。

### 2. 事業内容

市町村が行う浄化槽事業に対して交付金により支援。

※令和8年度予算では下線部分の助成メニューを拡充。

#### ○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

・単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の5割以上転換する事業

・集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する事業（公共浄化槽への転換に限る）

#### ○汚水処理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）<R8までの時限措置>

#### ○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

特定既存単独処理浄化槽（法に基づく維持管理を実施している少人数高齢世帯に限る）から合併処理浄化槽への転換に対する交付金基準額の増額 <R11までの時限措置>

#### ○浄化槽災害復旧事業

#### ○少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業（交付期間を3年から5年に延長）

#### ○市町村が定める浄化槽長寿命化計画等に基づく浄化槽の改築・更新事業

#### ○浄化槽整備効率化事業

浄化槽台帳整備（浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約する台帳システム整備含む）、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽に係る調査含む）、講習会等

### 3. 事業スキーム

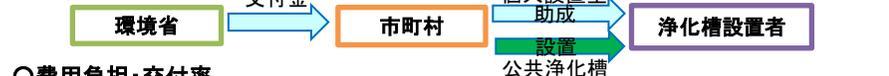
- 事業形態 交付金（交付率1/3、1/2）
- 請負先/交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

### 4. 事業イメージ

#### ○浄化槽のイメージ



#### ○事業の流れ



#### ○費用負担・交付率

浄化槽設置整備事業（個人設置型）  
 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置  
 個人 市町村(2/3or1/2負担) **国(1/3or1/2交付)**

負担割合6/10 負担割合4/10  
 ※浄化槽災害復旧事業については交付対象事業費の全額が交付金の交付対象（要協議）

特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（一定の要件を満たす場合に限る）  
 個人 市町村(1/2負担) **国(1/2交付)**

公共浄化槽等整備推進事業  
 単独処理浄化槽・くみ取り槽から合併処理浄化槽への転換、新規設置  
 市町村(2/3or1/2負担) **国(1/3or1/2交付)**  
 ※市町村は、別途、負担金（事業費の1割程度）を個人より徴収

少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業  
 個人 市町村(2/3or1/2負担) **国(1/3or1/2交付)**

負担割合1/2 負担割合1/2

# 浄化槽システムの脱炭素化推進事業



【令和8年度要求額 1,800百万円 (1,800百万円)】

浄化槽システムの脱炭素化に向けて、エネルギー効率の低い既設中大型浄化槽への先進的省エネ型浄化槽や再エネ設備の導入を支援します。

## 1. 事業目的

浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けて、エネルギー効率の低い既設の中大型浄化槽について、最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再生可能エネルギーを活用した浄化槽システムの導入を推進することにより、大幅なCO2削減を図る。

## 2. 事業内容

中大型浄化槽について、最新型の高効率機器への改修、先進的省エネ型浄化槽への交換、再エネ設備の導入を行うことにより大幅なCO2削減を図る事業を支援する。

①既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修  
・最新型の高効率機器（高効率ブロワ等）への改修とともにブロワ稼働時間を効率的に削減可能なインバータ及びタイマー等の設置を要件とする。  
・改修によって当該機器のCO2排出量を20%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

②既設の中大型合併処理浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換  
・最新の省エネ技術による先進的省エネ型浄化槽への交換を要件とする。  
・交換によって既設浄化槽のCO2排出量を46%以上削減（③の再エネ設備導入によるCO2排出量の削減を含む）

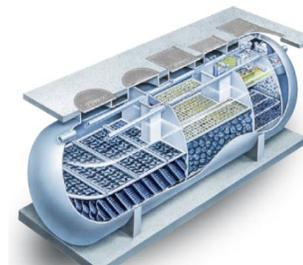
※さらに、規模見直し等により高い削減率を達成するものは優先採択

③中大型合併処理浄化槽への再エネ設備の導入  
・上記①又は②と併せて行う再エネ設備（太陽光発電・蓄電池等）の導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和4年度～令和8年度

## 4. 事業イメージ



先進的省エネ型浄化槽

出典：フジクリーン工業（株）HP



高効率ブロワ

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



スクリーン



インバータ制御

画像提供：（一社）浄化槽システム協会



再生可能エネルギー設備

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155



【令和8年度要求額 147百万円（新規）】

高度な再資源化を担う廃棄物処理業者及び業界振興に資する事業を支援します。

## 1. 事業目的

- ① 廃棄物処理事業者が再資源化事業等高度化法で定める再資源化の判断基準を達成するための支援を行う。
- ② 日本標準産業分類と国際標準産業分類における廃棄物処理業分野の区分に関する調査を行う。
- ③ 資源循環分野を育成就労制度・特定技能制度の対象として、外国人の高度人材確保支援を行う。

## 2. 事業内容

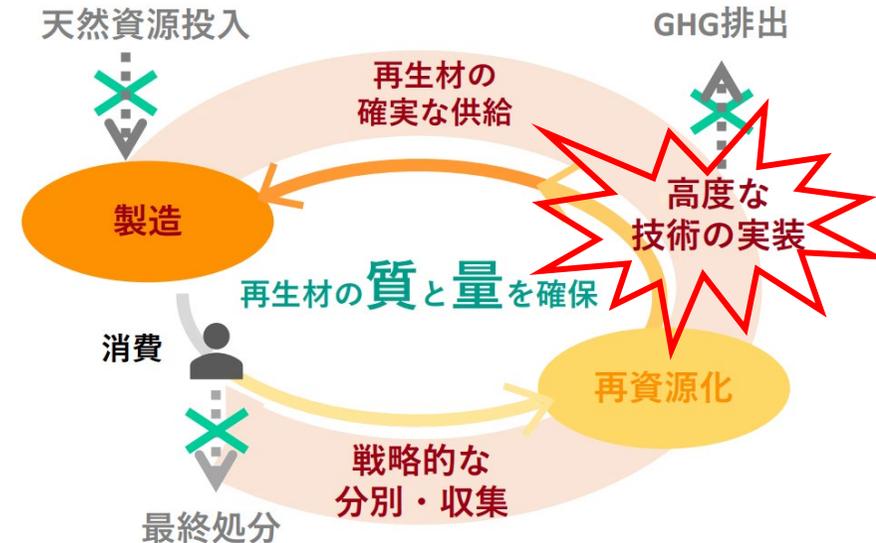
資源循環分野の産業競争力強化を目指し、製造側が必要とする質と量の再生材の確実な供給に向け、人材育成や人手不足対策等による業界全体の底上げを行い再資源化事業等の高度化を進めるため、以下の事業を行う。

- (1) 再資源化判断基準達成に向けた支援経費  
再資源化バリューチェーン関連ハンドブックや実務者用ツールの作成・配付、実務者の技能研修やビジネス提案コンテストの実施等
- (2) 特定技能・育成就労制度運営経費  
特定技能・育成就労に関する協議会の運営、試験の適正性確保、制度の効果的な活用に向けた情報収集・分析
- (3) 資源循環・廃棄物処理業の産業分類区分に関する調査  
総務省統計、国連統計の区分の考え方や整理法の実態調査、並びに将来の廃棄物処理業の産業分類における検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) ~ (3) 請負事業
- 交付対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



外国人材による人手不足対策



高度な技術を支える人材育成

# PCB廃棄物の適正な処理の推進等



【令和8年度要求額 3,972百万円+事項要求(1,940百万円)】

PCB廃棄物の適正処理推進の取組及びPCB廃棄物処理施設の解体撤去のための資金出資等を行います。

## 1. 事業目的

- ①ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、令和9年3月末までに処理することが義務付けられているPCB廃棄物の適正処理推進。
- ②国が中心となり推進し、政府が100%出資している中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）により全国5箇所に整備された高濃度PCB廃棄物処理施設が立地する自治体における安全・安心の確保。

## 2. 事業内容

- ① PCB廃棄物の適正処理推進に向けて、以下に示すような取組を進める。
  - ・ 地方自治体による指導等の実施に係る相談窓口設置や専門家派遣
  - ・ PCB廃棄物の保管情報等の集計活用
  - ・ 適正処理に資する制度的・技術的な対応に係る調査検討 等
- ② 高濃度PCB廃棄物処理施設が立地する自治体における安全・安心の確保に貢献するため、以下に示すような事業を行う。
  - ・ 処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を速やかに実施するためのJESCOへの出資
  - ・ 立地自治体が実施するPCB廃棄物の処理や処理施設の原状回復等が安全かつ確実に行われることを確保するための環境整備に関する事業に対し補助

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①請負事業、②出資金、直接補助事業（定額）
- 対象 ①民間企業等、②JESCO、立地自治体
- 実施期間 ①平成13年度～令和17年度（予定） ②平成26年度～令和14年度（予定）

## 4. 事業イメージ

<PCB廃棄物の例>



<PCB除去及び原状回復作業状況>

処理事業を終了した事業所より順次  
PCB除去及び原状回復作業を実施



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 環境再生担当参事官付 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室 電話：03-6457-9096

# 動物の愛護及び管理事業

【令和8年度要求額 522百万円（406百万円）】



うち、本省要求額 519百万円（402百万円）

うち、地方要求額 4百万円（4百万円）



動物を大切に作る心豊かな社会づくりを進めつつ、動物取扱業の適正化、糞尿等の生活環境への支障防止、犬猫の殺処分削減、災害時のペット対応への備え、マイクロチップによる犬猫管理、動物虐待等防止といったペット等が関わる社会課題に対応し、人と動物の共生社会の実現を図ります。

## 1. 事業目的

- 動物愛護の気風を醸成し、動物取扱業の適正化、犬猫の殺処分削減、マイクロチップによる犬猫の管理、動物虐待等防止により、動物を適正に取り扱う社会を構築。
- 危険な特定動物管理や飼養施設の鳥インフルエンザ対策を強化し、動物からの危害を防止するとともに、動物による糞尿等の被害を防止し、生活環境を保全。災害時のペット対応への備えによる災害時の被災者の安全確保。

## 2. 事業内容

自治体が行う施設整備への補助、災害への備え等の各種対策の実施、課題解決に必要な対策の検討を進めます。

- 令和元年法改正に係る施行状況調査や、法令改正等の対策を検討・とりまとめ。
- 動物取扱業において、動物を適切に取り扱うための基準の策定や検討会の実施、検討に必要な調査、法令遵守の徹底等。
- 犬猫の殺処分削減に向け、犬猫の譲渡体制強化に係る事業の実施、災害時対応を含めた自治体が設置する動物収容施設の整備費に対する補助金での支援等。
- 動物の適正な飼養管理の基盤データとなるマイクロチップの識別管理の充実化、登録情報の活用、狂犬病予防法との連携等の方策の検討等。
- 愛玩動物看護師制度の着実な運用。
- 災害時の同行避難、ペット対応への備え。法律に基づく、動物の愛護及び管理に係る国民への総合的な普及啓発。
- 動物虐待等事案に迅速かつ適切に対処できる自治体の体制づくりの支援。
- 鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症拡大を着実に防止するための自治体の体制強化。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業（1/2）
  - 請負先 ①、②、④～⑧民間事業者・団体/非営利団体/大学/研究機関
  - 補助対象 ③都道府県、政令市及び中核市、等
- 実施期間 平成18年度～

## 4. 事業イメージ

### <社会課題>

- 生活環境への支障
- 動物取扱業者による不適正な飼養等
- 迷い犬猫が所有者に返還されない
- 適正飼養の推進
- 動物の虐待
- 犬猫の殺処分
- 災害への対応
- 人への健康被害 等

### 【事業の実施】

- 基準等の策定
- 自治体の支援
- 災害時の備えの強化 等

### <人と動物の共生する社会の実現>

- 動物愛護による動物の取扱いの適正化
- 動物管理による人・生活環境への被害防止

## 中間貯蔵施設の整備・管理運営及び除去土壌等の県外最終処分に向けた取組を進めます。

### 1. 事業目的

福島県内で発生した放射性物質を含む除去土壌や廃棄物を中間貯蔵施設において安全かつ集中的に管理することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。また、中間貯蔵開始後30年以内（2045年3月まで）に福島県内で発生した除去土壌等の県外最終処分を完了する。

### 2. 事業内容

福島県内で発生した除去土壌等を県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理する中間貯蔵施設の整備及び管理運営等について、地域の理解を得ながら着実に実施する。

また、除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、最終処分量を低減するため、除去土壌の再生利用（復興再生利用）等の取組を推進する。

#### <主な内訳>

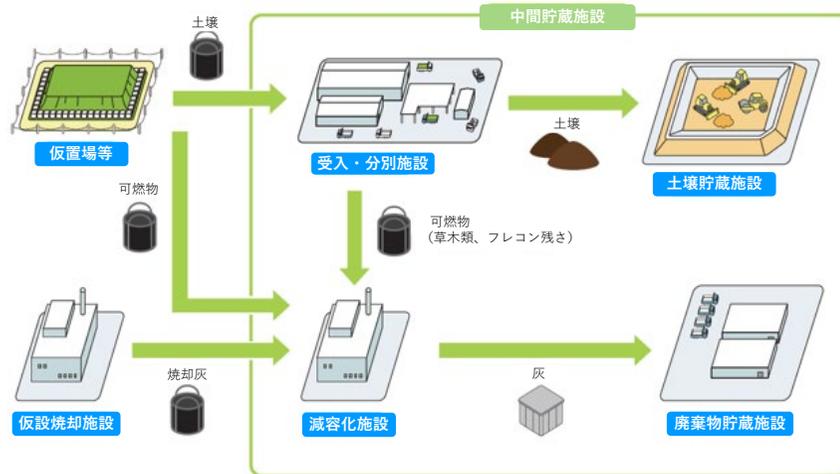
- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ①中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得等           | 13億円  |
| ②中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等          | 917億円 |
| ③県外最終処分に向けた除去土壌等の減容技術開発・復興再生利用の推進等 | 53億円  |
| ④関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供    | 8億円   |

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業（①②③④）、委託事業（②の管理運営、③の技術開発等の一部）
- 請負、委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 事業イメージ

#### 中間貯蔵施設事業の流れ



#### 復興再生利用のイメージ



## 面的除染完了後の事後処理を実施します。

### 1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な管理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化等、面的除染完了後の対応を着実に実施する。

### 2. 事業内容

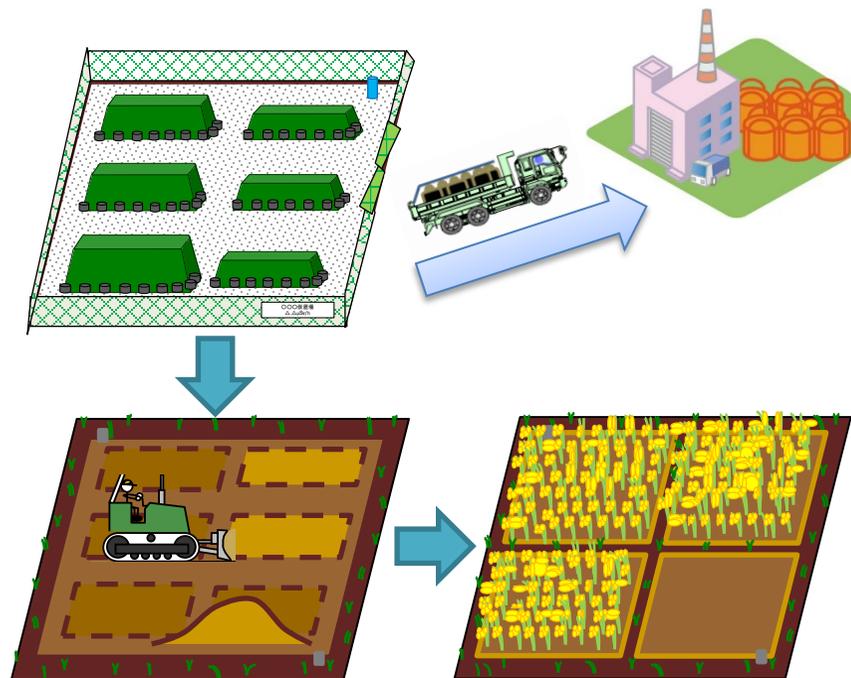
- (1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・原状回復等  
11,019百万円（14,760百万円）  
〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化等〕
- (2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・原状回復・処分等に対する財政措置  
4,399百万円（1,141百万円）  
〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、処分、モニタリング等のフォローアップ等〕

(参考)  
令和7年4月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,372箇所のうち約1,363箇所余りが搬出完了。搬出後の仮置場の原状回復及び残りの仮置場の適正な管理を実施。令和7年3月に除去土壌の処分基準及びガイドラインを策定。福島県外において埋立処分等に向けた取組が進捗。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 請負補助対象 民間事業者／地方公共団体／福島県
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 7,242百万円（19,943百万円）】

## 特定復興再生拠点の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

### 1. 事業目的

福島復興再生特別措置法に基づき、特定復興再生拠点区域（避難指示の解除により住民の帰還及び移住等を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域内における除染・家屋解体等を行う。

### 2. 事業内容

#### 特定復興再生拠点区域【7,241百万円（19,943百万円）】

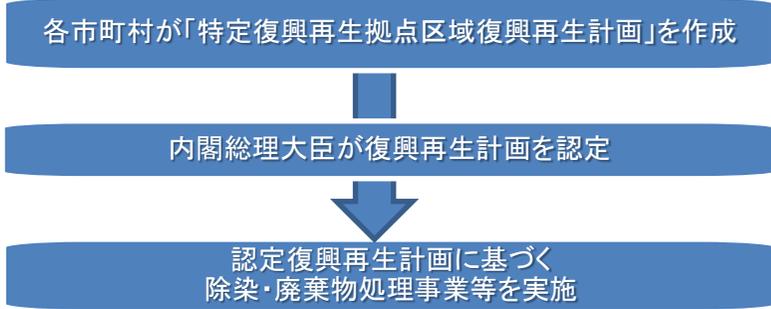
※端数処理の関係で右上の要求額とは符号しない

- (1) 除染事業 720百万円（2,493百万円）  
仮置場維持管理、搬出完了後の原状回復等
- (2) 廃棄物処理事業 6,436百万円（17,320百万円）  
仮置場維持管理等、減容化処理、拠点廃棄物詰替・セメント固型化、不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 85百万円（130百万円）

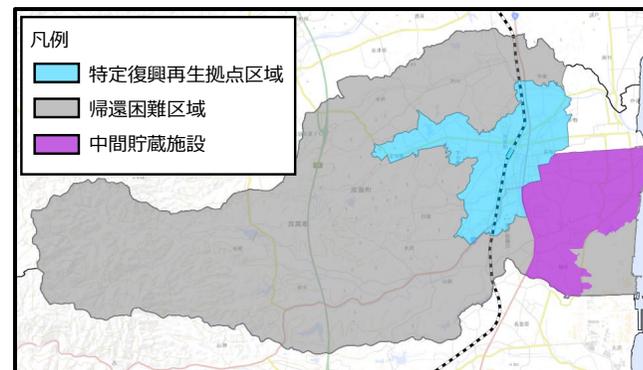
### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

### 4. 事業イメージ



【特定復興再生拠点区域の例（双葉町：避難指示解除済み）】





【令和8年度要求額 48,812百万円（61,981百万円）】

## 特定帰還居住区域の整備に必要な除染や廃棄物処理事業等を実施します。

### 1. 事業目的

2023年6月に改正した福島復興再生特別措置法に基づき、特定帰還居住区域（避難指示の解除により住民の帰還及び帰還後の生活の再建を目指す区域）の復興及び再生を推進する。同法に基づき各町村が作成し内閣総理大臣の認定を受けた特定帰還居住区域復興再生計画に基づいて、帰還困難区域の特定帰還居住区域内における除染・家屋解体等を行う。

### 2. 事業内容

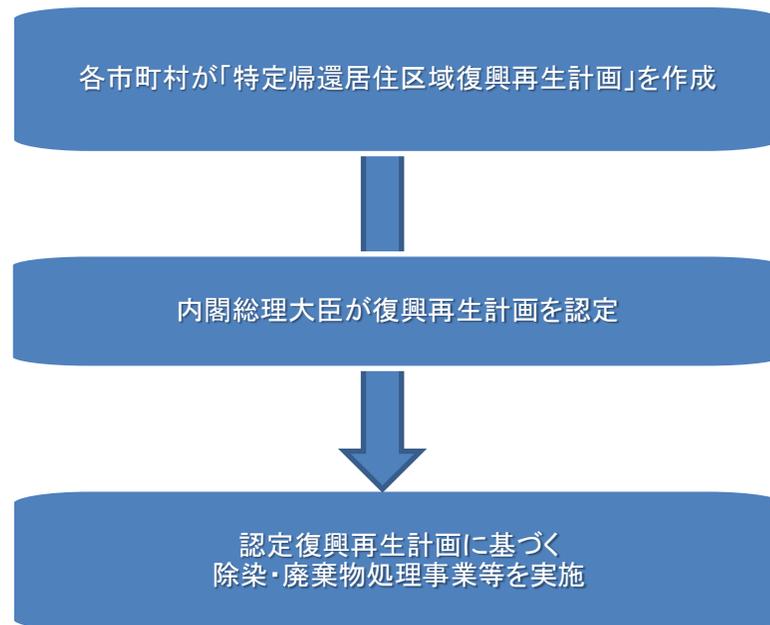
特定帰還居住区域【48,812百万円（61,981百万円）】

- (1) 除染事業 29,631百万円（46,863百万円）  
除染工事（フォローアップ除染含む）、仮置場維持管理、事前調査・同意取得・事後モニタリング等
- (2) 廃棄物処理事業 19,173百万円（15,110百万円）  
家屋等解体撤去、減容化、廃棄物詰替・セメント固型化、仮置場維持管理等、不燃物処理等
- (3) その他調査業務、旅費等 8百万円（8百万円）

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和5年度～

### 4. 事業イメージ





【令和8年度要求額 27,680百万円（41,338百万円）】

## 放射性物質汚染対処特措法に基づき放射性物質汚染廃棄物の処理を着実に進めます。

### 1. 事業目的

平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特措法」及びその「基本方針」に基づき、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）等の処理を着実に推進する。

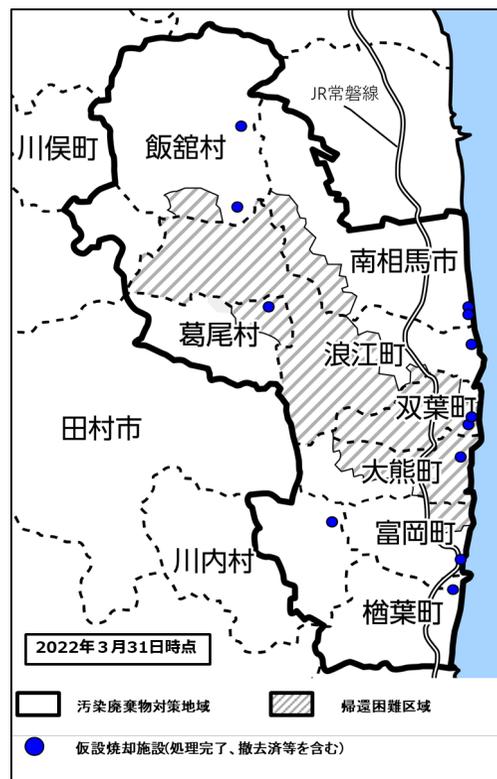
### 2. 事業内容

- 対策地域内廃棄物の処理 **43億円**  
対策地域内廃棄物の仮置場の原状復旧、大型建物の解体、仮設焼却施設における処理等を行う。
- 指定廃棄物の処理 **165億円**  
福島県内の指定廃棄物の処理を行う。また、県外の指定廃棄物を集約するための長期管理施設の整備に向けた取組等を推進する。
- 特定廃棄物の埋立処分 **59億円**  
既存管理型処分場を活用し福島県内の特定廃棄物の埋立処分等を行う。
- 農林業系廃棄物の処理 **8億円**  
農林業系廃棄物処理に要する費用を補助する。
- 廃棄物処理施設モニタリング **2億円**  
特定一般廃棄物処理施設等のモニタリング等に要する費用を補助する。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、直接補助事業等
- 請負・委託先、補助対象 民間事業者、地方公共団体等
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 汚染廃棄物対策地域の状況



大熊町 仮設焼却施設



クリーンセンターふたば



農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)

## 東日本大震災被災地における放射性物質等の環境モニタリング調査を実施します。

### 1. 事業目的

東日本大震災に伴う東京電力福島第1原子力発電所から放出された放射性物質に係るモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る海域環境モニタリングを行い、モニタリング結果を発信することにより、国内外の安心の確保に資する。

### 2. 事業内容

「総合モニタリング計画」及び「ALPS処理水の処分に関する基本方針」に基づき水環境に係る以下の調査を実施する。

○発電所事故に伴い放出された放射性物質について①～③を実施。

#### ①公共用水域放射性物質モニタリング調査

・セシウム・ストロンチウムを測定

#### ②地下水放射性物質モニタリング調査

・セシウム・ストロンチウムを測定

#### ③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査

・セシウムを測定

○ALPS処理水に係るモニタリングとして④を実施。

#### ④ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査

・トリチウム等を測定

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度(一部23年度補正)～

### 4. 事業イメージ

#### ■ 調査範囲（地点図は別紙のとおり）・調査頻度

##### ①公共用水域放射性物質モニタリング調査

- ・対象試料：水質・底質、水生生物
- ・調査範囲：福島県及び近隣8都県の河川、湖沼、沿岸
- ・調査頻度：年2～10回

##### ②地下水放射性物質モニタリング調査

- ・対象試料：地下水
- ・調査範囲：福島県及び近隣3県
- ・調査頻度：年1～4回

##### ③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査

- ・対象試料：底質
- ・調査範囲：福島県、宮城県、岩手県沖
- ・調査頻度：年1回

##### ④ALPS処理水放出に関連する放射性物質モニタリング調査

- ・対象試料：海水、水生生物
- ・調査範囲：福島県、宮城県、茨城県沖
- ・調査頻度：年4回ほか風評状況に応じて実施

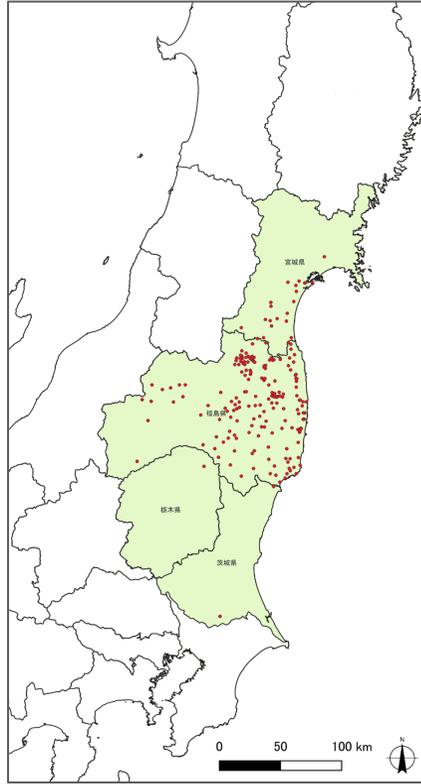
# 東日本大震災被災地における環境モニタリング調査

## モニタリング調査地点図

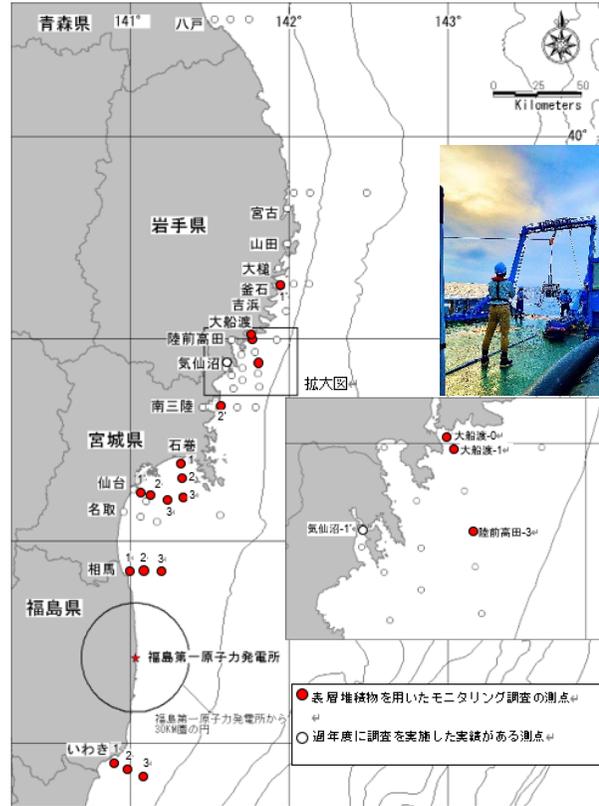
①公共用水域（河川、湖沼、沿岸）



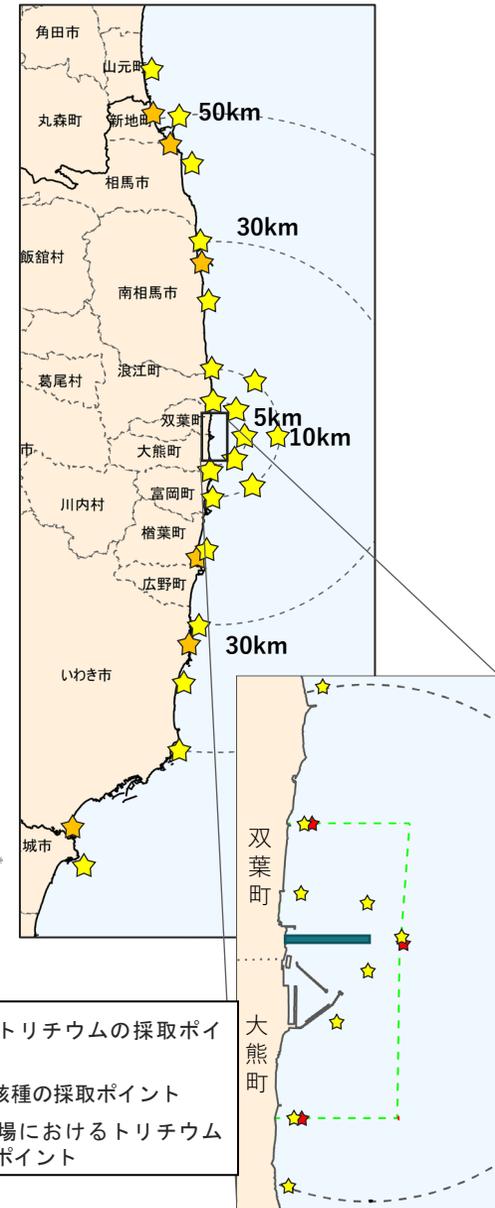
②地下水



③海洋



④ALPS処理水



- ★ 海水中トリチウムの採取ポイント
- ★ その他核種の採取ポイント
- ★ 海水浴場におけるトリチウムの採取ポイント





研究事業等を通じて、原子力災害被災者に適切な健康管理を講ずるとともに、健康不安の解消を図ります。

## 1. 事業目的

- ① 放射線の健康影響に係る知見の充実を図る。
- ② 自治体職員や相談員への研修会、車座意見交換会を開催し、放射線健康影響等に関する理解及び不安解消を図る。
- ③ 福島県「県民健康調査」（特に甲状腺検査）の実施体制の充実を図る。
- ④ 放射線健康影響に関する基礎資料の改訂等に加え、正確で効果的な情報発信を行うことで誤解から生じる風評・差別・偏見をなくしていく。

## 2. 事業内容

- 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」の中間取りまとめを踏まえ、①放射線の健康影響に係る調査研究、②特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された町村を中心とした、地域における放射線に係る健康不安及び生活上の課題への対応、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」に係る人材育成、④放射線の健康影響等に関する情報収集・対策等を推進しています。
- 令和8年度は上記4事業の着実な実施に加え、以下の点を強化します。  
ぐるプロジェクトでは、これまでの取組から得られた学びを活かし、福島県の放射線による健康影響に関する情報発信をさらに強化し、差別につながる誤解や風評を生まないための取組みを進めます。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業/請負事業
- 委託・請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成29年度～

## 4. 事業イメージ

- ① 【調査研究(公募)】
  - ・放射線健康管理に資する線量評価に関する研究
  - ・事故に係る身体面・心理面の健康影響及びそのメカニズムに関する研究
  - ・事故による放射線不安への対策に資する研究 等
- ② 【リスクコミュニケーション事業】
  - ・相談窓口の設置及び相談対応
  - ・自治体職員や相談員等の研修
  - ・住民セミナー・車座意見交換会・専門家派遣
- ③ 【甲状腺検査の充実等】
  - ・甲状腺がんを含むサポート体制の充実
  - ・甲状腺検査に係る人材育成・検査実施機関への支援

### ④ わかりやすい科学情報を国内外へ発信



# 「脱炭素×復興まちづくり」推進加速化事業



【令和8年度要求額 500百万円（500百万円）】

福島での「脱炭素社会」と「復興まちづくり」の同時実現を通して着実な復興を支援します。

## 1. 事業目的

- 震災や原子力災害により大きな影響を受けた福島県内の市町村では、ゼロカーボンシティ宣言を積極的に行うなど、環境に配慮したまちづくりへの取組が進められている。一方、住民の帰還や産業の再建が道半ばであり、今後、脱炭素社会を進めつつ、復興まちづくりの実現を目指すことは容易ではない。このため、2050年カーボンニュートラルの実現、「脱炭素」に関連した新しいまちづくりに向け、事業の創出や、地方公共団体、民間事業者等が実施する設備導入等に対する支援を行う。

## 2. 事業内容

(1) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する計画策定、導入等補助

福島県が策定した「再生可能エネルギー推進ビジョン」や自治体等が宣言する「ゼロカーボンシティ」で示された方針に沿って、当該市町村が2040年又は2050年を見据えた再生可能エネルギーの利用促進に関する目標と具体的取組を定めた構想等の策定（又は策定予定）を要件とし、地方公共団体や民間事業者等が行う「計画策定」または「自立・分散型エネルギーシステム」に対し補助する。

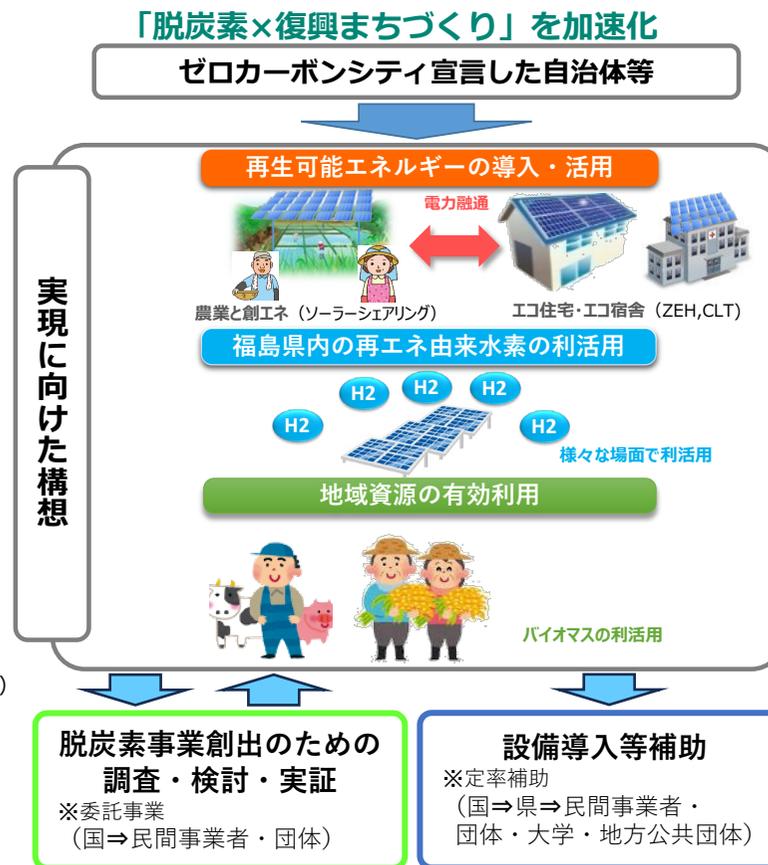
(2) 「脱炭素×復興まちづくり」に資する調査・検討・実証

地方公共団体や民間事業者等によるモデル性のある事業創出に向け、避難指示解除や復興まちづくりの進捗状況に合わせて被災地の地域資源や地域特性等を最大限活用した脱炭素化の取組に資する調査・検討を行う。また、それら調査・検討結果を踏まえ、地域課題解決に資する脱炭素関連技術等の実証事業を支援し、地域に根差した脱炭素事業の創出を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) 間接補助事業 ①計画策定 (2/3 上限1,000万円) ②設備導入 (1/4~5/6 上限2億円)  
(2) 委託事業
- 補助対象・委託先 (1) 福島県（民間事業者・団体・大学・地方公共団体への間接補助）  
(2) 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和12年度

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 電話03-3581-2788



能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズム等の推進支援を通じて、石川県創造的復興プランに貢献します。

### 1. 事業目的

- ・石川県創造的復興プランに貢献するため、ロングトレイル（自然歩道）の創設及びトキと共生する里地づくりを通じ、能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムとトキをシンボルとした地域づくりの推進を支援。
- ・能登半島国定公園をはじめとする被災した自然公園施設の復旧に向けて、石川県の要請を汲んだ支援を実施。

### 2. 事業内容

- (1) 国立公園等利用等推進事業費のうち、  
**能登半島地域の自然を活かした創造的復興推進事業【15百万円】**
  - ①能登半島地震の復興に資する国定公園のあり方検討事業
  - ②復興トレイルツーリズムによる利用促進事業
- (2) 希少種保護対策費のうち、  
**トキをシンボルとした地域づくり推進事業【49百万円】**
  - ・トキの放鳥への着実な準備及び放鳥、トキをシンボルとした地域づくり支援
- (3) **自然公園施設災害復旧事業費【183百万円】**
  - ・被災した自然公園施設の復旧の実施

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、補助事業（補助率：8 / 10）
- 請負先/交付対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和8年度～令和11年度（予定）

### 4. 事業イメージ

- (1) 能登半島地域の自然を活かした創造的復興推進事業



地震後

変化状況を踏まえ公園計画の見直しを検討



復興トレイルツーリズムによる利用促進事業

- (2) 希少種をシンボルとした地域づくり推進事業



- (3) 自然公園施設災害復旧事業費（事業実施箇所（例示））



基礎の亀裂（輪島市）



防護柵の損傷（珠州市）



創造的復興に貢献するため能登半島の豊かな自然資源を活かしたツーリズムと地域づくりを推進します。

### 1. 事業目的

- ① 能登半島国立公園及び周辺地域において、地震に伴い生じた地形や景観資源の変化や復興に関する地域の意向を把握した上で、復興の状況を見つつ、国立公園の公園計画の見直しを行い、能登の自然資源を活かした創造的復興を促進する。
- ② 能登半島の豊かな自然資源を活かした復興トレイルの構想策定や、トレイルを活用したツーリズムや地域づくりへの支援により、地域活性化と誘客の促進を図る。

### 2. 事業内容

能登半島国立公園を含む沿岸地域やその周辺地域を中心として、里山里海と共存してきた生業や文化など能登らしい風景について国立公園を活用した保全を図りつつ、景勝地等をつなぐ復興トレイル等のツーリズムによる誘客促進により、能登半島の創造的復興を支援する。

#### ①能登半島地震の復興に資する国立公園のあり方検討事業

能登半島国立公園区域及び周辺地域において、地震に伴い生じた地形や景観資源の変化や復興にあたっての国立公園の景観や能登半島の自然に関する地域の意向に関する社会学的調査を実施し、公園区域等の見直しに関する情報収集を行う。

#### ②復興トレイルツーリズムによる利用促進事業

能登の豊かな自然や風土に触れ、魅力を体験することができるロングトレイルの構想策定を支援し、トレイルを活用した創造的復興の機運醸成を図る。また、国立公園区域や復興を目指す温泉地等とも連携し、トレイルイベントや実証試験を実施することにより、誘客や関係人口の増加につなげ、観光振興や地域活性化、地域住民の活力向上を図る。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度～令和11年度（予定）

### 4. 事業イメージ

#### ①能登半島地震の復興に資する国立公園のあり方検討事業

能登半島国立公園の主要な景観資源である見附島（珠洲市）の地震前後の写真【写真提供：石川県】



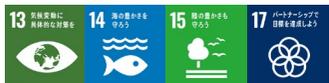
⇒ 変化状況を踏まえ公園計画の見直しを検討

#### ②復興トレイルツーリズムによる利用促進事業

「みちのく潮風トレイル」等のロングトレイルの先進事例のノウハウ提供や、能登らしさを生かしたツーリズムの計画・検討の支援により、誘客や関係人口の増加や観光振興、地域活性化、地域住民の活力向上に貢献。



写真) 石川県観光公式サイトより



本州におけるトキの放鳥と地域づくりの支援を行い、能登半島の創造的復興に貢献します。

### 1. 事業目的

現在新潟県佐渡島だけで定着・繁殖しているトキについて、令和8年に本州初となる能登地域で放鳥し、地域づくりのシンボルとして能登半島の創造的復興に貢献するとともに、将来的には全国に展開を目指す。

### 2. 事業内容

トキ放鳥に向け必要な機材の準備や体制を整備した上で、取組自治体と協働で放鳥を実施する。放鳥後はトキの分布・拡散状況を追跡機器やモニタリング等により把握し、そのデータを解析し、次の放鳥の検討に利用する。また、放鳥後に想定される傷病対応等の事例を収集し、考え方や方針を検討・整理する。

トキの定着に向けた技術的支援を行うことで、トキをシンボルとした地域づくりを推進する。

#### ○放鳥準備及び放鳥

- ・本州放鳥へ向けた機材や体制等の準備及び放鳥

#### ○トキのモニタリング・データ解析等

- ・放鳥個体の分布、生息状況把握
- ・追跡機器やモニタリングから得られたデータ解析等
- ・傷病事例等の情報収集、対策の検討

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和8年度

### 4. 事業イメージ

#### ■ 放鳥準備



追跡機器の調達、装着



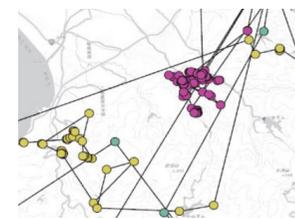
放鳥箱等必要機材の調達、調整

#### ■ モニタリング



モニタリングや追跡機器により得られたデータ解析等

#### ■ 分布データ等の解析



追跡機器やモニタリングデータを用いた分析（トキの環境利用把握等）

能登半島におけるトキをシンボルとした  
創造的復興に貢献

地域づくりのモデルとして全国へ展開



## 能登半島地震によって被災した国立公園施設について復旧等を図ります。

### 1. 事業目的

能登半島地震によって自然公園施設に損壊等被害が生じており、観光利用の拠点となる自然公園施設の復旧を行うことで、風評被害や利用者の減少を最小限に抑えるなど魅力的な観光地域づくりにつなげ、地域の復興を実現する。

### 2. 事業内容

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により国立公園において施設が多数被災し、通常の支援・予算により被災自治体が施設の復旧を行うことは困難な状況にある。また、被災した施設の復旧の遅れは地域一帯の観光振興への影響も大きいため、被災自治体による施設の復旧を図ることが可能な措置を講ずるもの。

<具体的な事業内容>

- ・地方公共団体が事業執行する国立公園施設の復旧事業

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業（補助率：8／10）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和6年度～

### 4. 事業実施箇所（例示）



能登半島国立公園  
瀬ヶ崎野営場（輪島市）

能登半島国立公園  
真浦園地（珠洲市）

# 大規模災害に備えた廃棄物処理体制の検討



【令和8年度要求額 1,433百万円（331百万円）】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

## 1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

## 2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。  
令和6年能登半島地震等における課題を踏まえ、国土強靱化の観点から抜本的な災害廃棄物処理システムの強靱化に向け、平時からの備えを進めていきます。

### 大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

- (1)災害廃棄物対策に関する自治体支援及び継続的な情報発信
- (2)自治体の国土強靱化対策の加速化
- (3)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (4)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (5)損壊家屋等の公費解体の迅速化
- (6)発災初期の適切な被害情報把握と現地支援

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

## 4. 事業イメージ

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

